

# 平成20年度政策評価書

(平成19年度に実施した総務省の主要な政策に係る評価)

(事後事業評価)

平成20年7月

総務省

## 【平成20年度政策評価について】

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第10条の規定に基づき、行政機関の長は、政策評価を行ったときは、評価の対象とした政策、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、政策評価の結果等を記載した評価書及びその要旨を作成し、公表しなければならないこととされています。

総務省では、主要な政策に係る評価及び事後の事業評価を行い、以下の報告書を取りまとめました。

### 「平成20年度政策評価書」

総務省における政策評価の基本的考え方等を説明するとともに、総務省が平成19年度に実施した主要な政策についての評価結果、成果重視事業及び一定の事業についての事後事業評価結果を記載しています。

### 「平成20年度政策評価書要旨」

総務省における政策評価の基本的考え方等を説明するとともに、主要な政策の評価及び事後事業評価の取組を国民に分かりやすく説明するため、これらの評価結果の要旨を記載しています。

なお、総務省における政策評価の取組状況は、総務省ホームページで公表していますので、ご参照ください。

(総務省ホームページ：[http://www.soumu.go.jp/menu\\_02/hyouka/index.html](http://www.soumu.go.jp/menu_02/hyouka/index.html))

# 目 次

## 第一部 総務省における政策評価の基本的考え方及び評価の実施状況

I 総務省における政策評価の基本的考え方	
1 政策評価の必要性	1
2 政策評価の目的	1
3 評価の枠組み	2
4 政策評価の実施体制	6
5 評価結果の政策への反映	7
6 国民への説明責任の徹底	7
II 主要な政策に係る評価の実施状況	
1 評価の流れ	9
2 評価対象	9
3 総合的な評価の実施	11
4 政策の見直し・改善の方向性に関する記載	13
III 今後の課題と方向性	15

## 第二部 主要な政策に係る評価書

### 【行政改革・行政運営】

政策1 国家公務員の人事管理の推進	17
政策3 行政評価等による行政制度・運営の改善	35

### 【地方行財政】

政策5 地域振興	61
政策6 地方財源の確保と地方財政の健全化	77
政策7 分権型社会を担う地方税制度の構築	87

### 【選挙制度等】

政策8 選挙制度等の適切な運用	101
-----------------	-----

【電子政府・電子自治体】

政策 9 電子政府・電子自治体の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 3

【情報通信（ICT政策）】

政策 1 0 情報通信技術の研究開発・標準化の推進・・・・・・・・・・ 1 2 9  
政策 1 4 電波利用料財源電波監視等の実施・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 9  
政策 1 5 ICT分野における国際戦略の推進・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 9

【郵政行政】

政策 1 6 郵政行政の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5 9

【国民生活の安心・安全】

政策 2 0 消防防災体制の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7 1

**第三部 事後事業評価書**

1 地方公共団体に対する調査・照会業務システム整備・・・・・・・・ 2 0 9  
2 字幕番組・解説番組等の制作促進事業・・・・・・・・・・・・・・ 2 1 4  
3 地上デジタル放送の公共分野における利活用に関する調査研究・・ 2 2 0  
4 ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発  
・実証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2 9  
5 移動通信システムにおける高度な電波の共同利用に向けた要素技術の研  
究開発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3 5  
6 衛星通信と他の通信の共用技術の研究開発・・・・・・・・・・・・・・ 2 4 1  
7 高速・高精度測定技術の研究開発・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4 7

**第四部 成果重視事業に係る実施状況調書**

1 職員等利用者認証業務・システムの最適化・・・・・・・・・・・・・・ 2 5 3  
2 文書管理業務・システムの最適化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5 7  
3 政府認証基盤最適化事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6 1  
4 電子契約システムの整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6 5  
5 電気通信行政情報システムの最適化事業・・・・・・・・・・・・・・ 2 6 9  
6 統合無線局監理システムの電子申請機能等の高度化・・・・・・・・・・ 2 7 3  
7 恩給業務・システムの最適化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7 7  
8 統計調査等業務の最適化事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8 1

## 第五部 主要な政策に係るモニタリング調書

### 【行政改革・行政運営】

政策 2 適正な行政管理の実施	285
-----------------	-----

### 【地方行財政】

政策 4 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	289
---------------------------	-----

### 【情報通信（ICT政策）】

政策 1 1 情報通信技術高度利活用の推進	295
政策 1 2 ユビキタスネットワークの整備	299
政策 1 3 情報通信技術利用環境の整備	303

### 【国民生活の安心・安全】

政策 1 7 一般戦災死没者追悼等の事業の推進	311
政策 1 8 恩給行政の推進	313
政策 1 9 公的統計の体系的な整備・提供	317

## 資料編

総務省における政策評価の主な取組	321
総務省の政策評価に関する有識者会議構成員（平成20年7月1日現在）	325
総務省政策評価基本計画（平成19年総務省訓令第60号）	327
平成20年度総務省政策評価実施計画	335
平成19年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について （平成19年度目標設定表）	339

## 総務省における政策評価の基本的考え方

### 1 政策評価の必要性

わが国の行政においては、ともすれば法制度の検討や予算の確保など政策の企画立案（Plan）に力点が置かれてきましたが、これを国民本位の効率的で質の高い行政、国民的視点に立った成果重視の行政へ転換するためには、政策を実施（Do）した結果を的確に評価（Check）し、社会経済情勢の変化等にあわせて政策を柔軟に見直して予算要求等に反映すること（Action）が求められています。

総務省は、行政改革・行政運営、地方行財政、選挙、情報通信（ICT政策）、郵政行政、統計、消防などの幅広い分野において国民に身近な社会基盤や快適な生活を支える役割を果たしており、総務省の政策に対する国民の信頼のさらなる確保を図るため、政策評価の的確な推進が重要となっています。

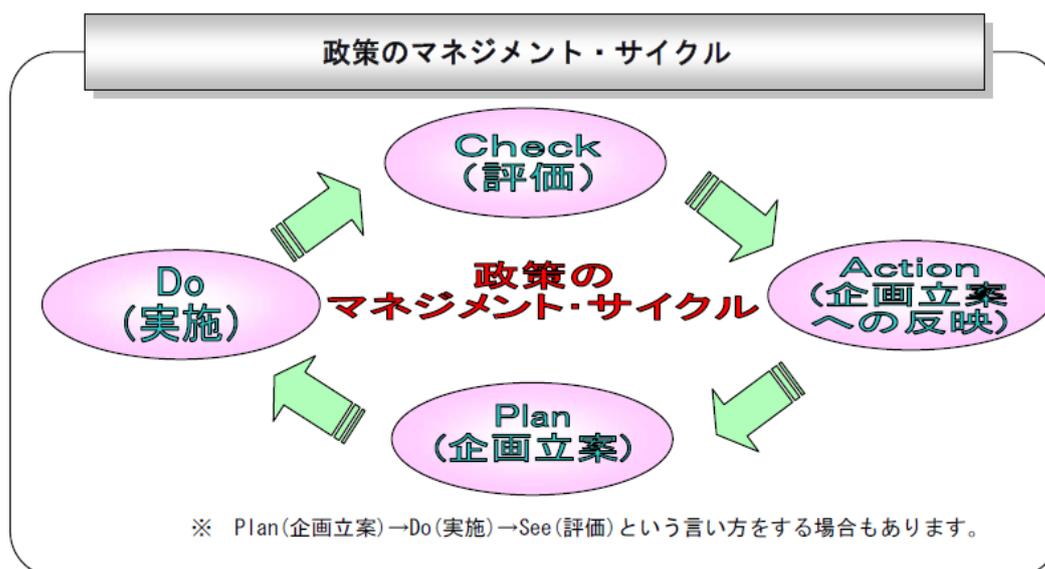
### 2 政策評価の目的

総務省では、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）に基づき、積極的に政策評価に取り組んでいます。

総務省における政策評価の目的として、次のような点が挙げられます。

#### 効率的で質の高い行政の実現

政策を企画立案し、実施した結果が、国民生活や社会経済にどのような影響を与えているか、達成目標がどの程度実現しているといえるのかを評価し、評価結果から政策の課題を抽出して次の企画立案に反映させていくという、政策のマネジメント・サイクルを確立し、効率的で質の高い行政の実現を図ること（下図参照）。



出典：総務省行政評価局作成 『政策評価Q & A』(H19.11.19版)

## 成果重視の行政の実現

政策ごとに事前に目標設定を行い、「政策をどのように実施したのか（アウトプット）」よりも「政策の実施により結果として国民にどのような便益がもたらされたのか（アウトカム）」に着目した評価を行うことにより、成果重視の行政の実現を図ること。

## 透明性の確保及び国民の信頼の向上

総務省の政策について国民に対する行政の説明責任の徹底を図り、政策やそれに基づく活動についての透明性を確保し、行政に対する国民の信頼の向上を図ること。

### 3 評価の枠組み

#### (1) 評価方式

総務省では、政策の特性等に応じて、次の3つの方式を用いています。

##### ア 実績評価方式

実績評価とは、評価対象政策の目標をあらかじめ明示し、これに対する実績を定期的・継続的に測定し、目標の達成度合いについて評価する方式による評価です。

総務省では、総務省の主要な政策（法第6条第3項に規定する政策。以下「主要な政策」という。）をその対象とし、当該政策の有効性等について検証し、その見直し等に活用しています。

総務省では、おおむね一つの部局の所掌事務程度又はそれを2～3ぐらいに分割した程度のものを「主要な政策」として、政策評価の単位と位置づけています。

##### イ 総合評価方式

総合評価とは、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し評価する方式による評価です。

総務省では、主要な政策をその対象とし、当該政策の方向性等について検証し、その見直し等に活用するほか、分野横断的なテーマ若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策をその対象とし、総務省の政策評価を充実する評価方式として活用しています。

##### ウ 事業評価方式

事業評価とは、事業を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し評価する方式による評価です。

総務省では、事業や実施手段についての企画立案、事業の実施に当たっての判断を行う際に（事前評価）あるいは一定期間経過した事業の有効性の検証及びその見直し等（事後評価）に活用しており、以下のとおり、法で実施が義務づけられたもののほか、総務省独自の基準を定め、取組を進めています。

#### (a) 事前評価

法で規定されている基準

10億円以上の費用を要することが見込まれる個々の研究開発又は公共事業  
法律又は政令の制定・改廃による規制の新設・改廃を目的とする政策

総務省独自の基準

新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業のうち  
相当程度の社会的影響等があると認められる事業

既に予算措置がなされており当該事業を行うことで相当程度の社会的影響等  
があると認められる公共事業又は研究開発課題

規制の新設・改廃を目的とする政策

なお、平成20年度の事前評価は、平成21年度概算要求関連の事業については8月頃、規制の新設・改廃を目的とする政策についてはその都度、実施します。

#### (b) 事後評価

総務省独自の基準

事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるもの

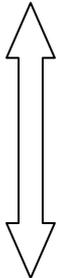
一定期間継続している研究開発制度

一定期間継続している事業であって相当程度の社会的影響等があると認められる事業

平成20年度の事後評価の対象となる事業は、以下の7事業です。

- ・ 地方公共団体に対する調査・照会業務システム整備
- ・ 字幕番組・解説番組等の制作促進事業
- ・ 地上デジタル放送の公共分野における利活用に関する調査研究
- ・ ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証
- ・ 移動通信システムにおける高度な電波の共同利用に向けた要素技術の研究開発
- ・ 衛星通信と他の通信の共用技術の研究開発
- ・ 高速・高精度測定技術の研究開発

総務省の評価方式の位置づけは、下表のとおりです。

対象	事前評価	事後評価	
政策 レベル    事業 レベル	<div data-bbox="437 667 683 1003" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">             &lt;事業評価方式&gt;              一定の事業について、予測される費用対効果等の分析により実施する評価           </div>	<div data-bbox="746 282 995 618" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 20px;">             &lt;実績評価方式&gt;              主要な政策について、事前に設定した目標の達成度等の分析により実施する評価           </div> <div data-bbox="746 674 995 1010" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">             &lt;事業評価方式&gt;              一定の事業について、実施手段の有効性等の分析により実施する評価           </div>	<div data-bbox="1043 282 1302 618" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">             &lt;総合評価方式&gt;              主要な政策又は特定のテーマについて、政策効果の発現状況を様々な角度から分析する評価           </div>

(2) 評価の観点

総務省では、評価の対象とする政策の特性に応じて以下の観点を選択、具体化し、当該政策が総務省の任務遂行上有効か否かを確認しながら、総合的に行うこととしています。

政策評価の観点としては、法第3条第1項に明示されたものとして、

必要性：政策の効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか

効率性：投入された資源量に見合った結果が得られるか、又は実際に得られているか、他に効率的な方法がないか

有効性：政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか

がありますが、これに加えて、

公平性：行政目的に照らして政策の効果や費用の負担が公平に分配されるものとなっているか、又は実際に分配されているか

優先性：以上の観点からの政策評価を踏まえて当該政策を他の政策よりも優先すべきか

についても、政策の特性に応じて選択して用いることとしています。

### (3) 評価に係る政策の体系

国民からみて分かりやすく、また、体系的かつ合理的で的確な政策評価とするためには、あらかじめ評価対象となる政策の体系を明らかにしておくことが適当です。

このため、政策評価の実施に当たっては、総務省の所管政策について、7つの行政分野を「主要な政策」(20政策)に整理し、主要な政策ごとに基本目標を設定するとともに、主要な政策の下にある施策体系を、「下位レベルの施策」-「事務事業(施策の実施手段)」として整理しています(10頁表及び参考資料「平成19年度に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について(平成19年度目標設定表)」参照)。

主要な政策の体系について、平成17～19年度評価では、26の主要な政策について評価を実施してきましたが、平成20年度評価に当たっては、予算書・決算書の表示科目と政策評価のための政策体系との整合を図るため、主要な政策の体系を従来の26政策から20政策に再整理しました。これにより、政策評価の予算要求等への反映状況が分かりやすくなるなど、政策評価と予算・決算との連携の強化が図られます。

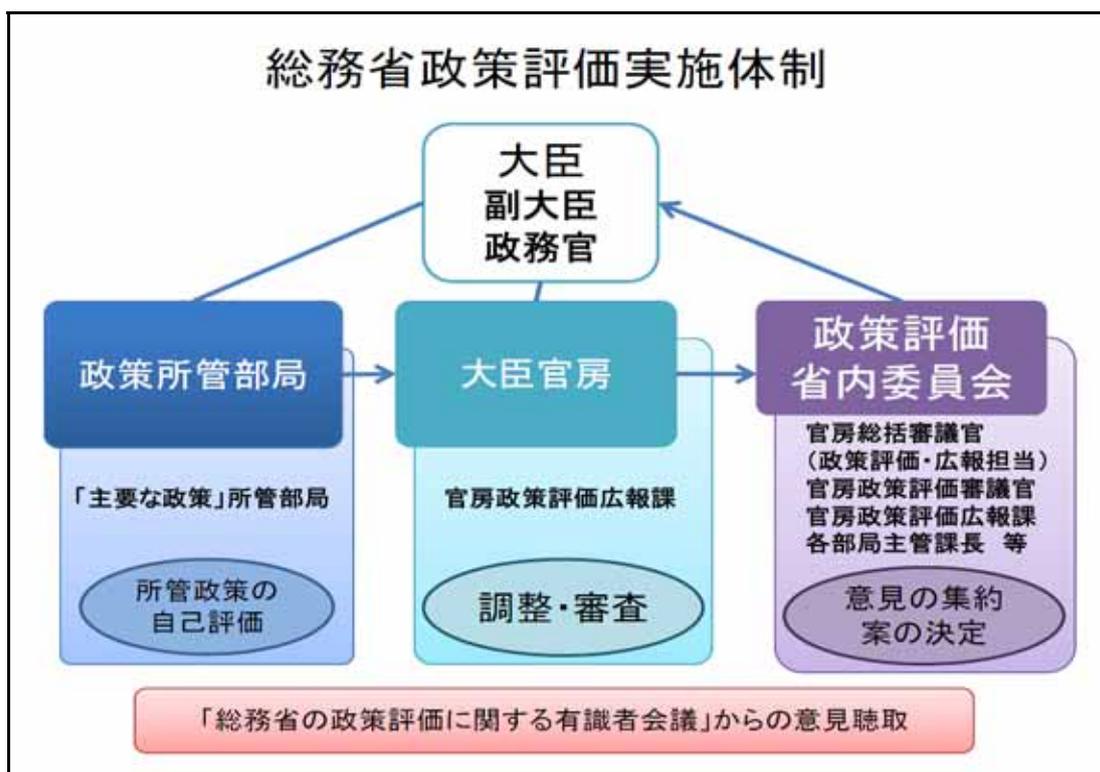
#### 4 政策評価の実施体制

##### (1) 省内体制

政策評価は、原則として当該政策の所管部局が行い、大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局間の調整等を行う観点から、政策の所管部局から提出された評価結果の審査を行います。

これについて、評価の客観性・厳格性を保つ観点から、学識経験者等の意見を聴取したのち、大臣官房総括審議官（政策評価・広報担当）が主催し各部局の主管課長等で構成される「総務省政策評価省内委員会」で調整、意見の集約を行った上で、最終的に評価結果を取りまとめています。

総務省政策評価省内委員会では、主要な政策の基本目標等、政策評価結果等に関し、学識経験者等による助言を踏まえ、省内における調整、意見の集約及びこれらの案の決定を行っています。



##### (2) 外部意見の聴取

政策評価を広範な視点からできる限り客観的に実施するためには、政策評価制度、評価対象政策等について専門的知識を有する学識経験者や実践的知識を有する者等（以下「学識経験者等」という。）の協力を得ることが重要です。

このため、総務省では、省外の学識経験者等から構成される「総務省の政策評価に関

する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置し、政策評価による政策のマネジメント・サイクルのあり方、総務省の主要な政策の基本目標等の設定、政策評価結果の取りまとめ等様々な段階において、有識者会議からの意見を聴取し、積極的にその知見を活用しています。平成20年度政策評価においては、有識者会議の意見等を踏まえ、評価の重点化・効率化、政策効果の把握手法の充実を行っています。

また、政策ごとの評価の客観性・厳格性を一層担保するためには、有識者会議のほか、個別政策ごとに学識経験者等の意見を聴取することも重要です。このため、各部局が評価を行う際にも有識者会議とは別に積極的に外部の学識経験者の知見を活用することとしています。

なお、これらの学識経験者等の意見内容については、評価書に明記するように努めています。

## 5 評価結果の政策への反映

政策評価は、政策の企画立案(Plan) - 実施(Do) - 評価(Check) - 企画立案への反映(Action)という政策のマネジメント・サイクルに寄与するものであり、政策評価の結果から得られた課題を政策の企画立案に的確に反映させ、政策の見直し・改善につなげていくことが重要です。

総務省では、政策の所管部局及び当該政策の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業(総務省重点施策の取りまとめ、予算要求、機構・定員要求、法令等による制度の新設・改廃等)における重要な情報として活用し、当該政策に適切に反映するよう取り組んでいます。

平成20年度の主要な政策の評価に当たっては、評価対象となる各政策について、ロジック・モデルを作成し、これを通じて政策の有効性等の分析を行うことにより、政策の見直し・改善の契機としていくこととしました。

また、政策評価を通じた政策の見直し・改善を図るためには、政策の質及び行政の政策形成能力の向上とともに当該政策を担当する職員の意識改革が重要です。各部局の政策評価及び政策の企画立案の担当者に対しては、政策評価制度及びその趣旨や評価実務に関する説明、研修、意見交換の場の設定等に積極的に努めています。

このような機会を通じ、職員の政策評価に対する理解と意識は着実に高まってきていますが、政策評価を通じた政策の見直し・改善を進めるため、今後とも、研修、有識者との意見交換等を進めることにより職員の意識改革を進めていくこととしています。

## 6 国民への説明責任の徹底

政策評価の目的の一つである行政の説明責任の徹底を図るためには、国民に対して分かりやすい情報を積極的に提供するとともに、政策評価に対する国民の意見・要望を活用す

ることなどがが必要です。

総務省の所管政策は幅広く、国や地方公共団体の行政運営に関する制度の企画立案など、一般の国民にはなじみの薄い分野も含まれます。そこで、評価書においては、必要に応じて図表・グラフ等を用いているほか、本年度から、ロジック・モデルにより、政策の体系、政策の目的と手段の因果関係を分かりやすく明示するなど、総務省所管政策への国民の理解を深めるよう努めています。

なお、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_02/hyouka/index.html](http://www.soumu.go.jp/menu_02/hyouka/index.html)）では、政策評価の結果や当該結果に基づく政策への反映の内容に加え、有識者会議における学識経験者等の意見等を公表しています。

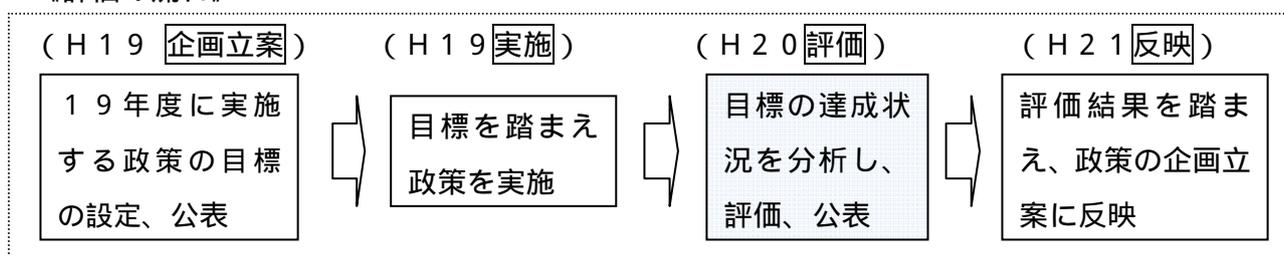
また、総務省では、政策の実施前に、目標設定表を作成することとし、その作成過程でパブリックコメントを実施し、国民の意見・要望を十分に反映させることとしています。（平成19年度の目標設定に関するパブリックコメントの結果については、ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071130\\_8.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071130_8.html)）参照）

## 主要な政策に係る評価の実施状況

### 1 評価の流れ

平成20年度の主要な政策に係る評価は、平成19年度に実施した政策について行うものであり、「平成19年度に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成19年度目標設定表）」に基づき、政策の所管部局が、平成20年度当初から評価作業に着手しました。大臣官房政策評価広報課においては、部局から提出のあった評価書の審査を行い、有識者会議の意見を聴取した上で、総務省政策評価省内委員会を開催し、評価書を決定しました。今後、評価結果を踏まえ、平成21年度の予算要求等を通じて政策の企画立案に反映していくこととしています（下図参照）。

#### 《評価の流れ》



### 2 評価対象

総務省ではこれまで、政策評価手法の定着のため、すべての主要な政策について毎年度評価を実施してきましたが、平成20年度以降は、評価の重点化・効率化の観点から、政策の特性等に応じて適切な頻度（毎年度又は2～3年度に1回）で評価を実施することとしました。

なお、当該年度に評価を実施しない主要な政策については、直近の指標等の状況を把握するための「モニタリング」を実施することにより、政策目標の進捗状況を把握し、予算要求等にも適切に対応していくこととしています（下表参照）。

## 主要な政策に係る評価の実施について(一覧)

行政分野	主要な政策	下位レベルの施策数	評価方式( )	評価頻度	H 20 評価対象	次回 評価年度	主な担当部局
行政改革・行政運営	政策1 国家公務員の人事管理の推進	9	総合	2年ごと		H 22	人事・恩給局
	政策2 適正な行政管理の実施	3	総合	2年ごと		H 21	行政管理局
	政策3 行政評価等による行政制度・運営の改善	4	総合	2年ごと		H 22	行政評価局
地方行財政	政策4 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	6	総合	2年ごと		H 21	自治行政局
	政策5 地域振興	5	総合	2年ごと		H 22	自治行政局
	政策6 地方財源の確保と地方財政の健全化	4	総合	1年ごと		H 21	自治財政局
	政策7 分権型社会を担う地方税制度の構築	1	総合	1年ごと		H 21	自治税務局
選挙制度等	政策8 選挙制度等の適切な運用	3	総合	3年ごと		H 23	自治行政局 選挙部
電子政府・電子自治体	政策9 電子政府・電子自治体の推進	2	総合	2年ごと		H 22	行政管理局 自治行政局
情報通信 (ICT政策)	政策10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進	2	実績	1年ごと		H 21	情報通信政策局
	政策11 情報通信技術高度利活用の推進	6	実績	3年ごと		H 22	
	政策12 ユビキタスネットワークの整備	5	実績	3年ごと		H 21	
	政策13 情報通信技術利用環境の整備	5	実績	3年ごと		H 22	総合通信基盤局
	政策14 電波利用料財源電波監視等の実施	6	総合	3年ごと		H 23	
	政策15 ICT分野における国際戦略の推進	2	実績	1年ごと		H 21	
郵政行政	政策16 郵政行政の推進	3	総合	1年ごと		H 21	郵政行政局
国民生活と安心・安全	政策17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進	3	総合	2年ごと		H 21	大臣官房管理室
	政策18 恩給行政の推進	3	総合	2年ごと		H 21	人事・恩給局
	政策19 公的統計の体系的な整備・提供	4	総合	2年ごと		H 21	統計局
	政策20 消防防災体制の充実強化	4	実績	1年ごと		H 21	消防庁

( )『総合』は、総合評価方式のことを指し、『実績』は、実績評価方式のことを指す。

### 3 総合的な評価の実施

#### (1) 総合的な評価

主要な政策の評価については、これまで、すべて実績評価方式により、指標に係る目標値の達成状況等を基にした評価を実施してきましたが、総務省の所管政策には、国や地方公共団体の行政運営に関する制度の企画立案など目標値の設定の困難な政策も含まれること等から、平成20年度評価から、政策の自己改善を図るため、政策の基本目標の達成過程の分析を掘り下げて行う、「総合的な評価」に移行することとしました。

#### (2) 評価方式

評価方式としては、政策の特性等に応じ、実績評価方式と総合評価方式を選択することとしています。

政策の基本目標の達成度合いについて、目標(値)を設定した指標群を用いることによりおおむね測定できるものである場合には、実績評価方式により評価し、必要に応じ参考となる指標その他の参考となる情報を補完的に用いることとし、当該政策が、それに該当しない場合には、参考となる指標その他の参考となる情報を中心的に用いて総合評価方式により評価し、必要に応じて目標(値)を設定した指標を補完的に用いることとしています。

この考え方にに基づき、政策の所管部局が評価方式を選択した結果、平成20年度評価においては、実績評価方式を選択した政策は6政策、総合評価方式を選択した政策は14政策となっています(10頁表参照)。

総務省では、平成14～18年度の過去5年間の政策評価の活動について「総務省が実施した政策評価の取組についての検証」(平成19年7月)を実施し、主要な政策の評価については、今後は主要な政策の評価に当たり実績評価方式以外の評価方式を選択できるようにし、網羅的な実績評価方式による評価の実施による「一覧性の確保、政策評価手法の定着」から「政策の特性等に応じた評価の実施」へ、取組方針を転換していくことが適当としました。

#### (3) 「ロジック・モデル」の作成・活用

政策の基本目標の達成過程の分析を強化するための手法としては、有識者会議での意見聴取等を踏まえ、いわゆる「ロジック・モデル」を導入することとしました。

具体的には、ロジック・モデルを用いて、政策ごとに基本目標の達成過程をフローチャート形式で図式化して明示することにより、目標達成の手段(下位レベルの施策)の有効性等を論理的・体系的に点検するとともに、関連指標の状況等をフローチャートの

中に位置付け、基本目標の達成状況を段階的・体系的に把握するものです。

ロジック・モデルの導入により、ロジック・モデルを通じて、政策の目的と手段の因果関係が明らかにされることにより、政策の必要性・有効性・効率性等の分析を掘り下げた総合的な評価が可能となること、政策担当部局内で政策の有効性等について活発な議論を行うことにより、課題の発見、政策の見直し・改善の契機となること、国民に対して政策の体系を分かりやすく明示することができること、等の効果が期待されます。

なお、平成20年度評価においては、評価対象となる12政策についてロジック・モデルの作成を行いました。

#### (4) 目標の数値化等の推進

総務省の政策評価においては、政策の有効性を測定するため、主要な政策ごとに指標を複数設定しています。その際には、可能な限り、定量的な指標で数値目標を設定し、またアウトプット（直接的な行政活動）ではなくアウトカム（国民に対して実際にもたらされる成果、政策効果）に着目した指標を設定することとしています。

数値目標を設定することにより、その目標を達成できたか、どの程度達成できたかが明らかになるとともに、指標の数値化を進めることによって過去からの経年変化を定量的に分析することができるようになります。またアウトカム化を進めることによって、各政策が国民生活の向上にどれだけ貢献したかという視点からの評価が可能になります。

平成20年度評価では、数値目標を持つ主要な政策の割合は65%となり、数値目標を持つ指標の数は59となっています。また、アウトカム指標を持つ主要な政策の割合は40%となり、アウトカム指標の数は29指標となっています（下表参照）。

これまでの努力により、数値化可能なものについては相当程度の進捗をみており、国民に分かりやすく、政策の企画立案に反映させやすい評価として充実が図られてきています。ただし、総務省の所管政策には、国や地方の行政制度の企画立案など客観的な指標の測定によって政策目標の達成状況を評価することが難しいものや、国民に対する行政サービスの主体でないためにアウトカム指標を政策目標として設定することが難しいものが存在することから、このような政策について、無理に数値化、アウトカム率を増加させることは、適切な指標及び目標値の設定でなくなるおそれがあることに留意し、適切に指標の設定を行うこととしています。

指標の設定状況		20年度
政策数		20
数値目標を設定している政策数	数値目標を設定している指標数	13 (65%)
		59
アウトカム指標を設定している政策数	アウトカム指標の数	8 (40%)
		29

なお、平成20年度評価においては、20の主要な政策について、あらかじめ目標(値)を設定した指標の数は70、このうち、平成19年度に目標年度を迎えた指標の数は33となっていますが、19年度に目標年度を迎える指標が少ない政策、当該政策の大きな課題に係る指標が目標年度を迎えない政策などもあることから、政策全体の評価を、指標の達成状況のみから判断することは困難であり、それぞれの指標の目標値に対する達成度合いや参考となる指標等の状況も勘案し、政策の有効性等を総合的に判断することとしています。

#### 4 政策の見直し・改善の方向性に係る記載

政策評価は、政策のマネジメント・サイクルの確立を目的とするものであり、評価の結果を次の企画立案作業に的確に活用し、継続的に政策の見直し・改善に取り組んでいくことが必要です。

本評価書においては、政策の基本目標の達成過程の分析結果を「4 政策の総合的な評価」の項目に記載し、これを踏まえて、「5 今後の課題と取組の方向性」の項目では、「今後の課題」を下位レベルの施策ごとに明示し、課題に対する「取組の方向性」を記載することとしました。

「取組の方向性」欄については、「見直し・改善の方向性」を示したうえで、これに必要な措置を「予算要求」「制度」「実施体制」欄に分けて記載することにより、今後の政策の見直し・改善、予算要求等への反映を、可能な限り具体的に記載しています。なお、「取組の方向性」欄における、記載の区分方法は以下のとおりです。

記載の区分方法

印	予算要求	制度	実施体制
-	予算がないもの	制度がないもの	
	継続的な予算	制度の新設・改正の必要がないもの	実施体制について継続するもの
	新規予算の要求、既存予算の拡充について検討が必要なもの	制度の新設・改正について検討が必要なもの	実施体制の充実について検討が必要なもの
	予算の縮小・廃止について検討が必要なもの	制度の縮小・廃止について検討が必要なもの	実施体制の縮小・廃止について検討が必要なもの

## 今後の課題と方向性

本年度の政策評価は、平成19年11月に策定した総務省政策評価基本計画（対象期間：平成20年度から平成24年度までの5年間）に基づいて実施し、新たな取組として、先述のロジック・モデルを作成することとし、指標等の分析も含めた、各政策の基本目標の達成過程の検証を行うことによる、総合的な評価の方向性を打ち出しました。これにより、国民に対して政策の体系等を分かりやすく明示することはもとより、各政策の課題と取組の方向性の記載の充実を図りました。

一方で、組織のパフォーマンスの向上につながる目標設定をいかに行うか、現行の評価枠組みの中で、評価の客観性を高めながら、政策の有効性の分析をいかに充実させるか、政策の見直し・改善に向けた意識をいかに高めるか、といった課題にも的確に対応し、評価の一層の充実を図っていくことが必要です。

来年度以降の政策評価に当たっては、本年度導入したロジック・モデルを継続的に見直しながら、これをより有効に活用することにより、効果的かつ効率的な評価を実施していくことを基本としつつ、上記の課題を踏まえ、以下の項目について、重点的に検討していくこととします。

### (1) 組織のパフォーマンスの向上につながる目標設定

これまで、各政策について基本目標を設定するとともに、指標についても数値目標の設定を推進してきたところですが、このような目標設定がさらに、組織のパフォーマンスの向上につながるものとなるよう、政策の基本目標の具体化、指標に係る目標値の再設定など、目標設定のあり方について検討を行います。

### (2) 政策効果の発現過程の分析の強化

政策の基本目標の達成に向けて、総務省の行政活動のほか、国民の協力等の外部要因の分析が必要なものなど、ロジック・モデルを通じた政策効果の発現過程の分析の強化に向けた検討を行います。

### (3) 外部の専門的知見等の一層の活用

ロジック・モデルについて、評価実施段階に加え、評価プロセスの開始段階から、有識者会議等を積極的に活用するなど、評価の充実・客観性の向上に向けた検討を行います。

### (4) 見直し・改善への取組強化

ロジック・モデル中の下位レベルの施策の下に、さらに関連する事務事業を位置づけるなど、政策の具体的な見直し・改善に結びつく仕組みづくりについて検討を行います。

# 平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 人事・恩給局総務課

評 価 年 月 平成20年7月

## 1 主要な政策の概要

### （政策名）

政策1 国家公務員の人事管理の推進

### （政策の基本目標）

国家公務員に関する制度を適切に運営・改善する。

質の高い行政サービスを実現し、行政に対する国民の信頼を確保するための適切な人事管理を推進する。

公務と公務員を取り巻く環境の変化に対応した公務能率の向上を図る。

### （政策の概要）

国家公務員給与・退職手当制度の運営・改善を図るとともに、適切な人事管理を推進する観点から、能力・実績主義を重視した人事運用、多様な人材の確保・活用、高齢化への対応と適切な退職管理、職員の服務規律の確保、労働時間短縮に取り組んでいる。

加えて、職員の能力開発・啓発、福利厚生や労務管理の充実を図っている。

### （平成19年度予算額）

220百万円

## 2 政策実施の環境

### （1）政策をとりまく最近の情勢

国際化及び情報化の進展、人口構造の変化等の経済社会情勢の変化の中で、複雑高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、国民の立場に立つ行政サービスを実現していくため、公務員の意識改革を促進するなど、仕事への取り組み方を変えていくことが課題となっている。

また、昨今の公務員の不祥事により低下した行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するため、綱紀の粛正及び倫理の向上を徹底することが求められている。

このような課題や、国家公務員制度改革基本法において示された改革の方向を踏まえて、公務員が能力を高め、誇りと責任を持って職務を遂行できるよう政府全体として総合的な公務員制度改革を進めるとともに、適切な人事管理を推進する必要がある。

### （2）関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	公務員制度のあり方を原点に立ち返って見直すことが必要です。行政に対する信頼を取り戻すため、公務員が能力を高め、

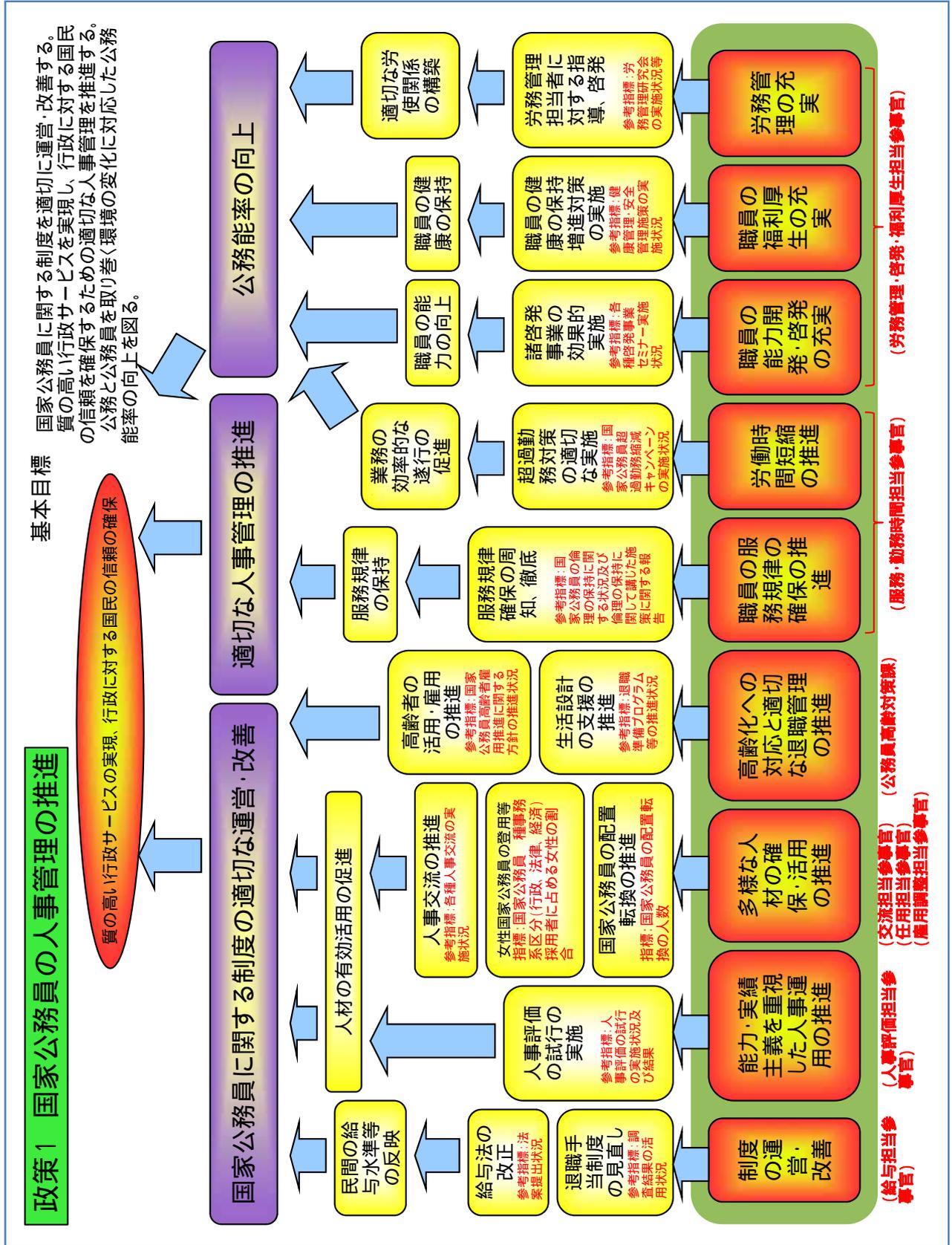
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>国民の立場に立ち、誇りと責任を持って職務を遂行できるよう、総合的な公務員制度改革を進めてまいります。</p> <p>国民への奉仕者である国家公務員の一層の綱紀粛正と倫理の向上を徹底します。</p>
経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	<p>4．公務員制度改革</p> <p>戦後レジームからの脱却の中核的な改革として取り組み、21 世紀にふさわしい行政システムを支える公務員像を実現する。</p>
行政改革の重要方針	平成 17 年 12 月 24 日閣議決定。平成 18 年 6 月 16 日一部改正	<p>4 総人件費改革の実行計画等</p> <p>(2) 公務員制度改革の推進</p> <p>ア 公務部門の多様な職場等に定着し、人事管理の基盤的ツールとして活用可能なより実効ある新たな人事評価システムの構築に向け、職員の職務遂行能力、勤務実績をできる限り客観的に把握するための新たな人事評価の第 1 次試行を平成 18 年 1 月から開始する。試行結果の分析等を踏まえた必要な改善を行い、対象範囲を拡大して、平成 18 年度中に第 2 次試行を開始するなど、段階的な取組を進める。</p> <p>ウ (略) 早期退職慣行の是正の計画的な推進など、適切な退職管理に引き続き取り組む。</p>
国の行政機関の定員の純減について	平成 18 年 6 月 30 日	<p>行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）における総人件費改革の実行計画及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）第二章第四節の総人件費改革に基づく国の行政機関の定員（約 33.2 万人）の純減については、以下のとおりとする。</p> <p>1 国の行政機関の定員の 5 年 5% 以上の純減</p> <p>国の行政機関の定員（平成 17 年度末定員を基準とする。以下同じ。）332,034 人に対して、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間で 5% 以上の純減を行う。具体的には(1)及び(2)により 18,936 人(5.7%)以上の純減を確保する。</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		これを達成するため必要となる職員の配置転換、採用抑制等については、別途定めるところにより、政府全体として取り組む。
国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画	平成 18 年 6 月 30 日	「国の行政機関の定員の純減について」（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）以下「純減計画」という。）に基づき定員の純減を図るに当たり、関係職員の雇用の確保を図りつつ純減を進めることの重要性にかんがみ、公務能率の維持・向上にも十分配慮しながら以下の方針により配置転換、採用抑制等の取組を行うものとする。
公務員制度改革について	平成 19 年 4 月 24 日	<p>2．国家公務員法等の改正</p> <p>(1) 能力・実績主義</p> <p>新たな人事評価制度の構築</p> <p>イ 職員の人事評価を「任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価」と定義し、これを公正に行わなければならないこととする。</p> <p>ロ 職員の執務について、その所轄庁の長は、定期的に人事評価を実施。</p>
平成 20 年度における人事管理運営方針	平成 20 年 3 月 26 日 (総務大臣決定)	全般的に関係

その他、男女共同参画基本計画（第 2 次）（平成 17 年 12 月 27 日閣議決定）、「女性の参画加速プログラム」（平成 20 年 4 月 8 日男女共同参画推進本部決定）、自殺総合対策大綱（平成 19 年 6 月 8 日閣議決定）、重点施策実施 5 か年計画（平成 19 年 12 月 25 日障害者施策推進本部決定）、成長力強化への早期実施策（平成 20 年 4 月 4 日経済対策閣僚会議決定）などが関連する。

### 3 政策効果の把握の手法

#### (1) 基本目標の達成過程（いわゆる「ロジック・モデル」）



(2) 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
国家公務員 種事務系区分 (行政、法律、 経済)採用者 に占める女性 の割合	30%	22年度	「男女共同参画 基本計画」(第2 次)(平成17年 12月27日閣議決 定)で示された政 府全体としての 採用者に占める 女性の割合の目 安を踏まえ、各府 省において多様 な人材の確保・活 用が進められて いるか。	21.5% (64名/ 298名中)	22.4% (66名/ 295名中)	25.1% (74名/ 295名中)
国家公務員の 配置転換の人数	704人	19年度	国家公務員の配 置転換、採用抑制 等に関する全体 計画(平成18年 6月30日閣議決 定。22年度まで に2,908人が配 転の見通し)を着 実に達成し、国家 公務員の定員純 減が円滑に行わ れているか。	(取組開 始前)	748人(内 定数。平成 19年4月1 日実施)	783人(内 定数。平成 20年4月1 日実施)
幹部職員の勸 奨退職年齢の 計画的な引き 上げ	平均の勸 奨年齢を 3歳以上	20年度		平成20年度までの途中段階に おける評価は実施しないため、記 載していない。		

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度	
人事院勧告に対する政府の 取扱方針に基づく一般職給与 法及び特別職給与法の改正 (法案提出)の状況(法案成 立時期等)	国家公務員の給与改定を支 障なく行うため、国政全般 の観点から適正な結論を得 て取扱方針を閣議決定し、 必要に応じて給与法改正法 案を速やかに閣議決定、国 会提出しているか。	【実績】 17年度	18年度	19年度	
		人事院勧告	8/15	8/8	8/8
		政府の取扱 方針決定	9/28	10/17	10/30
		法案の国会 提出	10/4	10/27	11/2

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度																								
国家公務員の退職手当制度の前年度退職者に対する運用実態、民間企業の退職金制度等	国家公務員の退職手当制度の運用実態及び民間企業の退職金制度についての調査結果が、国家公務員の人事管理においてどのように活用されているか。	調査結果を踏まえて、「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案」を国会に提出(18年4月から施行。)																										
人事評価の試行の実施状況及び結果	人事評価の試行が着実に実施され、その結果が次回の試行に着実に反映されているか。	<p>これまで三次にわたる試行を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>被評価者</th> <th>評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一次試行 (18年1月～6月)</td> <td>約2,000人</td> <td>約500人</td> </tr> <tr> <td>第二次試行 (19年1月～6月)</td> <td>約9,000人</td> <td>約2,000人</td> </tr> <tr> <td>第三次試行 (19年10月～20年3月)</td> <td>約70,000人</td> <td>約19,000人</td> </tr> </tbody> </table> <p>試行後にアンケートを実施して、その結果を次回の試行に反映。</p>				被評価者	評価者	第一次試行 (18年1月～6月)	約2,000人	約500人	第二次試行 (19年1月～6月)	約9,000人	約2,000人	第三次試行 (19年10月～20年3月)	約70,000人	約19,000人												
	被評価者	評価者																										
第一次試行 (18年1月～6月)	約2,000人	約500人																										
第二次試行 (19年1月～6月)	約9,000人	約2,000人																										
第三次試行 (19年10月～20年3月)	約70,000人	約19,000人																										
各種人事交流の実施状況	国と民間、国と地方公共団体、府省等との人事交流が着実に実施されているか。	<p>【実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間から国への受入</td> <td>839人</td> <td>1,058人</td> <td>1,073人</td> </tr> <tr> <td>国から民間への派遣</td> <td>12人</td> <td>16人</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>国から地方公共団体</td> <td>1,613人</td> <td>1,590人</td> <td>1,604人</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体から国</td> <td>1,764人</td> <td>1,873人</td> <td>1,862人</td> </tr> <tr> <td>他府省への出向</td> <td>2,128人</td> <td>2,184人</td> <td>2,251人</td> </tr> </tbody> </table>				17年度	18年度	19年度	民間から国への受入	839人	1,058人	1,073人	国から民間への派遣	12人	16人	22人	国から地方公共団体	1,613人	1,590人	1,604人	地方公共団体から国	1,764人	1,873人	1,862人	他府省への出向	2,128人	2,184人	2,251人
	17年度	18年度	19年度																									
民間から国への受入	839人	1,058人	1,073人																									
国から民間への派遣	12人	16人	22人																									
国から地方公共団体	1,613人	1,590人	1,604人																									
地方公共団体から国	1,764人	1,873人	1,862人																									
他府省への出向	2,128人	2,184人	2,251人																									
女性国家公務員の採用の拡大状況	「男女共同参画基本計画」(第2次)において、「国家公務員 種試験の事務系の区分の目標を踏まえつつ、その他の試験についても女	<p>【試験等採用者に占める女性の割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種試験等</td> <td>25.9%</td> <td>26.4%</td> <td>27.8%</td> </tr> <tr> <td>種試験等</td> <td>32.8%</td> <td>35.0%</td> <td>37.2%</td> </tr> </tbody> </table>				17年度	18年度	19年度	種試験等	25.9%	26.4%	27.8%	種試験等	32.8%	35.0%	37.2%												
	17年度	18年度	19年度																									
種試験等	25.9%	26.4%	27.8%																									
種試験等	32.8%	35.0%	37.2%																									

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
	性の割合を高めること」とされていることを受け、各府省において多様な人材の確保・活用が進められているか。			
公務部門における知的障害者の職場体験実習事業の実施状況	「公務部門における知的障害者の職場体験実習事業」を実施することにより、公務部門での障害者雇用の推進が図られているか。	2 省において 3 名実施	5 府省等において 5 名実施	12 府省等において 12 名実施
国家公務員中途採用者選考試験（再チャレンジ試験）による採用状況	各府省において多様な人材の確保が進められているか。	（平成 19 年度から開始）		152 名の採用予定者数に対し、25,075 名の申込者があり、最終的な合格者数は 162 名となった（倍率 154.8 倍）
国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）の実施及び各年度に定める配置転換、採用抑制等に関する実施計画（国家公務員雇用調整本部決定）の実施状況	国家公務員の配置転換を円滑に行うための取組がなされているか。	<p>【平成 17 年度】 （取組開始前）</p> <p>【平成 18 年度】 以下の取組を実施。 「国の行政機関の定員の純減について」及び「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」を閣議決定（6 月 30 日）。第 1 回国家公務員雇用調整本部を開催して「平成 19 年度の配置転換、採用抑制等に関する実施計画」を策定（6 月 30 日）し、全国 8 か所で第 1 回地方推進協議会を開催（7 月中旬）。その後、受入府省から受入可能職の提示、職場訪問研修、各受入機関での面談等の取組を実施（7 月下旬～平成 19 年 3 月）。 第 2 回国家公務員雇用調整本部を開催して「平成 20 年度の配置</p>		

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度												
		転換、採用抑制等に関する実施計画」を策定(平成19年3月2日) その後、全国8か所で第2回地方推進協議会を開催(平成19年3月中旬～下旬)。														
		<b>【平成19年度】</b> 受入府省から受入可能職の提示がなされ、その後、職場訪問研修、各受入機関での面談等の取組を実施(4月下旬～平成20年3月) 第3回国家公務員雇用調整本部を開催して「平成21年度の配置転換、採用抑制等に関する実施計画」を策定(平成20年2月29日) その後、全国8か所で第3回地方推進協議会を開催(平成20年3月中旬)。														
平成14年12月17日の閣僚懇談会申合せの着実な実施状況	平成20年度までに平均の勲奨年齢が引き上がるような人事管理の制度面・運用面での諸方策について適切に検討が行われ、可能なものから実施されているか。	毎年8月から10月にかけて、各府省の取組みの推進状況をフォローアップ														
国家公務員高齢者雇用推進に関する方針の推進状況	国家公務員高齢者雇用推進方針に記述されている方策が各府省において推進されているか。	国家公務員高齢者雇用推進専門部会を開催することなどにより、必要な情報交換等を実施。 各府省においては、これらを踏まえて、職員等への再任用制度の周知、業務運営等の見直し等を実施。														
		<b>【再任用職員数】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,108人</td> <td>1,080人</td> <td>1,261人</td> <td>2,320人</td> </tr> </tbody> </table> 20年度は予定。その他は実績			17年度	18年度	19年度	20年度	1,108人	1,080人	1,261人	2,320人				
17年度	18年度	19年度	20年度													
1,108人	1,080人	1,261人	2,320人													
退職準備プログラム等の推進状況	総務省が実施する「退職準備・生涯生活設計プログラム等担当者講習会」等の施策を踏まえる形で、各府省において退職準備プログラム等が実施されているか。	<b>【プログラムの実施状況】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退職準備プログラム</td> <td>33府省庁</td> <td>22府省庁</td> <td>27府省庁</td> </tr> <tr> <td>生涯生活設計プログラム</td> <td>8府省庁</td> <td>16府省庁</td> <td>22府省庁</td> </tr> </tbody> </table>				17年度	18年度	19年度	退職準備プログラム	33府省庁	22府省庁	27府省庁	生涯生活設計プログラム	8府省庁	16府省庁	22府省庁
	17年度	18年度	19年度													
退職準備プログラム	33府省庁	22府省庁	27府省庁													
生涯生活設計プログラム	8府省庁	16府省庁	22府省庁													

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告	毎年度着実に実施されているか。	毎年度9月に国会に報告		
国家公務員超過勤務縮減キャンペーンの実施状況	毎年度着実に実施されているか。	毎年度10月に実施		
各種啓発事業セミナー実施状況	各種啓発事業の参加者が当該事業の意義をどのように捉えているか。	各年度の啓発事業終了後のアンケート結果において、参加者の約9割が啓発事業に参加して有意義であったと回答。		
健康管理・安全管理施策の実施状況	毎年度確実に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画した講習会については全て実施し、当該年度の目的はほぼ達成した。</li> <li>・ 体育センター及び野球場については、一定の利用実績があるものの、利用が土日に偏っている。</li> </ul>		
労務管理研究会の実施状況等	毎年度確実に実施されているか。	以下の取り組みを実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労務管理研究会（A研、C研、D研）の実施</li> <li>・ 地方労務担当官会議への講師派遣</li> <li>・ 人事管理官会議幹事会における労働情勢の説明</li> <li>・ 労働情報の作成・配付</li> </ul>		

## 4 政策の総合的な評価

### (1) 評価結果（総括）

あらかじめ目標（値）を設定した指標については進展が見られ、また、参考となる指標等についても、それぞれ着実に実施されていることから、全体として、基本目標の達成に向けた着実な取り組みがなされている。

### (2) 基本目標等の達成状況の分析

制度の運営・改善

#### (ア) 必要性

人事院勧告制度は、国家公務員の労働基本権制約の代償措置の根幹をなすものであり、当該勧告を受けた政府がその取扱方針を決定し、必要に応じ給与法が改正されることは、現行の制度・運用上、国家公務員の給与を適正に改定、支給する唯一の手段とされていることから、必要性が認められる。

また、国家公務員の退職者数、平均退職手当額の調査及び結果の公表、並びに民間企業の退職金制度についての調査を行っており、これらの調査結果を基礎として、官民の退職手当の水準、制度比較、国家公務員の退職手当制度の見直しを行っていることから、必要性が認められる。

(イ) 効率性

国家公務員の退職手当調査については紙媒体から電子データへの移行を進め、必要最小限の所要経費で効率的に実施するように努めている。

能力・実績主義を重視した人事運用の推進

(ア) 必要性

改正された国家公務員法の施行が遅くとも平成 21 年 7 月であり、人事評価制度の整備の優先性は極めて高いものであることから、必要性が認められる。

(イ) 有効性

人事評価は任用、給与、分限その他の人事管理の基礎となるものであることから、その評価手法は信頼性の高いものとなるよう制度構築する必要がある。そのため数次に亘る試行を行い、その結果を検証する必要があることから、平成 19 年度においては、本府省の課長以下の職員を対象とした第 2 次試行を円滑に実施し、検証を行ったところ、アンケート、データ分析ともに、評価手法の有効性等が概ね実証された。

多様な人材の確保・活用の推進

(ア) 必要性

平成 19 年 5 月から、関係府省の職員及び経済界をはじめとする有識者からなる官民人事交流推進会議を開催し、官民の連携・協力関係の構築や交流に関する情報の共有などを通じて、官民人事交流の更なる推進に努めており、こうした取り組みの必要性は認められる。

国の機関において雇用されている障害者の多数は身体障害者であり、知的障害者の雇用が進んでいない状況にあるが、これには、各府省に知的障害者の雇用に対する知識の蓄積がほとんどなく、雇用に慎重にならざるを得ない側面がある。こうした状況を踏まえ、平成 17 年度から 19 年度の 3 か年間で、全府省において知的障害者の職場体験実習を実施しているところであり、公務部門における障害者雇用の推進に資するための取り組みとしての必要性が認められる。

(イ) 有効性

各府省に対し、各種人事交流状況の調査を実施し、「民間から国への職員の受入状況」、「国と地方公共団体との間の人事交流状況」、「府省間人事交流の実施状況」として公表している。この結果は、人事交流推進のための基礎資料として有効に活用されている。

女性国家公務員の採用の拡大状況等については、平成 22 年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家 種試験の事務系の区分（行政、法律、経済）については、30%程度まで採用割合を高めるとされているところ、平成 19 年度における当該区分試

験の採用者のうち、女性の割合は25.1%であり、18年度に比べると2.7ポイント増加している。また、種全体、種等、種試験等の行政区分及び種については、全体の採用者数の減少に従い、女性の採用者数はいずれも減少しているものの、採用者に占める割合はいずれも増加しており、各府省において多様な人材確保が図られていると考えられることから、有効性が認められる。

また、再チャレンジの機会を広く確保する観点から、30～40歳程度のフリーター等にも国家公務員への就職機会を提供する仕組みを構築するものとして、国家公務員中途採用者試験（再チャレンジ試験）を実施することとし、平成19年度の試験では152名の採用予定者数に対し、25,075名の申込者があり、最終的な合格者数は162名（うち女性34名）となった。これにより、各府省において多様な人材の確保が図られているところであり、有効性が認められる。

平成19年度配置転換では目標数728人を上回る748人、平成20年度配置転換では目標数704人を上回る783人の内定・受入れ（いずれも国の行政機関以外も含む）という成果を得ており、総人件費改革の一環である国の行政機関の定員純減に貢献していることから、有効性が認められる。今後、さらに対象部門の職員の意識を喚起し、3年目以降も円滑に配置転換を進めるためには、研修を通じた関係者に対する支援、国の行政機関以外への協力要請などがより重要になると考えられる。

#### 高齢化への対応と適切な退職管理の推進

##### （ア）必要性

総務省が実施する「退職準備・生涯生活設計プログラム等担当者講習会」等の施策を踏まえる形で、各府省において退職準備プログラム等が実施されていること等から、こうした取組みの必要性が認められる。

##### （イ）有効性

例えば、再任用の実施状況は、平成17年度1,108人、18年度1,080人、19年度1,261人、20年度（予定）2,320人となっており、各府省において着実に再任用制度の活用が図られていること等から、高齢者の活用・雇用の推進における有効性が認められる。

#### 職員の服務規律の確保の推進

##### （ア）必要性

行政及び公務員に対する国民の信頼回復と服務規律の確保等のための推進方策を定め、改めて厳正な服務規律の確保及び公務の適正かつ能率的な運営を図ったところであり、こうした取組みの必要性が認められる。

#### 労働時間短縮の推進

##### （ア）必要性

「国家公務員の労働時間短縮対策について」（平成4年人事管理運営協議会決定）に基づき、

超過勤務縮減キャンペーンを行い、超過勤務縮減を各省に呼びかけたところであり、こうした取り組みの必要性が認められる。

#### 職員の能力開発・啓発の充実

##### (ア) 有効性

各年度の啓発事業終了後のアンケート結果において、参加者の約9割が啓発事業に参加して有意義であったと回答しており、啓発事業の有効性が認められる。

#### 職員の福利厚生の充実

##### (ア) 有効性

各府省の担当者に対する健康管理、安全管理の講演会、各府省のカウンセラーに対する講習会や管理監督者に対するメンタルヘルスセミナーについては、終了後、それぞれ参加者に対して実施内容等に対するアンケートを実施することにより意見等を把握した結果、充実した内容であるとの評価が多数であったことから、一定の有効性が認められるが、より適切な対応を図るための有効な手段について検討する必要がある。

##### (イ) 効率性

人事・恩給局が管理している福利厚生施設（体育センター（船橋・枚方） 野球場（福岡））については、一定の利用実績があり有効性が認められるが、その利用は土日に偏っており、施設も老朽化していることから、財務省の「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」の報告書において「廃止の方向で早急に結論を得ることが適当である」旨の提言がなされた。

このため、今後、健全なスポーツの場を引き続き確保しつつ国家公務員のレクリエーション活動をより効率的に実施するため、国の他機関が保有する体育施設を代替施設として利用するためのスキームの確立等について検討する必要がある。

#### 労務管理の充実

##### (ア) 有効性

労務管理研究会等は、各府省の労務担当者に対し、その時期における労働情勢や労務管理上重要とみられる問題について説明を行うほか、討議・意見交換などを通じて、労務担当者の資質向上や労務管理に関する統一の方針の周知徹底、労務担当者間の意思疎通を図るなど労務管理体制の充実強化に資するものである。参加者や所属幹部からは、「次回も参加したい。」「参加者を増員させたい。」等の要望があるほか、地方においては、「中央の動きが把握できる良い機会である。」との声が聞かれるなど、有効に機能しているが、より効率的な実施について検討する必要がある。

## 5 今後の課題と取組の方向性

### (1) 政策の課題と取組の方向性（総括）

国家公務員の人事行政に対する国民各層からの様々なご指摘、国家公務員制度改革基本法において示された改革の方向を踏まえて、今後の施策の方向性について検討を行う必要がある。

また、既存の個別事業については、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、その効果及びこれに要する費用等を考慮して、廃止も含めた見直しを行い、質の高い行政サービスの実現、行政に対する国民の信頼の確保、公務と公務員を取り巻く環境の変化に対応した公務能率の向上といった基本目標の実現を図る必要がある。

### (2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 調査内容の充実を図るとともに、各府省、及び民間企業に対して調査に係る費用や負担を軽減できるよう、検討を行う。</p> <p>【下位レベルの施策名】 公務員制度改革の推進のための制度検討</p> <p>【主な事務事業】 制度の運営・改善</p>	見直し・改善の方向性	調査の継続性を保ちつつ、調査項目や、スケジュール等の見直し、より効率的な調査方法等について検討。
	(予算要求)	継続的な予算措置を講ずる
	(制度)	従前どおり
	(実施体制)	従前どおり
<p>【課題】 今後、上記「人事評価の試行」の結果を分析しながら、人事評価制度の本格実施に向けて制度設計についてさらなる検討を進めていく必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 人事評価の試行の円滑な実施及び結果の検証</p> <p>【主な事務事業】 能力・実績主義を重視した人事運用の推進</p>	見直し・改善の方向性	人事評価制度は遅くとも平成21年7月には運用が開始されるため、平成20年度をもって人事評価の試行は終了することになる。 今後は、改正された国家公務員法の施行に伴い人事評価制度の円滑なる運用に資するため、予算等の必要な措置を講じていくものとしている。
	(予算要求)	制度の説明会や評価者を対象とした講習会の開催など、人事評価制度の定着かつ確実な実施に必要な予算措置を講ずる。
	(制度)	従前どおり
	(実施体制)	従前どおり
<p>【課題】 引き続き各種交流状況を調査し、的確な状況把握に努めるとともに、官民人事交流の拡大方策等についての検討を行う必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 国と民間、国と地方公共団体、府省等との間の人事交流等の推進</p> <p>【主な事務事業】 多様な人材の確保・活用の推進</p>	見直し・改善の方向性	官民人事交流推進会議等を活用し、官民人事交流の拡大方策等について検討する。
	(予算要求)	国と民間企業との間における円滑な人事交流の実施に資するため、官民人事交流推進協議会（仮称）に係る予算措置を講ずる。
	(制度)	国家公務員制度改革基本法を受けて、官民交流法の抜本的改正に向けた検討を行う。
	(実施体制)	官民交流法の抜本的改正に伴う体制の充実を図る。

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>【課題】</b>  (女性国家公務員の採用・登用等の拡大)  各府省の女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する取組状況を引き続き調査・公表すること等により、女性国家公務員の採用・登用の拡大を推進する必要がある。</p> <p>(障害者雇用の推進等)  総務省は「公務部門における障害者雇用推進チーム」の主任の立場から各府省の障害者雇用の取組を推進していく必要がある。</p> <p>(国家公務員中途採用試験(再チャレンジ試験))  今年度の再チャレンジ試験に基づき採用結果等も踏まえ、今後の方向性について検討していく必要がある。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b>  女性国家公務員の採用・登用等の拡大、障害者雇用の推進等による多様な人材の確保・活用の推進</p> <p><b>【主な事務事業】</b>  多様な人材の確保・活用の推進</p>	<b>見直し・改善の方向性</b>	(女性国家公務員の採用・登用等の拡大) 各府省の女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する取組状況を引き続き調査・公表すること等により、女性国家公務員の採用・登用の拡大を推進する。  (障害者雇用の推進等) 引き続き、公務部門における障害者雇用の推進を図る。  (再チャレンジ試験) 今年度の応募状況、各府省での採用結果等も踏まえ、内閣官房と連携し、今後の方向性について検討を行う。
<p><b>【課題】</b>  平成 20 年度の目標設定では 678 人を目標値として設定しており、この目標を達成するためには引き続き、今後の配置転換の取組を円滑に行うことが重要である。そのためには、配転異動職員へのアフターケアや送付、受入双方の関係者への研修を充実させる必要がある。</p> <p>また、国の行政機関以外の機関に協力要請を行う等により、職員の選択肢を広げる必要がある。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b>  総人件費改革を踏まえた国家公務員の配置転換の円滑かつ確実な推進</p> <p><b>【主な事務事業】</b>  多様な人材の確保・活用の推進</p>	<b>見直し・改善の方向性</b>	国家公務員の配置転換を今後も円滑に行うためには、これまでの予算措置、制度を継続するとともに、講習会等の充実を図る必要がある。  配置転換対象者が転換先で円滑に定着化・活躍できるよう、講習会の実施やカウンセリング等に係る所要の予算措置を講ずる。  従前どおり  従前どおり
<b>(予算要求)</b>		(障害者雇用の推進等) 公務部門における障害者雇用の推進に資するための所要の予算措置を講ずる。
<b>(制度)</b>		従前どおり
<b>(実施体制)</b>		従前どおり

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 いわゆる「天下り」の弊害を是正し、公務員が志を持って行政に専念できる環境を整備するため、引き続き取組みを実施する必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 早期退職慣行の是正</p> <p>【主な事務事業】 高齢化への対応と適切な退職管理の推進</p>	見直し・改善の方向性	引き続き取組みを実施
	(予算要求)	
	(制度)	
	(実施体制)	従前どおり
<p>【課題】 再任用制度の一層の活用のため、各府省において、職員等への再任用制度の周知、業務運営等の見直し等が適切に実施されることが必要。</p> <p>【下位レベルの施策名】 再任用制度の活用等による高齢者の活用・雇用の推進</p> <p>【主な事務事業】 高齢化への対応と適切な退職管理の推進</p>	見直し・改善の方向性	引き続き、国家公務員高齢者雇用推進専門部会を開催することなどにより、必要な情報交換等を実施。
	(予算要求)	
	(制度)	従前どおり
	(実施体制)	従前どおり
<p>【課題】 職員のライフスタイルの多様化等を踏まえて、退職後の生活をも視野に入れた職員の生活設計を支援する講習会、セミナー等について、その効果的な実施のための検討を進めるとともに、更なる施策の内容の充実を図ることが必要である。</p> <p>【下位レベルの施策名】 職員の退職後の期間を含む生活設計の支援の推進</p> <p>【主な事務事業】 高齢化への対応と適切な退職管理の推進</p>	見直し・改善の方向性	参加者のニーズに応じた講習会、セミナー等の内容の充実を引き続き図っていくとともに、所要の予算措置を講ずる。
	(予算要求)	職員を対象としたセミナーの充実等に伴う所要の予算措置を講ずる。
	(制度)	
	(実施体制)	従前どおり

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号）により、平成 20 年中に内閣府に官民人材交流センターが設置されると等を踏まえ、同センターと機能が重複する試行人材バンクの廃止について検討する必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 高齢化への対応と適切な退職管理の推進</p> <p>【主な事務事業】 高齢化への対応と適切な退職管理の推進</p>	見直し・改善の方向性	平成 20 年中に試行人材バンクを廃止する予定
	(予算要求)	予算の廃止
	(制度)	
	(実施体制)	試行人材バンクに特化した実施体制が組まれていたものではない。
<p>【課題】 服務規律の確保について、各府省において更なる徹底がなされる必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 服務規律確保の各省への周知、徹底</p> <p>【主な事務事業】 職員の服務規律の確保の推進</p>	見直し・改善の方向性	引き続き、職員の服務規律の確保の周知・徹底を促す
	(予算要求)	
	(制度)	
	(実施体制)	従前どおり
<p>【課題】 超過勤務対策について、各府省において更なる徹底がなされる必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 超過勤務対策の適切な実施</p> <p>【主な事務事業】 労働時間短縮の推進</p>	見直し・改善の方向性	引き続き、超勤対策を含めた労働時間短縮の推進を促す
	(予算要求)	勤務時間担当者を対象とする講演会の実施に伴う所要の予算措置を講ずる。
	(制度)	
	(実施体制)	従前どおり
<p>【課題】 啓発事業の内容の充実</p> <p>【下位レベルの施策名】 諸啓発事業の効果的実施</p> <p>【主な事務事業】 職員の能力開発・啓発の充実</p>	見直し・改善の方向性	国家公務員制度改革基本法を踏まえ、管理職員に求められる政策の企画立案能力及び業務管理能力の育成や、人事管理・労務管理に関する能力の育成を図るため、既存の啓発事業を見直し
	(予算要求)	上記方向性に沿った啓発事業を実施するための所要の予算措置を講ずる。
	(実施体制)	啓発事業の見直しに伴う体制の充実を図る。

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 人事院による平成 18 年度長期病休者実態調査の結果によると、精神及び行動の障害による長期病休者が急増していることを踏まえ、講習会を通じて、心の健康づくり対策の一層の推進を図り、その必要性・重要性の認識の徹底と適切な指導を行う。</p> <p>長期病休者(精神及び行動の障害) 2,218 人(H13) 3,849 人(H18)</p> <p>【下位レベルの施策名】 職員の健康の保持増進対策の実施</p> <p>【主な事務事業】 職員の福利厚生の充実</p>	見直し・改善の方向性	既存のメンタルヘルス講習会の在り方を含め、メンタルヘルスに対して適切な対応を図るための有効な手法について検討
	(予算要求)	上記方向性を踏まえて必要となる予算措置を講ずる。
	(制度)	
	(実施体制)	従前どおり
<p>【課題】 人事・恩給局が管理している体育センター(船橋・枚方)及び野球場(福岡)の3か所については、利用が土日に偏っているとともに、施設が老朽化している。</p> <p>【下位レベルの施策名】 職員の健康の保持増進対策の実施</p> <p>【主な事務事業】 職員の福利厚生の充実</p>	見直し・改善の方向性	他の施設の利用を検討することとし、体育センター・野球場は廃止する方向で検討
	(予算要求)	今後、代替候補施設の利用に伴う運用諸経費(受付業務、現地管理等の人員費、施設利用の負担金等)等に必要な予算措置を講ずる。
	(制度)	
	(実施体制)	実施体制につき検討する
<p>【課題】 地方支分部局の担当者を対象とする会議について、必要な整理を行う必要がある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 労務管理担当者に対する指導、啓発</p> <p>【主な事務事業】 労務管理の充実</p>	見直し・改善の方向性	地方支分部局の担当者を対象とする会議について、業務効率性の向上の観点から必要な範囲で統合する方向で検討
	(予算要求)	従前どおり
	(制度)	
	(実施体制)	従前どおり

## 6 学識経験を有する者の知見の活用等

### (1) 学識経験を有する者の知見の活用

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日）において、ロジック・モデルにおける基本目標の設定、課題と取組みの方向性の記述についてそれぞれご指摘を頂いたところであり、このご指摘を踏まえて評価書を作成した。

### (2) 評価に使用した資料等

人事評価 第 2 次試行アンケート結果（主要なもの）

[http://www.soumu.go.jp/jinjihyouka/data/pdf/data\\_080125\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/jinjihyouka/data/pdf/data_080125_1.pdf)

民間から国への職員の受入状況（平成 19 年 12 月 26 日）

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071226\\_8.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071226_8.html)

府省間人事交流の実施状況（平成 19 年 9 月 20 日）

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070920\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070920_1.html)

国と地方公共団体との間の人事交流状況（平成 19 年 12 月 26 日）

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071226\\_6.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071226_6.html)

女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果（平成 19 年 10 月 24 日）

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071024\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071024_1.html)

平成 20 年度の配置転換、採用抑制等に関する実施計画（平成 19 年 3 月 2 日）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koumuin/070302keikaku.pdf>

平成 20 年度における国家公務員の配置転換の内定状況（平成 19 年 12 月 22 日）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koumuin/071222joukyou.pdf>

# 平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政評価局総務課

評価年月 平成20年7月

## 1 主要な政策の概要

### （政策名）

政策3 行政評価等による行政制度・運営の改善

### （政策の基本目標）

政策評価制度の推進、行政評価・監視の実施、行政相談制度の推進等により、各府省における行政制度・運営の改善を図る。

特に、19～20年度の間は、新たに導入された経済財政諮問会議との政策評価に関する連携を強化し、重要対象分野に係る評価の実施の推進を図る。

### （政策の概要）

#### 1 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、各府省は、所掌する政策について自ら評価を実施。総務省は、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価制度を推進するとともに、府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性・総合性を確保するための評価（統一性・総合性確保評価）及び各府省の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動（客観性担保評価活動）を実施。

#### 2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進

中立・公正な立場から各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果に基づき勧告等を行う行政評価・監視業務、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談業務により、行政の制度・運営の改善を推進する。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。

### （平成19年度予算額）

784百万円

## 2 政策実施の環境

### （1）政策をとりまく最近の情勢

政策評価については、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において、「経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映する」こととされたことを受け、平成19年11月に、総務大臣から経済財政諮問会議に対して重要な評価対象分野の選定等についての意見を述べ、同会議から重要な評価対象分野等の提示が行われたところである。また、平成19年10月1日から新た

に規制の事前評価についての義務付けが開始されたところである。

行政評価・監視については、従来から、政府の重要行政課題の解決の促進を図っているところ、契約の適正化の推進について、内閣総理大臣からの指示（平成 19 年 10 月）を踏まえ、平成 20 年 1 月から行政評価・監視を実施しているところである。また、19 年 5 月に発生したジェットコースター死傷事故を受けて、緊急に行政評価・監視の実施をしたところである。

なお、平成 19 年度は、年金記録問題に関して、問題発生の経緯、原因、責任の所在等についての調査・検証を行う年金記録問題検証委員会（平成 19 年 6 月設置。同年 10 月報告書とりまとめ）の事務局を担当したこと、総理指示により、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示すための年金記録確認第三者委員会（平成 19 年 6 月設置。中央委員会：1 か所、地方委員会：全国 50 か所）の事務局を担当していることから、本省及び管区局・事務所の地方出先機関の人員の多くが本問題の対応に当たった。

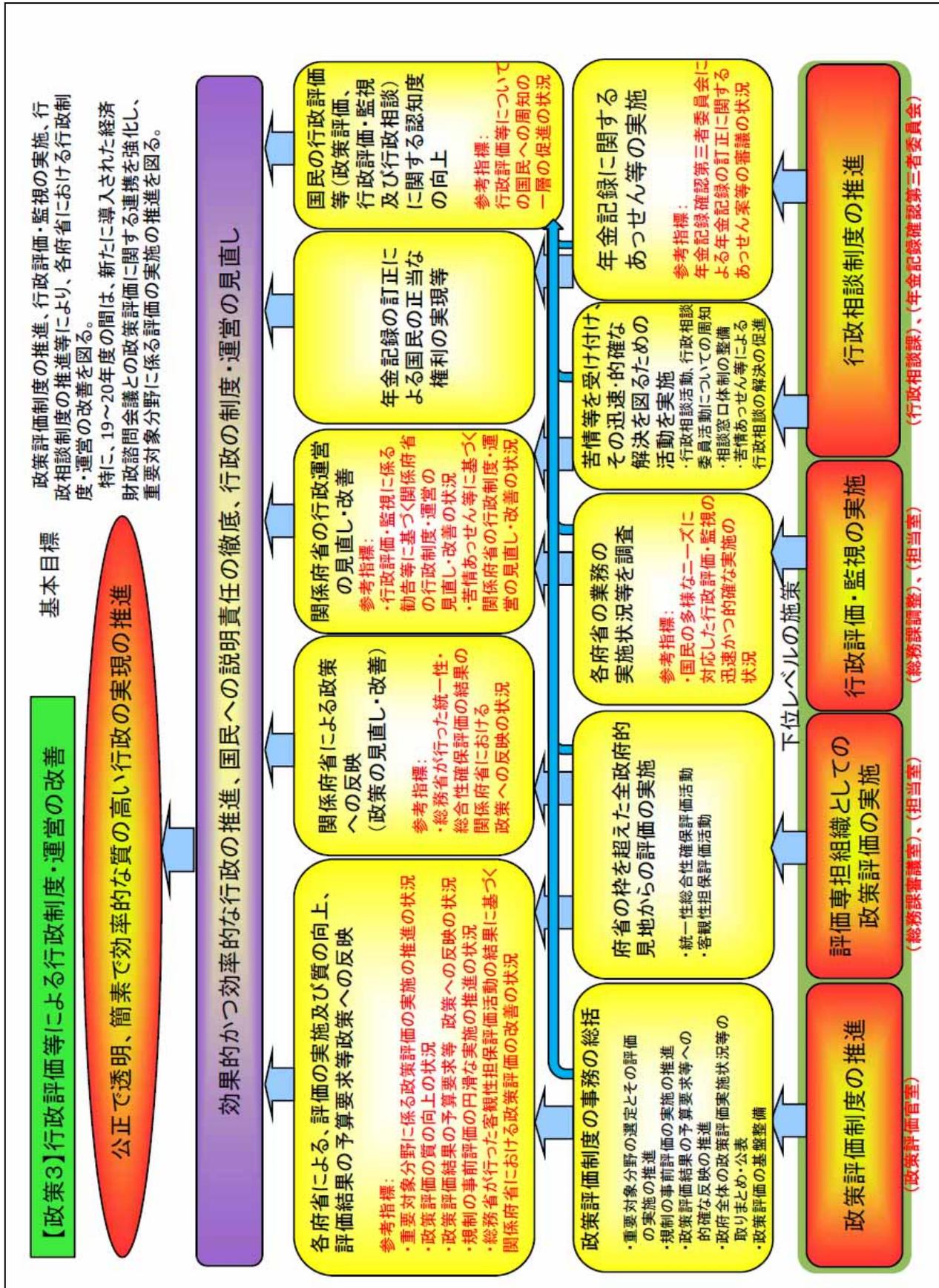
## （２）関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日 閣議決定	<p>3．予算制度改革 【改革のポイント】</p> <p>4．政策評価を予算の効率化等に適切に反映する。 【具体的手段】</p> <p>（４）政策評価の機能の発揮 平成 19 年末から次の方法で経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映する。 総務大臣は、各府省の評価の実施状況に関する「政策評価・独立行政法人評価委員会」の調査審議を踏まえ、毎年末、経済財政諮問会議に、重要対象分野の選定等について意見を述べる。 これに対し、経済財政諮問会議は、政策評価の重要対象分野等を提示する。総務大臣は当該提示を踏まえた評価の実施を推進する。</p>
規制改革推進のための 3 か年計画	平成 19 年 6 月 22 日 閣議決定	<p>19 年度重点計画事項</p> <p>1 横断的制度 （１）規制の横断的評価・見直し 規制影響分析（R I A）の幅広い実施ア（略） イ（略）総務省は、各府省庁の取組を支援するため、毎年度、規制についての事前評価の実施状況の把握・分析を行うとともに、調査研究、各府省庁に対する情報提供や必要な研修等の取組を進めていく。【平成 19 年度以降継続的に実施】（基本ア b）</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>ウ R I Aの実施に当たっては、評価手法等R I Aの実施に際して必要な事項を定めたガイドラインの役割は重要である。R I Aの実施に当たっては、その質を向上させ、事後的な検証可能性を高めるため、可能な限り定量化、金銭価値化して示すことが望ましい。また、規制の新設・改廃から一定期間が経過した後に、社会経済情勢に照らしてなお最適か否かを判断するよう、レビュー時期やその条件を記載することが望ましい。</p> <p>したがって、総務省は、上記を踏まえ、各府省庁が充実したR I Aを実施できるよう、ガイドラインの速やかな策定を行う。【平成 19 年度実施】( 基本ア d )</p>
<p>経済財政改革の基本方針 2007</p>	<p>平成 19 年 6 月 19 日 閣議決定</p>	<p>第 4 章 持続的で安心できる社会の実現 4 . 質の高い社会保障サービスの構築 【具体的手段】 (2) 年金  ) 領収書等の証拠がない方については、総務省に設置する第三者委員会における公正な判断を踏まえ、社会保険庁はこれを尊重して記録の訂正を行う。</p>
<p>年金記録問題に関する今後の対応</p>	<p>平成 20 年 1 月 24 日 年金記録問題に関する関係閣僚会議</p>	<p>4 . 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化 (1) 当面の審議の促進 年金記録確認第三者委員会においては、昨春秋以来、委員を 338 人から 538 人へ増員、事務局職員を 468 人から 877 人へ増員、審議チームを 54 チームから 118 チームに増やすなど体制の拡充を行ってきたところであり、さらに、あっせん事例集の整備等を行うことにより、各地方委員会の迅速な処理の推進を図り、処理件数の大幅な増加を図る。 また、更に処理のスピードアップが必要な地域（大都市を抱える都道府県 15 力所程度）の一層の体制の強化（審議チームを約 50 増）に早急に取り組む。</p> <p>(2) 本年 4 月以降の取組み 上記の審議促進策を踏まえ、本年 3 月末までに申し立てられた事案については、概ね 1 年を目途に処理を終えることとする。 また、本年 4 月以降に申し立てられる事案については、 第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進、 社会保険労務士の協力をも得つつ、申立てに関する相談・調査の充実、 申立件数を勘案した一層の体制強化等を講じることにより、迅速な処理を進める。</p>

### 3 政策効果の把握の手法

#### (1) 基本目標の達成過程(いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度																												
経済財政諮問会議との連携強化による、重要対象分野に係る政策評価の実施の推進の状況	評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映するために、経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携強化が図られているか、また、各府省における重要対象分野に係る評価の実施の推進が図られているか。	<p>政策評価・独立行政法人評価委員会における調査・審議を踏まえ、平成19年度は、少子化社会対策に関連する施策（育児休業制度、子育て支援サービス、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組）若年者雇用対策及び農地政策の3分野5政策について、総務大臣から経済財政諮問会議に対し意見を述べた。</p> <p>経済財政諮問会議から、これらの政策が「重要対象分野」として提示された。</p> <p>また、重要対象分野に係る評価の実施にあたっての留意点等について、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査・審議を踏まえて関係府省に提示することにより、評価の実施を推進した。</p>																														
各府省における政策評価の質の向上の状況	17府省中15府省が実施している「実績評価方式による評価」について、「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合」の推移を把握し、各府省が実施した政策評価の質の向上の状況を分析する。	<p>実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。</p> <p>各府省が実施した実績評価方式による評価について、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（府省全体）の推移をみると、次図のとおり、平成14年度から16年度は年々増加し、17年度と18年度は、横ばいであったが、19年度は上昇している。</p>																														
		<table border="1"> <caption>実績評価方式による評価の割合の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>割合</th> <th>総数</th> <th>達成数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年度</td> <td>34.2%</td> <td>471件</td> <td>161件</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>50.0%</td> <td>500件</td> <td>250件</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>55.5%</td> <td>488件</td> <td>271件</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>54.6%</td> <td>441件</td> <td>241件</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>57.2%</td> <td>407件</td> <td>233件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>71.1%</td> <td>318件</td> <td>226件</td> </tr> </tbody> </table>			年度	割合	総数	達成数	平成14年度	34.2%	471件	161件	平成15年度	50.0%	500件	250件	平成16年度	55.5%	488件	271件	平成17年度	54.6%	441件	241件	平成18年度	57.2%	407件	233件	平成19年度	71.1%	318件	226件
年度	割合	総数	達成数																													
平成14年度	34.2%	471件	161件																													
平成15年度	50.0%	500件	250件																													
平成16年度	55.5%	488件	271件																													
平成17年度	54.6%	441件	241件																													
平成18年度	57.2%	407件	233件																													
平成19年度	71.1%	318件	226件																													
各府省における政策評価結果の予算要求等政策	各府省における政策評価の結果の取扱いについて、「評価結	<p>(評価結果の政策への反映割合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>			17年度	18年度	19年度	100%	100%	100%																						
17年度	18年度	19年度																														
100%	100%	100%																														

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
への反映の状況	果の政策への反映割合」及び「政策の改善・見直し等が行われた割合」等、各府省において、評価結果が予算要求、政策の改善・見直し等に活用されているか。	(2,910/2,910)	(1,834/1,834)	(1,486/1,486)
		分母：事後評価実施件数、分子：政策への反映件数（「これまでの取組を継続するもの」を含む。）		
		（政策の改善・見直し等が行われた割合）		
		17年度	18年度	19年度
		18.6%	23.1%	20.9%
		(540/2,910)	(424/1,834)	(311/1,486)
		分母：事後評価実施件数、分子：改善・見直し等実施件数		
規制の事前評価の円滑な実施の推進の状況	各府省庁が規制の事前評価を円滑に実施できるよう、ガイドラインが適切に策定されているか。 各府省庁の取組支援のための調査研究、各府省庁に対する情報提供や必要な研修等の取組が進められているか。	規制の事前評価については、平成19年10月1日から、各行政機関にその実施が義務付けられた。義務付けに当たっては、規制の政策評価に関する研究会（平成17年9月から19年10月。座長：金本良嗣東京大学大学院経済学研究科・公共政策大学院教授）において、ガイドラインの案の検討が行われた。当該案は、平成19年6月に取りまとめられ、政策評価各府省連絡会議における了承を経て、同年8月24日に正式に決定された。 また、平成19年度については、諸外国における規制影響分析（RIA）の評価事例の収集及び評価事例の分析に関する調査研究を各府省に提供すべく実施した。また、「規制の事前評価に関する講演会（平成19年11月9日）」及び「政策評価に関する統一研修（平成20年3月12日）」等において規制の事前評価をテーマとして取り上げ、専門的な知見、諸外国の現状や府省における取組事例等を紹介するなど、積極的な取組を進めた。		
総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映の状況	評価の結果が関係府省の政策に適切に反映されているか。	総務省では、統一性・総合性確保評価の結果を踏まえて関係府省が講じた政策の見直し・改善の状況について把握するため、フォローアップを毎年実施している。 平成19年度における上記フォローアップの結果、関係府省において法令の改正、業務の改善・見直し等が図られ、評価結果の政策への反映が行われている。 平成19年度フォローアップ結果 ( <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080606_1_1_0301.pdf">http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080606_1_1_0301.pdf</a> ) ( p209～219 )		
総務省が行った客観性担保評価活動の結果に基づく関係府省における政策評価の改善の状況	客観性担保評価活動の一つである「評価の内容点検（認定関連活動）」の取組を通じて把握した、各府省の政策評価の改善の状況を分析する。	総務省では、平成16年度から毎年度、各府省が実施した政策評価の妥当性に疑問が生じた場合、評価の内容に踏み込んで点検し、改善すべき点がみられたものについては、関係府省に対し、評価のやり直し、公共事業の評価のマニュアルの見直し、適切な指標の設定、評価書の修正など改善措置を講ずるよう求める取組を行っている。 平成17年度は9府省の23事例、18年度は7府省の23事例（ほかにマニュアルの見直し2事項）、19年度は		

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度									
		<p>13府省の47事例について、それぞれ、評価の妥当性を確認するため事実関係の把握・整理を行い、その結果、評価のやり直しなどを指摘した。</p> <p>また、平成17年度及び18年度の「評価の内容点検(認定関連活動)」において改善すべき点がみられた事例について、関係府省におけるその後の措置状況を把握し、評価のやり直しの際に事業コストの見直しが行われ、その結果コスト縮減が図られたことなどを確認した。</p>											
国民の多様なニーズに対応した行政評価・監視の迅速かつ的確な実施の状況	国民の関心の高いテーマや早急に改善を要するテーマ等について、行政評価・監視に機動的に取り組んだか。	<p>国民の安全・安心の確保等政府の重要行政課題などについて、重点的かつ機動的に実施。</p> <p>19年度は別紙1のとおり、8テーマについて勧告を行うとともに、新たに6テーマについて、調査に着手。特に、ジェットコースター死傷事故の発生を契機に遊戯施設の安全確保対策、また、総理指示に基づき契約の適正化について機動的に実施。</p>											
行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況	行政評価・監視に係る勧告等の指摘事項は、実際に、関係府省において、改善が図られているか。	<p>勧告等から原則として6か月後に勧告等に対して講じた措置についての「回答」を関係府省から受領し、さらに、「回答」から原則として1年後に「その後の改善措置状況」を受領している。平成19年度においては、別紙2・3のとおり11の行政評価・監視について「回答」を、また、10の行政評価・監視について「その後の改善措置状況」を受領した。指摘事項の内容により、改善措置を講ずるために要する時間は相違するが、当該「その後の改善措置状況」をみると、指摘事項の97.0%は既に改善措置が採られており、残りの事項についても、すべて、改善措置を採ることが具体的に予定されているか、改善措置を採ることにつき検討中となっている。</p>											
苦情あっせん等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況	<p>行政相談活動が効果的に実施されているかを把握。</p> <p>行政制度・運営の見直し・改善状況の把握手段の一つとして、苦情あっせん事案解決率を把握する。</p> <p>また、上記の苦情あっせんには至らないが、相談を受け付け、行政運営の改善の必要性を検討すること、関係機関等に対し、相談内容</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">苦情あっせん解決率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>95.9%</td> <td>96.2%</td> <td>95.3%</td> </tr> <tr> <td>(苦情あっせん案件1,093件中1,048件が解決)</td> <td>(苦情あっせん案件900件中866件が解決)</td> <td>(苦情あっせん案件993件中945件が解決)</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該数値は、本省及び管区行政評価局・行政評価事務所が当該年度に受け付けた苦情案件(行政相談委員から通知を受けた案件を含む。)のうち、関係機関にあっせんを行った案件を対象とした。</p> <p>なお、行政相談委員が受け付け、処理する苦情案件は、事務処理の遅延、営造物の維持管理等、簡易なもので、かつ、関係機関に通知すれば解決が可能なものとしており、これらの案件以外については、管区行政評価局・行政評価事務所が、行政相談委員からの通知を受け、処理することとしている。</p>			苦情あっせん解決率			95.9%	96.2%	95.3%	(苦情あっせん案件1,093件中1,048件が解決)	(苦情あっせん案件900件中866件が解決)	(苦情あっせん案件993件中945件が解決)
苦情あっせん解決率													
95.9%	96.2%	95.3%											
(苦情あっせん案件1,093件中1,048件が解決)	(苦情あっせん案件900件中866件が解決)	(苦情あっせん案件993件中945件が解決)											

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
	を通知・連絡すること、窓口となる行政機関を教示・助言すること等を通じ、行政運営等の見直し改善に結びついていることから、併せて、国の行政機関等に係る相談受付件数を把握する。	国の行政機関等に係る相談受付件数		
		54,177件 (うち、苦情、要望陳情 14,776件) (うち、照会 39,401件)	56,072件 (うち、苦情、要望陳情 16,432件) (うち、照会 39,640件)	61,295件 (うち、苦情、要望陳情 18,656件) (うち、照会 42,639件)
年金記録確認第三者委員会による年金記録の訂正に関するあっせん案等の審議の状況(注)	年金記録に関するあっせん等について、国民の立場に立って、公正な判断を示すことにより、年金制度に対する信頼を回復しているか。	平成19年6月に設置された年金記録確認第三者委員会については、平成20年3月末時点で、申立件数が約5万件、そのうち、処理を終了した件数が約6千件。 なお、平成20年3月末までに申し立てられた事案については、おおむね1年を目途に処理を終えることとする。		
行政評価等についての国民への周知の一層の促進の状況	政策評価制度についての国民への周知を促進するための活動が効果的に実施されているかを把握。	政策評価フォーラムの開催 札幌会場(10月) 名古屋会場(11月) 広島会場(12月)	政策評価フォーラムの開催 仙台会場(12月) 高松会場(11月) 政策評価国際シンポジウムの開催(6月東京)	政策評価フォーラムの開催 東京会場(3月) (参考) アンケート結果(仕事や研究に参考となった人の割合) 講演1「政策評価の現状と課題」77.1% 講演2「政策評価を考える」58.1% 規制の事前評価に関する講演会の開催(11月東京) (参考) アンケート結果(仕事や研究に参考となった人の割合) 講演全体90.7%
	行政評価・監視についての国民への周知を促進するための活	行政評価・監視の結果等について、報道発表やHPへの掲載等を実施。 さらに、20年度以降の行政評価等プログラムの策定		

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
	動が効果的に実施されているかを把握。	に当たり、主な調査事項等について、パブリック・コメントを初めて実施		
	行政相談制度についての国民への周知を促進するための活動が効果的に実施されているかを把握。	平成19年度に行政相談の標語「ききます とどけます あなたの声を行政に」を初めて導入し、行政相談周知ポスター、政府広報に表示するなど効果的な広報活動を実施。 引き続き、春と秋の行政相談週間において、行政相談活動の広報活動を効果的、集中的に実施(別紙4参照)。		

(注)平20年度評価に際して、平成19年度目標設定表の「参考となる指標その他の参考となる情報」に、「年金記録確認第三者委員会による年金記録の訂正に関するあっせん案等の審議の状況」を追加した。その理由は、19年度目標設定表の策定後に、本業務が新たに追加されたためである。

## 4 政策の総合的な評価

### (1) 評価結果(総括)

政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施

総務省における制度の推進及び全政府的見地からの評価の実施を通じて、評価の質の向上、予算要求等政策への反映、関係府省における政策の見直し・改善が図られていることから、一定の効果を上げている。

行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進

#### ア 行政評価・監視

国民の多様なニーズに対応した行政評価・監視の迅速かつ的確な実施を通じ、勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善が図られていることから、一定の効果を上げている。

#### イ 行政相談

行政制度・運営の見直し・改善状況の把握手段の一つとして、把握している苦情あっせん解決率は95.3%となっているほか、あっせん以外にも関係のある関係機関等に相談内容を通知・連絡することなどにより、行政の制度・運営の改善を推進している。

しかしながら、「平成17年総合評価書(行政相談に関する総合評価結果)」のアンケート調査結果において、行政相談をもっとPRしてほしいとの意見が全体の約7割となっており、潜在する国民の行政に関する苦情や行政制度等に関する疑問を解消し、また、今後の発生に備えるために、国民への制度の周知を一層強化するよう検討する必要がある。

#### ウ 年金記録に関するあっせん等の実施

平成19年6月に設置された年金記録確認第三者委員会(以下「第三者委員会」という。)による年金記録の訂正に関するあっせん案等の審議状況を見ると、第三者委員会に対する申立件数は、平成20年3月末時点の累計で約5万件、そのうち同年3月末までに約6千件の処理を終了したところである。

第三者委員会の活動は、年金記録を管理・運営する社会保険庁等関係行政機関の管理に起因する問題について、申立人の申立てを十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示すものであること、これまでに経験したことのない業務について、極めて短期間で、様々な構成員により立ち上げられた体制の中で処理件数を飛躍的に増大させてきている(1月当たりの処理件数:委員会開始直後の19年7月から9月の3か月間の合計が213件、その翌月の10月が281件、後述の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」の前月の12月が517件、年度末の3月が2,136件)ことから、年金制度に対する国民の信頼の回復に資するものとなっていると考える。

しかしながら、年金記録の訂正により国民の正当な権利を実現し、年金制度に対する国民の信頼回復を図るとの目標達成のためには、審議の公正性を確保しつつも、更なる処理の促進が必要である。

なお、平成20年1月に開催された「年金記録問題に関する関係閣僚会議」において、20年3月末までに申し立てられた事案については、おおむね1年を目途に処理を終えることとされている。

## (2) 基本目標等の達成状況の分析

### (ア) 必要性

政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施

従来、我が国の行政においては、法律の制定や予算の獲得等に重点が置かれ、その効果やその後の社会経済情勢の変化に基づき政策を積極的に見直すといった評価機能は軽視されがちであった。しかしながら、政策は実施段階で常にその効果が点検され、不断の見直しや改善が加えられていくことが重要であり、そのためには、政策の効果について、事前、事後に、厳正かつ客観的な評価を行い、それを政策立案部門の企画立案作業に反映させる仕組みを充実強化することが必要である。

政策評価制度は、このような観点から、国民本位の効率的で質の高い行政の実現、国民的視点に立った成果重視の行政への転換、国民に対する行政の説明責任の徹底を図ることを目的として、平成13年1月の中央省庁等改革に伴い導入されたものである(平成14年4月から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)が施行)。政策の効果点を点検し、その不断の見直しや改善を図る上で、各府省における評価の実施及びその実効性を高めるための仕組みは、必要不可欠なものである。

特に、平成19年度からは、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日)(以下、「骨太2007」という。)に基づき、新たに重要対象分野に関する評価の取組が始まったこと、規制の事前評価が義務付けられたことなどから、政策評価制度の果たす役割が増大し、その重要性も増している。

行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進

### ア 行政評価・監視

政府は、行政に対する国民の信頼を確保し、簡素で効率的な質の高い行政を実現するため、自ら不十分な点を補う努力を行い、その見直し・改善を進めていく責務がある。行政評価・監視は、こうした責務に応えるため、各府省とは異なる立場から行政の制度・運営の改善を推進するものである。

行政の施策や事業は、開始から時間が経つにつれて十分な成果を上げていないことが判明する場合や、社会経済情勢の変化によってその有効性が薄れる場合があり、これらの状況について、各府省とは異なる中立・公正な立場から行政評価・監視を行う機能は政府部内に必要不可欠なものである。

#### イ 行政相談

行政相談は、国の行政全般について国民からの苦情等を広く受け付け、中立・公正な立場からその解決等を図ることにより、行政苦情の個別救済及び行政運営の自己改善を図るものであること、また、各府省が有する相談窓口とは異なり、複数の行政機関等にまたがる問題について、調整的機能を発揮することにより、省庁横断的、効率的な解決を図ることが可能なものであることから必要な業務である。

国民への行政相談制度の周知については、同制度の利用促進を図ることにより、潜在的国民の行政に関する苦情や行政制度等に関する疑問を解消し、また、今後の発生に備えるために国民への制度の周知が必要である。

#### ウ 年金記録に関するあっせん等の実施

年金記録に関するあっせん等の業務は、いわゆる「年金記録問題」への対応策の一つとして、年金制度に対する国民の信頼を回復するため、年金記録の訂正により国民の正当な権利を実現する機関が必要とされ、またその機関は、社会保険庁や厚生労働省とは異なる第三者的立場であることが必要とされたことから、総務省が有する行政苦情に関するあっせん機能を活用することが適当とされ、安倍総理大臣(当時)の指示により、平成19年6月に第三者委員会が総務省に設置されたことに伴って開始されたものである。

年金制度を所管する社会保険庁や厚生労働省とは異なる立場で、第三者委員会と同様の役割を果たし得る機関が他にはないこと、平成20年3月末現在で累計約5万件の申立てがあり、また、現在も申立てが続いている状況であること等に鑑みれば、本政策は必要不可欠なものである。

### (イ) 有効性

政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施

#### ア 経済財政諮問会議との連携強化による、重要対象分野に係る政策評価の実施の推進

平成19年度からの新たな取組である経済財政諮問会議との連携強化については、骨太2007に基づき実施されているものである。初年度である平成19年度は、新たに政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会ワーキング・グループを開催するなど、重要対象分野の選定等に向けた調査審議を精力的に実施した。政策評価・独立行政法人評価委員会において選定した政策評価の重要対象分野等は、総務大臣から経済財政諮問会議に意見具申され、同

会議から政府における政策評価の重要対象分野として関係府省に提示された。さらに、関係府省における評価の的確な実施の推進を図るため、重要対象分野に係る評価の実施にあたっての留意点等についても総務省から関係府省に提示されるなど、連携強化に関する取組の着実な実施が図られていると認識している。なお、平成 19 年度に提示された重要対象分野についての評価は、現在、関係府省において実施されている途上にあり、その評価結果については、予算の効率化等国の政策に適切に反映するため、平成 20 年度以降の経済財政諮問会議に報告することとしている。これらの取組については、引き続き、進捗状況を注視した上で分析・評価を行う必要がある。

#### イ 各府省における政策評価の質の向上

各府省における政策評価の質の向上については、各府省が実施した実績評価方式による評価について、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（政策レベル）の推移を府省全体で見ると、平成 18 年度の 57.2%（407 件中 233 件）に比べ 19 年度は 71.1%（318 件中 226 件）と上昇している。これを府省別にみると、実績評価方式による評価を実施している 14 府省のうち、7 府省において、平成 19 年度の当該割合が 18 年度より上昇しており、中でも国家公安委員会・警察庁や厚生労働省において大きく上昇している（国家公安委員会・警察庁：3.6% 39.3%、厚生労働省：41.7% 87.5%）。また、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合を指標レベルで見ても、平成 18 年度の 44.6%（1,985 指標中 885 指標）から 19 年度の 67.2%（1,769 指標中 1,189 指標）へと上昇している。

このように、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合については、全体として改善傾向がみられ、各府省における政策評価の質の向上に向けて、一定の進展が認められる。

また、各府省における政策評価の質の向上に関しては、総務省が行う客観性担保評価活動の結果に基づき、関係府省において政策評価の改善が図られているところである。

平成 17 年度及び 18 年度の「評価の内容点検（認定関連活動）」において改善すべき点がみられた事例について、関係府省におけるその後の措置状況を把握した。主な事例の概要は、以下のとおりである。

##### 【事例 1】水道水源開発施設整備事業（忠別ダム）〔厚生労働省公共事業再評価〕

平成 17 年度の内容点検において評価のやり直しを指摘。

平成 18 年度において、厚生労働省で改めて評価を行った結果を把握し、人口推計を見直し（38 万 3,768 人 31 万 3,009 人）、B/C を算出し直した（3.42 1.12）こと、関連施設の整備計画の見直しにより約 42.5 億円の事業費の削減が図られることを確認。

##### 【事例 2】水道水源開発施設整備事業（サンルダム）〔厚生労働省公共事業再評価〕

平成 18 年度の内容点検において「水道事業の費用対効果分析マニュアル」の見直しを指摘。

平成 19 年度において、同年 7 月に同マニュアルの改訂が行われ、当省の指摘事項が改正内容に反映されていることを確認。

##### 【事例 3】一般国道 338 号長後バイパス〔国土交通省公共事業再評価〕

平成 18 年度の内容点検において評価のやり直しを指摘。

平成 19 年度において、国土交通省で改めて評価を行った結果を把握し、全体事業 B / C = 0.5、残事業 B / C = 1.6 となったこと、設計条件見直しや工法変更等によって約 4 億円のコスト縮減が図られることなどを確認。

#### 【事例 4】環境に配慮した地域づくりの支援〔環境省実績評価〕

平成 18 年度の内容点検において「本来、事業の効果として測定すべき CO<sub>2</sub> 削減量に係る指標を設定して評価すべき。」と指摘。

平成 19 年度の環境省の実績評価書において、CO<sub>2</sub> 排出量がアウトカム指標として設定され、削減目標値（51,000 トン）も示されたことを確認。

このように、「評価の内容点検（認定関連活動）」については、各府省が実施した政策評価について、評価の内容に踏み込んで点検し、関係府省に対し評価のやり直しなどの改善措置を講ずるよう求めることにより、関係府省における政策評価の改善に一定の成果を上げており、客観性担保評価活動に関し、今後、特に評価の内容に踏み込んだ点検の充実・強化を図ることで、各府省における政策評価の質の向上に向けて、より一層の進展が期待できる。

#### ウ 各府省における政策評価結果の予算要求等政策への反映

各府省における評価結果の予算要求等政策への反映については、各府省において評価結果が政策に反映された割合は、平成 19 年度は 18 年度に続いて 100%であった。このうち政策の改善・見直し等に結びついた割合は平成 18 年度に比べ 2 ポイント減の約 21% となっており、さらに一般政策に限ってみると、政策の改善・見直し等が行われた割合は、47.7%（265 件/555 件）となっている。公共事業については評価結果を踏まえ、計 13 事業、総事業費等 628.6 億円の事業が休止又は中止されている。なお、平成 14 年度から 19 年度の 6 年間では、政策評価の結果、公共事業を中心に総事業費等ベースで約 3.6 兆円の事業が休止又は中止されている。このように評価結果は予算要求等政策に着実に反映されていると認められる。

#### エ 規制の事前評価の円滑な実施の推進

規制の事前評価の円滑な実施の推進については、各府省が義務付けられた規制の事前評価を円滑かつ効率的に実施するに当たって、標準的指針となる規制の事前評価の内容、手順等を示す「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成 19 年 8 月 24 日）」を策定した。各府省は当該ガイドラインを踏まえ、規制の質の向上や国民への説明責任を果たすよう、規制の事前評価を実施しているところである。また当該ガイドラインは、規制の事前評価書の要旨のモデル様式を示しており、これによって評価書の要旨の統一が図られ、国民の各府省の評価書に対する理解等が促進されると考えられる。また、規制の事前評価の円滑な実施を推進するため、専門的な知見や、諸外国の現状、規制の対象となる側からの要望等を紹介するために開催した「規制の事前評価に関する講演会（平成 19 年 11 月 9 日）」のアンケート調査結果（回収率 52.8%（67 / 127 名））によれば、講演会全体の難易度については「よく理解できた・理解できた」86.8%（46 / 53 名）、講演会全体が仕事や研究にどの程度役に立つかについては「とても参考になった・参考になった」90.7%（49 / 54 名）との回答を得ている。また、規制の事前評価をテーマとして取り上げた「政策評価に関する統一研修（平成 20 年 3 月 12 日）」のうち、各府省の政策評価担当官を対象とした特別研修のアンケート調査結果（回

収率 34.2% ( 13 / 38 名 ) ) によれば、研修全体の講義の内容について、「よく理解できた・理解できた」92.3% ( 12 / 13 名 )、研修全体の講義の今後の業務の実施に関連して、「参考になった」84.6% ( 11 / 13 名 ) との回答を得ている。このように、講演会や研修を開催することにより、規制の事前評価の導入の意義・必要性について国民等に分かりやすく理解してもらうよう努めたところである。

#### オ 統一性・総合性確保評価

総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映の状況を見ると、法令の改正、業務の改善・見直しに結びつくなど関係府省における政策に反映されている。

以上、政策評価制度の推進のための取組を通じ、各府省における政策評価の質の向上、評価結果の予算要求等政策への反映は着実に進展しており、当該施策についての有効性は認められる。なお、重要対象分野の選定等の新たな取組については、政策評価の実効性の確保、評価結果の質の向上の取組を更に進めるための有効な手段であることから、特に積極的に取り組んだところであるが、効果の発現が先になるものもあるため、今後、指標の進捗状況を注視しつつ必要な分析を行っていくこととする。

### 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進

#### ア 行政評価・監視

行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況を見ると、平成 19 年度に受理した「その後の改善措置状況」(別紙 2 参照)において、指摘事項の 97.0%は既に改善措置が採られ、残りの事項についても、すべて、改善措置を採ることが具体的に予定されているか、改善措置を採る方向で検討中となっている。行政評価・監視の実施を通じ、各府省における行政制度・運営の改善が図られていることから、有効性があると認められる。

#### イ 行政相談

行政制度・運営の見直し・改善状況の把握手段の一つとして把握している苦情あっせん解決率は、下記のとおり、例年 90%を超えており、有効性は認められる。

苦情あっせん事案の解決率 (平成 17～19 年度)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
解決率	95.9% (1,048 件 / 1,093 件)	96.2% (866 件 / 900 件)	95.3% (945 件 / 993 件)

(注) 当該数値は、本省及び管区行政評価局・行政評価事務所が当該年度に受け付けた苦情案件(行政相談委員から通知を受けた案件を含む。)のうち、関係機関にあっせんを行った案件を対象とした。また、あっせん未解決事案の主な原因は、改善までに時間や予算を要するものである。

なお、このほかにも、行政相談委員が受け付けた苦情案件のうち、事務処理の遅延、営造物の維持管理等、簡易なものについては、関係機関に通知することによって解決が図られているものもある。

また、上記の苦情あっせんのほか、あっせんには至らないが、下記のとおり例年5万件乃至6万件の国の行政機関等に係る相談を受け付けており、その中には行政運営の改善の必要性を検討すること、関係機関等に対し、相談内容を通知・連絡すること、窓口となる行政機関を教示・助言すること等を通じ、行政運営等の見直し改善に結びつくものもみられる。

国の行政機関等に係る相談受付件数（平成17～19年度）

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
苦情、要望陳情	14,776件	16,432件	18,656件
照会	39,401件	39,640件	42,639件
合計	54,177件	56,072件	61,295件

（注）平成18年度から19年度における相談件数の増加の内訳をみると、照会（39,640件→42,639件）と要望陳情（12,319件→14,623件）において著しい増加がある。また、行政分野別にみると、社会保険窓口、保険料等の相談が著しく増加（1,551件→3,547件）している。

国民への行政相談制度の周知については、同制度の利用促進を図ることにより、潜在する国民の行政に関する苦情や行政制度等に関する疑問を解消し、また、今後の発生に備えるために必要である。このため、春と秋の行政相談週間を中心として、テレビ、新聞、県・市町村広報誌等の広報媒体を通じ、積極的に広報活動を展開しているが、下記のとおり、周知が不足していると結果が出ており、引き続き、効率的・効果的な広報を行うことが必要である。

「平成17年度総合評価書（行政相談に関する総合評価結果）平成18年3月」（注1）

「行政相談に関するアンケート結果」（注2）

・行政相談制度に対する意見・要望（複数回答）

もっとPRしてほしい	1,483人（68.8%）
身近なところでの相談	1,016人（47.1%）
相談者の秘密厳守	892人（41.4%）
なるべく早く解決を	864人（40.1%）
勤務時間外の受付	763人（35.4%）
行政相談委員の増員	675人（31.3%）
その他	80人（3.7%）

（注1）「総務省が平成17年度に行う事後評価及び施策の実施状況の検証の実施に関する計画」（平成17年3月30日総務省訓令第12号）に基づき、行政相談に関して総合評価方式による評価を実施

（注2）一般国民を対象としたアンケート調査を、Web上で公開し、平成15年1月24日から2月20日までの期間に実施（回答者2,155人）

このため、行政相談所の開催など個別の行政相談活動の周知徹底のために、地元市町村の広報誌への掲載や町内会・自治会の回覧板の活用による広報の充実強化を図ることとした。

また、行政相談制度・行政相談委員活動の周知徹底のため、マスメディア等各種広報媒体を利用し、平成19年度に行政相談の標語「ききます とどけます あなたの声を行政に」を定め、効果的な広報活動に努めている。

さらに、引き続き、春と秋の行政相談週間において、行政相談活動の広報活動を集中的に実施するなど、効果的な広報活動に努めている。

#### ウ 年金記録に関するあっせん等の実施

参考指標となる第三者委員会による年金記録の訂正に関するあっせん案等の審議状況を見ると、申立ての受付窓口となっている社会保険事務所等で受け付けた第三者委員会に対する申立ての件数は、平成 20 年 3 月末時点の累計で 49,897 件となっており、そのうち第三者委員会に送付されたものが 34,079 件(同年 3 月 28 日時点の累計) 同年 3 月末までに処理を終了したものは 5,796 件となっている。また、処理を終えたものの内訳は、年金記録を訂正すべきとのあっせんを行ったもの 2,397 件、記録の訂正は不要と判断したもの 2,938 件、申立てが取下げられたもの 461 件となっている。

月ごとの処理件数を見ると、委員会開始直後の 19 年 7 月から 9 月の 3 か月間の合計が 213 件、10 月 281 件、11 月 488 件、12 月 517 件、1 月 730 件、2 月 1,431 件、3 月 2,136 件となっており、体制整備と習熟度の向上に伴い飛躍的に増加してきている。

第三者委員会の活動は、そもそも、社会保険庁側に記録がなく、申立人本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、申立人の申立てを十分に汲み取り、収集した関連資料や周辺事情を総合的に検討し、年金記録の訂正の要否を判断するという困難な業務であり、これまでに経験したことのない業務を、極めて短期間で、様々な構成員により立ち上げられた体制を逐次整備する中で実施しているにもかかわらず、行政相談や行政評価・監視等の業務の中で培われてきた調査・分析のノウハウをも活かすとともに、経験を経て習熟してきていることにより、急速に実績を上げてきている。

また、第三者委員会のような合議制の審査機関で、これほどの実績(1 年足らずの間に約 5 万件を受け付け、約 6 千件を処理)を上げているものは他に見られない。

さらに、上記のとおり月ごとに処理件数を飛躍的に増加させてきており、今後も更なる増加が見込まれる。

こうしたことから、第三者委員会は十分成果を挙げているものと考えられ、政策としての有効性はあると考える。

#### (ウ) 効率性

##### 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施

総務省が行った統一性・総合性確保評価については、平成 19 年度に意見通知もしくは勧告を行ったもの(2 件)の処理期間(管区行政評価局による調査結果を本省行政評価局が取りまとめ、意見通知もしくは勧告に至るまでの期間)をみると、それぞれ 1 年 1 か月と 1 年 6 か月で、18 年度(1 件・1 年 2 か月)に比べてほぼ同じか、それよりも長い期間を要している。これは、テーマにより調査内容や分析すべきデータ量等が異なることから、単純に比較はできないものの、昨年度から年金記録問題への早急な対応が求められ、従前の体制を維持できず、人員不足により処理期間が長くなった面もあるものと考えられる。いずれにせよ、評価結果の早期の政策への反映を図るためには、一層の効率性の向上が必要となっている。

## 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進

### ア 行政評価・監視

平成 19 年度に勧告等を行った行政評価・監視 8 件（別紙 1 参照）の平均処理期間（管区行政評価局等による調査結果を本省行政評価局が取りまとめ、勧告等に至るまでの期間）をみると、18 年度平均に比べて長期間を要している（18 年度：10 か月 19 年度：11 か月）。これは、テーマにより調査内容や分析すべきデータ量等が異なることから、単純に比較はできないものの、昨年度から年金記録問題への早急な対応が求められ、従前の体制を維持できず、人員不足により処理期間が長くなった面もあるものと考えられる。いずれにせよ、早期の行政の制度・運営の改善を図るためには、一層の効率性の向上が必要となっている。

### イ 行政相談

受付窓口への来訪のほか、電話、電子メール、ファクス、手紙など様々な方法で受け付けているほか、全国の市区町村に配置されている行政相談委員が受け付けているなど、国民にとって簡易・迅速な方法で受け付けており、受け付けられた苦情は、その内容に応じ、処理されている。

しかし、局所の行政相談課においては、平成 20 年度より、年金業務に係る第三者委員会への対応等もあり、行政相談の迅速な受付・的確な処理、新任行政相談委員への支援等を行うための体制強化を図ることが必要となっている。

#### 行政相談件数（平成 17～19 年度）

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
本省・管区局・事務所受	65,132 件(36.6%)	68,447 件 (38.2%)	71,513 件(40.8%)
行政相談委員受	112,708 件 (63.4%)	110,972 件(61.8%)	103,793 件 (59.2%)
合 計	177,840 件 (100.0%)	179,419 (100.0%)	175,306 件 (100.0%)

また、行政相談委員が開催する定例相談所や管区行政評価局・行政評価事務所が開催する一日合同行政相談所等の周知について、開催地の市町村を中心とした市町村広報誌への掲載、回覧板の利用について、協力依頼を行っている。

さらに、政府広報枠を積極的に活用し、行政相談標語を利用した行政相談制度・行政相談委員活動の周知を行っている。

### ウ 年金記録に関するあっせん等の実施

有効性の項でも見たとおり、第三者委員会における月ごとの処理件数は、年金記録確認地方第三者委員会（以下「地方委員会」という。）における申立受付が開始された 19 年 7 月以降、飛躍的に増加してきており、体制整備とともに、年金記録確認中央第三者委員会（以下「中央委員会」という。）による先例事案の蓄積や各委員会における審議及び同事務室におけ

る調査に関する習熟度の向上等が進んだことにより、効率性も徐々に高まってきていると考える。

また、第三者委員会のような合議制の審査機関で、これほどの実績（1年足らずの間に約5万件を受け付け、約6千件を処理）を上げているものは他に見られず、こうした点からも効率性が認められる。

さらに、行政処分に対する不服に関する救済制度である行政不服審査に比べて簡素な手続で処理を進めることができることから効率性が認められる。

## （エ）その他

いわゆる「年金記録問題」は、国民の権利関係に直接大きく影響するものであり、国民の関心も非常に高い。このため、その解決は、福田内閣における最重要課題の一つとして位置付けられており、政治的見地からも非常に優先性の高い政策であると認められる。

また、第三者委員会による年金記録の訂正に関する判断については、全国に50ある地方委員会の間の整合性を保つことが求められている。こうした中で、中央委員会において、蓄積された先例事案の分析・整理及び情報提供や各地方委員会との事前相談等を行っているところであり、全体としての整合性は確保されていると考える。

## 5 今後の課題と取組の方向性

### （1）政策の課題と取組の方向性（総括）

政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施

政策評価の的確な実施とその質の一層の向上、評価結果の政策への着実な反映を図ることが必要。そのために引き続き次のような取組を行う。

- ・ 重要対象分野の的確な選定及び各府省における評価の実施の推進を図る。
- ・ 規制の事前評価の円滑な実施の推進及び質の向上を図る。
- ・ 客観性担保評価活動について、特に評価の内容に踏み込んだ点検の充実・強化を図る。
- ・ 統一性・総合性確保評価について、取りまとめの迅速化を図ることが必要であり、調査効率の一層の向上を図る。

行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進

#### ア 行政評価・監視

取りまとめの一層の迅速化を図ることが必要であり、そのために、業務の減量化等現行の業務の進め方や体制の在り方について検討する。

#### イ 行政相談

行政相談の迅速な受付・的確な処理、新任行政相談委員への支援を行うための体制強化、広報の一層の強化のため、より効果の高い広報媒体への掲載・報道依頼の充実を図る。

#### ウ 年金記録に関するあっせん等の実施

年金記録の訂正に関し、申立内容を十分に汲み取り、審議の公正性を確保しながら、事案処理の迅速化に取り組む。平成20年3月末までに申し立てられた事案については、おおむね1年を目途に処理を終える。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>【課題】</b> 政策評価制度の推進については、着実に進展していると認識しているが、引き続き、評価の質の向上及び評価結果の予算要求等政策への着実な反映のための取組を図ることが必要。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 政策評価制度の推進</p> <p><b>【主な事務事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要対象分野の選定とその評価の実施の推進</li> <li>・規制の事前評価の実施の推進</li> <li>・政策評価結果の予算要求等への的確な反映の推進</li> <li>・統一性・総合性確保評価活動</li> <li>・客観性担保評価活動</li> </ul>	<p><b>見直し・改善の方向性</b></p>	<p>重要対象分野の選定等については、時機に見合った的確な選定及び関係府省における評価の実施の推進を図るため、引き続き政策評価・独立行政法人評価委員会における調査審議を経て積極的に取り組んでいく。</p> <p>規制の事前評価については、費用及び便益の定量化や代替案との比較分析を行い、分かりやすい評価を行うことが必要であり、諸外国の事例研究等を通じて評価の質の向上を図っていく。</p> <p>客観性担保評価活動については、特に評価の内容に踏み込んだ点検の充実・強化を図る。</p>
	<p><b>(予算要求)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行予算の継続</li> <li>・ 政策評価の統一研修の開催回数の削減等により政策評価業務の重点化・効率化を図る。</li> </ul>
	<p><b>(制度)</b></p>	<p>現行制度の継続</p>
	<p><b>(実施体制)</b></p>	<p>統一性・総合性確保評価については、今後、処理期間をできるだけ短くすることができるようにしたいと考えているが、現在の事務体制では実施が厳しいことから、調査効率の一層の向上等を図っていきたい。</p>
<p><b>【課題】</b> 行政評価・監視の実施については、その実施により、各府省における行政制度・運営の改善が図られていると認められるものの、早期の行政の制度・運営の改善を図る観点から、引き続き、取りまとめの一層の迅速化を図ることが必要である。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 行政評価・監視の実施</p> <p><b>【主な事務事業】</b></p>	<p><b>見直し・改善の方向性</b></p>	<p>現在、当局においては、年金記録訂正問題への対応を重要課題として取り組んでおり、当該対応状況を踏まえつつ、業務の減量化等現行の業務の進め方や体制の在り方について検討する。</p>
	<p><b>(予算要求)</b></p>	<p>現行予算の継続</p>
	<p><b>(制度)</b></p>	<p>現行制度の継続</p>
	<p><b>(実施体制)</b></p>	<p>現行体制を見直し、調査効率の向上について検討するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じ、機構・定員要求を検討</p>

今後の課題	取組の方向性		
<p><b>【課題】</b></p> <p>行政相談制度は、平成 17 年度に実施された行政相談に関する総合評価において、おおむね期待されている効果を発揮していると評価されているところである。</p> <p>しかし、局所の行政相談課においては、平成 20 年度より、年金業務に係る第三者委員会への対応等もあり、行政相談の迅速な受付・的確な処理、新任行政相談委員への支援等を行うための体制強化を図る必要がある。</p> <p>行政相談制度の広報については、平成 17 年度に実施された行政相談に関する行政相談に関する総合評価において、効果の高い広報媒体への掲載・報道依頼の充実などによる一層の強化が課題として指摘されている。</p>	<p><b>見直し・改善の方向性</b></p>	<p>行政相談の迅速な受付・的確な処理、新任行政相談委員への支援等を実施する観点から、行政相談業務を補助できる臨時職員を配置する。</p> <p>行政相談所の開催など個別の行政相談活動の周知徹底のために、地元市町村の広報誌への掲載や町内会・自治会の回覧板の活用による広報の充実強化を図るための、市町村との連携強化を図る。</p>	
<p><b>【下位レベルの施策名】</b></p> <p>行政相談制度の推進</p> <p><b>【主な事務事業】</b></p>		<p><b>(予算要求)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政相談補助職員の増員要求を検討</li> <li>・ 市町村広報誌・回覧板への掲載、ローカル放送局を利用した広報</li> <li>・ 男女共同参画研修会の開催回数の削減等による行政相談業務の重点化・効率化</li> </ul>
		<p><b>(制度)</b></p>	<p>現行制度の継続</p>
		<p><b>(実施体制)</b></p>	<p>現在、局所の行政相談課においては、年金業務に係る第三者委員会への対応等もあり、必ずしも業務量に応じた十分な人員が配置されておらず、行政相談業務を補助する臨時職員の配置等、体制の充実を検討する。</p>

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>【課題】</b> 年金記録の訂正による国民の正当な権利の実現等については、年金記録確認第三者委員会による記録訂正の要否等に関する判断に沿って行われる総務大臣から社会保険庁長官へのあっせん等により解決しつつ、さらなる処理の促進、申立件数を勘案した一層の体制強化といった課題、改善の余地がある。</p>	<p><b>見直し・改善の方向性</b></p>	<p>年金記録の訂正に関し、申立内容を十分に汲み取り、審議の公正性を確保しながら、事案処理の迅速化に取り組む。</p> <p>平成 20 年 3 月末までに申し立てられた事案については、おおむね 1 年を目途に処理を終えることとする。</p> <p>また、平成 20 年 4 月以降に申し立てられる事案については、第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進、社会保険労務士の協力をも得つつ、申立てに関する相談・調査の充実、申立件数を勘案した一層の体制強化等を講じることにより、迅速な処理を進めることとする。</p>
<p><b>【下位レベルの施策名】</b> 行政相談制度の推進</p> <p><b>【主な事務事業】</b></p>		<p><b>(予算要求)</b></p>
	<p><b>(制度)</b></p>	<p>現行制度の継続</p>
	<p><b>(実施体制)</b></p>	<p>今後も、審議の公正性を確保しつつ、更なる処理の迅速化を図る必要があるため、申立件数を勘案した一層の体制強化を図っていきたい。</p>

## 6 学識経験を有する者の知見の活用等

### (1) 学識経験を有する者の知見の活用

平成 20 年 7 月 1 日、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社の高崎正有氏から、参考指標や今後の課題等について、以下の指摘があった。

#### ア 目標設定に活用（今後の指標設定の際に検討）

- ・ ロジック・モデルに関して、アウトプット、中間アウトカムの 2 段階があるのであれば、それぞれに、参考となる指標（アウトプットは実施件数、アウトカムは実施した成果である改善状況等）を分けて設定すべきではないか。
- ・ 取組が初年度である重要対象分野に係る政策評価の実施の推進及び規制の事前評価の円滑な実施については、次年度以降の評価に際して、どのようなアウトカム目標・指標をもって評価するのかを考えておく必要があるのではないか。

#### イ 政策の課題等の把握、評価書のとりまとめに活用（指摘を受け反映）

- ・ 実績評価（performance measurement）は、指標値を報告することそれ自体が重要なのではなくて、指標値の変動や、目標値との乖離が生じている理由をきちんと分析・把握した上で、今後の活動に活かしていくことが重要である。その意味で、行政相談受付件数の増加理由、行政相談に係る苦情あっせん解決率、各府省における政策評価結果の政策への改善・見直し等が行われた割合等についての分析が必要ではないか。
- ・ 行政相談に係る記述に関して、行政相談制度がなければ国民にどのような問題が生じるのかについて記述を加えるべきである。また、必要性和有効性の記述に関して、論拠が不足しているため、説明の充実等をすべきではないか。
- ・ 年金記録問題への対応に係る記述に関して、国民の関心の高い分野でもあり、説明の充実等をすべきではないか。

## （２）評価に使用した資料等

### < 政策評価 >

政策評価の重要対象分野の選定等について（平成 19 年 11 月政策評価・独立行政法人評価委員会答申）（[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071112\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071112_1.html)）

政策評価の点検結果 - 評価の実効性の向上に向けて（平成 20 年 3 月公表）

（[http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/torikumi.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/torikumi.html)）

平成 19 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告（平成 20 年 6 月公表）（[http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080606\\_1\\_1\\_0301.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080606_1_1_0301.pdf)）

統一性・総合性確保評価の評価結果

（[http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku\\_n/ketsyuka.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)）

- ・ 大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価（平成 18 年 3 月公表）

- ・ 少年の非行対策に関する政策評価（平成 19 年 1 月公表）

### < 行政評価・監視 >

平成 19 年度行政評価等計画

（[http://www.soumu.go.jp/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/keikaku\\_nendo\\_19.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/hyouka_kansi_n/keikaku_nendo_19.html)）

各行政評価・監視結果に基づく勧告、同結果報告書（平成 19 年度勧告実施分）

各行政評価・監視結果の勧告に伴う改善措置状況の概要（平成 19 年度受領分）

（以上、[http://www.soumu.go.jp/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html)）

### < 行政相談 >

平成 17 年度総合評価書（行政相談に関する総合評価結果）平成 18 年 3 月

平成 19 年度行政相談の実績

### < 年金記録に関するあっせん等 >

年金記録に係る苦情のあっせん等（<http://www.soumu.go.jp/hyouka/nenkindaisansha.html>）

年金記録問題に関する関係閣僚会議

（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/nenkin/kaisai.html>）

(別紙1)

## 平成19年度 勧告等実績

名 称	勧告等年月日	勧告等対象機関
① 府省共通事務に関する行政評価・監視	平成19.6.15 (勧告)	全府省
② 国等の債権管理等に関する行政評価・監視	平成19.6.29 (勧告)	全府省
③ 労働安全等に関する行政評価・監視	平成19.8.7 (勧告)	厚生労働省
④ 小児医療に関する行政評価・監視	平成19.9.12 (勧告)	厚生労働省、総務省、文部科学省
⑤ 遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査	平成19.10.16 (勧告)	国土交通省
⑥ 在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視	平成19.11.20 (勧告)	外務省、文部科学省
⑦ アスベスト対策に関する調査	平成19.12.11 (勧告)	総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省
⑧ 原子力の防災業務に関する行政評価・監視(第一次)	平成20.2.1 (勧告)	経済産業省

## 平成19年度 行政評価・監視の実施状況

名 称	調査着手時期
① 介護保険事業等に関する行政評価・監視	平成19年4月
② 公共事業の需要予測等に関する調査	平成19年4月
③ 遊戯施設の安全確保対策に関する緊急実態調査	平成19年6月
④ 国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査	平成19年8月
⑤ 原子力の防災業務に関する行政評価・監視	平成19年8月
⑥ 契約の適正な執行に関する行政評価・監視	平成19年12月

(注) 上記のうち、③は平成19年5月5日に発生したコースター死傷事故を契機として、また、⑥は19年10月30日の内閣総理大臣指示に基づき、緊急に着手したもの

平成19年度に受領した「回答」及び「その後の改善措置状況に係る回答」

[回答]

- ① バリアフリーの推進に関する行政評価・監視
- ② 民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価・監視（第2次）
- ③ 都市農村交流に対する行政評価・監視
- ④ 感染症対策に関する行政評価・監視
- ⑤ 鉄道交通の安全対策に関する行政評価・監視
- ⑥ 地方支分部局等における指導監督行政（立入検査）に関する調査
- ⑦ 検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査
- ⑧ 農業災害補償に関する行政評価・監視
- ⑨ 厚生年金保険に関する行政評価・監視
- ⑩ 産業廃棄物対策に関する行政評価・監視
- ⑪ 国等の債権管理等に関する行政評価・監視

[その後の改善措置状況に係る回答]

- ① 自動車運送事業における事故防止対策に関する行政評価・監視
- ② 化学物質の排出の把握及び管理に関する行政評価・監視
- ③ 外交・在外業務実施体制及び運営に関する行政評価・監視
- ④ 実施庁に係る実績評価に関する調査
- ⑤ 民間団体等を対象とした補助金等に関する行政評価・監視（第1次）
- ⑥ 社会福祉法人の指導監督に関する行政評価・監視
- ⑦ 年金に関する行政評価・監視－国民年金業務を中心として－
- ⑧ 行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視
- ⑨ 海岸の保全・利用に関する行政評価・監視
- ⑩ 文化財の保護に関する行政評価・監視

※ 勧告等から原則として6か月後に、勧告等に対して講じた措置についての「回答」を関係府省から受領し、さらに、「回答」から原則として1年後に、「その後の改善措置状況に係る回答」を受領

## 具体的な見直し・改善事例（平成19年度）

行政評価 ・監視名	主な勧告事項	主な改善実績
バリアフリーの推進に関する行政評価・監視	<p>交通分野のバリアフリー化率の的確な実態把握のため、</p> <p>① 公共交通事業者等に対し、旅客施設及び車両等に関する移動円滑化基準の変更及び追加の具体的な内容を周知徹底するとともに、実績等報告は、同基準により実施するよう指導すること</p> <p>② 特定旅客施設における段差解消及び視覚障害者誘導用ブロックの整備に関する年度末現在の進捗率を速やかに把握・公表すること</p>	<p>① 公共交通事業者等に対し通知を発出し、旅客施設及び車両等に関する移動円滑化基準への適合について十分確認を行い報告するよう指導</p> <p>② 平成17年度末における1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の旅客施設のi)段差解消率は56.5%（前年度末から7.5ポイント増加）、ii)視覚障害者誘導用ブロック整備率は82.8%（同2.7ポイント増加）となっていることを把握し、これらのバリアフリー化の進捗率について取りまとめ、公表</p>
感染症対策に関する行政評価・監視	<p>感染症の予防対策の充実として、</p> <p>① 基本的な検疫実施手順等を示した基本要領等を作成し、これに基づき検疫感染症措置マニュアルを改定するよう検疫所に指示すること。</p> <p>② 総合的訓練については、関係機関も参加した合同訓練の形態により、年1回以上実施するよう検疫所に指示するとともに、その結果をフォローアップすること。</p> <p>感染症発生時の対策の充実として、第一種感染症指定医療機関を指定できていない都道府県に対し、同様の自由を解決して指定した都道府県の例を収集する等により、具体的改善策を提示すること。</p>	<p>① 検疫感染症措置マニュアルが不備であった検疫所については、早急に改定作業を行うよう指示した結果、すべての検疫所において、不備のあった検疫感染症措置マニュアルを改定</p> <p>② すべての検疫所本所において、病院、自治体のほか管内の支所及び出張所等も参加し、合同訓練の形態による総合的訓練を実施</p> <p>平成18年8月に指定の対象が定まっていない都道府県に対し、その状況について、ヒアリングを実施した結果、地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）により、都道府県が国立大学法人や国立病院機構の病院に対して、施設整備費等の補助ができない仕組みとなっていることが大きな障害となっていることを改めて確認</p> <p>このため、平成19年4月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）を改正し、都道府県が第一種感染症指定医療機関に補助ができるよう法令上の根拠を明記し、地方財政再建促進特別措置法に抵触しないよう規定を整備</p> <p>あわせて、都道府県に対し、感染症指定医療機関の指定について、改めて幅広く協議を進め、早期の指定の実施を依頼</p>

## 平成17年～19年度行政相談週間に係る広報一覧

区分		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		春の相談週間	秋の相談週間	春の相談週間	秋の相談週間	春の相談週間	秋の相談週間
新聞 (突出し広告)	朝日新聞	○(5/16)	○(10/17)	○(5/21)	—	○(5/23)	○(10/17)
	読売新聞	○(5/16)	○(10/17)	○(5/21)	○(10/16)	○(5/25)	○(10/19)
	産経新聞	○(5/16)	○(10/17)	○(5/21)	○(10/18)	○(5/22)	○(10/16)
	毎日新聞	○(5/16)	○(10/17)	○(5/21)	○(10/19)	○(5/27)	○(10/21)
	ブロック紙	○(3紙、5/16)	○(3紙、10/17)	○(5/21)	○(3紙、10/17)	○(3紙、5/24)	○(3紙、10/18)
	地方紙	○(65紙、5/16、1紙、5/17)	—	—	○(66紙、10/20)	—	—
テレビ	日本テレビ31局ネット ご存じですか～生活ミニ情報～	○(5/16)	—	○(5/22)	—	—	—
	CS朝日ニュースター 政策対談 明日への架け橋	○(5/14)	○(10/15)	○(5/13)	○(10/14)	—	—
ラジオ	TBS グッドモーニングジャパン	—	○(10/16)	○(5/21)	○(10/15)	—	—
	東京FM他36局 中山秀征の愛してジャパン	—	—	○(5/20)	—	—	—
	ニッポン放送 栗村智のHAPPYニッポン	—	—	—	—	○(5/19)	—
		—	—	—	—	—	—
出版物	にっぽんNOW	5月16日号	—	—	—	—	—
その他	電光板ニュース	全国11都市11カ所の電光板 (5月16日(月)～22日(日))	全国11都市11カ所の電光板 (10月17日(月)～23日(日))	全国11都市11カ所の電光板 (5月15日(月)～21日(日))	—	—	—
	モバイル携帯端末用サイト	○	—	○	○	○	○
	オンライン政府広報	○	○	○	○	○	○
広報等	総務省広報誌	5月号	10月号	5月号	10月号	5月号	10月号
	屋外広告塔	5月6日(金)～20日(金)	10月14日(金)～21日(金)	5月1日(金)～26日(金)	9月25日(月)～10月20日(金)	○	9月24日(月)～10月21日(日)
	総務省メルマガ	5月16日(月)～22日(日)	10月11日(火)～21日(金)	○	10月10日(火)～20日(金)	5月17日(木)～27日(日)	10月8日(月)～21日(日)
その他	Cabiネット	5月1日号	10月15日号	5月15日号	10月15日号	—	—

# 平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治行政局 自治政策課

国際室、地域振興課、過疎対策室、自治財政局 財務調査課

評価年月 平成20年7月

## 1 主要な政策の概要

### （政策名）

政策5 地域振興

### （政策の基本目標）

地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援する。

### （政策の概要）

#### ア 地方公共団体の地域づくりの支援

地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、総務省では、循環型社会形成事業、少子・高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業について財政措置を講じている。

#### イ 地方公共団体の国際化施策の推進

外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を推進することを目的に、総務省等関係機関が協力して、地方公共団体において、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下、「JETプログラム」）を実施している。

また、近年の外国人住民の増加に伴い、外国人住民施策は、一部の地方公共団体のみならず、全国的な課題となりつつあることから、各地方公共団体が外国人住民施策を進める上での指針・計画の策定に資するよう、「地域における多文化共生推進プラン」を総務省が策定・通知し、地域国際化連絡会議を開催することなどにより普及を図っている。

#### ウ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI事業の支援）

##### 中心市街地活性化

中心市街地の再活性化の促進を通じて、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、総務省では、財政措置を講じている。具体的には、中心市街地活性化基本計画及び商店街等振興整備推進計画に基づき実施するイベント等のソフト事業に要する経費について特別交付税措置を行うとともに、施設整備にかかる地方債の起債について優遇措置を認める。

##### PFI事業の支援

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づいて、総務省では、地方公共団体がPFI事業を円滑に実施できるようにするため、「地方公共団体におけるPFI事業について」（平成12年3月2

9日付け自治画第67号)及び「PFI法に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置」(平成12年3月29日付け自治調第25号)を通知し、地域振興課を窓口として、情報提供や助言、財政措置などの支援を行っている。

## エ 過疎地域の自立促進

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域(過疎地域)とその他の地域との格差の是正等を図るため、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号、以下「過疎法」という。)が制定されている。

この過疎法に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施できるようにするため、総務省では、情報提供や助言、財政措置を行っているところである。

## オ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進

辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号、以下「辺地法」という。)が制定されている。

この辺地法に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が辺地住民の生活文化水準の向上のための辺地対策事業を総合的、計画的に実施できるようにするため、総務省では、情報提供や助言、財政措置を行っているところである。

### (平成19年度予算額)

726百万円

## 2 政策実施の環境

### (1) 政策をとりまく最近の情勢

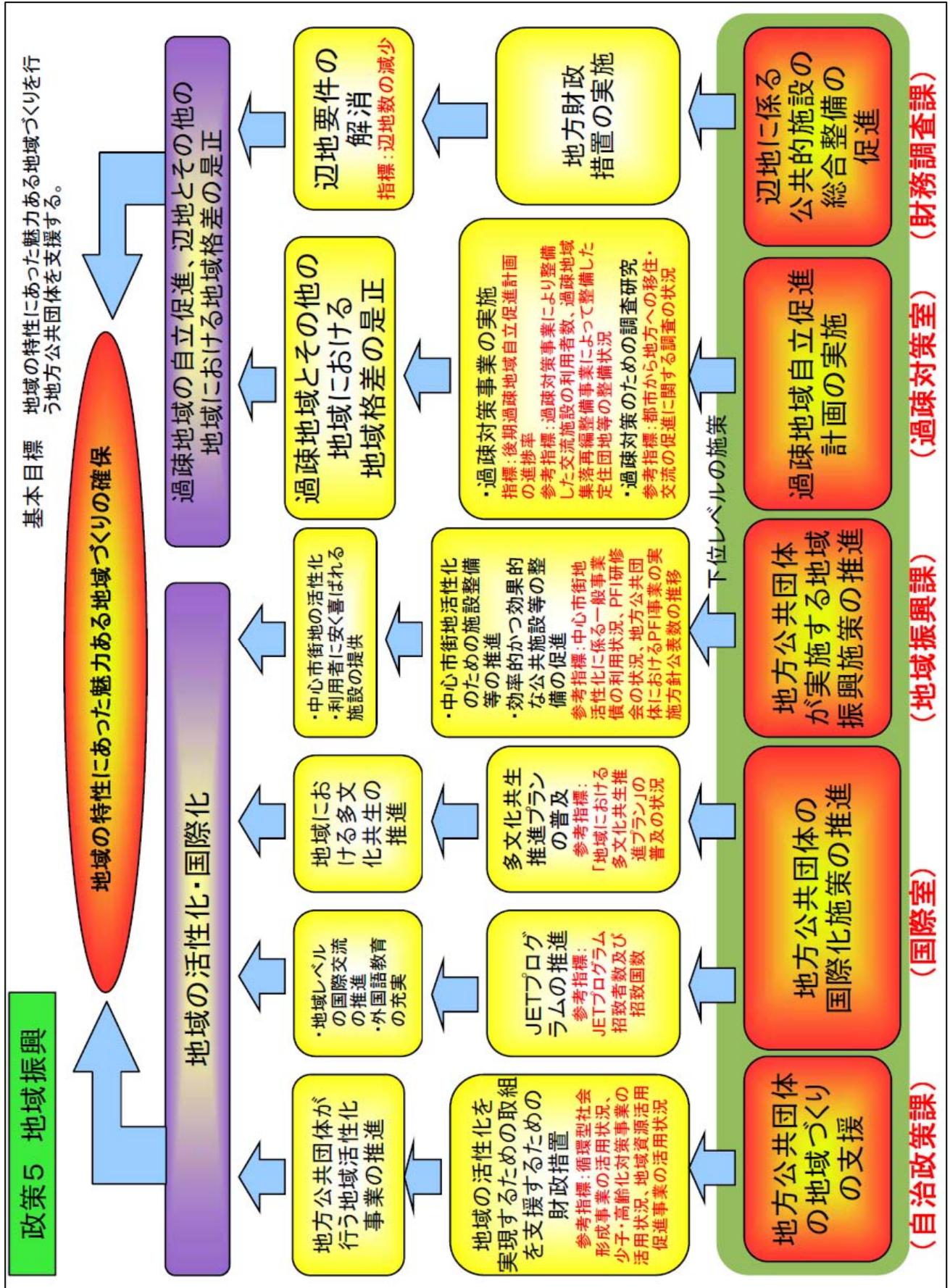
政策をとりまく最近の情勢としては、平成19年2月28日に「地域再生総合プログラム」が策定され、これを受け平成19年4月27日に「地域再生基本方針」が一部改正されるなど、政府全体で地域の再生に向け施策を推進している。さらに、平成20年1月18日に行われた平成20年通常国会における内閣総理大臣の施政方針演説においても、「平成19年11月に取りまとめた、地方再生戦略に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取り組みを政府一体となって強力に後押ししてまいります。」とされているところであり、総務省としても一層の施策の推進を図っているところである。

( 2 ) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針 ( 主なもの )

施政方針演説等	年月日	記載事項 ( 抜粋 )
第 1 6 9 回国会総理施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	地方の元気は日本の活力の源です。昨年 11 月に取りまとめた「地方再生戦略」に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押ししてまいります。
経済財政改革の基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	4 . 地域活性化 「地域の活力なくして国の活力なし」 地域経済の離陸のため、総合的な活性化政策を展開し、「魅力ある地域」に生まれ変わるよう支援する。また、耕作放棄地の増大、従事者の急速な高齢化、それらによる生産の長期低落などの危機的状況を乗り切り、競争力ある強い農林水産業への第一歩を踏み出し、農山漁村地域を活性化する。
( 参考 ) 年頭所感	平成 20 年 1 月 1 日	長い間の経済の停滞によって、特に地方においては依然厳しい状況にあります。しかし、地方には、自然や伝統などそれぞれの特色があります。まずは、それぞれの地方が、自らの創意工夫によって、その持てる特色を活かすことが、地域再生の第一歩です。国が決めた政策を押し付けるのではなく、地方の自由な取組を後押しする方向へと転換していきます。

### 3 政策効果の把握の手法

#### (1) 基本目標の達成過程(いわゆる「ロジック・モデル」)



## (2) 指標等の進捗状況

### ア 地方公共団体の地域づくりの支援

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	新規 継続	団体 区分	17年度		18年度		19年度	
				事業数	団体数	事業数	団体数	事業数	団体数
循環型社会形成事業の活用状況	地方公共団体による循環型社会形成事業の活用状況を事業数及び団体数により把握する。	新規	都道府県 指定都市	8	8	11	11	11	7
			市町村	68	66	75	65	96	85
		継続	都道府県 指定都市	8	5	11	8	13	11
			市町村	53	48	50	44	50	43
少子・高齢化対策事業の活用状況	地方公共団体による少子・高齢化対策事業の活用状況を事業数及び団体数により把握する。	新規	都道府県 指定都市	28	13	30	18	34	18
			市町村	56	55	61	52	56	19
		継続	都道府県 指定都市	36	24	35	24	30	21
			市町村	44	37	32	28	28	16
地域資源活用促進事業の活用状況	地方公共団体による地域資源活用促進事業の活用状況を事業数及び団体数により把握する。	新規	都道府県 指定都市	2	2	18	16	17	9
			市町村	59	54	66	58	69	63
		継続	都道府県 指定都市	5	5	1	1	12	11
			市町村	23	16	24	24	24	20

イ 地方公共団体の国際化施策の推進

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
JET プログラムの招致人数、招致国数	地域レベルでの国際交流の推進に資する JET プログラムの招致人数、招致国数が安定的に推移しているか。	5,853 人 44 カ国	5,508 人 44 カ国	5,119 人 41 カ国
「地域における多文化共生推進プラン」の普及の状況	「地域における多文化共生推進プラン」の普及が適切に行われているか。	平成 19 年度において、都道府県及び政令指定都市を対象に 7 ブロックで地域国際化連絡会議を開催し、「地域における多文化共生推進プラン」を参考としつつ、地域の実情と特性を踏まえた指針・計画の策定を要請した。		

ウ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI 事業の支援）

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
中心市街地活性化に係る一般事業債の利用状況	中心市街地活性化のための施設整備に係る地方債が積極的に活用されているか。	新規：6 件 継続：5 件	新規：1 件 継続：2 件	新規：6 件 継続：-
PFI 研修会開催回数の推移	PFI を実施しようとする地方公共団体の職員を対象とした研修開催回数を見ることにより、PFI 制度の周知活動をどの程度実施しているか。	5 回	5 回	4 回
地方公共団体における PFI 事業の実施方針公表数の推移	実施方針の公表数の推移を見ることにより、周知活動がどの程度浸透しているか。  実施方針は、地方公共団体が PFI 法の手続きに入った事業を公表するものである。また、年度内に実施される公共事業数にも影響されることから、前年比の増減で判断されるものではない。	32 件	36 件	29 件

エ 過疎地域の自立促進

「あらかじめ目標（値）を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
過疎地域自立促進計画の進捗率	市町村及び都道府県が策定した過疎地域自立促進計画に基づいて過疎対策事業を実施することにより、過疎地域の自立促進を達成する。	21年度	過疎地域の自立を促進するための後期過疎地域自立促進計画（平成17～21年度）に基づく事業の実施が着実に進んでいるか。	都道府県 24% 市町村 14%	都道府県 47% 市町村 28%	集計中

(単位:百万円、%)

		17年度	18年度	19年度	後期計画合計
都道府県	計画額	1,073,124	2,209,385 (1,136,261)	3,091,876 (882,491)	4,610,516
	実績額	1,091,812	2,150,213 (1,058,401)	集計中	-
	進捗率	24%	47%	集計中	-
市町村	計画額	1,550,842	2,866,108 (1,315,266)	4,864,447 (1,998,339)	8,668,767
	実績額	1,242,068	2,388,142 (1,146,074)	集計中	-
	進捗率	14%	28%	集計中	-

実績額欄の上段は累計、下段（ ）書きは単年度の額である。

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
過疎対策事業により整備した交流施設の利用者数（1施設あたりの平均）	交流施設が積極的に活用されているか。	-	17千人	39千人

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
過疎地域集落再編整備事業によって整備した定住団地等の整備状況	定住促進のための定住団地等が整備されているか。	7件	4件	7件
都市から地方への移住・交流の促進に関する調査の状況	移住・交流受入システムの整備に向けた調査・検討が行われているか。	平成19年度調査では、都市から地方への移住・交流の促進に当たって、移住・交流希望者の多様なニーズに的確に対応したサービスをきめ細かく提供するため、4つのモデル地域の協力を得て、都市住民に対する誘致活動の効果的な実施方法、移住・交流の総合的な相談窓口の効果的な運営のあり方、移住・交流のために必要な環境整備の方策について実証実験を行い、その結果を受けて移住・交流の受入システムの整備に向けた調査・検討を行った。		

#### オ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進

「あらかじめ目標（値）を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
辺地数	辺地数の減少	19年度	地方財政措置等による辺地の公共的施設の総合整備の促進により、前年度より辺地数が減少しているか。 ( )は対前年比	6,866	6,790 ( 1.1%)	6,722 ( 1.0%)

## 4 政策の総合的な評価

### (1) 評価結果（総括）

平成19年度は既存の事業について、継続的に、地域の活性化・国際化、過疎地域の自立促進、辺地とのその他の地域における地域格差の是正に取り組んできたところであり、指標等をみると総務省が実施した施策については一定の有効性等があったといえる。

しかしながら、厳しい地方財政の状況下、地域の特性にあった魅力ある地域づくりの確保をさらに推進するために、地方公共団体のニーズ等を的確に把握することにより、このような取組を推進する必要がある。

## (2) 基本目標等の達成状況の分析

### (ア) 必要性

#### ア 地方公共団体の地域づくりの支援

地域の活性化を推進するため真に必要とする基盤整備事業を実施しようとする地方公共団体に対し、総務省では事業の特性に応じて財政措置を行っている。地域づくりは、地方公共団体が自主的・主体的に取り組むものであるが、現下の厳しい地方財政の状況において、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを実現するためにはこのような支援策を行う必要がある。

特に、平成19年度では、骨太の方針2007において、地域活性化事業によって喫緊の政策課題と位置付ける各種事業を推進する旨が明記されており、今後も事業の継続が決定しているところである。

#### イ 地方公共団体の国際化施策の推進

地域の国際化を推進するためには、地域レベルの国際交流や外国語教育の充実、多文化共生の推進などを行っていくことが必要である。総務省では、この地域レベルの国際交流や外国語教育の充実を図るため、関係機関と連携して、地方公共団体におけるJETプログラムの実施を推進している。また、地域における多文化共生の推進を図るため、その指針となる「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方公共団体に対し多文化共生の推進に係る指針・計画の策定を要請し、助言を行っているところである。

特に、JETプログラムについては、平成23年度以降、小学校教育における英語教育の必修化及びネイティブ・スピーカーの活用により、事業の拡大が期待され、今後もその積極的な活用が求められている。また、外国人住民は今後ますます増加していくことが予想されているところであり、「地域における多文化共生推進プラン」の更なる普及により、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定を一層進めていく必要がある。

#### ウ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI事業の支援）

##### 中心市街地活性化

地域の文化、伝統と各種機能を培ってきた「地域の顔」としての中心市街地を活性化することは、地域の活性化につながるため、中心市街地活性化基本計画を策定して中心市街地の活性化に積極的に取り組む地方公共団体に対し、総務省では財政措置を行っている。現下の厳しい地方財政の状況において、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを実現するためにはこのような支援策を行う必要がある。

##### PFI事業の支援

PFI法の施行より8年が経過し、各自治体にもPFI手法が浸透しつつあるが、その中で顕在化してきた制度上、実務上の様々な課題に対応していく必要がある。また、地域社会に不可欠な社会資本の整備や、住民に対する低廉で質の高いサービスの提供に資するPFI事業の展開も今後期待されることから、地域振興の観点からも、引き続き施策を継続する必要がある。

## エ 過疎地域の自立促進

現行の過疎法の適用期限を平成22年3月末に控える中、過疎地域においては、引き続き人口減少と高齢化の進展、身近な「足」(生活交通)の不足、雇用問題、医師不足、維持が困難な集落の問題など、多くの課題が残されている。

これらの課題の解決に向け、総務省では、現行の過疎法に基づく過疎地域の自立・活性化を図る取り組みを進めるとともに、時代に対応した新たな過疎対策のあり方等について、引き続き検討を進める必要がある。

## オ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進

辺地法に基づき、総務省では、辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するため、地方公共団体に対して財政措置による支援を行っているところである。辺地の要件に該当する地域は、平成19年度時点で6,722箇所もあり、引き続き辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、財政措置を実施していく必要がある。

## (イ) 有効性

### ア 地方公共団体の地域づくりの支援

地方公共団体の地域づくりの支援の状況を見るために、地方公共団体が平成19年度に地域活性化事業債のうち循環型社会形成事業、少子・高齢化対策事業、地域資源活用促進事業を活用した利用数及び団体数を見てみると、毎年、一定の団体数がこれらの制度を利用しており、地方公共団体のニーズにあった地域活性化事業の推進を総務省が支援できたといえることから一定の有効性があったと言える。しかしながら、年々、地方公共団体における地域づくりのテーマは変化するため、今後とも個別のメニューについて実態を把握した上で検討を行っていく。

### イ 地方公共団体の国際化施策の推進

まず、地域レベルの国際交流の推進や外国語教育の充実が図られているかについて、JETプログラムの招致人数及び招致国数をみると、近年は減少傾向にあるが、これは、厳しさが続く地方財政の状況、国内における児童・生徒の減少といった事情が背景にあり、招致人数や招致国数が減少しているからといって地域レベルの国際交流や外国語教育の充実が推進されていないとは一概に言えないところがある。その一方で、JETプログラム参加者の活用事例をみると、地域住民への語学講座、国際理解・国際交流イベントから消防職員対象の語学講座まで多岐にわたっており、この事業の実施は地域レベルの国際交流の推進や外国語教育の充実を図ったといえることから有効性があると認められる。

次に、「地域における多文化共生推進プラン」の普及の状況について見てみると、総務省では平成19年度に都道府県及び政令指定都市を対象として7ブロックで地域国際化連絡会議を開催し、「地域における多文化共生推進プラン」を参考としつつ、地域の実情と特性を踏まえた指針・計画の策定を要請したところである。

「地域における多文化共生推進プラン」は平成18年3月の通知であり、地方公共団体もその地

域の実情に応じた指針・計画の策定を進めている段階であり、策定した団体数だけをもって有効性の分析することは困難であるが、総務省では、連絡会議における周知を図っただけでなく、指針・計画の策定を予定している地方公共団体への情報提供や助言などの取組を行っているところであり、地域における多文化共生の推進を図ったといえることから有効性があると認められる。

#### ウ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI事業の支援）

中心市街地活性化の状況について、中心市街地活性化に係る一般事業債の利用状況を活用した利用数及び団体数を見てみると、毎年、一定の団体数がこれらの制度を利用しており、地方公共団体においてイベント等のソフト事業及び施設整備は着実に実施されていると考えられることから有効性があったと認められる。

また、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等の促進の状況について、地方公共団体におけるPFI事業の実施方針公表数の推移とPFI研修会開催回数の推移を見てみると、PFI事業の支援においては、平成19年度に新たに公表された事業実施方針は29件、累積件数は248件であり、着実な伸びを示している。また、平成19年度は、ふるさと財団と連携し、地方公共団体の職員向け研修会を4回開催し、PFI制度の概要及び地方財政措置に関して周知を図ったところである。以上のことから、地方公共団体による効率的かつ効果的な公共施設等の整備と利用者に安く喜ばれる施設の提供が期待できることから施策の有効性があったと認められる。

#### エ 過疎地域の自立促進

過疎地域の自立促進がなされているかについて、後期過疎地域自立促進計画に基づく事業の進捗率を見てみると、平成18年度時点で都道府県47%、市町村28%となっており、厳しい財政状況下において着実に進捗していることから一定の有効性が認められる。また、過疎対策事業により整備した交流施設の利用者数をみると、39千人（平成19年度）と前年度より22千人も上昇し、さらに、過疎地域集落再編整備事業によって整備した定住団地等は、平成18年度は4件、平成19年度は7件の整備が行われている。このように、これまでの過疎対策事業が着実に実施され、過疎地域とその他の地域における地域格差の是正に、一定の成果をあげてきたという施策の有効性が認められる。

#### オ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進

平成19年度の辺地数を見てみると、6,722箇所あり、前年度比1.0%減となっていることから、財政措置により地方公共団体の辺地に対する公共的施設の総合整備が促進され、辺地要件の解消がなされているといえることから、辺地対策事業の施策の有効性が認められる。

#### （ウ）効率性

なし

## 5 今後の課題と取組の方向性

### (1) 政策の課題と取組の方向性（総括）

総務省では、これまで、地域の活性化・国際化や過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正を目指して取り組む地方公共団体に対して、情報提供や助言、財政措置等を継続して行ってきたところである。

しかしながら、平成20年施政方針演説において、地方再生戦略に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組みを政府一体となって強力に後押しするという政府方針が示されていることから、これまで以上に、総務省では、実態やニーズを的確に把握することにより、地域の特性にあった魅力ある地域づくりをしようとする地方公共団体に対し支援を実施していくとともに、地域力創造に向けた取組を進めていく必要がある。

### (2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<b>【課題】</b> 地域活性化事業債による地域づくりの支援制度は活用されているが、今後、地方公共団体のニーズ等を的確に把握して、財政措置等による支援を行っていく必要がある。	<b>見直し・改善の方向性</b>	地域活性化事業債については、個別のメニューについて、実態を把握した上で、ニーズの低いメニュー(地域資源活用促進事業における科学技術振興事業等)については、廃止も含めて検討していく。
<b>【下位レベルの施策名】</b> 地方公共団体の地域づくりの支援		<b>(予算要求)</b> - 該当なし
<b>【主な事務事業】</b> ・地方自治に係る政策の企画立案に関する事業		<b>(制度)</b> 現行制度を利用
・ふるさとづくり事業		<b>(実施体制)</b> 制度に関する情報提供
<b>【課題】</b> 地方財政の厳しい状況、国内における児童・生徒の減少といった事情を背景にJETプログラムの招致人数は減少傾向にある。	<b>見直し・改善の方向性</b>	平成23年度より小学校における英語教育が必修化されることから、JETプログラムによる指導者の確保が期待されるところであり、今後、関係機関と連携し、地方公共団体の意見も踏まえ、更なる有効な活用方策について検討していく。
<b>【下位レベルの施策名】</b> 地方公共団体の国際化施策の推進		<b>(予算要求)</b> 継続
<b>【主な事務事業】</b> 語学指導等を行う外国青年招致事業		<b>(制度)</b> 継続
		<b>(実施体制)</b> 地方公共団体向けの普及啓発

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 外国人住民は今後ますます増加していくことが予想されているところ。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地方公共団体の国際化施策の推進</p> <p>【主な事務事業】 「地域における多文化共生推進プラン」の普及</p>	見直し・改善の方向性	「地域における多文化共生推進プラン」の更なる普及
	(予算要求)	継続
	(制度)	継続
	(実施体制)	地方公共団体向けの普及啓発
<p>【課題】 地方公共団体が実施する地域振興施策に対する財政措置等について、相談業務等を通じ引き続き周知を図る。</p> <p>【下位レベルの施策名】 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進</p> <p>【主な事務事業】 ・ 中心市街地活性化 ・ P F I 事業の支援</p>	見直し・改善の方向性	中心市街地活性化について、特別交付税措置及び施設整備にかかる地方債の起債の必要性及び有効性を踏まえ、今後、新たに中心市街地活性化基本計画の策定にあたる地方公共団体に対し、当該財政措置の周知を図っていく。
	(予算要求)	該当なし
	(制度)	中心市街地活性化、PFI 事業の支援の継続
	(実施体制)	中心市街地活性化、PFI 事業の支援の継続
<p>【課題】 過疎地域の自立促進を推進するため必要な予算を確保。</p> <p>【下位レベルの施策名】 過疎地域の自立促進</p> <p>【主な事務事業】 ・ 過疎対策事業 ・ 過疎対策のための調査研究</p>	見直し・改善の方向性	現行の過疎法に基づく過疎地域の自立・活性化を図る取組みを進めるとともに、時代に対応した新たな過疎対策のあり方等について引き続き検討を進める。
	(予算要求)	継続
	(制度)	継続
	(実施体制)	継続

今後の課題	取組の方向性	
<b>【課題】</b> 辺地地域の格差解消のため、引き続き地方財政措置等が必要  <b>【下位レベルの施策名】</b> 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進  <b>【主な事務事業】</b> 辺地対策事業	<b>見直し・改善の方向性</b>  辺地に係る公共的施設の総合整備の促進も、道路整備率等については、全国平均と差がある状況であり、引き続きこうした施設整備のために施策を推進していく。	
	<b>(予算要求)</b>	該当なし
	<b>(制度)</b>	辺地対策の継続
	<b>(実施体制)</b>	辺地対策の継続

## 6 学識経験を有する者の知見の活用等

### (1) 学識経験を有する者の知見の活用

「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成13年6月26日閣議決定)において新世紀の社会資本整備として重点的に推進すべき分野に位置づけられた内容等を、の把握に活用し、政策の評価に活用した。

JETプログラム基本問題検討会(平成12年10月～平成13年9月まで6回開催)においてとりまとめた報告書を今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。

また、「多文化共生の推進に関する研究会(座長 山脇啓造 明治大学教授)」においてとりまとめた「多文化共生の推進に関する研究会報告書(平成18年3月)」を今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。

平成20年4月24日に過疎問題懇談会(座長 宮口侗迪 早稲田大学教授 ほか構成員10名)が開催され、これまでの過疎対策の成果と今後の課題について、これまでの議論の中間的整理が行われた。

辺地対策のあり方に関する調査研究会(座長 蒲谷亮一(当時)(財)全国市町村振興協会常務理事 ほか構成員10名)における報告書(平成13年3月)の内容を政策の必要性及び課題等を把握するために活用した。

### (2) 評価に使用した資料等

- ・「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針について」(平成元年2月14日付け自治画第17号)
- ・「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針について」(平成7年4月13日付け自治国第5号)  
(いずれも総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/kokusai/sonota.html#b> に掲載)
- ・「多文化共生の推進に関する研究会報告書(平成18年3月)」(総務省ホームページ [http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota\\_b5.pdf](http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf) に掲載)
- ・「地域における多文化共生推進プランについて」(平成18年3月27日付け総行国第79号)  
(総務省ホームページ [http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota\\_b6.pdf](http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b6.pdf) に掲載)

- ・「過疎対策の現況」( 概要版は総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm> に掲載 )
- ・「時代に対応した新たな過疎対策に向けて ( これまでの議論の中間的整理 )」  
( 総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm> に掲載 )
- ・「今後における辺地対策のあり方に関する検討報告」( 辺地対策のあり方に関する調査研究会 ( 平成 13 年 3 月 ) )



# 平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 財政課、交付税課、地方債課、財務調査課

評価年月 平成20年7月

## 1 主要な政策の概要

### （政策名）

政策6 地方財源の確保と地方財政の健全化

### （政策の基本目標）

地方公共団体の財政運営に支障が生じないように所要の地方財源の確保を行うとともに地方交付税の算定方法の簡素化等の見直しを進める。また、地方公共団体の財政収支を改善し、地方財政の健全化を図る。

### （政策の概要）

地方財政計画等の策定

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、地方財政計画及び地方債計画の策定を通じた所要の財政措置を講じることにより、地方財源の確保に努めた。特に、平成20年度地方財政計画では、歳出面において、喫緊の課題である地方の再生に向け、地方の知恵と工夫を活かした産業振興や地域活性化、生活の安全安心の確保等の施策の推進に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、適切な補てん措置を講じることとした。

地方交付税の算定方法の簡素化・透明化

地方交付税については、引き続き所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営に資する方向で算定方法の簡素化・透明化を図った。

公債費負担の適正化等の推進

昭和62年度から公債費負担適正化計画に基づいて財政運営を行う市町村及び平成18年度以降公債費負担適正化計画に基づいて実質公債費比率の適正な管理を行う市町村に対して、財政上の措置を講じ、市町村の自主的・計画的な公債費負担の適正化を推進した。

財政健全化法の円滑な施行のための準備

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を国会に提出し、同法案は平成19年6月15日に成立したが、その後、平成20年4月の施行に向け、財政指標等に関する関係政省令の整備を行い、分かりやすい財政情報の開示を徹底すること等による地方公共団体の財政の健全化に向けた準備を行った。

### (平成20年度予算額等)

地方財政計画の規模	83,401,400 百万円
地方交付税額	15,406,100 百万円
地方債計画の規模	12,477,600 百万円

## 2 政策実施の環境

### (1) 政策をとりまく最近の情勢

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより、計画的な抑制を図る。また、喫緊の課題である地方の再生に向け、地方の知恵と工夫を活かした産業振興や地域活性化、生活の安全安心の確保等の施策の推進に財源の重点的配分を図る必要がある。歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図る必要がある。

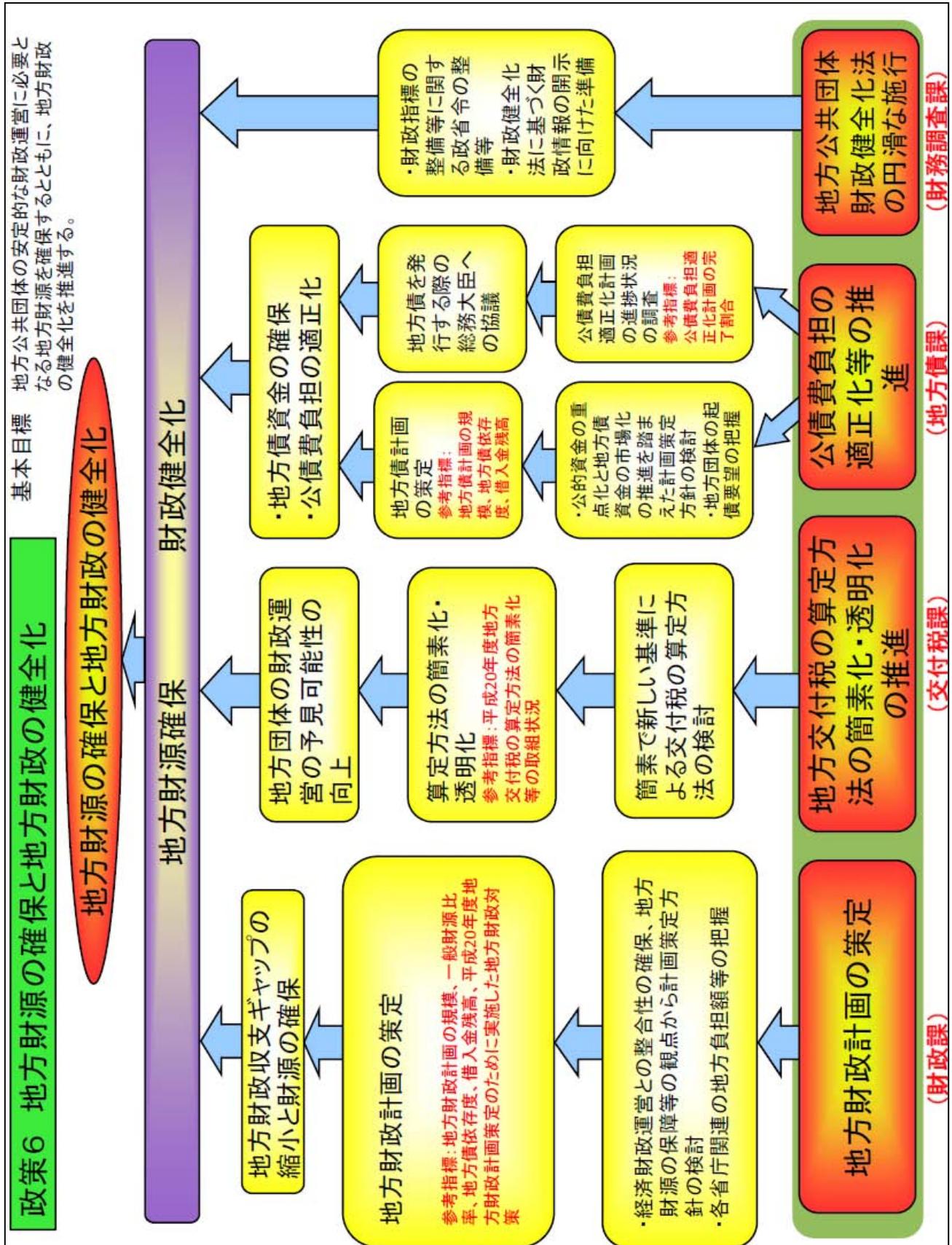
### (2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
「経済財政改革の基本方針2007」	平成19年6月19日	第3章 21世紀型行財政システムの構築 1. 歳出・歳入一体改革の実現 【改革のポイント】 1. 真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、「基本方針2006」で示された5年間の歳出改革を実現する。そのため、主要な分野について制度改革等の道筋やその取組を示す。 2. 平成20年度予算は、この歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であることから、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」に則り、最大限の削減を行う。  2. 税制改革の基本哲学 【実現すべき6つの柱】 (5) 真の地方分権の確立

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財源における地方の自立性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。</li> </ul> <p>8．地方分権改革</p> <p>【改革のポイント】</p> <p>2．地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源配分の一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討する。</p>

### 3 政策効果の把握の手法

#### (1) 基本目標の達成過程(いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
地方財政計画の規模	「骨太方針 2006」「骨太方針 2007」に沿って歳出全般にわたり見直しを行うことにより計画的な抑制を図りつつ、所要の財源が確保されているか。	83兆1,508億円	83兆1,261億円	83兆4,014億円
一般財源比率	安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額が確保されているか。	66.6%	68.1%	68.4%
地方債依存度	歳入総額に占める地方債の割合は適正か。	13.0%	11.6%	11.5%
借入金残高	地方債残高は抑制されているか。	200兆円	199兆円	197兆円
地方債計画の規模	地方団体が行政改革と財政の健全化を推進しつつ、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、所要の地方債資金が確保されているか。	13兆9,466億円	12兆5,108億円	12兆4,776億円

参考となる指標の進捗状況については、それぞれ表題の年度の次年度の内容を記載している。

指標等	分析の視点	
平成 20 年度地方財政計画策定のために実施した地方財政対策	地方財政収支の均衡を達成するため、財源対策が行われているか。	財源不足額（5.2 兆円程度）については、財源対策債や臨時財政対策債の発行などにより、当面の地方財源不足の補てんを図った。
平成 20 年度地方交付税の算定方法の簡素化等の取組状況	交付税の予見可能性を高める観点から、交付税の算定方法の簡素化、明確化が進められているか。	平成 19 年度より新しい簡素な基準による基準財政需要額の算定（新型交付税）を導入し、算定項目数を約 3 割削減するなど算定方法の簡素化・透明化を行った。さらに、普通態容補正の個別係数の縮減を引き続き行うとともに、平成 20 年度より一部の費目において事業費補正の廃止、急増補正の廃止等を行い、算定方法の簡素化・明確化を進めた。
公債費負担適正化計画の完了割合	公債費負担適正化計画の完了を予定している団体について、予定どおり目標を達成できているか。	平成 19 年度に公債費負担適正化計画の完了を予定していた 2 団体については、全ての団体が目標を達成した。

## 4 政策の総合的な評価

### (1) 評価結果(総括)

地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保するとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足については地方財政の運営上支障が生じないように、財源対策債、臨時財政対策債の発行などの補てん措置を講じた。これにより、国家財政・国民経済等との整合性の確保や地方財源の保障が図られた。

また、地方交付税の算定方法の見直しについては、平成19年度において算定項目の約3割を削減するなど、地方交付税の算定方法の簡素化・透明化は着実に進展している。

さらに、平成19年度に公債費負担適正化計画の完了を予定していた2団体は全て完了し、公債費負担の適正化は進展した。

### (2) 基本目標等の達成状況の分析

#### (ア) 必要性

地方財政は公債費が依然高水準であることなどから、大幅な財源不足が生じる厳しい状況に置かれている。地方分権の推進や少子・高齢化による財政需要の拡大に対応するため、地方財政の運営上支障が生じないように適切な補てん措置を講じるため、地方財政計画を策定し、所要の地方財源を確保していく必要がある。

地方交付税については、地方交付税の予見可能性を高める観点から、算定方法の抜本的な簡素化を図る必要があるため、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営を促す方向で地方交付税の算定方法の見直しを進める必要がある。具体的には、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように変動額を最小限にとどめるよう制度を設計しつつ、人口と面積を基本とした簡素な算定方法等の導入を図る必要がある。

厳しい財政状況が続く中で、地域の行政サービスを安定して提供するため、地方公共団体の財政の健全化に取り組む必要がある。そのため、公債費負担が依然として高い水準にある地方公共団体については、引き続き公債費負担適正化計画に基づく財政健全化を進めるとともに、財政健全化法に基づきわかりやすい財政情報の公表を徹底することなどにより財政の健全化を推進する必要がある。

#### (イ) 有効性

喫緊の課題である地方の再生に向けた施策の推進に財源の重点的配分を図るため「地方再生対策費」を創設することなどにより、平成20年度地方財政計画の歳入歳出規模は、83兆4,014億円となり、前年度に比べ2,753億円の増となっている。ただし、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、「骨太方針2006」「骨太方針2007」に沿って歳出全般にわたる見直しを行い、「地方再生対策費」を除くと、前年度0.2%減に抑制した。

また、地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保するとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足については地方財政の運営上支障が生じないように、財源対策債、臨時財政対

策債の発行などの補てん措置を講じた。

これにより、地方財源の確保・保障がなされ、地方財政計画の策定について一定の有効性が認められる。

平成19年3月に地方交付税法の一部改正を行い、簡素で新しい基準による基準財政需要額の算定（新型交付税）が導入されたことにより算定項目数が約3割削減された。引き続き平成20年度においても簡素化を進めることとしており、地方交付税の算定方法の簡素化・透明化が進展した。そのため、地方交付税の予見可能性を高めるために必要な施策として、有効性が認められる。

（参考：平成20年度における簡素化の取組）

- ・普通態容補正の個別係数を縮減
- ・一部の費目において事業費補正、急増補正を廃止

昭和62年度から公債費負担適正化計画に基づいて財政運営を行う市町村に対して、財政上の措置を講じ、市町村の自主的・計画的な公債費負担の適正化を推進した。平成19年度においては、公債費負担適正化計画の完了を予定していた2団体は全て完了し、公債費負担の適正化について一定の進展をみたため、有効性が認められる。

#### （ウ）効率性

地方交付税の算定方法については、簡素で新しい基準による基準財政需要額の算定（新型交付税）を導入し、算定項目数を約3割削減したところである。これにより、地方公共団体の事務負担の軽減、財政運営の透明化が促進されたため、地方交付税の算定の簡素化・透明化に向けた取組は一定の効率性が認められる。

## 5 今後の課題と取組の方向性

### （1）政策の課題と取組の方向性（総括）

平成21年度以降についても、所要の地方財源の確保を図りつつ、税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直し等による地方税財源の充実確保等を通じて、地方行財政運営の自立性の向上及び地方行財政基盤の拡充を推進していく。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整や財源保障の機能を適切に果たすことができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資するための一層の算定方法の簡素化を行っていく。

さらに、公債費負担適正化については、平成20年度以降も7市町村が公債費負担適正化計画に沿って公債費負担の適正化に努めているところであり、引き続き、公債費負担適正化に向けての取組を推進する。また、財政健全化法に基づくわかりやすい財政情報の開示を徹底すること等により、地方公共団体の財政の健全化を推進していく。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>【課題】</b> 地方財政は公債費が依然高水準であることなどから、大幅な財源不足が生じる厳しい状況に置かれている。地方分権の推進や少子・高齢化による財政需要の拡大に対応するため、地方財政の運営上支障が生じないように適切な補てん措置を講じるため、所要の地方財源を確保していくことが必要。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 地方財政計画等の策定</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・地方財政の企画立案 ・地方債の企画立案及び指導等</p>	<b>見直し・改善の方向性</b>	引き続き、地方財政計画を策定を通じて所要の地方財源を確保していく。
	<b>(予算要求)</b>	取組を継続
	<b>(制度)</b>	地方財政計画及び地方債計画において、所要の地方財源を確保する。 また、税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直しや地方歳出に対する国の関与の縮小の取組を検討する。
<b>(実施体制)</b>	従前のとおり	
<p><b>【課題】</b> 地方交付税については、今後とも引き続き、財源調整や財源保障の機能を適切に果たすことができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資するための一層の算定方法の簡素化を行うことが必要。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 地方交付税の算定方法の簡素化、透明化の推進</p> <p><b>【主な事務事業】</b> 交付税制度の企画立案</p>	<b>見直し・改善の方向性</b>	平成19年度より簡素で新しい基準による基準財政需要額の算定（新型交付税）が導入されたところであり、平成20年度においても、より一層の簡素化を図る。
	<b>(予算要求)</b>	取組を継続
	<b>(制度)</b>	平成20年度においては、普通態容補正の個別係数を縮減するとともに、一部の費目において事業費補正や急増補正を廃止する。
<b>(実施体制)</b>	従前のとおり	

<p><b>【課題】</b>          厳しい財政状況が続く中で、地域の行政サービスを安定して提供するため、地方公共団体の財政の健全化に取り組む必要がある。そのため、公債費負担が依然として高い水準にある地方公共団体については、引き続き公債費負担適正化計画に基づく財政健全化を進めることが必要。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b>          公債費負担の適正化等の推進</p> <p><b>【主な事務事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方財政の助言及び調査統計の整備運営</li> <li>・ 国民に対する地方財政の情報公開の推進・助言</li> </ul>	<p><b>見直し・改善の方向性</b></p>	<p>財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定の義務付け等が平成 20 年度決算から適用されることを踏まえ、同法に基づくわかりやすい財政情報の公表を徹底することなどにより財政の健全化を推進する。</p>
	<p><b>(予算要求)</b></p>	<p>取組を継続</p>
	<p><b>(制度)</b></p>	<p>公債費負担適正化計画については、引き続き実施する。また、財政健全化法に基づく財政情報の開示の徹底を図る。</p>
	<p><b>(実施体制)</b></p>	<p>機構・定員要求を検討</p>

## 6 学識経験を有する者の知見の活用等

### (1) 学識経験を有する者の知見の活用

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日）において、本政策の評価の方向性に関し、意見をいただき、評価に活用した。

### (2) 評価に使用した資料等

- ・ 平成 20 年版地方財政の状況（地方財政白書）（平成 20 年 3 月 4 日）  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_05/hakusyo/chihou/20data/index.html](http://www.soumu.go.jp/menu_05/hakusyo/chihou/20data/index.html)
- ・ 平成 20 年地方財政計画（平成 20 年 2 月 8 日）  
[http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080125\\_2\\_2.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080125_2_2.pdf)
- ・ 地方財政の借入金残高の状況（平成 20 年 2 月 5 日）  
[http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/pdf/zandaka\\_070518\\_2.pdf](http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/pdf/zandaka_070518_2.pdf)
- ・ 平成 20 年度地方債計画（平成 19 年 12 月 24 日）  
[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071224\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071224_1.pdf)

# 平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治税務局企画課総務室

企画課、総務室、都道府県税課、市町村税課、固定資産税課、資産評価室

評 価 年 月 平成20年7月

## 1 主要な政策の概要

### （政策名）

政策7 分権型社会を担う地方税制度の構築

### （政策の基本目標）

分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。  
具体的には、

- ・当面、国と地方の税収比1：1を目指して、地方税を充実すること、
  - ・地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること、
- 等を目指す。

### （政策の概要）

平成20年度地方税制改正については、まず、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与することとした。

また、最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税における寄附金税制について、都道府県や市区町村の条例により控除対象寄附金を指定する仕組みの導入や地方公共団体に対する寄附金税制の見直し等を行うこととした。

この他、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の期限延長、公益法人制度改革への対応など、税制上の所要の措置を講じた。

### （平成19年度予算額）

一般会計	64	百万円
特別会計	709,100	百万円（うち事務費 5百万円）

## 2 政策実施の環境

### （1）政策をとりまく最近の情勢

近年、地方法人二税の税収が急速に増加していること等を背景に、地域間の税収の差が拡がり、財政力格差が拡大する傾向にある。また、地方財政は巨額の債務残高を抱える一方、少子・高齢化の急速な進展に伴い、少子化対策を含む地方の社会保障関係経費がさらに増嵩すると見込まれている。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針(主なもの)

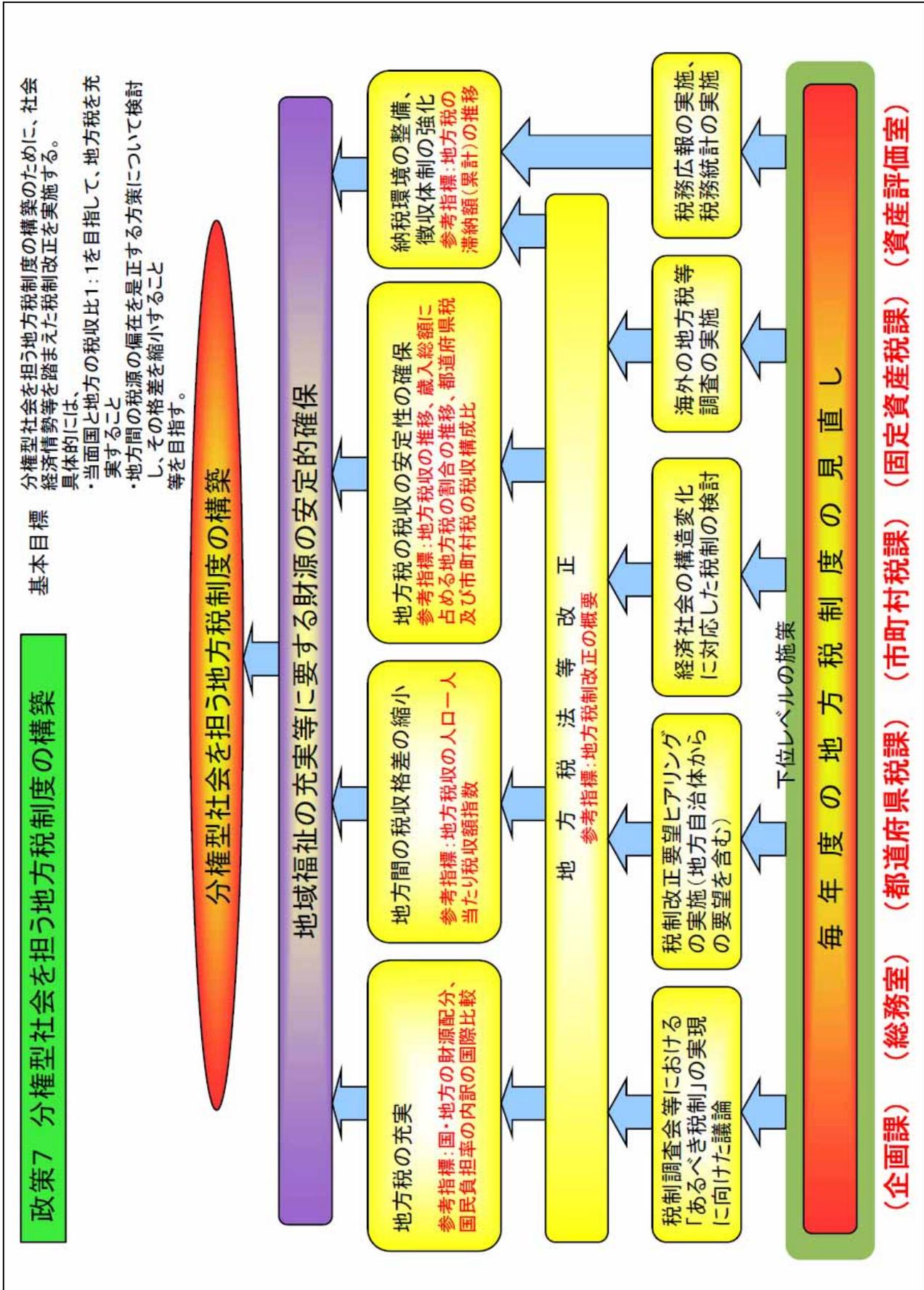
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第 169 国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	<p>(国民の信頼を取り戻す行財政改革)</p> <p>道路特定財源については、厳しい財政事情の下、地域の自立、活性化に役立つ道路の整備事業は、真に必要なものを、効率化を徹底しつつ行います。道路の維持・補修や、救急病院への交通の利便性の確保、都市部の渋滞対策、開かずの踏切の解消など、国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。さらに、地球温暖化問題への対応を行うためにも、現行の税率を維持する必要があります。これまでの特定財源の仕組みを見直し、納税者の理解を得ながら一般財源を確保してまいります。</p> <p>(給付を受ける側に立った社会保障制度の再構築)</p> <p>これからの社会保障を持続可能な制度とするために、安定した財源を確保しなければなりません。このため、社会保障給付や少子化対策に要する費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革について早期に実現を図る必要があります。</p> <p>(活力ある地方の創出)</p> <p>地方と都市の「共生」の考え方の下、法人事業税を見直し、地域間の税源の偏在をより小さくする暫定措置を講じ、特に財政の厳しい市町村に重点的に配分します。今後、税体系の抜本的改革に結び付けていきたいと思いません。</p>
経済財政改革の基本方針 2007 ～「美しい国」へのシナリオ～	平成19年6月19日 (閣議決定)	<p>2. 税制改革の基本哲学</p> <p>平成19年秋以降、税制改革の本格的な議論を行い、平成19年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>用の見通しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現するべく、取り組む。</p> <p>（実現すべき6つの柱）</p> <p>（5）真の地方分権の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財源における地方の自立性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。</li> <li>・法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分（地方交付税財源を含む）の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。</li> </ul> <p>8．地方分権改革</p> <p>（改革のポイント）</p> <p>2．地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源配分の一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討する。</p> <p>（具体的手段）</p> <p>（2）地方税財政改革の推進</p> <p>国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>し、その格差の縮小を目指す。</p> <p>（中略）</p> <p>また、「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、検討する。</p>

### 3 政策効果の把握の手法

#### (1) 基本目標の達成過程(いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
地方税制改正の概要	社会経済情勢の変化等に対応した税制改正となっているか。	<p>平成18年度地方税制改正については、経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、土地・住宅税制の見直し等を実施することとした。</p> <p>平成19年度地方税制改正については、経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、法人所得課税における減価償却制度を見直すとともに、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限を1年延長するほか、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講ずることとした。</p> <p>平成20年度地方税制改正については、経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置としての地方法人特別税、地方法人特別譲与税の創設、個人住民税における寄附金税制の抜本的拡充、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大並びに公益法人制度改革への対応等を実施することとした。</p>		
国・地方の財源配分 (国：地方)	国・地方の歳出割合に見合った歳入となっているか。 (当面の目標である国・地方の税収比1：1に近づいているか。)	(決算) 60：40	(決算) 59.7：40.3	(決算見込) 57.3：42.7

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
国民負担率の内訳の国際比較	国際比較した場合、国民負担率の水準、社会保障負担率と租税負担率の割合など、我が国の国民負担率の状況はどうなっているか。	別紙参照		
地方税収の人口一人当たり税収額指数（最大/最少）	偏在性の小さい地方税体系となっているか。（人口一人当たりの税収額指数が低下し、地方間の税収格差が縮小しているか。）	（決算） 地方税収計 3.2倍 個人住民税 3.3倍 法人二税 6.5倍 地方消費税（清算後） 2.0倍 固定資産税 2.4倍	（決算） 地方税収計 3.1倍 個人住民税 3.3倍 法人二税 6.1倍 地方消費税（清算後） 1.9倍 固定資産税 2.3倍	
地方税収の推移	税収が安定的な地方税体系となっているか。	（決算額） 地方税計 34.8兆円 法人二税 8.1兆円 個人住民税 8.3兆円 固定資産税 8.8兆円 地方消費税 2.6兆円	（決算額） 地方税計 36.5兆円 法人二税 9.3兆円 個人住民税 9.1兆円 固定資産税 8.5兆円 地方消費税 2.6兆円	（決算見込額） 地方税計 40.4兆円 法人二税 9.8兆円 個人住民税 12.5兆円 固定資産税 8.6兆円 地方消費税 2.6兆円
歳入総額に占める地方税の割合の推移	税収が安定的な地方税体系となっているか。	37.4%	39.9%	

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
都道府県税及び市町村税の 税収構成比	税収が安定的な地方税体系となっているか。(景気変動等の影響を受けにくい安定した税収が期待できる税目のウェイトが増加しているか。)	(道府県税：決算) 個人道府県民税 17.2% 法人二税 37.2% 地方消費税 16.8% 自動車税 11.5% 軽油引取税 7.1% その他 10.2% (市町村税：決算) 個人市町村民税 29.1% 法人市町村民税 12.6% 固定資産税 44.7% 都市計画税 6.3% その他 7.3%	(道府県税：決算) 個人道府県民税 17.6% 法人二税 39.7% 地方消費税 16.1% 自動車税 10.6% 軽油引取税 6.4% その他 9.6% (市町村税：決算) 個人市町村民税 30.9% 法人市町村民税 14.1% 固定資産税 41.9% 都市計画税 5.9% その他 7.2%	(道府県税：決算見込) 個人道府県民税 27.0% 法人二税 36.2% 地方消費税 14.1% 自動車税 9.1% 軽油引取税 5.4% その他 8.2% (市町村税：決算見込) 個人市町村民税 34.1% 法人市町村民税 13.9% 固定資産税 39.7% 都市計画税 5.5% その他 6.8%
地方税の滞納額(累計)の推移	徴収体制の強化等により、滞納額(累計)が縮小しているか。	20,376 億円	19,245 億円	

## 4 政策の総合的な評価

### (1) 評価結果(総括)

平成 20 年度地方税制改正における地方法人特別税等の創設、個人住民税における寄附金税制の見直し等の取組は、社会経済情勢の変化に適切に対応したものであり、分権型社会を担う地方税制度の構築にも有効と考えられる。

しかしながら、参考となる指標を見ると地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保等について抜本的な解決には至っていない状況であり、今後とも、分権型社会を担う地方税制度の構築に向けた取組みを一層強化する必要がある。

## (2) 基本目標等の達成状況の分析

### (ア) 必要性

地方財政は巨額の債務残高を抱える一方、少子・高齢化の急速な進展に伴い、少子化対策を含む地方の社会保障関係経費の更なる増嵩が見込まれており、地域福祉の充実に要する財源を、今後、安定的に確保することが求められている。

このため、総務省として更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実に取り組む中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すことなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める必要がある。

この他、地方税法等の制度改正や税務広報、税務統計の実施及び徴収体制の強化等に取り組むことで、引き続き地方自治体の財源の安定的確保を図る必要がある。

### (イ) 有効性

地方自治体を含む各種団体からの税制改正要望及び税制調査会等における議論を受け、平成 20 年度地方税制改正については、経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置としての地方法人特別税、地方法人特別譲与税の創設、個人住民税における寄附金税制の拡充、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大並びに公益法人制度改革への対応等、税制上の所要の措置を講じることで社会経済情勢の変化に適切に対応した。

なお、参考となる指標のうち、平成 19 年度決算見込みにおける国と地方の税収比は 57.3 : 42.7 となり、平成 18 年度に比べ地方の配分比率が 2.4 ポイント増加することが見込まれている。また、平成 19 年度決算見込みにおける地方税収は 40.4 兆円となり、平成 18 年度に比べ 3.9 兆円増加すると見込まれていること、平成 18 年度の地方税収の人口一人当たり税収額指数（地方税収計）は 3.1 倍となり、平成 17 年度に比べ 0.1 ポイント低下していること等から、毎年度の地方税制度の見直しにより地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保等について一定の有効性が認められる。

この他、地方税法等の制度改正や税務広報、税務統計の実施により、平成 17 年度における地方税の滞納額（累計）は 20,376 億円であったが、平成 18 年度では 19,245 億円に縮減されるなど、納税環境の整備及び徴収体制の強化について一定の有効性が認められる。

### (ウ) 効率性

各府省庁から税制改正に係る要望を受けるに当たって、各府省庁の政策評価の結果の適切な活用に務めたことにより、政策評価と非課税等特別措置の連携を強化し、各府省庁からの税制改正要望ヒアリングの効率化を図った。

なお、平成 20 年度税制改正にあたっては、非課税等特別措置について、各府省庁の政策評価も踏まえつつ、各税目にわたる検証を行った結果、廃止 15 件、縮減・合理化 15 件、合計 30 件の整理合理化を行った。

この他、税務広報について、政府広報を活用するなど関係省庁と連携することにより媒体の多角的利用が可能となり、ひいては住民の認知度の向上が期待できることから効率性が認められる。

## 5 今後の課題と取組の方向性

### (1) 政策の課題と取組の方向性(総括)

地方財政は巨額の債務残高を抱える一方、少子・高齢化の急速な進展に伴い、少子化対策を含む地方の社会保障関係経費の更なる増嵩が見込まれており、地域福祉の充実に要する財源を、今後、安定的に確保することが必要である。

このため、今後の地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実に取り組む中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すことなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。

今後、この基本方針に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

### (2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<b>【課題】</b> 地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保について、これまでの地方税制の見直しにより一定の成果が見られるものの、抜本的な解決には至っていない状況にある。	<b>見直し・改善の方向性</b>	地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すことなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組んでいく。
<b>【下位レベルの施策名】</b> 毎年度の地方税制度の見直し	<b>(予算要求)</b>	現状維持。
<b>【主な事務事業】</b> ・地方税制の企画・立案 ・地方税の資料の整備 ・地方税の広報 ・地方税の徴収事務助言等	<b>(制度)</b>	社会・経済情勢や財政状況の変化等を踏まえ、地方税制度の見直しを行うことを考えている。
	<b>(実施体制)</b>	地方法人特別税の創設等の平成 20 年度地方税制度改正を確実に執行する等のため機構・定員要求を検討。

## 6 学識経験を有する者の知見の活用等

### (1) 学識経験を有する者の知見の活用

税制調査会の「抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方(平成19年11月)」等の累次の答申等を政策の課題と取組の方向性の把握に活用した。

また、総務省の政策評価に関する有識者会議(平成20年6月3日開催)において、この政策の評価の方向性に関し、意見をいただき、本評価に活用した。

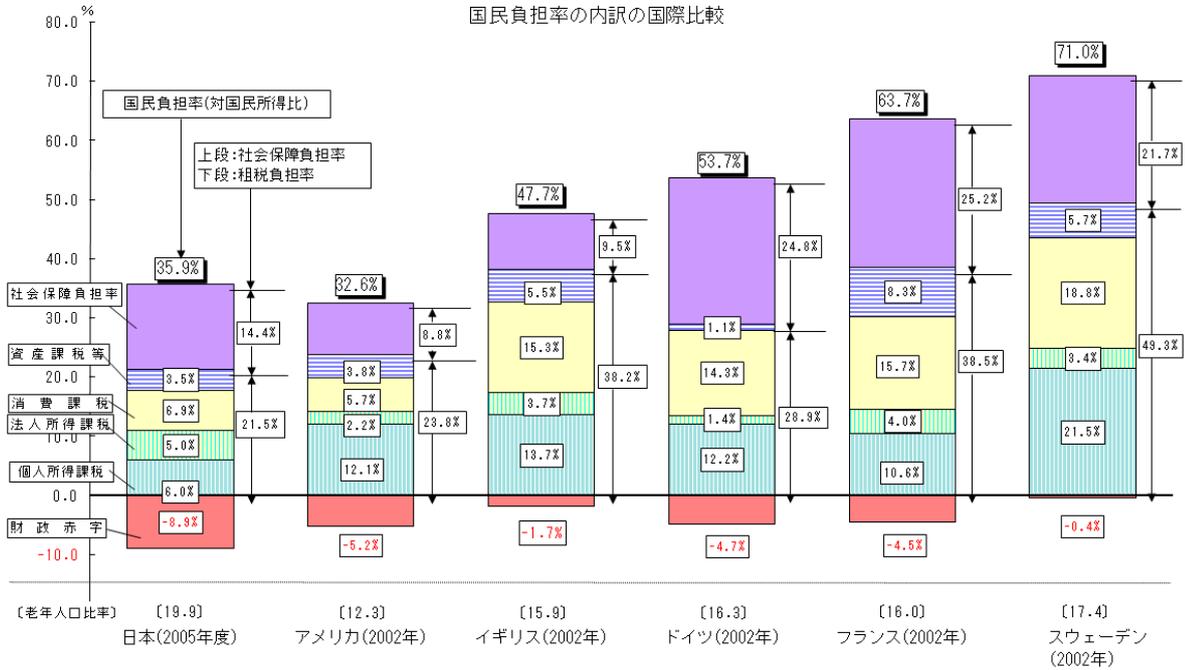
### (2) 評価に使用した資料等

- ・平成20年度地方税制度改正について(平成20年5月)  
<http://www.soumu.go.jp/czaisei/czais.html>
- ・経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月)  
<http://www.keizai-shimon.go.jp/cabinet/2007/index.html>
- ・平成20年度与党税制改正大綱(平成19年12月)  
<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2007/seisaku-031.html>
- ・各種統計指標

(別紙)

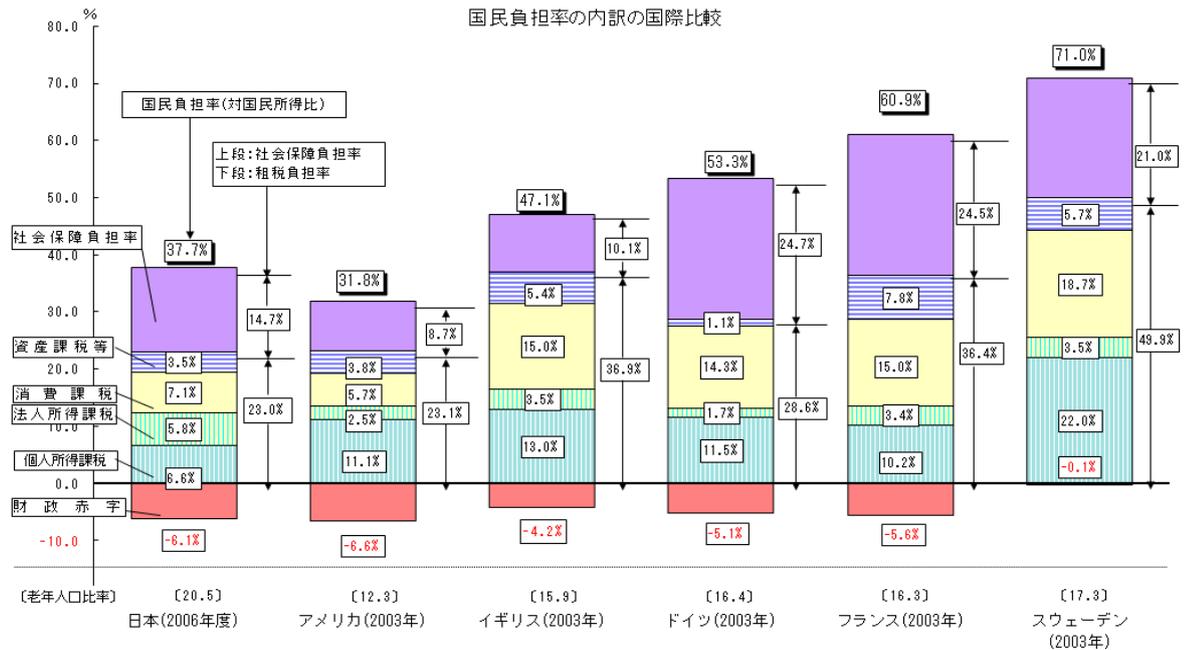
国民負担率の内訳の国際比較 (平成17年度～平成19年度)

平成17年度



- (注) 1. 日本は17年度(2005年度) 予算案ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-2003(OECD)」、「National Accounts 1991-2002(OECD)」等により作成。  
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。  
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率(5.0%)の内訳は国税3.1%、地方税2.0%  
 4. 財政赤字については、日本及びアメリカは一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。  
 5. 老年人口比率については、日本は2005年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年(2002年)1月推計)による)、その他の国は2000年の数値(国連推計による)に基づく。  
 6. 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

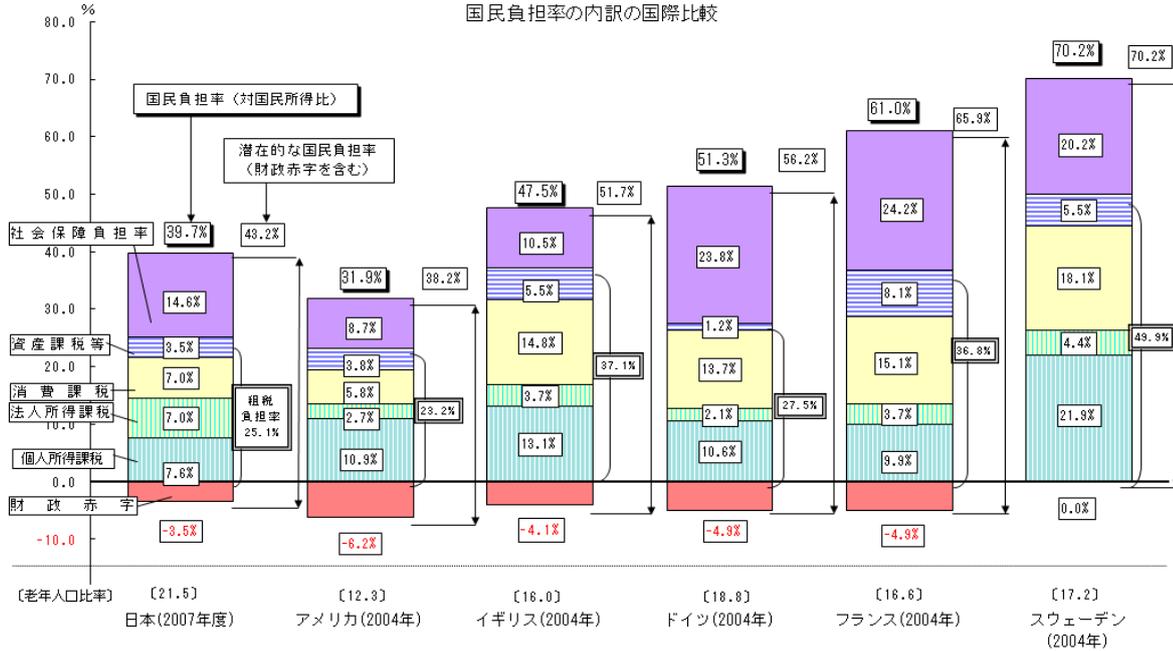
平成18年度



- (注) 1. 日本は18年度(2006年度) 予算案ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-2004(OECD)」、「National Accounts 1991-2003(OECD)」等により作成。  
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。  
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率(5.0%)の内訳は国税3.5%、地方税2.3%  
 4. 財政赤字については、日本及びアメリカは一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。  
 5. 老年人口比率については、日本は2006年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年(2002年)1月推計)による)、その他の国は2000年の数値(国連推計による)に基づく。  
 6. 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

# 平成19年度

## 国民負担率の内訳の国際比較



(注) 1. 日本は19年度(2007年度)予算案ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1985-2005(OECD)」、「National Accounts 1993-2004(OECD)」等により作成。  
 2. 税金負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。  
 3. 日本の法人所得課税の税金負担率(7.0%)の内訳は国税4.3%、地方税2.7%  
 4. 財政赤字については、日本及びアメリカは一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。  
 5. 老年人口比率については、日本は2007年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年(2006年)12月推計)による)、その他の国は2005年の数値(国連推計による)に基づく。  
 6. 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。



# 平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治行政局 選挙部 選挙課、管理課、政治資金課

評価年月 平成20年7月

## 1 主要な政策の概要

### （政策名）

政策8 選挙制度等の適切な運用

### （政策の基本目標）

選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。

### （政策の概要）

社会のニーズ、選挙の執行等から明らかとなった問題に対して調査検討を行い、その結果等を踏まえ、所管法令の整備を図ることによって、国民主権主義に則した選挙制度の確立を図る。

選挙等の管理執行に関する統計調査等を行うことにより、選挙等の管理執行に関する問題を把握し、問題を検証することで選挙等の管理執行体制の改善を図るとともに、調査結果を踏まえた投票参加の呼びかけや制度周知により、自発的な投票参加の向上及び選挙違反の排除に努め、もって公明かつ適正な選挙執行の実現を図る。

政治資金収支報告書の公表等の実施により、政治活動に関する国民の不断の監視と批判を可能ならしめ、政治資金の透明性確保を図る。

以上により、民主政治の健全な発達を実現するものである。

### （平成19年度予算額）

58,709百万円（うち参議院議員通常選挙経費 58,014百万円）

## 2 政策実施の環境

### （1）政策をとりまく最近の情勢

平成18年中に都道府県知事の不祥事が相次いだことを背景として、都道府県知事を中心とする地方公共団体の長の多選問題について、国会や各党各会派など各方面においてその法制化を含めた議論が活発化し、また、いくつかの地方公共団体においては長の多選を禁止する条例案が議会に提出される等の動きが見られた。

平成19年4月に行われた統一地方選挙における長崎市長選挙において、現職の候補者が選挙期間中に殺害された件に関して、仮に候補者の死亡が選挙期日の前日や前々日だったときは、補充立候補が認められないといった状況が生じうること、亡くなった候補者の氏名を書いた期日前投票や不在者投票が大量に無効となったこと等、各方面から様々な指摘がなされた。

参議院議員の任期満了が平成19年7月28日に到来することに伴い、第21回参議院議員通常選挙を執行することとなった。

平成18年末から、収支報告書の虚偽記載、主たる事務所を議員会館としている資金管理団体

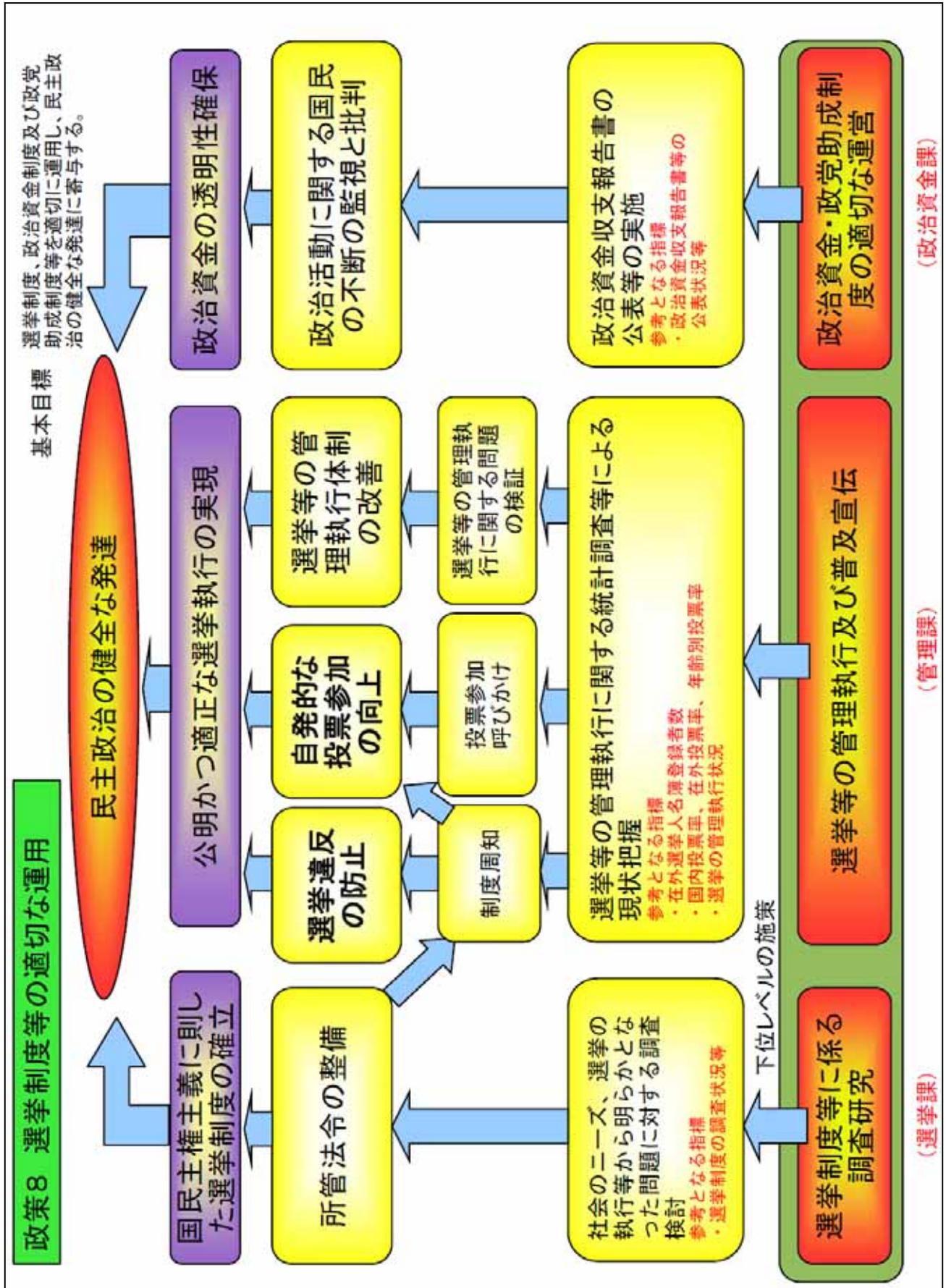
の多額の事務所費や光熱水費の計上等、政治資金の用途に関する問題が大きく取り上げられ、このため、第166回国会では、資金管理団体による人件費以外の経常経費（光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費）についての収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付の義務づけなどを内容とする政治資金規正法の改正案が可決成立した。さらに、第168回国会において、国会議員が関係する政治団体を明確にした上で、この範囲に該当する政治団体の支出に係る収支報告の適正の確保及び透明性の向上のため、登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け、収支報告書への明細を記載する基準額の引下げ等を内容とする政治資金規正法の改正案が可決成立した。

**（２）関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）**

該当なし

### 3 政策効果の把握の手法

#### (1) 基本目標の達成過程(いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	19年度
選挙制度の調査状況等	選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対して、調査検討を行い、社会のニーズ等に対応しているか。	<p>首長の多選関係</p> <p>平成18年中に都道府県知事の不祥事が相次いだことを背景として、都道府県知事を中心とする地方公共団体の長の多選問題について、国会や各党各会派など各方面においてその法制化を含めた議論が活発化し、また、いくつかの地方公共団体においては長の多選を禁止する条例案が議会に提出される等の動きが見られたことに伴い、学識経験者を構成員とする「首長の多選問題に関する調査研究会」(平成18年12月1日～平成19年5月30日)を設け、多選制限が憲法上許容されるか否かについて検討が行われた。</p> <p>補充立候補等関係</p> <p>平成19年4月に行われた統一地方選挙における長崎市長選挙において、現職の候補者が選挙期間中に殺害された件に関して、仮に候補者の死亡が選挙期日の前日や前々日だったときは、補充立候補が認められないといった状況が生じること、亡くなった候補者の氏名を書いた期日前投票や不在者投票が大量に無効となったこと等、各方面から様々な指摘がなされたこと等に伴い、学識経験者や選挙管理委員会の実務者を構成員とする「補充立候補制度等のあり方に関する研究会」(平成19年5月14日～平成19年10月29日)を設け、選挙期間中に候補者が死亡した場合における補充立候補制度のあり方、選挙期間中に候補者が死亡した場合におけるそれまでに行われた期日前投票・不在者投票の取扱い等について検討が行われた。</p>

指標等	分析の視点	13年度 (第19回参議院議員 通常選挙)	16年度 (第20回参議院議員 通常選挙)	19年度 (第21回参議院議員 通常選挙)
在外選挙人名簿登録者数	在外選挙制度の周知や在外選挙人登録の促進が図られているか。	73,651人	80,885人	102,551人
選挙の管理執行状況(管理執行問題件数、電子機器利用状況、障害者対策投票所数及び期日前投票所数等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙が問題なく管理執行されているか。</li> <li>選挙管理執行事務が効率的に処理されているか。</li> <li>期日前投票所の増加やバリアフリー対策を要する施設の減少によって選挙人の利便性が確保されているか。</li> </ul>	管理執行問題件数 76件 電子機器利用状況 (投票所入場券バーコード化) 10.47% (投票用紙計数機) 84.45% 期日前投票制度は平成16年度から実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>入口に段差のある期日前投票所割合 -</li> <li>入口に段差のある投票所割合 67.61%</li> <li>入口と同一フロアに設置できない期日前投票所割合 -</li> <li>入口と同一フロアに設置できない投票所割合 2.40%</li> </ul>	管理執行問題件数 63件 電子機器利用状況 (投票所入場券バーコード化) 22.37% (投票用紙計数機) 83.30% 期日前投票所数 4,486箇所 <ul style="list-style-type: none"> <li>入口に段差のある期日前投票所割合 22.76%</li> <li>入口に段差のある投票所割合 63.76%</li> <li>入口と同一フロアに設置できない期日前投票所割合 23.70%</li> <li>入口と同一フロアに設置できない投票所割合 2.65%</li> </ul>	管理執行問題件数 83件 電子機器利用状況 (投票所入場券バーコード化) 50.03% (投票用紙計数機) 91.07% 期日前投票所数 4,519箇所 <ul style="list-style-type: none"> <li>入口に段差のある期日前投票所割合 14.08%</li> <li>入口に段差のある投票所割合 55.34%</li> <li>入口と同一フロアに設置できない期日前投票所割合 22.63%</li> <li>入口と同一フロアに設置できない投票所割合 1.98%</li> </ul>
国内投票率(比例)	様々な要因によって左右されるものであるが、より多くの国民が選挙制度を理解し、自発的に投票に参加しているか。	56.44%	56.57%	58.67%
在外投票率(比例)		29.94%	25.52%	23.59%
年齢別投票率(抽出)		20~24歳 31.36% 65~69歳 76.07%	20~24歳 31.51% 65~69歳 75.43%	20~24歳 32.82% 65~69歳 77.72%

上記における参考となる指標は、総務省が作成する参議院議員通常選挙結果調から引用した。  
 なお、平成19年度分については、速報値であり、今後異動する可能性がある。

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
政治資金収支報告書等の公表状況等	収支報告書の定期公表時において、毎年、例年と同水準の公表率(収支報告書の提出率)を確保できているか。 (国民の監視と批判の下、政治活動が行われるようにするという法の趣旨を実現するために必要。)	83.7% (4,088団体/ 4,884団体)	83.6% (3,887団体/ 4,649団体)	84.5% (3,853団体/ 4,559団体)

上記における参考となる指標は、毎年度発表される報道資料である「政治資金収支報告書の概要」から引用した。

## 4 政策の総合的な評価

### (1) 評価結果(総括)

国民主権主義に則した選挙制度の確立について

地方公共団体の長の多選制限について憲法論に焦点を当て調査研究を行う研究会及び補充立候補制度や法定得票数を得た候補者がなかった場合の対応について検討する研究会を発足させ、平成19年度中にその結論を得ており、各方面からの指摘等を踏まえて、所管法令の問題を調査し、法令整備における一つの指針を示すことができたことから、有効性等が認められる。

公明かつ適正な選挙執行の実現について

第21回参議院議員通常選挙を執行し、いくつかの今後の課題はあったものの、選挙の管理執行の効率化及び選挙人の利便性の向上が図られ滞りなく選出手続を終了することができたため、有効性等が認められる。

また、様々な要因によって左右されるものであるが投票率についても前回、前々回の通常選挙を上回る結果となった。

政治資金の透明性確保について

政治資金収支報告書の定期公表時(総務大臣は、特別な場合を除き政治資金収支報告書が提出された年の9月30日までに公表するものとされている。)における収支報告書の提出率については、平成17年度から平成19年度の3年間、例年と同水準の80%台を確保しているため、有効性等が認められる。

### (2) 基本目標等の達成状況の分析

#### (ア) 必要性

選挙人が選挙人の自由意思に基づいて公明かつ適正に選挙を行えることを確保することとなり、民主政治の健全な発達に必要な施策であることから、総務省では、地方公共団体の選挙管理委員会の協力の下、選挙制度等に係る調査研究に基づく法令改正の検討、公職選挙法制に則した選挙制度の管理執行及び普及宣伝を実施していく必要がある。

また、政治資金・政党助成制度の運営については、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金収支報告書の公開等を実施することにより政治活動の公明と公正を確保するものであり、選挙制度と同様に、民主政治の健全な発達に不可欠な施策であることから、総務省においては、地方公共団体の選挙管理委員会の協力の下、制度の適切な運営を実施していく必要がある。

#### (イ) 有効性

選挙制度等に係る調査研究について

平成18年中に都道府県知事の不祥事が相次いだことを背景として、都道府県知事を中心とする地方公共団体の長の多選問題について、国会や各党各会派など各方面においてその法制化を含めた議論が活発化し、4選以上は公認・推薦しないという政党の方針が示されたり、また、いく

つかの地方公共団体においては長の多選を禁止する条例案が議会に提出されたりといった動きが見られた。

そこで、学識経験者を構成員とする「首長の多選問題に関する調査研究会」を設け、多選制限が憲法上許容されるか否か、どのような内容であれば憲法上許容されるのか等について、6回の会合を開催し、法律を根拠とする地方公共団体の多選制限は必ずしも憲法に違反するものとはいえず、すぐれて立法政策に属する問題として位置づけられるという見解がとりまとめられた。

また、平成19年4月に行われた統一地方選挙における長崎市長選挙において、現職の候補者が選挙期間中に殺害された件に関して、仮に候補者の死亡が選挙期日の前日や前々日だったときは、補充立候補が認められないといった状況が生じること、亡くなった候補者の氏名を書いた期日前投票や不在者投票が大量に無効となったこと等、各方面から様々な指摘がなされた。

同じく平成19年4月に行われた統一地方選挙における宮城県加美町長選挙において、いずれの候補者も法定得票数を得られず再選挙が行われた件に関して、決選投票制度の導入について指摘がなされた。

そこで、学識経験者や選挙管理委員会の実務者を構成員とする「補充立候補制度等のあり方に関する研究会」を設け、選挙期間中に候補者が死亡した場合における補充立候補制度のあり方、選挙期間中に候補者が死亡した場合におけるそれまでに行われた期日前投票・不在者投票の取扱い、地方公共団体の長において法定得票数を得た候補者がなかった場合の対応について、6回の会合を開催し、地方公共団体の長の選挙において公職の候補者等が死亡等した場合の補充立候補届出期間の延長、選挙期日を延期する日数の延長について、具体的な提言がなされた。

このように、各方面からの指摘等を踏まえて、所管法令の問題を調査し、法令整備における一つの指針を示すことができたため、本施策は、有効性があったと認められる。

#### 選挙等の管理執行及び普及宣伝について

参議院議員の任期満了が平成19年7月28日に到来することに伴い、第21回参議院議員通常選挙を執行した。

選挙の管理執行面においては、投・開票事務における電子機器の普及、期日前投票所の増加及び投票所におけるバリアフリー対策の進展等により、選挙の管理執行の効率化及び選挙人の利便性の向上が図られている。また、選挙の管理執行については、管理執行上問題となった事例が60~80件台で推移しているが、選挙結果に影響を及ぼす事態は発生していない。

一方、投票参加については、在外投票が今回の参議院議員通常選挙から選挙区選挙においてもできることとなったこともあり、在外選挙人名簿登録者数は100,000人を超えた。

また、天候、選挙の争点及び候補者の顔ぶれ等様々な要因によって左右されるものであるが、国内投票率は前回、前々回の投票率を上回った。

以上のことから、本施策は、公明かつ適正な選挙執行の実現に寄与しており、有効性があったと認められる。

#### 政治資金制度の適切な運営について

政治資金収支報告書の定期公表時における公表率（収支報告書の提出率）は、平成17年度か

ら平成19年度の各年度において例年と同水準の80%台を確保していることから、本施策は、政治資金の透明性確保に寄与しており、有効性があったと認められる。

#### (ウ) 効率性

選挙制度等の適切な運用を実施していくに当たり、最も多額の予算を要する施策は、国政選挙の管理執行に係るものである。

参議院議員通常選挙の執行経費は、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に基づいて計上されているものであるが、第21回参議院議員通常選挙が執行されるに先立って、最近における公務員給与の改定、諸物価の変動及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、平成19年3月に所要の改正を行い、地方公共団体委託費について約30.5億円(前回基準比5.5%減)の節減を図ったところであり、効率性があったと認められる。

## 5 今後の課題と取組の方向性

### (1) 政策の課題と取組の方向性(総括)

研究会における検討結果や各党各会派における議論等も踏まえながら、制度改正を検討する。

選挙の管理執行面においては、電子機器の普及、期日前投票所の増加及び投票所におけるバリアフリー対策の進展等により、管理執行の効率化、選挙人の利便性の向上が図られていると考えられるが、引き続き効率化及び投票環境の向上に努めていく必要がある。

また、管理執行上問題となった事例が60~80件台で推移しており、選挙の管理執行体制の一層の改善が図られるよう、適時・適切に助言をしていくことが必要である。

投票率の向上については、国民一人一人が主権者として強い自覚と高い政治意識を持って選挙に積極的に参加することができるよう、長期的視野に立って取り組んでいく必要がある。特に近年、20代、30代の投票率の低水準が課題であり、若年層の選挙に対する意識の高揚に努める取組が必要である。

政治資金収支報告書の定期公表時における公表率(収支報告書の提出率)は、平成17年度から平成19年度の各年度において80%台を確保しているが、引き続き高い水準を維持していく。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>【課題】</b> 各方面からの指摘を踏まえ、選挙制度に関する研究会を設置するとともに、研究会の報告書で示された方向性の実現に向けて対応を行っていく必要がある。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 選挙制度等に係る調査研究</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・選挙制度の企画立案 ・選挙制度等の調査研究に要する経費</p>	見直し・改善の方向性	研究会における検討結果や各党各会派における議論等も踏まえながら、制度改正を検討。
	(予算要求)	継続的な取組
	(制度)	報告書や各党各会派における議論等も踏まえながら対応
	(実施体制)	継続的な取組
<p><b>【課題】</b> 在外選挙人名簿登録者数は100,000人を超えたが、未登録者が多く、投票率も低水準にあることから、引き続き効果的な周知啓発を実施していく必要がある。 有権者全体の投票率は上昇したものの、20代、30代の投票率が低水準にあることから、若年層を対象にした効果的な啓発方法を検討する必要がある。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 選挙の管理執行及び普及宣伝</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・明るい選挙の推進事業 ・明るい選挙の運営指導 ・政治改革に関する周知</p>	見直し・改善の方向性	<p>在外選挙制度については、公職選挙法の一部改正により衆議院議員及び参議院議員の比例代表選挙だけでなく、選挙区選挙にも投票できるなど対象となる選挙が拡大されたことから、制度周知及び投票参加の呼びかけに努めてきたが、在外選挙人名簿登録者数及び投票率は依然として低水準にあるため、引き続き効果的な周知啓発を行っていく。</p> <p>また、有権者全体の投票率については、低下傾向に歯止めがかかったと見られるものの、年齢別に見ると、依然として20代、30代の投票率が低水準にあることから、若年層における政治・選挙に対する意識の高揚を図るため、効果的な方法の検討を行い、実施していく。</p>
	(予算要求)	在外選挙制度について、引き続き制度周知及び投票参加の呼びかけに努めるとともに、低投票率にある若年層の政治・選挙への意識の高揚を図るため、所要の予算措置が必要である。
	(制度)	制度普及に努めるもので制度改正は不要
	(実施体制)	現行体制で実施することを検討

今後の課題	取組の方向性	
<b>【課題】</b> 定期公表時における公表率（収支報告書の提出率）について、例年と同程度の水準を維持する。  <b>【下位レベルの施策名】</b> 政治資金・政党助成制度の適切な運営  <b>【主な事務事業】</b> 政治資金関連事務	見直し・改善の方向性	定期公表時における公表率（収支報告書の提出率）について、例年と同程度の水準を維持する。
	(予算要求)	今後、政治資金規正法の改正により見込まれる組織体制の強化に対応するため、執務室の整備等、必要な予算要求を今年度以降行っていきたいと考えている。
	(制度)	今後、政治資金規正法の改正を受け、必要な政省令の改正を行う予定である。
	(実施体制)	今後、政治資金規正法の改正により、収支報告書の審査や情報公開請求への対応において事務量が増加するものと見込まれるため、必要な機構・定員要求を今年度以降行っていきたいと考えている。

## 6 学識経験を有する者の知見の活用等

### (1) 学識経験を有する者の知見の活用

以下の研究会における意見・議論を基本目標の達成状況等の分析等に活用した。

首長の多選問題に関する調査研究会（平成18年12月1日～平成19年5月30日）

座長：高橋和之（明治大学法科大学院教授）

座長代理：岩崎美紀子（筑波大学大学院人文社会科学部研究科教授）

委員：金井利之（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

齋藤誠（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

只野雅人（一橋大学大学院法学研究科教授）

横道清孝（政策研究大学院大学教授）

補充立候補制度等のあり方に関する研究会（平成19年5月14日～平成19年10月29日）

座長：蒲島郁夫（東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授（当時））

座長代理：只野雅人（一橋大学大学院法学研究科教授）

委員：谷口将紀（東京大学法学部・大学院法学政治学研究科教授） 他

### (2) 評価に使用した資料等

- ・ 首長の多選問題に関する調査研究会

[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/sonota/tasen/index.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/tasen/index.html)

- ・ 補充立候補制度等のあり方に関する研究会  
[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/news/sonota/hoju/index.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/hoju/index.html)
- ・ 第 21 回参議院議員通常選挙結果調（ホームページは概要のみ）  
[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/data/sangiin21/index.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/sangiin21/index.html)
- ・ 第 20 回参議院議員通常選挙結果調（ホームページは概要のみ）  
[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/data/sangiin20/index.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/sangiin20/index.html)
- ・ 第 19 回参議院議員通常選挙結果調（ホームページは概要のみ）  
[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/data/sangiin19/index.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/sangiin19/index.html)
- ・ 平成 18 年分政治資金収支報告の概要  
[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070914\\_4.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070914_4.pdf)
- ・ 平成 17 年分政治資金収支報告の概要  
[http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060908\\_1\\_seiji-shikin.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060908_1_seiji-shikin.pdf)
- ・ 平成 16 年分政治資金収支報告の概要  
[http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/pdf/050930\\_2\\_01.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/pdf/050930_2_01.pdf)



# 平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政管理局行政情報システム企画課、

自治行政局地域情報政策室

評 価 年 月 平成20年7月

## 1 主要な政策の概要

### （政策名）

政策9 電子政府・電子自治体の推進

### （政策の基本目標）

電子政府の推進

電子政府の推進により、利用者にとって使いやすく利便性を実感できるサービスを実現するとともに、簡素で効率的な政府の実現を図る。

電子自治体の推進

電子自治体の推進による便利で効率的な行政の構築により、自治体行政の効率化・住民サービスの向上を図る。

### （政策の概要）

電子政府の推進

「電子政府推進計画」（平成18年8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成19年8月24日一部改定）等に基づき、国民の利便性・サービスの向上及びIT化に対応した業務改革を目指すものである。

#### （ア）国民の利便性・サービスの向上

行政手続におけるオンライン利用を促進し、「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部決定）で掲げた「オンライン利用率を2010年度までに50%以上とする」との目標を達成するため、各府省において、年間申請等件数の多い（年間10万件以上）手続を中心とした165手続を対象に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づいて、集中的にオンライン利用の促進を図るものである。

#### （イ）IT化に対応した業務改革

行政運営の簡素化・効率化・合理化を戦略的・横断的に推進するため、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化、業務の外部委託などを内容とする最適化計画を策定の上、業務・システムの最適化に取り組むものである。

電子自治体の推進

すべての国民がITの恩恵を享受し、生活の利便の向上を実感できるようにするとともにIT活用による行政運営の効率化を一層推進していくために、「電子自治体オンライン利用促進指針」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「新電子自治体推進指針」等に基づき、国民に身近な行政サービスを提供している地方公共団体の取組が

国における電子政府構築の取組と歩調を合わせて実施されるよう、各地方公共団体に共通する制度面、システム面の条件整備等に対する電子自治体構築のための支援を着実にやっていくものである。主要な取組については、以下のとおり、

(ア) 地方公共団体におけるオンライン利用促進に向けた取組について

総務省においては、平成18年7月28日に策定した「オンライン利用促進指針」や「オンライン利用促進マニュアル」を情報提供することにより、地方公共団体がこれらを参考にして主体的にオンライン利用促進策を推進するための支援やフォローアップを行っている。また、平成19年度の取組として、「電子自治体の推進に関する懇談会」の下にオンライン利用促進ワーキンググループを設置し、「携帯電話を活用した電子申請システムの構築」及び「地方公共団体における証明書等の電子交付等」に関連した報告書を作成し、地方公共団体へ情報提供、周知等を行ったところである。

(イ) 共同アウトソーシング等の推進について

共同アウトソーシングとは、複数の自治体が共同して電子自治体業務の外部委託(アウトソーシング)を行うことにより、民間のノウハウも活用し、低コストで高いセキュリティ水準のもと共同データセンターにおいて情報システムの運用を行うものであるが、総務省においては、専門家等の派遣による人材サポートによる導入支援を行ったりするなど共同アウトソーシングを導入しようとする地方公共団体に対し情報提供や助言により支援を行っている。

(ウ) 個人情報保護・情報セキュリティ対策強化の取組について

総務省においては、個人情報保護・情報セキュリティ対策強化の取組について、地方公共団体が取り組めるよう、個人情報保護条例や情報セキュリティポリシーなどの制度整備の推進や実効性確保等のため情報セキュリティ監査や研修の支援などにより、地方公共団体に対し情報提供や助言により支援を行っている。

**(平成19年度予算額)**

8,565百万円

## **2 政策実施の環境**

### **(1) 政策をとりまく最近の情勢**

#### 電子政府の推進

電子政府に関しては、これまでの取組を踏まえ、「IT新改革戦略」において、ITの構造改革力を追及して、行政・企業・個人が効率的かつ意義深く活動するための取組として、行政手続オンライン利用の促進や行政事務・システムの最適化等を推進することにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、高度化及び透明性の向上を図り、「世界一便利で効率的な電子行政」の実現を目指すこととされているところ。現在、飛躍的にオンライン利用率を向上させるために、新たな目標の設定、オンライン手数料の引下げや添付書類の削減等の抜本的改善策などについて検討中であり、電子申請・電子処理を原則とすることや国民がよく利用する手続を重点的に改善することなどについても議

論しているところ。

#### 電子自治体の推進

「IT新改革戦略」において「世界一便利で効率的な電子行政」の実現を目指すこととされており、IT活用によるすべての国民による生活の利便の向上の実感、行政運営の効率化の推進を図るため、引き続き地方公共団体の情報化の取組を進める必要がある。

#### (2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針(主なもの)

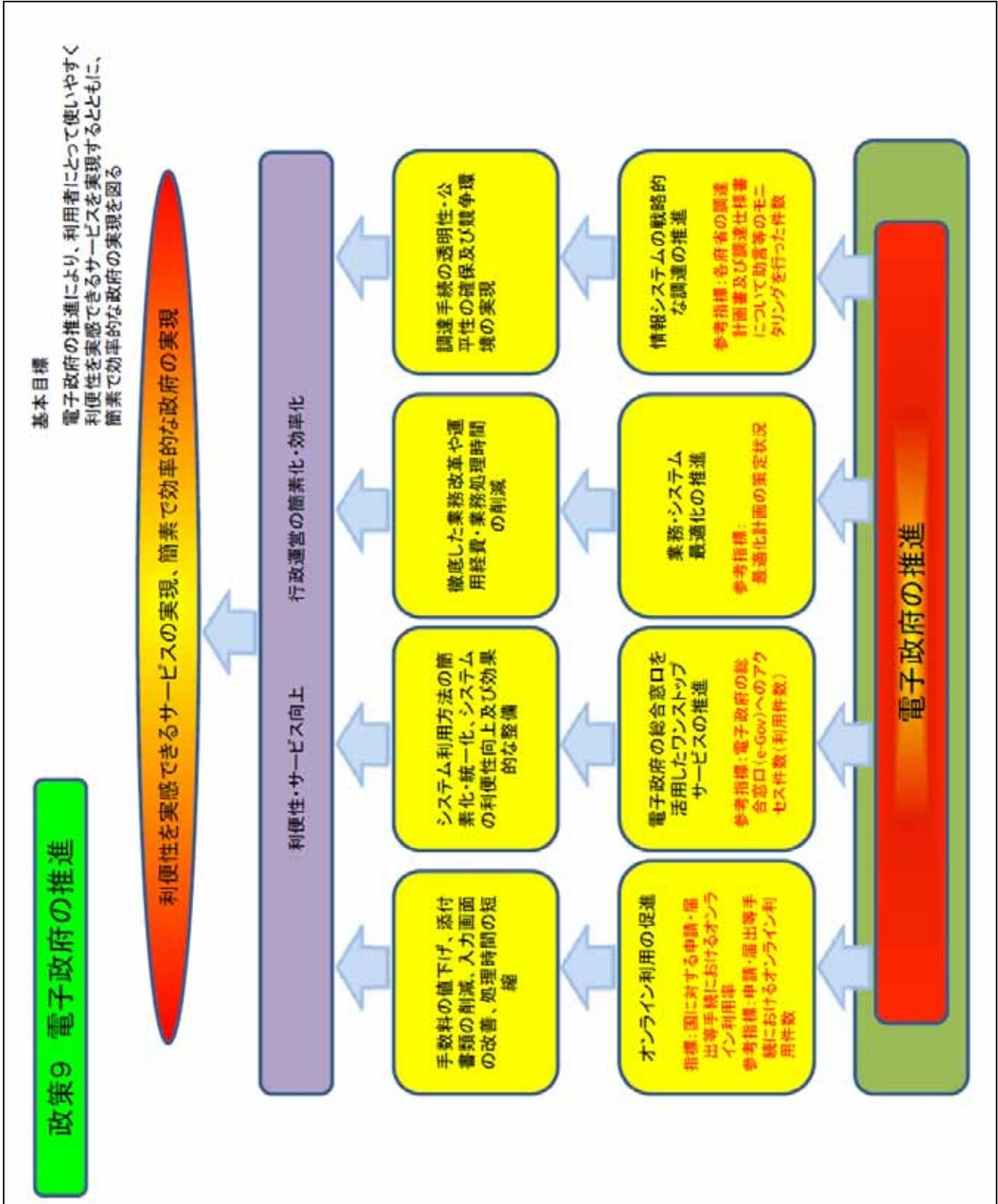
施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
第164回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	IT新改革戦略に基づき、・・・役所に対する電子申請の利用拡大などを進め、高い信頼性と安全性が確保され、国民一人ひとりがITの恩恵を実感できる社会をつくってまいります。
IT新改革戦略	平成18年1月19日 IT戦略本部決定	国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする。
第1次情報セキュリティ基本計画	平成18年2月2日 情報セキュリティ政策会議決定	地方公共団体においては、政府機関の取組みも踏まえながら情報セキュリティ対策の強化を図ることが必要である。
重点計画 - 2007	平成19年7月26日 IT戦略本部決定	利便性・サービス向上が実感できる電子行政の実現、業務・システム最適化の推進
電子政府推進計画	平成19年8月24日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定(改定)	利用者視点に立った手続の見直し・改善等を進め、国に対する申請・手続等手続のオンライン利用率を50%以上とする。システム運用経費の削減や業務処理時間の削減等最適化の効果の可能な限り早期の実現を図るとともに、更なる効果の向上を図る。

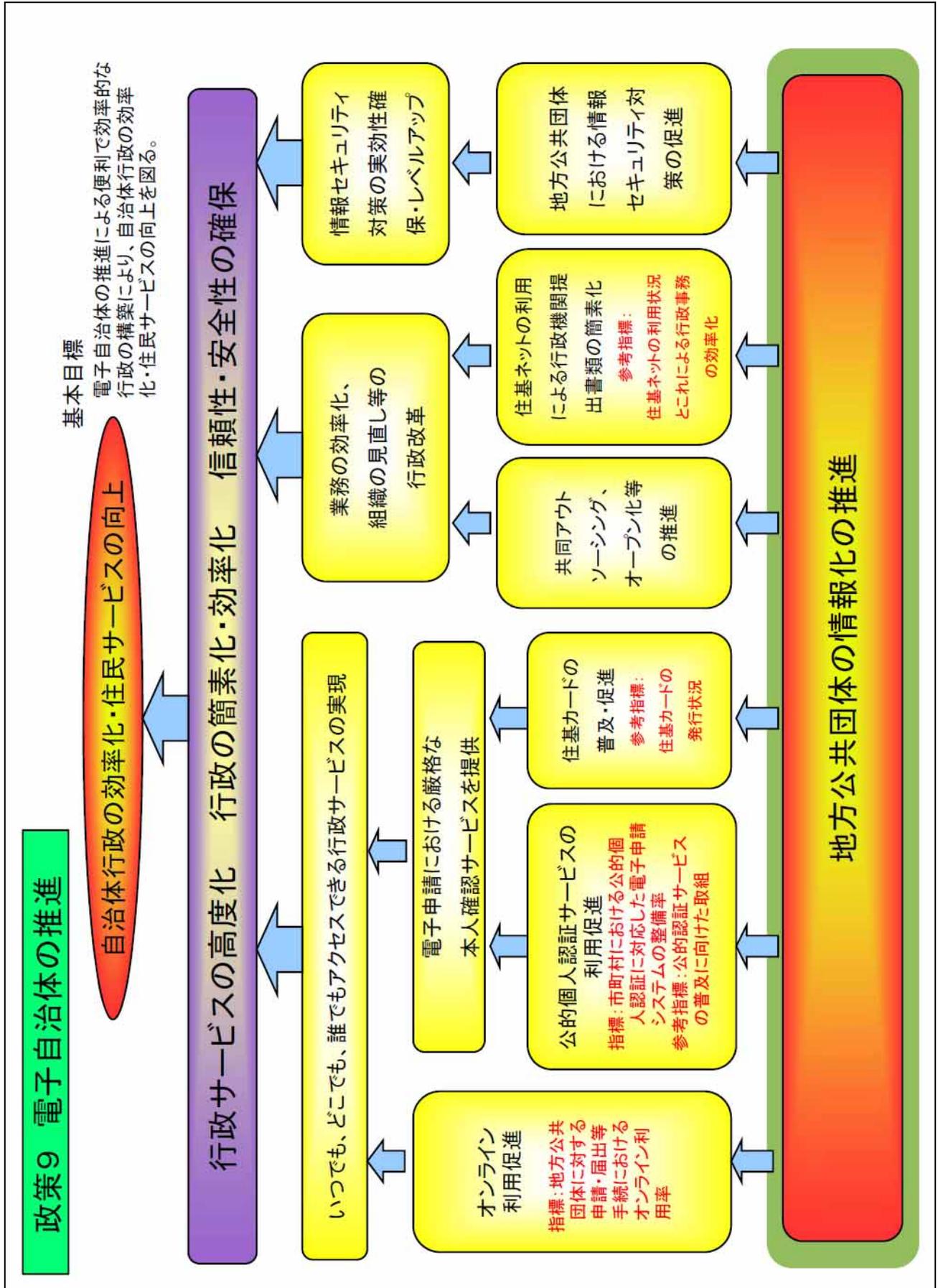
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
IT 政策ロードマップ	平成 20 年 6 月 11 日 IT 戦略本部決定	<p>国の行政手続に関し、別添「国の行政手続のオンライン利用促進に関する取組方針」に基づき、取組の対象手続を重点化し、新たな目標を設定するとともに各手続ごとに添付書類の省略、手数料の引下げ等の具体的な改善措置を定めた上で、政府全体としての行動計画を本年 8 月末までにとりまとめ、IT 戦略本部で決定する。</p> <p>地方公共団体の手続についても、オンライン利用へのインセンティブを付与し、各種証明書等のペーパーレス化を推進するための具体的方策等を地方公共団体に対して提示し、オンライン利用の一層の促進を図る。</p>

### 3 政策効果の把握の手法

#### (1) 基本目標の達成過程（いわゆる「ロジック・モデル」）

##### 電子政府の推進





(2) 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
国に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率	50%以上	22年度	「オンライン利用促進のための行動計画」に基づく改善措置の着実な実施等により、オンライン利用率の向上が図られているか。	11.3%	15.3%	約20% (精査中)
地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率	50%	22年度	オンライン利用率の向上が図られているか。	11.3%	17.5%	(集計中)
市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率	100%	22年度	市町村において、公的個人認証に対応した電子申請システムの整備が進んでいるか。		31.5%	32.8%

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
申請・届出等手続におけるオンライン利用件数	「オンライン利用促進のための行動計画」に基づく改善措置の着実な実施等により、オンライン利用件数の増加が図られているか。	約9,400万件	約1億2,400万件	約1億6,900万件 (精査中)
電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数)	国の行政ポータルサイトであるe-Govが、実際に利用されているか。	約2,700万件	約3,700万件	約5,200万件
最適化計画の策定状況	業務・システムの合理化等を内容とする計画が、適切に策定されているか。	最適化計画 76分野を策定済	最適化計画 83分野を策定済	最適化計画 84分野を策定済

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
調達指針に基づき、各府省の調達計画書及び調達仕様書について助言等のモニタリングを行った件数 注	調達指針の趣旨や内容に沿った調達が行われているか。			26件
公的認証サービスの普及に向けた取組	公的認証サービスの普及に向けた取組がどの程度行政事務の効率化に貢献したか。	公的個人認証の信頼性確保及び利便性向上のための取り組みとして、 ・公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会の論点整理公表（2007年5月22日） ・公的個人認証に係る広報啓発などを実施した。		
住基カードの発行状況（各年度末）	電子申請での本人確認として利用できる住基カードが、各年度末においてどの程度交付されているか。	約91万枚	約141万枚	約234万枚
住基ネットの利用状況とこれによる行政事務の効率化	住基ネットの利用状況がどれくらい向上し、行政事務の効率化に貢献したか	約3,000万件	約7,000万件	約9,900万件
		年金について年間約3,000万人分の現況届等が省略され、各種行政手続で年間約440万件の住民票の写しの添付が省略され、行政機関へ提出する書類の簡素化など行政事務の効率化が図られた。		

注）本指針は平成19年7月1日から適用されており、最適化の対象となっている又は予定価格が80万SDR（1億3,000万円）以上と見込まれる、情報システムの調達が対象。

## 4 政策の総合的な評価

### （1）評価結果（総括）

#### 電子政府の推進

利便性を実感できるサービスの実現、簡素で効率的な政府の実現を目指し、申請・届出等手続のオンライン利用の促進、業務・システム最適化の推進等の電子政府関連施策に取り組んできた結果、徐々に、オンライン利用率の向上や業務・システム最適化の実施について効果が発現してきたところである。しかしながら、全体としてオンライン利用率の水準は依然として低く、また、年間を通じてオンライン申請が一件も利用されていない手続が全体の約半数を占めているなど、より国民の

視点に立って使い勝手がよく、利便性を国民が実感できるアプローチが必要とされている。更なる効果を上げるため、取組の一層の強化が必要である。

#### 電子自治体の推進

公的個人認証サービスの利用促進、電子自治体オンライン利用促進指針等を踏まえた地方公共団体におけるオンライン利用促進等について、指標の状況や総務省の取組を分析した結果、一定の有効性等があったと認められる。

今後、電子自治体の推進のために、「電子自治体オンライン利用促進指針」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「新電子自治体推進指針」等に基づき、費用対効果等に配慮しながら、各地方公共団体に共通する制度面、システム面の条件整備等に対する電子自治体構築のための支援の一層の強化が必要である。

## (2) 基本目標等の達成状況の分析

### (ア) 必要性

#### 電子政府の推進

IT新改革戦略において、世界一便利で効率的な電子行政を目指すべく、オンライン申請50%達成や小さくて効率的な政府の実現が目標として示されているところである。

オンライン利用の促進については、オンライン申請の使い勝手が利用者の視点に立ったものとなっていない等の指摘を踏まえて、添付書類の省略、本人確認方法の簡素化、手数料引下げ、処理時間の短縮等の措置を講じてきた結果、国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率は上昇傾向にある。しかしながら、19年度実績で約20%（精査中）と依然として低調であり、利用者がオンライン利用による利便性・サービスの向上等の効果を実感できるよう、今後、取組の一層の強化が必要である。

また、小さな政府の実現に向けて、業務見直しやシステムの集中化などによる運用経費や業務処理時間の削減効果を明記した業務・システム最適化計画が平成19年度末現在84分野で策定されており、今後はその多くが実施段階に移行することから、PDCAサイクルを通じた取組の更なる推進が必要である。

#### 電子自治体の推進

電子自治体を推進するにあたっては、現在、地方公共団体において電子化の整備や業務・システムの効率化、情報漏洩などへの対策の実効性が十分とはいえず、国民・企業等利用者が利便性・サービスの向上を実感できていないといった課題がある。

総務省ではこれに対応するため、平成19年3月に策定した「新電子自治体推進指針」に基づき、2010年までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現するために、行政サービスの高度化や行政の簡素化・効率化などを重点的に取り組み、また、情報セキュリティ対策の強化などによる信頼性・安全性の確保を推進することによって、地方公共団体の情報化の推進を実施していく必要がある。

## (イ) 有効性

### 電子政府の推進

国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率は上昇傾向にあり、また、下記のとおり一定の効果が発現してはいるものの、19年度のオンライン利用率は約20%（精査中）と依然として低調であり、取組の一層の強化が必要な状況となっている。

- ・ 国に対する申請・届出等手続のうち、「オンライン利用促進のための行動計画」（平成19年3月改定）における利用促進対象手続（年間申請等件数10万件以上の165手続）について、平成19年度の実績をみるとオンライン利用率は約22%（精査中）となっており、同年度のオンライン利用率の目標22%を達成している。
- ・ 電子政府の総合窓口（e-Gov）全体へのアクセス件数は、年々上昇傾向で推移しており、平成19年度実績においては前年の1.4倍の5,000万件超となっている。
- ・ 84分野の業務・システム全体について、最適化計画においては、経費削減効果約1,200億円と試算しているが、平成18年度においては（平成19年度実績は集計中）、経費削減効果が約271億円と当初見込んでいた約258億円を超える効果を上げている。

### 電子自治体の推進

総務省が実施する電子自治体の推進に有効性があるかについては、行政サービスの高度化、行政の簡素化・効率化、信頼性・安全性の確保についてそれぞれ見ていく必要がある。

まず、行政サービスの高度化は、オンラインの利用促進、公的個人認証サービス利用促進の状況及び住基カードの普及・促進の状況をそれぞれ見ていくこととする。

オンラインの利用推進については、指標「地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率」を見てみると、平成17年度は11.3%、平成18年度は17.5%と向上している。平成19年度は現在集計中であるが、現在行っている施策を確実に実施することにより、更なる利用率の向上が図られるものと考えられることから一定の有効性が認められる。今後は、「IT新改革戦略」で定められた目標値を達成するため、政府方針や地方公共団体の現状を踏まえながら、総務省において利用促進を行っていく必要がある。

公的個人認証サービス利用促進については、地方公共団体において公的個人認証に対応した電子申請システムの整備が進んでいるかを見ることとする。総務省では、利用促進を図るために、信頼性の確保及び利便性の向上のための取組を平成19年度においても引き続き実施したところであるが、指標「市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率」を見ると、市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率は、平成19年度32.8%と前年より進展していることから一定の有効性が認められるが、オンラインの利用促進と同様、今後も推進していく必要がある。

住基カードの普及・促進の状況については、平成19年度に総務省において、住基カードの多目的利用の推進等を実施したところである。国内の発行枚数状況を見ると234万枚（平成19年度）であり、前年度より93万枚の伸びを示しており、普及促進の活動に一定の有効性が認められるが、十分に普及したとは言えない状況である。住基カードが普及しない理由として、一般的

な使いみちが転出転入時等に限られている、引っ越して市町村を移動すると住基カードを引き続き使用できず不便であるなどの意見があることから、このような課題を解消し、住基カードの利便性を高め、住基カードの普及を進めることが、電子自治体の推進並びに住民サービスの向上及び市区町村事務の効率化の観点から必要である。

次に、行政の簡素化・効率化については、共同アウトソーシング等がどのように推進されているか、また、住基ネットの利用状況とこれによる事務の効率化を見ることとする。

地方公共団体の共同アウトソーシング等を支援するため、総務省では、地方公共団体の共同アウトソーシング等を支援するため、平成18年度に引き続き、共同アウトソーシングの推進を支援する専門家や技術者の派遣等の支援を展開したところである。このような取組は既にいくつかの地方公共団体において導入され、事例の蓄積もなされているところであるが、今後も地方公共団体が導入することにより全体的な業務の効率化、組織の見直し等の行政改革が見込まれることから、この取組について有効性があると認められる。

住基ネットについては、総務省において住基ネットを利用することができる事務について、国の行政機関等にその利用を働きかけたこと等により、利用状況は年間9,900万件（平成19年度）となっており、前年度より著しい伸びを見せていることから、施策の有効性があつたと認められる。今後、多くの行政手続において住基ネットの活用がなされることにより、行政機関へ提出する書類の簡素化がなされることが期待される。

さらに、信頼性・安全性の確保については、地方公共団体の情報セキュリティ対策の推進状況を見ていくこととする。総務省では、地方公共団体の情報セキュリティ対策の水準向上へむけた取組を支援するために、平成18年9月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、平成19年7月に「地方公共団体情報セキュリティ監査ガイドライン」の全部改定を行った。

当該取組の有効性を検証するため、地方公共団体の情報セキュリティ対策の状況を見てみると、情報セキュリティポリシーの策定状況は都道府県で100%、市区町村で96.8%（平成19年4月時点）と高い水準となっており、情報セキュリティ監査の状況を見ても内部監査の実施率は都道府県87.2%、市町村28.6%（平成19年度）と徐々に整備されつつあり、情報セキュリティ対策の実効性確保やレベルアップがなされてきていると考えられるため、この取組について有効性があると認められる。

#### （ウ）効率性

##### 電子政府の推進

政府全体の業務・システムの最適化を推進するため、統一的な実施手順の維持・管理や各府省に共通する課題の分析・解決方法について検討を行うとともに、各府省における知識・経験の共有を図る体制として、民間有識者からなる各府省情報化統括責任者（CIO）補佐官等連絡会議が平成15年末に設置されたところである。また、CIO補佐官の支援・助言等を得て、府省内の電子政府に関する予算・調達の統括や業務・システム最適化等に係る情報の一元管理・共有を担

当するPMO（プログラム・マネジメント・オフィス）が本年7月をもって全府省において整備される予定である。

以上のように、外部の専門家の知識を活用しつつ情報の集約化・共有化を図ることで、政府全体として効率的に最適化に取り組んでいるところである。

#### 電子自治体の推進

基本的に電子自治体に関する国の取組は、国が直接行う施策というよりも、地方公共団体に対して普及啓発を行うとともに、個別の地方公共団体では対応しづらいことを中心に支援を行っていく性格のもので、単に効率性を論点とする議論には馴染みづらい性格を有するものであるが、総務省では、電子自治体に関する施策の企画立案や財政措置等を行い、地方公共団体が電子自治体関連施策を推進する際の参考として「新電子自治体推進指針（平成19年3月20日）」や「携帯電話を活用した電子申請システムの構築」及び「地方公共団体における証明書等の電子交付等」に関する報告書（オンライン利用促進ワーキンググループ報告書（平成20年3月11日））、を示して情報提供を行うなど、各地方公共団体が各々独自に取り組むよりも効率的に、政府の「世界一便利で効率的な電子行政」を実現するという目標を実現するための取組を行っている。

また、平成19年度において、電子自治体に関連する事業のうち、政府方針や地方公共団体の現状に鑑みて、「地方公共団体に対する調査・照会業務システムの開発」については、費用対効果が見込まれない事業の廃止を行ったところである。

## 5 今後の課題と取組の方向性

### （1）政策の課題と取組の方向性（総括）

#### 電子政府の推進

国の行政機関の手續のオンライン利用率は依然として低調であり、オンライン利用促進について、従来にないスピード感をもって抜本的に強化することが必要である。このため、「国の行政手續のオンライン利用促進に関する取組方針」に基づき、取組の対象手續を重点化し、新たな目標を設定するとともに、各手續ごとに添付書類の省略、手数料の引き下げ等の具体的な改善措置を定めた政府全体としての行動計画をとりまとめる。

IT化に対応した業務改革に関しては、最適化計画及び「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」に基づき、最適化の実施、実施の評価等の取組を着実に実施し、最適化計画に掲げる経費削減効果や業務処理時間削減効果の早期発現を図ることが必要である。また、最適化の取組は一過性の取組ではなく、政府全体としての整合性を保ちつつ、PDCAサイクルを通じた業務やシステムの不断の見直しを行うことが必要である。

#### 電子自治体の推進

自治体行政の効率化・住民サービスの向上を図るため、行政サービスの高度化については、地方に対する申請・届出等手續におけるオンライン利用率等をみると、一定の有効性が認められるものの、十分とは言えないことから、今後、政府方針等を踏まえ、地方公共団体に対する支援を一層強化することが必要である。また、行政の簡素化・効率化及び信頼性・安全性の確保については、地

方公共団体においてその取組が着実に浸透してきているといえることから、引き続き推進していく必要がある。

今後は、政府方針や地方公共団体の現状を踏まえつつ、費用対効果に配慮しながら、電子自治体オンライン利用促進指針等を踏まえた地方公共団体におけるオンライン利用促進等に係る予算措置等を一層強化することにより、地方公共団体の支援を行っていく必要がある。

## (2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>電子政府の推進</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン利用率は着実に上昇しているものの、依然として低調。オンライン利用促進について、抜本的に強化することが必要。</li> <li>・PDCA サイクルによる最適化の取組を更に推進することによって、業務・システムの効率化を進めることが必要。</li> </ul> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン利用促進推進費</li> <li>・業務・システムの最適化推進費</li> <li>・総合窓口システム等整備費</li> </ul>	<p>見直し・改善の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン利用の更なる促進を図るため、「IT 政策ロードマップ（平成 20 年 6 月 11 日 IT 戦略本部決定）別添の「国の行政手続のオンライン利用促進に関する取組方針」に基づき、取組の対象手続を重点化し、新たな目標を設定するとともに、各手続ごとに添付書類の省略、手数料の引き下げ等の具体的な改善措置を定めた政府全体としての行動計画を本年 8 月末までにとりまとめ、今後はこれに基づき、オンライン利用促進方策を積極的に推進していく。</li> <li>・最適化計画及び「業務・システム最適化指針」に基づき、最適化の実施、実施の評価等の取組を着実に実施し、上記を含めた全体の PDCA サイクルを通じた業務やシステムの見直し、効果の早期発現を推進する。</li> </ul>
	<p>（予算要求）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子政府における業務・システムの最適化実施、評価等を強力かつ的確に進めていくために、専門的な知見を有する外部専門家を登用するための予算措置が必要。</li> <li>・府省共通業務・システム最適化計画の実施、適切な維持・管理に係る予算措置が必要。</li> </ul>
	<p>（制度）</p>	<p>便利で効率的な電子政府を実現するため、内閣官房と総務省が協力し、制度的枠組みについて検討し、推進体制や基本原則を定めた電子行政推進法（仮称）の次期通常国会への提出を目指す。</p>
	<p>（実施体制）</p>	<p></p>

今後の課題	取組の方向性	
<p>電子自治体の推進</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政サービスの高度化に向け、地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率等を一層高めていく必要がある。</li> <li>行政の簡素化・効率化及び信頼性・安全性の確保については、地方公共団体においてその取組が着実に浸透してきているが、継続的な推進が必要。</li> </ul> <p>【下位レベルの施策名】</p> <p>電子自治体の推進</p>	見直し・改善の方向性	<p>今後は、政府方針や地方公共団体の現状を踏まえつつ、費用対効果に配慮しながら、電子自治体オンライン利用促進指針等を踏まえた地方公共団体におけるオンライン利用促進等に係る予算措置等を一層強化することにより、地方公共団体の支援を行っていく。</p>
<p>【主な事務事業】</p> <p>電子自治体構築の促進に関する調査研究事業、周知・啓発事業、地方公共団体への支援事業、住民基本台帳ネットワークに関する事業</p>	(予算要求)	<p>電子自治体におけるオンライン利用促進、業務・システムの効率化、地方公共団体における情報セキュリティ対策の推進、公的個人認証サービスの利活用の検討に係る予算措置が必要。</p> <p>また、今後、新たな住基カードに関する詳細な技術開発等について検討を行い、広報等による周知・啓発等を行うための予算要求を検討。</p>
	(制度)	<p>今後、他の市区町村に引っ越しても住基カードが失効しないこととする制度改正を予定。</p>
	(実施体制)	<p>広報による周知等を引き続き実施</p>

## 6 学識経験を有する者の知見の活用等

### (1) 政策の背景及び課題等の把握に活用

#### 電子政府の推進

政府全体の仕組みとして、ITに関する外部有識者の知見を活用するため、CIO補佐官制度が設けられた。業務・システムの最適化計画については、CIO補佐官等連絡会議で検討し、必要な指導・助言を行っているところ。総務省の最適化計画についても、例えば、「共同利用システム基盤の業務・システム最適化計画」(平成20年2月13日)の策定に当たり、平成19年11月21日に開催されたCIO補佐官等連絡会議において「最適化の実施に当たっては、参画システムの円滑な運用を行うため、インターフェースの標準化やセキュリティ確保等の運用ルールなどについて十分に調整を行うことが必要」との助言をいただき、最適化実施の検討に役立てたところ。

また、「総務省の政策評価に関する有識者会議」(平成20年6月3日)において、分かりやすいロジック・モデルである旨の発言をいただいたところ。

## 電子自治体の推進

IT新改革戦略(平成18年1月19日IT戦略本部決定)を目標設定に活用した。また、「公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会」の議論を、評価書のとりまとめの参考とした。

### (2) 評価に使用した資料等

#### 電子政府の推進

「IT新改革戦略」(平成18年1月19日IT戦略本部決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/070405honbun.pdf>

「業務・システム最適化指針(ガイドライン)」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai19/19siryou13\\_01.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai19/19siryou13_01.pdf)

「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成19年3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070301\\_5.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070301_5.html)

「経済財政改革の基本方針2007について」(平成19年6月19日閣議決定)

<http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2007/0619/item1.pdf>

「重点計画2007」(平成18年7月26日IT戦略本部決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/070726honbun.pdf>

「電子政府推進計画」(平成18年8月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、平成19年8月24日一部改定)

<http://www.e-gov.go.jp/doc/20070824doc.pdf>

「オンライン利用促進計画のための行動計画」の改定について(平成19年3月30日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議報告)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai23/keikaku.html>

平成18年度における行政手続のオンライン化等の状況

<http://www.e-gov.go.jp/doc/20070803doc.pdf>

IT政策ロードマップ(平成20年6月11日IT戦略本部決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai46/46gijisidai.html>

#### 電子自治体の推進

「IT新改革戦略」(平成18年1月19日IT戦略本部決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf>

「IT新改革戦略 政策パッケージ」(平成19年4月5日IT戦略本部決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/070405honbun.html>

「重点計画-2007」(平成19年7月26日IT戦略本部決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pc/2006keikaku.pdf>

「個人情報保護条例制定状況調査」(平成18年4月1日現在総務省自治行政局地域情報政策室)

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060629\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060629_1.html)

地方自治情報管理概要(平成19年9月21日総務省)

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070921\\_3.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070921_3.html)

平成18年度における行政手続のオンライン化等の状況(平成19年8月3日総務省)

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070803\\_6.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070803_6.pdf)

# 平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 情報通信政策局技術政策課、通信規格課

評価年月 平成20年7月

## 1 主要な政策の概要

### （政策名）

政策10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進

### （政策の基本目標）

ユビキタスネットワーク社会の実現に向け、情報通信技術の研究開発および標準化を推進する。

### （政策の概要）

厳しい財政状況の中、限られた研究開発予算を有効活用し、より多くの研究成果を産み出し、これら成果を実用化へ結びつけていくことが強く求められており、UNS 戦略プログラムに基づき、重点領域の研究開発及び競争的資金制度による研究開発を推進するとともに、当該研究開発成果の普及による国際競争力の確保を図るため、情報通信技術に関する標準化を積極的に推進する。

### （平成19年度予算額）

10,952百万円

## 2 政策実施の環境

### （1）政策をとりまく最近の情勢

IMD（International Institute for Management Development：国際経営開発研究所）が平成20年5月に発表した国・地域別の国際競争力ランキングでは、我が国は22位になっており、1990年代には世界トップクラスであったことを踏まえると、近年我が国の国際競争力は大きく低下している。

一方で、情報通信産業と経済成長との関係は密接であるとの分析もあり、我が国全体の国際競争力の強化にあたっては、我が国の情報通信分野の国際競争力を強化することが非常に重要な役割を果たすと考えられる。

また、研究開発は製品・サービスといった市場を生み出す源泉であり、国際標準化は研究開発成果の出口の1つであるとともに、世界市場への入り口でもある。

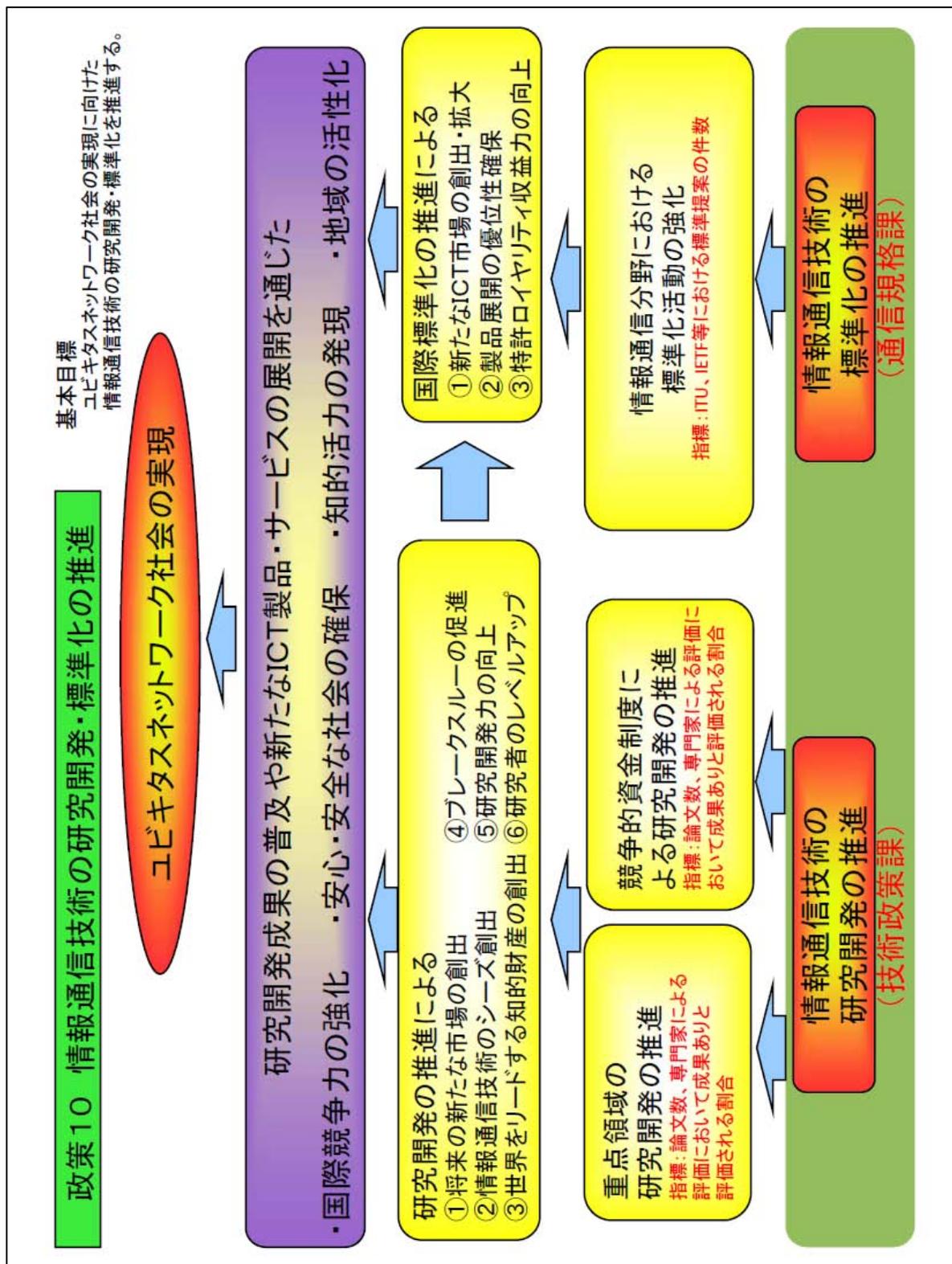
これらを踏まえると、我が国の情報通信分野の国際競争力ひいては、我が国全体の国際競争力を確保する観点から、情報通信技術の研究開発力の強化と研究開発段階から国際標準化活動を意識した取組を強化していくことが極めて重要である。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第 169 回国会における福田 内閣総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	これからの日本の成長を支える研究 開発に重点的に予算を配分する
第 166 回国会における安部 内閣総理大臣施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	革新的な技術、製品、サービスなどを 生み出すイノベーションと、アジアなど 世界の活力を我が国に取り入れるオー プンな姿勢により、成長の実感を国民が 肌で感じることができるよう、新成長戦 略を力強く推し進めます。
第 164 回国会における小泉 内閣総理大臣施政方針演説	平成 18 年 1 月 20 日	「科学技術創造立国」の実現に向け、 国全体の予算を減らす中、科学技術の分 野は増額し、第三期基本計画を策定して 研究開発を戦略的に実施してまいりま す。

### 3 政策効果の把握の手法

#### (1) 基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」)



## (2) 指標等の進捗状況

### ○「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
論文数	1 課題 あたり 1 件以上	19 年度 (単年度)	実施された研究 開発に基づく成 果が出ているか。 また、その成果が 第三者に PR され ているか。	988 件 (166 課題)	998 件 (161 課題)	1013 件 (概数) (161 課題)
専門家による 評価において 成果ありと評 価される割合	90%	19 年度 (単年度)	実施された研究 開発が第三者で ある外部専門家 の目から見て有 用なものであっ たか。	100%	99%	100%
ITU、IETF 等 における標準提 案の件数	20 件	19 年度 (単年度)	研究開発成果の 国際標準化に向 けた取組が積極 的に行われてい るか。	36 件	64 件	90 件

## 4 政策の総合的な評価

### (1) 評価結果 (総括)

専門家による評価の結果、平成 19 年度に実施された全ての研究開発課題について「成果あり」との結果が得られており、目標（毎年度 80%以上）を達成している。なお、平成 19 年度においては、重点的研究資金制度および競争的研究資金制度により 161 件の研究開発事業が、総額約 110 億円の予算により実施され、論文数が 1013 件(概数)、特許申請数が国内外を合わせ 280 件(概数)に上り、あらかじめ設定した目標値を達成しているなど、着実な成果が見られる。

また、「戦略的情報通信研究開発推進制度（国際技術獲得型研究開発）」などの実施によって、ITU、IETF 等への標準提案が 90 件に上り、あらかじめ設定した目標値を達成するなど、着実な成果が見られる。

以上のとおり、本政策について指標の達成状況を見ると、平成 19 年度に目標年度を迎えた全ての指標において目標を達成していることがわかり、政策の基本目標に向け着実に取組効果が現われていることが認められる。

## (2) 基本目標等の達成状況の分析

### (ア) 必要性

持続的発展や国際的地位にふさわしい国を実現するため、国際競争力の維持・強化や経済の活性化等の政策的要請を勘案した科学技術の戦略的重点化が求められている。

この中でも情報通信分野は非常に重要な位置付けにあるが、これまで大きな役割を果たしてきた民間の研究開発については、比較的风险の高い基礎研究から製品開発に重点が移りつつあるなど、我が国の技術競争力は欧米に比べて全体的に低下傾向にある。このため国が基盤的な技術の研究開発を推進することにより、国際競争力の向上を図ることが一層重要となっている。また、これら研究開発成果を基に「国際標準」を獲得することにより、我が国の国際競争力を向上させる取組が必要である。

### (イ) 有効性

平成 19 年度に実施された研究開発事業の成果は、『ユビキタスネットワーク（何でもどこでもネットワーク）技術の研究開発』など、「国際競争力の強化」等の目標達成に資するものであり、また、例えば戦略的情報通信研究開発推進制度ではピアレビュー（同僚評価）と総合評価の 2 段階で採択に当たっての評価を行うなど、外部の専門家等による適正かつ公平な評価を経て競争的な環境を保持しつつ、研究開発の多様性を保つようにするなどの確な制度運用が行われており、有効性がある。

また、例えば、我が国に有益な国際標準を獲得していくために海外との連携を強めて行くことなどにより、情報通信に関する標準化の推進を図ることは、国民の利便性を向上し、我が国の技術水準を維持・向上するものであり、有効性がある。

### (ウ) 効率性

平成 19 年度に実施された各研究開発課題は、総務省および研究実施機関自らの工程管理に加えて、情報通信技術に精通している外部専門家等による外部評価を受け入れて一層の効率化を図りながら遂行されており、多くの課題において効率的に研究開発が進められているとの評価を得ている。なお、戦略的情報通信研究開発推進制度では、プログラムオフィサーおよびプログラムディレクターを配置し、本制度の個々のプログラムや研究分野での研究開発課題の選定、評価、フォローアップ等を一貫して行う体制を整備して、更なる効率化に努めているところである。

また、ITU で開催される会議に合わせ、多くの寄書を提出し、迅速な承認を活用して勧告化を進めている。その際、各国から単独に国際標準化の提案をする場合に比べ、他国と連携（特に APT 共同提案）した場合、その勧告化の可能性が高くなるなどの効果が見込めるため、次世代ネットワーク (NGN) など我が国にとって重要な検討課題について他国との連携を強化するなど、標準化の獲得に向けて効率的な業務を行った。

## 5 今後の課題と取組の方向性

### (1) 政策の課題と取組の方向性（総括）

我が国の国際競争力を強化する観点から、情報通信分野の研究開発及び標準化に関する戦略について、情報通信審議会から本年6月に答申を頂戴したところである。今後、本戦略を踏まえ、研究開発については、研究開発課題の重点化を図るとともに、研究開発ロードマップにおいて明確化された研究開発目標をもとに、研究開発を効率的に推進するとともに、標準化については、日本からの国際標準提案の促進、標準化活動に携わる若手人材の育成などの支援策を通じ、情報通信分野における標準化活動に戦略的に取り組むこととする。

### (2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>【課題】</b> 技術変化が激しい情報通信分野における新たな研究開発課題に対し、我が国の国際競争力を維持・強化するとともに、ユビキタスネットワーク社会に資するよう、積極的かつ柔軟に取り組む必要がある。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 情報通信技術の研究開発の推進</p> <p><b>【主な事務事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戦略的情報通信研究開発推進制度</li> <li>・ ユビキタスネットワーク技術の研究開発</li> <li>・ 次世代バックボーンに関する研究開発</li> </ul>	<p><b>見直し・改善の方向性</b></p>	<p>今後は、さらなる国際競争力を強化する観点から策定された UNS 研究開発戦略プログラムⅡを踏まえ、研究開発を効率的・重点的に推進することとする。</p>
	<p><b>(予算要求)</b></p>	<p>◎ 国際競争力の向上を図るため、将来の新たな市場や世界をリードする知的財産の創出を目指し、限られた資源を有効活用する観点から、今後の予算要求においてメリハリをつけることとし、重点研究開発課題を中心に重点化を図る。</p>
	<p><b>(制度)</b></p>	<p>—</p>
	<p><b>(実施体制)</b></p>	<p>○ 現状の体制で引き続き実施する。</p>

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>【課題】</b> 限られたリソースの中で最大限の政策効果を上げるため、外部評価結果も踏まえて効率性や有効性の改善が可能な研究開発事業については引き続き研究計画を見直すなど、一層の重点化や取組の改善が必要である。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 情報通信技術の研究開発の推進</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・研究開発に関する政策評価に必要な経費</p>	<b>見直し・改善の方向性</b>	引き続き研究開発評価を外部専門家も含めて適切に実施する。
	<b>(予算要求)</b>	<input type="radio"/> 引き続き予算要求を行う。
	<b>(制度)</b>	<input type="radio"/> 研究開発評価手法について引き続き調査・検討を行う。
	<b>(実施体制)</b>	<input type="radio"/> 事務の効率化等を図るため、委託契約に係るマニュアルの見直しを随時行う。
<p><b>【課題】</b> ユビキタスネット社会に向けた研究開発の利活用を確保し、我が国発の技術の国際標準化を推進し、また、地域における産学官連携を促進するなど、情報通信分野の研究開発に係る総合的な企画立案機能を強化する体制整備が必要である。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 情報通信技術の研究開発の推進</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・戦略的情報通信研究開発推進制度 ・研究開発に関する政策評価に必要な経費</p>	<b>見直し・改善の方向性</b>	ICT研究開発・標準化戦略を踏まえ、より一層戦略的に取り組むこととする。
	<b>(予算要求)</b>	<input type="radio"/> 引き続き予算要求を行う。
	<b>(制度)</b>	—
	<b>(実施体制)</b>	—

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>【課題】</b> 今後、研究開発成果が、国際競争力の維持・強化やユビキタスネットワーク社会の実現に活かされるよう、研究開発成果の普及を一層図る必要がある。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 情報通信技術の研究開発の推進</p> <p><b>【主な事務事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戦略的情報通信研究開発推進制度</li> <li>・ 研究開発に関する政策評価に必要な経費</li> </ul>	見直し・改善の方向性	終了済みの研究開発が増え続けていることから、継続中の研究開発で成果をあげるのみならず、終了済みの研究開発の成果展開にも注力することとする。
	(予算要求)	○ 引き続き予算要求を行う。
	(制度)	— —
	(実施体制)	◎ 総務省及び受託者において成果展開をより一層強化する。これにより、終了済みの研究開発課題について追跡評価に向けた下地を整えることにも資する。
<p><b>【課題】</b> 我が国の国際競争力を強化するため、日本からの国際標準提案の促進、標準化活動に携わる若手人材の育成などの支援策を通じ、情報通信分野における標準化活動に戦略的に取り組んでいく必要がある。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 情報通信技術の標準化の推進</p> <p><b>【主な事務事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報通信分野における標準化活動の強化等</li> </ul>	見直し・改善の方向性	ICT研究開発・標準化戦略を踏まえ、より一層戦略的に取り組むこととする。
	(予算要求)	◎ 国際競争力の向上を図るため、製品展開の優位性確保や特許ロイヤリティ収益力の向上を目指し、限られた資源を有効活用する観点から、今後の予算要求において、国際標準化における重点技術分野を中心に重点化を図る。
	(制度)	— —
	(実施体制)	◎ 既存の国内標準化機関が連携した「ICT標準化・知財センター」の設置により、効果的かつ効率的な国際標準化活動を推進する。

## 6 学識経験を有する者の知見の活用等

### (1) 学識経験を有する者の知見の活用

#### ア 情報通信技術の研究開発の推進

- 情報通信技術の研究開発の評価に関する会合  
本会合及びその下に設けられた評価検討会において、本省で実施する提案公募型の委託研究の個々の研究開発事業の継続評価等を行っており、その結果を評価書記載の参考とした。
- 戦略的情報通信研究開発推進制度における評価委員会  
本評価委員会において、戦略的情報通信研究開発推進制度により実施される個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を評価書記載の参考とした。

#### イ 情報通信技術の標準化の推進

- 情報通信分野における標準の形成状況  
「情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU-T 部会審議状況報告（平成 19 年 3 月 26 日）」、「情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU-R 部会審議状況報告（平成 19 年 3 月 30 日）」、「戦略的情報通信研究開発推進制度における外部評価結果により作成した資料」等を標準の形成状況の把握に活用した。

### (2) 評価に使用した資料等

- ICT 改革促進プログラム（平成 19 年 4 月 20 日 総務省）  
([http://www.soumu.go.jp/pdf/070420\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/pdf/070420_1.pdf))
- ICT 国際競争力懇談会最終とりまとめ（平成 19 年 4 月 23 日 総務省）  
([http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070423\\_1\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070423_1_1.pdf))
- ICT 国際競争力強化プログラム（平成 19 年 5 月 22 日 総務省）  
([http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070522\\_3\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070522_3_1.pdf))
- 我が国の国際競争力を強化するための ICT 研究開発・標準化戦略（平成 20 年 6 月 27 日 情報通信審議会答申）  
([http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080425\\_8\\_bs1.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080425_8_bs1.pdf))
- 平成 19 年度 情報通信白書  
(<http://www.johotsusintokei.soumu.go.jp/whitepaper/ja/h19/index.html>)
- 情報通信技術の研究開発の評価に関する会合における外部評価結果により作成した資料
- 情報通信分野における重点領域の研究開発の推進に関するポータルサイト  
([http://www.soumu.go.jp/menu\\_02/ictseisaku/ictR-D/index.html](http://www.soumu.go.jp/menu_02/ictseisaku/ictR-D/index.html))
- 情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU-T 部会及び ITU-R 部会資料
- 暗号技術検討会により作成した報告書（2001 年～2006 年）  
([http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/policyreports/chousa/ango/index.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/ango/index.html))
- 戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）に関するホームページ  
([http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/scope/](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/scope/))
- 戦略的情報通信研究開発推進制度における外部評価結果により作成した資料

# 平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 総合通信基盤局 電波利用料企画室

評価年月 平成20年7月

## 1 主要な政策の概要

### （政策名）

政策14 電波利用料財源電波監視等の実施

### （政策の基本目標）

電波の適正な利用の確保に関し、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の確実な実施を推進する。

### （政策の概要）

電波利用共益事務は、電波法第103条の2第4項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。

また、電波利用料の予算額については、毎年度予算要求の過程において、財務省との調整を経て政府案として策定されており、また、3年毎の電波利用料の見直しの際、公開による研究会の開催や、パブリックコメントの募集など、電波利用共益事務として適切なものについてオープンなプロセスを経ているなど、効率性、有効性等について事前の検討を実施。

電波利用共益事務としては、主に次のものが掲げられる。

- 1 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
- 2 総合無線局管理ファイルの作成及び管理
- 3 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の期間との連絡調整並びに試験及びその結果の分析
- 4 電波の人体等への影響に関する調査
- 5 標準電波の発射
- 6 特定周波数変更対策業務
- 7 特定周波数終了対策業務
- 8 電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他必要な援助

- イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備
- ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備
- 9 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付
- 10 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に必要な援助
- 11 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

**(平成19年度予算額)**

65,320百万円

**2 政策実施の環境**

**(1) 政策をとりまく最近の情勢**

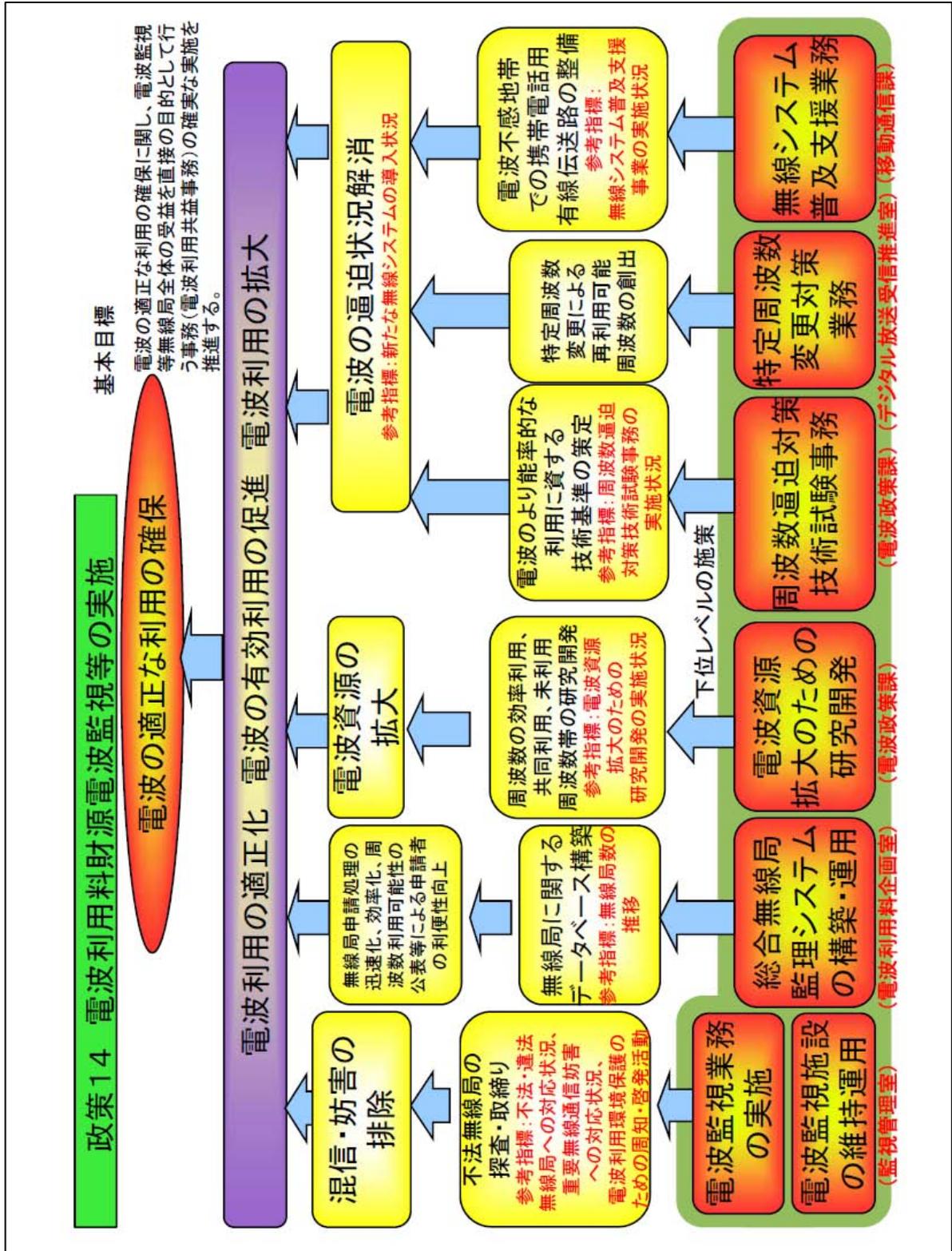
我が国のあらゆる社会経済活動の基盤として電波利用の拡大が進む中、有限かつ希少な電波利用の重要性はますます高まっており、そこで、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料についてその使途の範囲及び料額を見直すこととした。平成19年4月から7月にかけて、「電波利用料制度に関する研究会」を開催し、使途の在り方、料額の在り方について検討を行い、電波利用料制度に関する研究会報告書(案)に対するパブリックコメントの募集を経て、条件不利地域における携帯電話等エリア整備支援事業の拡充、受益と負担の関係の明確化等の提言を得ている。また、平成19年12月には、「電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針(案)」を公表し、広く意見を募集している。これらオープンなプロセスを経て、電波法の一部を改正する法律案を第169国会(平成20年)に提出し、審議・可決され、5月30日に公布された。

**(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針(主なもの)**

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)	平成18年3月31日	電波利用料制度について、電波利用料の性格についての見直しも含め、抜本的に制度を見直す。

### 3 政策効果の把握の手法

#### (1) 基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
無線局数の推移	電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても、無線局数が増加しているか。	104,296,000 局	102,803,000 局	108,036,000 局
新たな無線システムの導入状況	電波利用が拡大する中、既存の無線局の安定的な利用を確保した上で、新たな無線システムが導入されているか。	3 件	8 件	9 件
重要無線通信妨害への対応状況	電気通信事業用等の国民生活に不可欠な重要無線通信に対して、不法無線局等による混信妨害が発生した場合には、これを迅速に排除するため措置を講じているか。	措置率 86% 〔申告数 674 件 措置数 579 件〕	措置率 87% 〔申告数 684 件 措置数 598 件〕	集計中
※措置数は申告のうち当該年度中に措置した数				
不法・違法無線局への対応状況	電波利用環境の維持に向けて、免許を取得せずに開設、運用している不法無線局等に対して、必要な措置を講じているか。	告発・指導等 4,737 件	告発・指導等 4,301 件	集計中
電波利用環境保護のための周知・啓発活動	不法無線局開設などの電波利用のルールに違反する行為の未然防止を図るため、どのような取り組みを実施しているのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年6月1日から10日までの間を「電波利用保護旬間」に設定し、日刊紙・業界紙・テレビ・ラジオ等の各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を行った。</li> <li>・適法な（技術基準に適合した）無線機を取り扱うよう、ホームセンター・ディスカウントショップなどの販売店へ要請を行った。</li> </ul>		

指標等	分析の視点	17年度		18年度	19年度
無線局の免許申請、再免許申請のオンライン利用状況	電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が増加しているか。	免許	16.3%	29.2%	33.3%
		再免許	14.4%	8.3%	19.7%
電波資源拡大のための研究開発の実施状況	極めて稠密（ちゅうみつ）に利用されている周波数帯域の周波数逼迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するために実施しているか。	15件		21件	30件
周波数逼迫対策技術試験事務の実施状況	周波数の逼迫により生じる混信・輻輳（ふくそう）を解消又は軽減するため、電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行い、その技術の早期導入を図ることを目的とした技術試験事務を実施しているか。	12件		18件	19件
無線システム普及支援事業実施状況	携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保しているか。	77箇所		98箇所	138箇所

## 4 政策の総合的な評価

### (1) 評価結果（総括）

- ・電波の適正な利用の確保のため、電波利用共益事務を確実に実施している。
  - ・無線局数については、電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても増加している。
  - ・電波利用が拡大する中、新たな無線システムも順調に導入されている。
  - ・重要無線通信への妨害が発生した場合には、これを排除するため迅速に措置を講じている。
  - ・電波利用環境の維持に向けて、不法無線局等に対して、必要な措置を適切に講じている。
  - ・電波利用のルールに違反する行為の未然の防止を図るため、各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を行い、また、適法な無線機を取り扱うよう、販売店へ要請を行っている。
  - ・電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が順調に増加している。
  - ・新たな周波数需要に的確に対応するため電波資源拡大のための研究開発を着実に実施している。
  - ・電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行うため、周波数逼迫対策技術試験事務を着実に実施している。
  - ・電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保するため、無線システム普及支援事業を着実に実施している。
- 以上の参考となる指標等の状況から、本政策は効果をあげているものと認められる。

### (2) 基本目標等の達成状況の分析

#### (ア) 必要性

- ・本政策によって実施される電波利用共益事務は、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するものである。

#### (イ) 有効性

- ・電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても無線局数は増加していることから、有効性があると認められる。
- ・電波利用が拡大する中においても新たな無線システムが順調に導入されていることから、有効性があると認められる。
- ・重要無線通信妨害を排除するため迅速に措置を講じ、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。
- ・電波利用環境の維持に向けて、不法無線局等に対して必要な措置を講じ、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。
- ・電波利用のルールに違反する行為の未然の防止を図るため、各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発活動を行い、また、適法な無線機を取り扱うよう販売店へ要請を行っており、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。
- ・平成19年度の無線局の免許申請、再免許申請については、申請者の利便性の向上を図ることで電子（オンライン）申請による無線局の免許申請、再免許申請が増加しており、有効性があると認め

られる。

- ・電波資源拡大のための研究開発は、新たな周波数需要に的確に対応するために実施されており、電波の有効利用の促進に寄与していることから、有効性があると認められる。
- ・電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行う周波数逼迫対策技術試験事務の実施により、電波の有効利用の促進が図られていることから、有効性があると認められる。
- ・無線システム普及支援事業の実施状況は順調に推移しており、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波利用の拡大に寄与していることから、有効性があると認められる。

#### (ウ) 効率性

- ・電波利用料の予算については、毎年度予算要求の過程において、財務省の査定を経て政府予算案として策定され、国会において承認されているものであり、前年度の執行実績を踏まえ事前に効率性についての検討を実施し、事業の実施に当たっては、可能な限り一般競争入札を導入し、その費用の低減に努めているもので有り効率性が認められる。

#### (エ) その他

- ・本政策は、電波利用料は電波監視等の無線局全体の受益を直接の目的として行う行政事務の処理に要する実費について、その受益者である無線局免許人等全体で負担する広義の手数料の性格を有するものであり、個々の免許人の個別の受益に対応して負担を求めるものではなく、その政策効果は無線局全体に及ぶ為、公平性が高い。

## 5 今後の課題と取組の方向性

### (1) 政策の課題と取組の方向性（総括）

- ・電波利用共益事務の実施に当たっては、その実施状況の報告を公表するなど更なる透明化の向上に取り組む。
- ・重要無線通信妨害及び不法・違法無線局が減少するよう、より一層の電波利用ルールの周知・徹底を図る。
- ・無線局免許等の申請者のより一層の利便性の向上のため、手続きの電子化をさらに推進する。
- ・電波資源の拡大に資する技術を用いる無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発や周波数の逼迫の緩和に資する技術を用いた無線設備についての技術基準を策定するために行う試験等を着実に実施する。
- ・携帯電話、地上デジタル放送等のサービスを地理的な条件等により利用することが困難な地域においても利用可能となるよう電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保する。

### (2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<b>【課題】</b> 電波利用共益事務の実施に当たっては、その実施状況の報告を公表するなど更なる透明化の向上に取り組むといった課題、改善の余地がある。	<b>見直し・改善の方向性</b>	これからは、電波利用共益事務の実施に当たっては、その実施状況の報告を公表するなど更なる透明化の向上に取り組む。
<b>【下位レベルの施策名】</b> ・電波の監視施設の維持運用並びに電波監視業務等の実施 ・総合無線局監理システムの構築と運用	<b>(予算要求)</b>	◎ 電波の適正な利用の確保のために必要な予算要求を来年度以降行っていく。
・電波資源拡大のための研究開発 ・周波数逼迫対策技術試験事務 ・特定周波数変更対策業務 ・無線システム普及支援事業	<b>(制度)</b>	◎ 5月30日に公布された電波法の一部を改正する法律において規定されたとおり、政府は、少なくとも3年ごとに施行状況について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。
<b>【主な事務事業】</b> ・電波の監視施設の維持運用並びに電波監視業務等の実施 ・総合無線局監理システムの構築と運用	<b>(実施体制)</b>	◎ 電波の適正な利用の確保のために必要な予算要求及び3年毎に見直すこととしている電波利用料制度の対応のため、体制の充実を図っていく。

## 6 学識経験を有する者の知見の活用等

### (1) 学識経験を有する者の知見の活用

・電波利用料制度に関する研究会（平成19年4月16日～7月26日開催）において「電波利用共益事務の維持が望ましい」との御意見があり、本評価書の作成に当たって参考とした。

「電波利用料制度に関する研究会」構成員（五十音順、敬称略）

大谷 和子 （株）日本総合研究所法務部長

黒川 和美 法政大学経済学部教授

鈴木 康夫 東京農工大学工学部教授

高畑 文雄 早稲田大学理工学術院教授

多賀谷 一照 千葉大学法経学部教授

土屋 大洋 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科准教授

湧口 清隆 相模女子大学学芸学部准教授

### (2) 評価に使用した資料等

・電波利用料制度に関する研究会報告書

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070726\\_6\\_bt4.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070726_6_bt4.pdf)

・「電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」に対する意見募集

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071220\\_9.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071220_9.html)

# 平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 総合通信基盤局 国際部 国際政策課

国際機関室 国際経済課 多国間経済室 国際協力課

総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課

情報通信政策局 通信規格課

評 価 年 月 平成20年7月

## 1 主要な政策の概要

### （政策名）

政策15 ICT分野における国際戦略の推進

### （政策の基本目標）

二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT分野の国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現への貢献を目標とする。

### （政策の概要）

政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化等を図る。また、多様な手段を用いた我が国ICTに関する情報発信及び国際動向の調査を実施することにより、国際的な相互理解の増進及び我が国ICT企業の海外展開支援を図る。

### （平成19年度予算額）

2,320百万円

## 2 政策実施の環境

### （1）政策をとりまく最近の情勢

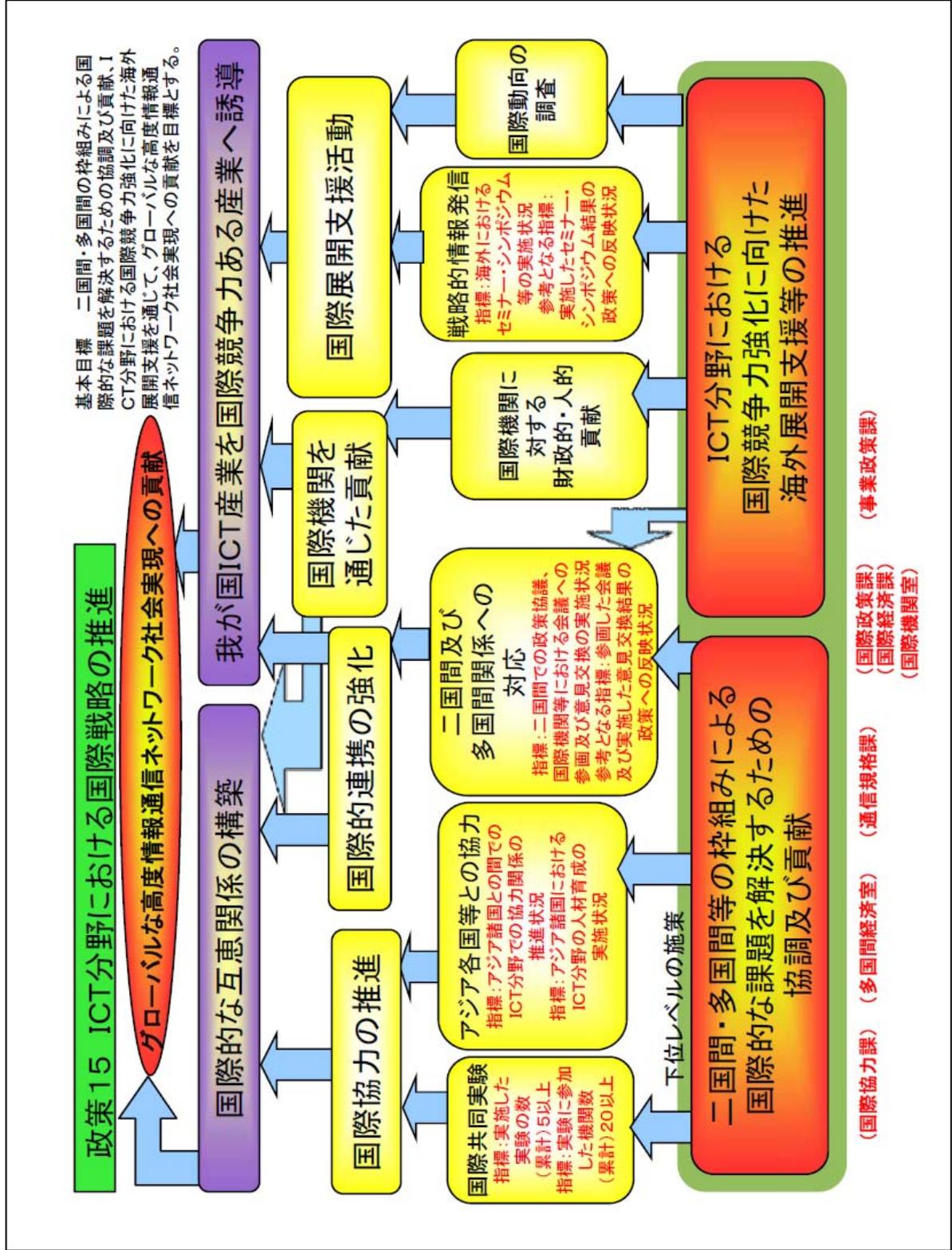
ICTは我が国の経済成長、雇用創出及び生活の質の向上等の社会経済発展を支える基盤であるとともに、また、国際的な相互依存関係の深まりを支える不可欠な基盤である。政府としても「IT新改革戦略」等を策定して、必要な取組を行っているところである。その中でもICT分野における国際貢献・協調により国際的互惠関係を構築することや、海外展開支援により我が国のICT産業を国際競争力ある産業へ誘導することは、重点項目に掲げられているなど、本政策の必要性が高まっている。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
I T新改革戦略	平成18年1月19日	II 3. 課題解決モデルにおける日本のプレゼンスの向上
重点計画－2006	平成18年7月26日	3. 2 課題解決モデルの提供による国際貢献
I T新改革戦略 政策パッケージ	平成19年4月5日	3. (1) イ (ウ) ICT産業の国際競争力強化等
重点計画－2007	平成19年7月26日	II 1. 3 ICT産業の国際競争力強化等 III 3. 1 国際競争社会における日本のプレゼンス向上 III 3. 2 課題解決モデルの提供による国際貢献

### 3 政策効果の把握の手法

#### (1) 基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

○「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
二国間での政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	国際会議への参画及び意見交換の実施	19年度 (単年度)	国際会議への参画及び意見交換が、ICT分野における国際的な課題解決や相互理解の深化など国際連携の強化等に資するものであるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2005年12月にチュニジアにおいて開催された世界情報社会サミット(WISIS)に総務大臣等が参加</li> <li>・APEC第6回電気通信・情報担当大臣会合に大臣政務官が参加</li> <li>・ASEAN+3電気通信及びIT担当大臣会合に出席、アジア太平洋地域への協力について基調講演等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ITU全権委員会議に副大臣が出席</li> <li>・ASEM ICT関係会合に大臣政務官が出席、</li> <li>・ASEANとの電気通信及びIT担当大臣会合に出席、アジア太平洋地域への協力について基調講演</li> <li>・ギリシャにおいて開催されたインターネットガバナンスフォーラムに参加、公共政策課題等について基調講演</li> <li>・仏と共催したICTシンポジウムに副大臣が出席した他、EU、英、独、仏等との間で定期協議を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済成長著しいアジア・太平洋地域でのプレゼンス向上を目的とし、ICT分野における地域標準化活動に関するイニシアティブを獲得すべく、APT事務局長に我が国の擁立候補が当選</li> <li>・今後ITUにおいて標準化活動の本格化が見込まれる次世代移動通信システムについて、研究委員会の議長に我が国の擁立候補が当選</li> <li>・APEC、OECDのICT関係会合への出席やEU、英、豪、加等との政策協議を通じて、ICT分野の国際的課題について意見交換。さらに、気候変動等の地球規模での問題等に対するICTの貢献について各国と課題を共有</li> <li>・米・中・EUとの経済協議を通じて貿易問題の深刻化を事前に解決</li> <li>・インターネットガバナンスフォーラムに参加し、我が国の政策を世界に発信等</li> </ul>
参画した会議及び実施した意見交換結果の政策への反映状況	(参考となる指標のため無し)	(参考となる指標のため無し)	国際会議及び意見交換の結果が政策に適切に反映されているか。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策協議、国際会議等において共有した各国の情報通信分野における制度等の現状や通信・放送の融合等の政策課題への取組、気候変動等の地球規模の諸問題に対するICTの貢献等について国内政策の企画・立案に反映</li> </ul>
アジア諸国との間でICT分野での協力関係の推進状況	10カ国以上	20年度	国際的な互惠関係を目指した国際協力の推進について、具体的成果として個別の相手国との協力関係が構築できているか。	累計9カ国 (マレーシア、インドネシア、ベトナム、カンボジア、フィリピン、インドと協力関係を推進)	累計12カ国 (ラオス、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、インド、中国、タイ、シンガポールと協力関係を推進)	累計13カ国 (フィリピン、インドネシア、ベトナム、タイ、シンガポール、インド、中国、韓国と政策協議、会談等を実施することにより協力関係を推進)

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
アジア諸国におけるICT分野の人材育成の実施状況	3000人	20年度	国際的な互惠関係を目指した国際協力の推進について、具体的成果として人材育成が行われているか。	766人 ・アジア太平洋・中東地域の各国を対象に電子政府セミナー、ワークショップを開催、途上国を中心に研修員を招へい	594人 ・アジア、アフリカ、中南米諸国を重点的に、ネットワーク技術、デジタル放送等に関する研修を実施。	653人 ・アジア太平洋地域を中心にデジタル放送、次世代ネットワーク、防災等に関する研修を実施。  (累計3647人)
海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況	海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施	19年度 (単年度)	セミナー・シンポジウム等がICT分野における我が国の国際競争力強化を目的として効果的に実施されているか。	—	—	・我が国ICT重点3分野の国際普及に向けて、地上デジタル放送方式についてはチリ、アルゼンチン、フィリピン等、次世代IPネットワーク及びワイヤレス分野についてはベトナム、マレーシア等に総務大臣等が採用・普及の働きかけを実施
実施したセミナー・シンポジウム結果の政策への反映状況	(参考となる指標のため無し)	(参考となる指標のため無し)	セミナー・シンポジウムの結果が政策に適切に反映されているか。	—	—	・我が国ICT産業のより一層の国際展開支援として、海外セミナーに加えて、日本国内への関係者招へい、現地におけるマスタープランの策定等、施策を総合的に展開することとした。
国際情報ハブ形成のための高度ICT共同実験の実施状況	実施した実験の数(累計)5以上  実験に参加した機関数(累計)20以上	20年度	国際共同実験を通じて、日本とアジア諸国との間でどれだけ国際協力が進んでいるのか。	—	—	・遠隔教育システム(2実験)、超高精細医療画像の伝送技術(2実験)及びIP電話の国際相互接続の実証実験等の5実験を実施し、アジア諸国の大学、民間企業等の23機関が参加

## 4 政策の総合的な評価

### (1) 評価結果(総括)

本政策について指標の達成状況を見ると、平成19年度に目標年度を迎えた全ての指標において目標を達成し、その他の指標についても目標年度に向けて取組が進行していることがわかり、政策の基本目標に向け着実に取組効果が現われていることが認められる。

二国間・多国間関係への対応、アジア各国等との協力等により、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化等について、国際的な互惠関係の構築に向けて成果が上がっており、引き続き取り組んでいく必要がある。また、我が国ICTに関する戦略的情報発信等を実施するとともに、国際機関に対して標準化活動等で主導的な役割を果たすことにより、我が国ICT企業の海外展開支援の推進等について、我が国ICT産業の国際競争力ある産業への誘導が進んでいる。今後は、我が国ICT産業のより一層の海外展開支援として施策を総合的に展開していく。

## (2) 基本目標等の達成状況の分析

### (ア) 必要性

二国間及び多国間関係への対応、アジア各国等との協力等により、二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献は、政府間等の協議など行政が実施することが不可欠な分野であるとともに、ICT分野における国際的な課題や気候変動等の社会的諸課題が存在しているため、引き続きの対応の必要がある。また、戦略的情報発信、国際機関に対する財政的・人的支援等を通じたICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進は一定の成果が上がっているところ、我が国の成長力の強化に資するため、より一層推進していく必要がある。

### (イ) 有効性

二国間・多国間での政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換については、国際的な課題等の共有、貿易問題の深刻化の事前解決等が図られるとともに、今後の国内政策の企画・立案へのフィードバックが行われており、成果が上がっている。

また、アジア諸国との間でのICT分野での協力関係の推進、人材育成及び国際共同実験の実施状況も、期待される成果が上がっている。

更に、ICT国際競争力強化につながる、海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況についても、確実に成果が上がっているところであり、有効性が認められる。

### (ウ) 効率性

ICT分野における国際的な課題については、国際機関において重要なポストに我が国からの候補を輩出し、イニシアティブを取ることで効果的な貢献を行うとともに、政策協議、国際会議への参画等の二国間及び多国間関係への対応、国際共同実験の実施等、総合的な施策推進により、国際的な互惠関係の構築を効率的に図っている。

また、国際競争力強化に向けた海外展開支援活動等の推進について、地上デジタル放送、モバイル、次世代IPネットワークなどの分野を定めて重点的に取組を行うとともに、官民合同でミッション団を派遣し、セミナー・シンポジウムを実施するなど国と民間との連携を図ることにより、民間が個別に蓄積しているノウハウを活用しつつ、効率的な施策推進を図っている。

### (エ) その他

国際展開支援に係る官民合同のミッション団を派遣し、セミナー・シンポジウムを実施する際には、民間側に一定の負担を求めるなど、役割分担を明確に行っている。

## 5 今後の課題と取組の方向性

### (1) 政策の課題と取組の方向性 (総括)

二国間・多国間での協議等については課題解決及び情報共有が図られている。引き続き国際的な課題、特に気候変動へのICT分野の貢献等の課題に対応していく。アジア各国等への協力については協力関係の構築及び人材育成の成果が上がっており、今後も着実に推進していく。我が国ICT産業の一層の海外展開支援のため、戦略的情報発信を拡充することとする。高度ICT共同実験については一定の成果が得られたため実施体制の見直しを行う。

### (2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>【課題】</b> 二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献については、政策協議、国際会議等への参画によって、諸外国とのICT分野の制度及び課題に関する各国の現状や課題、社会的諸課題に対するICTの貢献について共有が図られているものの、ICT分野の課題や社会的諸課題は依然として存在しているため、引き続き取組を推進していく必要がある。</p>	<p><b>見直し・改善の方向性</b></p>	<p>指標等の進捗状況等を検討した結果、引き続き政策協議の実施、国際会議等への参画、国際会議の開催等を行っていく。</p> <p>また、国際情報通信ハブ形成のための高度ICT共同実験については、アジア各国との協力関係構築に一定の成果が得られたため、更に国際競争力強化を図る観点から、その実施方法等を見直すこととする。</p>
<p><b>【下位レベルの施策名】</b> 二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献</p>		<p><b>(予算要求)</b></p>
<p><b>【主な事務事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・OECD/ICCP閣僚会合への対応</li> <li>・国際情報通信ハブ形成のための高度ICT共同実験</li> <li>・情報通信分野における海外との人材交流の促進</li> </ul>	<p><b>(制度)</b></p>	<p>—</p>
<p><b>【主な事務事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・OECD/ICCP閣僚会合への対応</li> <li>・国際情報通信ハブ形成のための高度ICT共同実験</li> <li>・情報通信分野における海外との人材交流の促進</li> </ul>	<p><b>(実施体制)</b></p>	<p>◎ 国際機関、欧州及びアジア地域等との協調及び連携を強化していく必要があるところ、現在の事務体制では実施が困難であるところ、体制の拡充を図っていく。</p>

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>【課題】</b></p> <p>I C T分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進については、I C T重点3分野（地上デジタル放送方式、次世代I Pネットワーク及びワイヤレス分野）における重点的な取組を行うなど、成果が上がっているところ、今後は更なる成果を上げるため、複数の施策による総合的な展開の必要がある。</p>	<p><b>見直し・改善の方向性</b></p>	<p>指標等の進捗状況等を検討した結果、海外に対する情報発信を強化するとともに、関係者の日本国内への招へい、マスタープランの策定等施策を展開していく方向性で見直しを行う。</p>
<p><b>【下位レベルの施策名】</b></p> <p>I C T分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進</p>	<p><b>(予算要求)</b></p>	<p>◎</p> <p>今後、我が国I C T産業の国際競争力強化に向けて、プロジェクトの実施等の支援を行う必要がある、これに係る予算要求を来年度以降行っていく。</p>
<p><b>【主な事務事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外に対する情報発信活動の展開・グローバル・デジタル社会構築に向けたI T U活動への支援</li> <li>・I T Uテレコムへの参加・支援</li> </ul>	<p><b>(制度)</b></p>	<p>—</p>
<p><b>【主な事務事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外に対する情報発信活動の展開・グローバル・デジタル社会構築に向けたI T U活動への支援</li> <li>・I T Uテレコムへの参加・支援</li> </ul>	<p><b>(実施体制)</b></p>	<p>◎</p> <p>海外に対する情報発信活動のより一層の推進が必要なところ、現在の実施体制では業務の遂行が困難であるため、体制の拡充を図っていく。</p>

## 6 学識経験を有する者の知見の活用等

### (1) 学識経験を有する者の知見の活用

#### 国際情報通信ハブ形成のための高度ICT共同実験にかかる評価会

国際情報通信ハブ形成のための高度ICT共同実験については、上記評価会において中間評価（平成19年11月）及び年度末評価（平成20年3月）を実施し、施策の実施手段等に関する意見を伺ったところ、「国際競争力を意識した成果展開が重要」等の意見があり、その結果を評価書とりまとめの参考とした。

#### 総務省の政策評価に関する有識者会議（平成20年6月3日）

本会議において、荒川亨委員から、「ICT分野の国際戦略の推進を行っていくためには、一体どういうところにポイントを置かなければいけないか、もう少し具体的にブレークダウンしたほうが政策評価としてはしやすいのではないか」との意見を頂いたことから、意見を今年度の評価書作成に反映した。

### (2) 評価に使用した資料等

- ・ ICT改革促進プログラム（平成19年4月20日）

[http://www.soumu.go.jp/pdf/070420\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/pdf/070420_1.pdf)

- ・ ICT国際競争力強化プログラム（平成19年5月22日）

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070522\\_3.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070522_3.html)

# 平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 郵政行政局企画課

郵便課、国際企画室、貯金保険課、

信書便事業課、検査監理官

評価年月 平成20年7月

## 1 主要な政策の概要

### （政策名）

政策16 郵政行政の推進

### （政策の基本目標）

郵政民営化における確実かつ円滑な実施を図るとともに、郵便・信書便分野における事業環境の整備を通じ、サービスの一層の多様化等の実現を目指す。また、郵政分野における国際競争力強化の観点から、多国間・二国間協議等を通じた新たな国際規則・国内制度の整備等、戦略的な政策対応を推進する。

### （政策の概要）

郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」の認可等を行うとともに、日本郵政公社（承継会社等）の行政指導、業績評価等を行い、郵政事業の適正かつ確実な実施を確保した。

信書便事業への新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を実施した。また郵政民営化や諸外国の郵便制度改革など郵便及び信書便分野における新たな展開を踏まえ、郵便・信書便制度全般について包括的・抜本的に見直すための検討を行った。

国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化のため、UPU（万国郵便連合）等の議論に我が国政策を反映させるよう努めた。そのために人的貢献や財政的貢献も行った。

### （平成19年度予算額）

382百万円

## 2 政策実施の環境

### （1）政策をとりまく最近の情勢

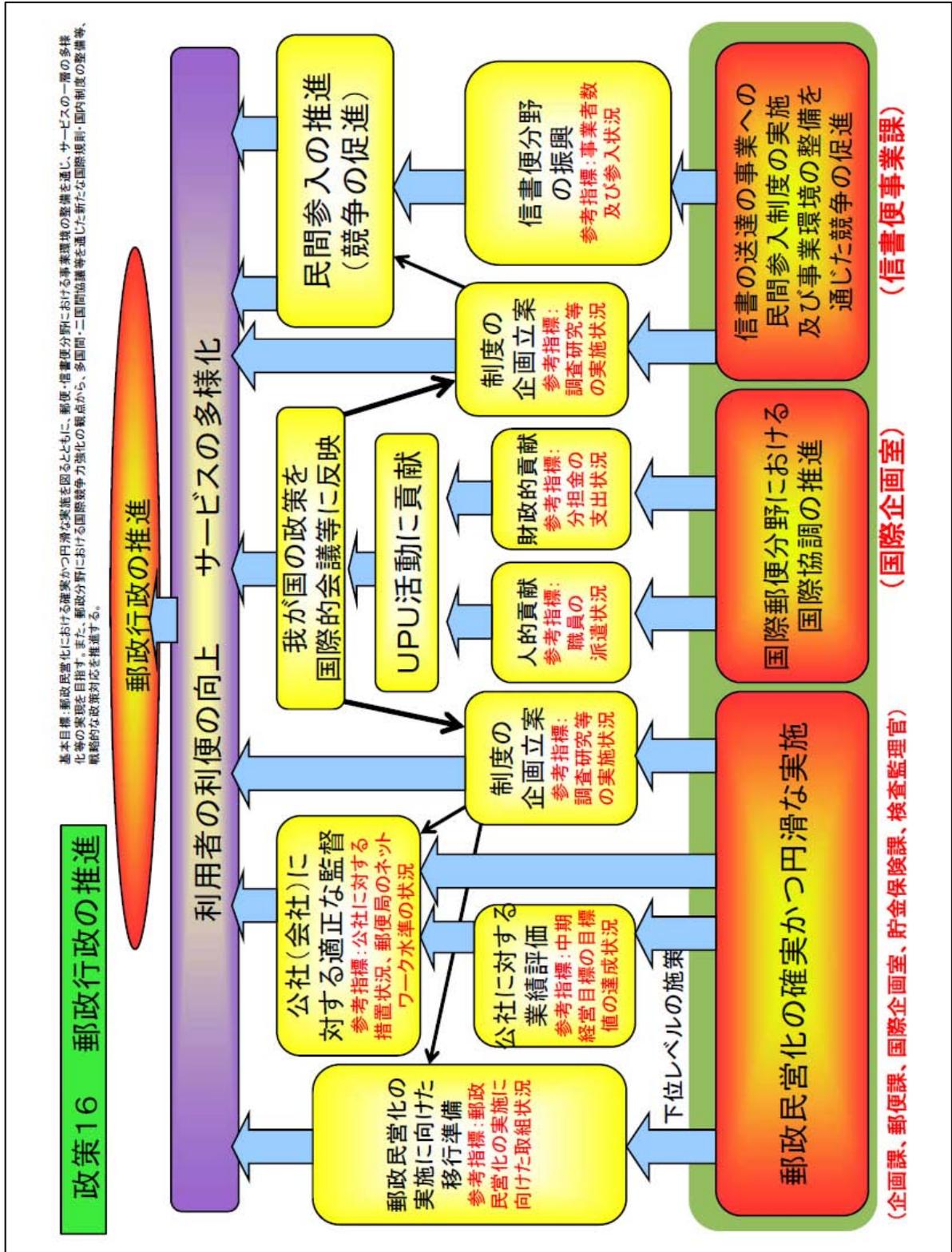
平成19年10月に郵政民営化が実施された。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第168回国会における福田内閣総理大臣の所信についての演説	平成19年10月1日	本日、郵政民営化がスタートしました。利用者の方に不便をおかけしないよう、着実に推進します。
第168回国会（臨時会）総務委員会における総務大臣所信表明	平成19年10月18日	信書便事業については、郵便のユニバーサルサービスに支障がないことを前提としつつ、諸外国の動向も踏まえ、競争の促進に努めてまいります。
第169回国会（常会）総務委員会における総務大臣所信表明	（衆議院） 平成20年2月19日 （参議院） 平成20年3月25日	<p>郵政事業については、昨年10月1日に郵政民営化がスタートしましたが、今後とも、各承継会社において、過疎地を含む郵便局のネットワーク水準やサービス水準の維持、コンプライアンスの徹底、経営の健全性の確保が確実になされ、国民の皆様喜んでいただける民営化となるよう努めてまいります。</p> <p>また、本年7月開催予定の第24回万国郵便大会議においては、世界郵便戦略の策定や条約改正が予定されておりますが、これに積極的に貢献してまいります。</p>

### 3 政策効果の把握の手法

#### (1) 基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
日本郵政公社 (承継会社等) の監督の状況	郵政事業の適正かつ 確実な実施を確保す るため、日本郵政公社 (承継会社等) に対し て適切に監督されて いるか。	<p>郵便局ネットワークを通じたユニバーサルサービスの提供等郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、日本郵政公社の業績評価、報告徴求（ほうこくちょうきゅう）等、必要な措置を講じた。</p> <p>日本郵政公社に対しては、19年度において5件の報告徴求を実施し、平成19年6月1日に簡易生命保険業務における保険の無面接募集の是正等に係る行政指導を、平成19年9月27日に郵便貯金業務における顧客情報紛失事案及び電子計算機使用詐欺事案に関し、コンプライアンスの徹底に係る行政指導を行った。</p> <p>郵便事業会社及び郵便局会社に対しては、内容証明及び特別送達の郵便物に係る不適正な認証事務について、平成19年10月24日善後策を講ずるよう命令し、報告徴求を実施した。郵便事業会社に対して、後納郵便料金に係る誤請求について、平成19年11月16日報告徴求を実施した。</p> <p>また独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対しては、その管理業務に係る態勢の整備について、平成19年10月1日報告徴求を実施した。</p> <p>また、ゆうちょ銀行2件及びかんぽ生命2件の報告徴求を実施した。</p>		
郵政事業に係 る制度の企画 立案の状況	制度の企画立案に資 するための調査研究 等が実施されている か。	<p>郵政事業に係る制度の企画立案に資するため、諸外国の郵便・郵便貯金・生命保険等に関する調査研究等を実施して、郵政事業の適正かつ確実な実施を促した。</p> <p>※指標名（調査研究）</p>	8件	6件
			9件	

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
中期経営目標の目標値達成状況	郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するための中期経営目標について、当該目的が達成されているか。	<p>日本郵政公社の第1期中期経営目標（平成15年度から平成18年度までの4年間）の達成状況の評価及び平成18年度の業績評価、並びに第2期中期経営目標（平成19年4月から9月までの半年；平成19年度）の業績評価を行った。</p> <p>第1期中期経営目標の業績評価については、「大幅に上回っている」（2項目）、「十分達成」（3項目）、「概ね達成」（9項目）、「下回っている」（4項目）、「大幅に下回っている」（1項目）との評価を行い、平成19年7月26日、郵政行政審議会に諮問の上、同年7月30日、適当との答申を受け、日本郵政公社に結果を通知した。</p> <p>第2期中期経営目標の業績評価については、「十分達成」（8項目）、「概ね達成」（10項目）、「下回っている」（6項目）、「大幅に下回っている」（1項目）との評価を行い、平成20年2月1日、郵政行政審議会に諮問の上、同年2月4日、適当との答申を受け、日本郵政株式会社に結果を通知した。なお、結果通知に際し、総務省からコンプライアンスについてのより一層の取組強化、引き続き経営改善に努めるよう、日本郵政株式会社を指導した。</p>		
郵政民営化に向けた取組の状況	郵政民営化に関する取組を確実かつ円滑に実施しているか。	<p>郵政民営化に向け、関係の政省令を制定したほか、平成18年1月25日に作成を指示した日本郵政公社の業務、資産・債務、職員等を承継会社等に具体的にどのように引き継がせるかを定める「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」について、郵政民営化委員会の所見等を踏まえた追加の指示を行い、平成19年10月1日に郵政民営化した。</p> <p>また、平成20年2月18日、郵政民営化承継財産評価委員会において、日本郵政公社から日本郵政株式会社等に承継される資産及び負債の価額が決定された。</p>		
郵便局のネットワーク水準の状況	利用者の利便が維持するためのネットワーク水準が維持されているか。	<p>郵便局株式会社の事業計画において、「郵便局の設置に関する計画」の届出を受けており、郵便局株式会社法施行規則第2条に定める基準により郵便局が設置されている。</p> <p>また、簡易郵便局の一時閉鎖対策として、同社において移動郵便局や出張サービス等の取組が行われている。</p>		
UPU活動への人的貢献（職員の派遣）	我が国の政策を反映させるための対UPU活動が円滑化しているか。	1名	1名	1名
UPU活動への財政的貢献（分担金）	我が国の政策を反映させるための対UPU活動が円滑化しているか。	175百万円 (1,968千スイフラン)	173百万円 (1,968千スイフラン)	191百万円 (2,031千スイフラン)

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
信書便事業者数	信書便事業への参入が進むことにより利用者の選択の機会の拡大が図られているか。	1 5 9	2 1 3	2 5 3
		1号役務（90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務）		
		1 3 2	1 7 6	2 0 6
		2号役務（3時間以内の送達の役務）		
		6 3	7 7	9 6
		3号役務（1,000円超の料金の役務）		
信書便事業者の参入状況	信書便事業への参入が進むことにより利用者の選択の機会の拡大が図られているか。	4 8	5 7	4 2
		1号役務（90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務）		
		4 4	4 5	3 1
		2号役務（3時間以内の送達の役務）		
		1 4	1 7	1 9
		3号役務（1,000円超の料金の役務）		
郵便における一層の競争の促進のための制度の企画立案の状況	ユニバーサルサービスが確保され、競争促進により多様で良質なサービスが提供されるような制度が適切に検討されているか。	平成19年2月から始まった「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、同年6月に郵便・信書便制度の見直しに関する論点整理を行った後、11月に中間報告をとりまとめた。		

## 4 政策の総合的な評価

### (1) 評価結果（総括）

日本郵政公社の中期経営目標の達成状況の評価、報告徴求等の監督、郵政民営化に向けた取組など必要な措置を講じて、郵政事業の適正かつ確実な実施を促し、所期の成果を達成した。

国際郵便サービスにおける利用者利便の向上、サービスの多様性の確保のため、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に確実に反映させるべく、各種会合に積極的に参画した。また、関係国際機関、関係国間との良好な関係のもと、国際郵便に関する政策協調を推進する目的で、人的・財政的にも貢献した。

平成19年度において、信書便事業者は合計253者となるなど、信書便事業への参入は着実に進んでいる。また、「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、11月に「中間報告」が取りまとめられるなど、ユニバーサルサービスが確保され、競争促進により多様で良質なサービスが提供されるような制度の検討が進められている。これらのことから、基本目標である、郵便・信書便分野における事業環境の整備を通じたサービスの一層の多様化等の実現に向けた取り組みが行われている。

### (2) 基本目標等の達成状況の分析

#### ア 郵政民営化の確実かつ円滑な実施

##### (必要性・有効性・効率性)

日本郵政公社（承継会社等）の監督状況については、日本郵政公社の第1期及び第2期中期経営目標の達成状況（業績評価）、日本郵政公社及び承継会社に対する報告徴求及び行政指導等の監督など、必要な措置を講じて、郵政事業の適正かつ確実な実施を促し、所期の成果を達成している。

郵政事業に係る制度の企画立案の状況については、郵政事業に係る制度の企画立案に資するため、諸外国の郵便・郵便貯金・生命保険等に関する調査研究、民営化後の国際送金のあり方に関する調査研究等9件の調査研究を平成19年度においては実施し、所期の成果を達成している。

郵政民営化に向けた取組の状況については、関係の政省令を制定したほか、平成18年1月25日に作成を指示した日本郵政公社の業務、資産・債務、職員等を承継会社等に具体的にどのように引き継がせるかを定める「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」について、郵政民営化委員会の所見等を踏まえた追加の指示を行い、平成19年10月1日には郵政民営化し、また、平成20年2月18日、郵政民営化承継財産評価委員会において、日本郵政公社から日本郵政株式会社等に承継される資産及び負債の価額が決定されるなど、その所期の成果を達成した。

#### イ 国際郵便分野における国際協調の推進

##### (必要性)

国際郵便サービスに関し、利用者利便の向上のため、その円滑な実施を図るためには、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に確実に反映させる必要がある。そのためには、各種会合に積極的に参画し、関係国際機関、関係国間との良好な関係のもと、国際郵便に関する関係国際機関や関係国との政策協調を推進することや、人的・財政的貢献を図るこ

とが必要である。

#### **(有効性)**

平成 19 年度においては、我が国の国際郵便の政策を国際郵便サービスに反映させ、もって我が国利用者の利便の向上等を図るため、UPU（万国郵便連合）やAPPU（アジア太平洋郵便連合）等の国際会議等に合計 10 回出席した。これにより、関係機関の組織改革に係る議論、年次予算の審議、条約や施行規則等の改正案に関する議論など、UPUの各種課題に関する議論に積極的に参画し、国際協調を基礎とする国際郵便に関する枠組の整備や品質の向上に貢献した。

また、従来からUPU国際事務局に派遣している職員（1名）について、平成 19 年度においても引き続き任務を遂行させることによりUPU活動に人的に貢献したほか、UPUへ198百万円の分担金（米・英・独・仏と同様、最大等級である 50 単位。）を拠出することによりUPU活動に財政的に貢献し、政策目標の実現に向けた円滑な活動環境の確保が有効に図られた。

#### **(効率性)**

我が国の国際郵便の政策を国際郵便サービスに反映させるためには、国際会議等において国際郵便に関する議題について積極的に議論することが重要であり、そのような活動を円滑化するための手段としてUPU等に対して財政的及び人的に貢献していることから、それぞれの活動が効率よく組み合わさっているものであるといえる。

### **ウ 信書の送達の事業への民間参入制度の実施等**

#### **(必要性)**

信書便事業に関する周知・広報活動及び制度の見直しは、信書便分野の競争を促進しサービスの多様化等が図られることにより利用者の選択の機会を拡大するために行っているものであり、かつ、これまでの施策は行政が責任をもって実施すべきものであると考えられることから、当該政策を推進する必要性は認められる。

#### **(有効性)**

信書便制度に関する周知・広報活動等により、平成 19 年度は 42 者の新規参入があったところであり、信書便事業者数が着実に増加しているという点で有効性があると認められる。

郵便・信書便制度全般についての見直しに関しては、「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において中間報告を取りまとめるなど、郵便のユニバーサルサービスを維持しつつ競争促進により多様で良質なサービスが提供されるような制度の在り方について適切に検討されていることから、有効性があると認められる。

#### **(効率性)**

周知・広報活動の一環として行った事業者及び利用者向けの信書便事業説明会については、広報活動の発現に支障がないと考えられる範囲で同日に同一の場所で開催した。

## **5 今後の課題と取組の方向性**

### **(1) 政策の課題と取組の方向性（総括）**

日本郵政グループ各社等において、コンプライアンスの問題が大きな課題となっており、報告徴求等の監督を通じて、引き続き郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保する必要がある。

UPU大会議の結果を踏まえ、引き続き、国際郵便分野における国際協調の推進による利用者利便の向上等に資するよう取り組む必要がある。

引き続き、信書便制度の一層の周知を図るとともに、適正な業務運営の確保のための措置を講ずるなど、本政策の実効性を高める必要がある。

## (2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>【課題】</b> コンプライアンスの徹底が求められており、より一層の強化を図る必要がある。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> ・郵政民営化の確実かつ円滑な実施</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・郵便業務に対する監理 ・郵政行政における消費者相談の充実・強化</p>	<p><b>見直し・改善の方向性</b></p>	<p>これまでも業績評価、行政指導等を実施してきたが、より一層の報告徴求等の監督を通じて、引き続き郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保する必要がある。</p>
	<p><b>(予算要求)</b></p>	<p>◎ 郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、適時適切に必要な予算措置を行う。また、郵便局利用実態調査等の合理化により、経費の効率的使用を図る。</p>
	<p><b>(制度)</b></p>	<p>○ 郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、適時適切に必要な制度改正を行う。</p>
	<p><b>(実施体制)</b></p>	<p>◎ 郵政事業の適正かつ確実な実施を確保するため、適時適切に必要な見直しを行う。</p>
<p><b>【課題】</b> 今後も引き続き、国際郵便分野における国際協調の推進による利用者利便の向上に資するよう取り組む必要がある。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 国際郵便分野における国際協調の推進</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・第24回万国郵便大会議及び条約等改正に係る対応 ・国際郵便におけるICTの利活用の促進 ・郵便分野における環境対策の促進</p>	<p><b>見直し・改善の方向性</b></p>	<p>UPU及びAPPU活動への人的・財政的貢献や所要の国内措置等により、UPU大会議の結果を踏まえた品質向上等の世界的な郵便分野の課題に積極的に対応する。</p>
	<p><b>(予算要求)</b></p>	<p>◎ UPU大会議後の国際郵便政策のあり方やICTの利活用の促進方策等につき研究を行う。</p>
	<p><b>(制度)</b></p>	<p>○ 必要に応じて適時適切な改正を行う。</p>
	<p><b>(実施体制)</b></p>	<p>○ 必要に応じて適時適切な見直しを行う。</p>

今後の課題	取組の方向性	
<b>【課題】</b> 引き続きユニバーサルサービスを確保しつつ信書便事業への参入を促進することにより利用者の選択の機会の拡大を図る必要がある。	<b>見直し・改善の方向性</b>	信書便制度の一層の周知や信書便事業の更なる活性化を図るとともに、必要な制度改善等に向けた検討を行う。
<b>【下位レベルの施策名】</b> 信書の送達の事業への民間参入制度の実施による利用者の利便の向上及び事業環境の整備を通じた競争の促進によるサービスの多様化	<b>(予算要求)</b>	◎ ユニバーサルサービスを確保しつつ競争環境を整備するための検討や、信書便事業が更に活性化するように先進事例を検討し、信書便事業者等への周知を行いたいと考えており、これらに必要な予算要求を検討する。
<b>【主な事務事業】</b> ・郵便・信書便における事業環境の整備 ・信書の送達役務に関する総合的な調査研究 ・信書便事業の監督に必要な経費	<b>(制度)</b>	◎ 「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」が取りまとめる報告書等を踏まえ、必要に応じて、関係法令の改正を目指した準備を進める。
	<b>(実施体制)</b>	○ 必要に応じて適時適切に必要な見直しを行う。

## 6 学識経験を有する者の知見の活用等

### (1) 学識経験を有する者の知見の活用

#### ○ 郵政行政審議会等

第1期中期経営目標の業績評価については、郵政行政審議会に諮問（平成19年7月26日）したところ、委員から日本郵政公社におけるコンプライアンスの徹底等の意見が出され、案件については適当との答申（同年7月30日）を受けた。これを受けて、総務省は、その意見について日本郵政公社に対して通知した。

第2期中期経営目標の業績評価については、郵政行政審議会に諮問（平成20年2月1日）したところ、「日本郵政公社を承継した各会社がコンプライアンスについての取組を一層強化するよう、日本郵政株式会社を指導監督することを要望する」との意見が附され適当との答申（同年2月4日）を受けた。これを受けて、総務省は、日本郵政株式会社に対する結果通知に際し、コンプライアンスについてのより一層の取組強化、引き続き経営改善に努めるよう指導した。

また、郵政民営化承継財産評価委員会において、平成18年9月19日の第1回会合から評議委員による審議が計3回行われ、日本郵政公社から日本郵政株式会社等に承継される資産及び負債の価額が決定（平成20年2月18日）された。

- 総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日）

本会議において、北大路信郷座長代理及び小澤浩子委員から、「ロジックモデルの最終目標が基本目標と一致していない。『国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発達』では概念が広すぎる」との意見を頂いたことから、ロジックモデルの最終目標を「郵政行政の推進」に修正した。

## （２）評価に使用した資料等

### ア 郵政民営化の確実かつ円滑な実施

- ① 第 1 期中期経営目標及び平成 18 年度に係る日本郵政公社の業績評価に関する郵政行政審議会からの答申【報道資料（平成 19 年 7 月 30 日）】

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070730\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070730_2.html)

- ② 第 2 期中期経営目標及び平成 19 年度に係る日本郵政公社の業績評価に関する郵政行政審議会からの答申【報道資料（平成 20 年 2 月 4 日）】

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080204\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080204_2.html)

- ③ 郵政民営化承継財産評価委員会 議事録等（第 1 回平成 18 年 9 月 19 日、第 2 回平成 19 年 1 月 26 日、第 3 回平成 20 年 2 月 18 日）

[http://www.soumu.go.jp/yusei/mineika/05\\_iinkai.html](http://www.soumu.go.jp/yusei/mineika/05_iinkai.html)

- ④ 郵政民営化承継財産評価委員会の審議結果【報道資料（平成 20 年 2 月 18 日）】

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080218\\_5.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080218_5.html)

### イ 国際郵便分野における国際協調の推進

- ① A P P U 執行理事会 2007 年年次会合模様（平成 19 年 11 月 27 日～同年 11 月 30 日開催）
- ② U P U 管理理事会 2007 年年次会合模様（平成 19 年 10 月 22 日～11 月 9 日開催）
- ③ U P U 管理理事会／郵便業務理事会 2008 年年次会合模様（平成 20 年 1 月 16 日～2 月 8 日開催）

### ウ 信書の送達の事業への民間参入制度の実施等

- 第 168 回国会（臨時会）総務委員会における総務大臣所信表明（衆議院・平成 19 年 10 月 18 日（木））

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_01/kaiken/back\\_04/2007/h1018.html](http://www.soumu.go.jp/menu_01/kaiken/back_04/2007/h1018.html)

- 信書便事業者一覧（平成 20 年 3 月 3 日）

[http://www.soumu.go.jp/yusei/pdf/tokutei\\_g.pdf](http://www.soumu.go.jp/yusei/pdf/tokutei_g.pdf)

- 郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会

[http://www.soumu.go.jp/yusei/seido\\_minaoshi/index.html](http://www.soumu.go.jp/yusei/seido_minaoshi/index.html)

# 平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 消防庁 総務課、消防・救急課、  
救急企画室、予防課、消防技術政策室、危険物保安室、特殊災害室、  
防災課、国民保護室、国民保護運用室、応急対策室、防災情報室、参事官  
評 価 年 月 平成20年7月

## 1 主要な政策の概要

### （政策名）

政策20 消防防災体制の充実強化

### （政策の基本目標）

消防組織の体制強化や大規模災害への備え、火災予防対策、地域防災力の強化等、総合的な消防防災対策を積極的に展開することにより、大地震等の大規模災害や大事故・テロに揺るがない社会を構築し、国民の安心・安全を維持・向上させる。

### （政策の概要）

近年、地震、集中豪雨等の自然災害や火災、事故等により、各地で大きな被害が発生しており、その態様も多様化、大規模化の傾向を示している。また、テロや武力攻撃等による災害の発生も危惧されているところである。

こうした中、国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。

### （平成19年度予算額）

13,564百万円

## 2 政策実施の環境

### （1）政策をとりまく最近の情勢

#### ア 火災予防対策の強化

火災予防対策については、昭和23年の消防法制定以来、消防用設備等の規制や、防火管理制度、消防同意・立入検査、危険物施設の規制などに係る各種消防法令の整備を進めながら、国、地方公共団体、地域住民、企業等が一体となった総合的な火災予防体制の確立を進めてきたところであり、広く国民生活全体に関わりが深いため、社会経済情勢の変化や複雑多様化する災害、事故の態様に対応した体制の整備が求められている。

近年の火災の傾向は依然として放火による火災の件数が最も多くなっている。加えて、住宅火災による死者数についても依然として高水準で推移していることから、地域住民と行政とが連携した火災予防対策が求められている。

また、小規模雑居ビル等の防火対象物における消防法令違反の是正や、地震等の大規模災害が発

生じた際の大規模・高層の防火対象物における自衛消防力の確保など、防火対象物の維持管理体制の充実強化が求められている。

更には、大規模災害を引き起こす可能性の高い危険物施設の安全管理の徹底も叫ばれているところである。

## イ 地域防災力の強化

近年、集中豪雨や台風等の自然災害や火災、事故等により、各地に大きな被害が発生しており、その態様も複雑多様化・大規模化している。また、首都直下地震をはじめとする大規模地震の発生切迫性も指摘され、さらに、東海地震と東南海・南海地震の同時発生の可能性も懸念されている。

このような中、大規模災害や事故等に揺るがない社会を構築し、国民の安心・安全を維持向上させていくために、国、地方を通ずる防災危機管理体制を構築し、広域的な見地から消防体制の充実高度化を図るとともに、行政と住民が一体となった地域の消防防災力の強化が求められている。

また、併せて、大規模地震発生時に円滑な災害応急対策の実施を確保する観点等から、防災拠点となる公共施設等の耐震化も求められている。

しかし、災害の大規模化、住民ニーズの多様化等、消防を取り巻く環境が急速に変化する中で、全国の消防本部には、出動体制、住民サービス、組織管理上の面で限界が指摘されるなど、体制として十分とはいえない小規模消防本部が多いのが現状であり、また、地域防災の中核的存在である消防団も、常備消防の進展、人口の過疎化、少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化などに伴い、消防団員数は年々減少を続けており、地域防災力の低下が懸念される等、数々の課題が指摘されている。

## ウ 救急業務の充実・高度化

救急業務については、全国的な体制を整備・確立するため、昭和 38 年の消防法改正により消防業務として位置付けられた。救急業務実施市町村数は、平成 19 年 4 月 1 日現在、1,769 市町村となっており、ほとんどの市町村（98.0%）で行われるに至っている。

一方、平成 18 年中の救急出場件数は約 524 万件で、前年より微減したものの、今後も、少子高齢化の更なる進展や住民意識の変化等に伴い増加し続けることが予想されている。しかしながら、厳しい財政事情等により、このような救急需要の増大に対応して救急隊の増強を図ることが困難な状況にあり、また、救急患者を扱う医療機関も減少傾向で推移していることなどから、救急車の現場到着所要時間や医療機関までの収容所要時間は遅延傾向にある。このため、昨今、長時間受入医療機関を選定できず、円滑に救急搬送がなされない事案が多数発生しており、円滑な救急搬送・受入医療体制の整備が急務となっている。

また、救命率の向上のためには、救急現場において迅速な処置を行う必要がある。そのため、メディカルコントロール体制（医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置の質を保障する体制）の充実・強化、救急救命士の養成の促進及び処置範囲の拡大の検討、高規格の救急自動車の整備など救急業務の高度化が求められている。さらに、救急隊到着前のバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当も救命率の向上に資することから、住民に対する応急手当の普及啓発活動の推進が求められている。

## エ 国民保護体制の整備

今日の国際社会においては、平成 13 年 9 月 11 日の米国同時多発テロに象徴されるように、国際テロ組織の存在や、弾道ミサイル、大量破壊兵器の拡散などが重大な脅威となっており、我が国においても、平成 10 年の北朝鮮による弾道ミサイル発射、平成 11 年の能登半島沖武装不審船、平成 13 年の九州南西海域不審船出現等の事案が相次いで発生したこと等を受け、安全保障に対する意識が急速に高まった。

このような諸情勢を背景として、平成 15 年には、有事の際の基本的考え方や有事の対処のための手続き等を定めた武力攻撃事態対処法が制定され、その翌年には、有事の際の国・地方公共団体等の役割や国民の保護のための仕組みを定める「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下、「国民保護法」という。）が可決・成立し、同年 9 月 17 日から施行された。

この国民保護法の施行により、消防庁は、地方公共団体との連絡調整に関する重大な役割を担うこととされ、また、地方公共団体においても、武力攻撃事態等が発生した際には、警報や避難の指示の住民への伝達、安否情報の収集・提供等国民保護措置の多くを実施する責務を有することとなったことから、各地方公共団体と密接に連携し、国民保護体制の整備を一層推進している。

### (2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	<p>今、医療現場は様々な問題に直面していますが、国民の皆様が安心できるように、患者本位の医療体制を構築します。勤務医の過重な労働環境や、産婦人科・小児科の医師不足の問題に対応し、診療報酬の改定や大学の医学部の定員増を実施するとともに、医療事故の原因究明制度の検討を進め、事故の再発防止と併せ、医師が安心して医療に取り組めるようにします。ITを活用して救急情報を関係機関と共有するなど、救急医療の体制を整備します。（中略）</p> <p>自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。</p>
第 166 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成 19 年 1 月 26 日	<p>国民生活の基盤となる安心・安全の確保（中略）は、政府の大きな責務であります。</p> <p>大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦</p>

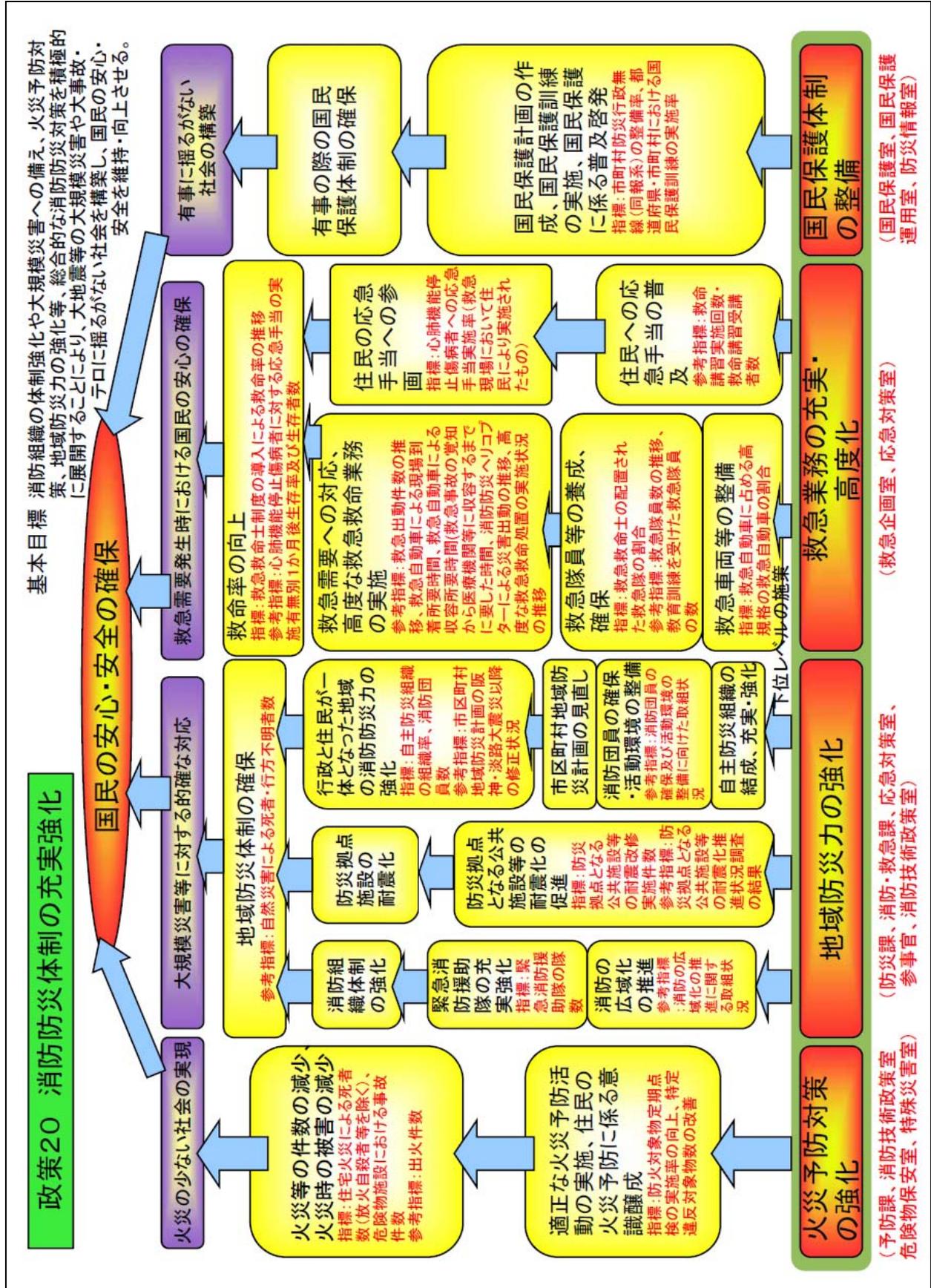
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。</p>
<p>第 164 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成 18 年 1 月 20 日</p>	<p>テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や緊急事態に対して、国や地方、国民が迅速かつ的確に行動できるよう、国民保護法に基づき、有事における態勢を整備します。</p>
<p>経済財政改革の基本方針 2007 (閣議決定)</p>	<p>平成 19 年 6 月 19 日</p>	<p>国民の安全と安心の確保は安定した経済成長の基盤である。政府は、治安再生、防災・減災対策、エネルギー政策等を戦略的に推進し、世界の模範となる安全・安心な国づくりを実現する。</p> <p><b>【改革のポイント】</b></p> <p>集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。</p> <p><b>【具体的手段】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ G 8 北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。 (一部略)</li> <li>・ 有事に備えた国民保護施策を推進する。(一部略)</li> <li>・ 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災拠点の機能強化の推進、ハザードマップの普及促進等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実を図る。</li> <li>・ 災害情報共有システム等の治安・防災等に資する科学技術の研究開発・利活用を図る。(一部略)</li> </ul>
<p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 (閣議決定)</p>	<p>平成 18 年 7 月 7 日</p>	<p>我が国は地震等の自然災害が発生しやすい脆弱な国土構造を有しており、近年では台風や集中豪雨の頻発、大雪等により各地で被害が発生しているほか、住宅火災による死者数も増加傾向にある。他方、都市化の進行や高齢化の進展に伴い災害対応力が低下している。(中略)</p> <p>国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。(中略)</p> <p>このため、国民、地域、企業、NPO、ボランティア</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>ア等と協力しつつ、災害への備えを実践する国民運動を広く展開しながら、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際には、国際的な協調・連携を図る。</p> <p>（中略）</p> <p>（災害対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震対策の一環として、地域の防災拠点となる公共施設の耐震化を進める。また、従来より取組を進めてきた大規模地震対策の着実な進捗を図るとともに、特に、首都直下地震について、「首都直下地震対策大綱」及び「首都直下地震の地震防災戦略」等に基づき、中枢機能の継続性の確保及び定量的な減災目標の着実な達成に向けた取組等を推進する。（一部略）</li> <li>・大規模水害・土砂災害対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進する。</li> <li>・防災情報の迅速な伝達体制の整備、高齢者等の災害時要援護者への避難支援、消防等の災害対策の強化を進めるとともに、消防団の充実強化を図る。（一部略）</li> <li>・救出救助、救急医療等に関し、ヘリコプターの活用を含め全国的見地からの体制整備を図る。</li> </ul>
<p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005 （閣議決定）</p>	<p>平成 17 年 6 月 21 日</p>	<p>国民の安全と安心を確保することは、政府の基本的な責務であるとともに、我が国の経済活性化の基盤である。</p> <p>（国民の安全・安心の確保）</p> <p>大規模災害、テロ、有事等に対する全国的見地からの対応の体制整備や、住民及びNPO等との協働による安全・安心な地域づくりなどを推進する。首都直下地震など大規模地震対策を始めとし、消防等の防災対策については、被害減少に向けた成果目標を設定し、そのために戦略的・重点的に施策を推進する。また、防災情報の迅速な伝達体制の整備、地域の防災拠点となる公共施設の耐震化、防災の高度化、国際防災協力の推進などを戦略的・重点的に推進する。（一部略）</p>
<p>平成 20 年度予算編成の基本方針 （閣議決定）</p>	<p>平成 19 年 12 月 4 日</p>	<p>（生活における安全・安心の確保）</p> <p>北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。（中略）</p> <p>地球温暖化により懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模な地震や水害・</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>土砂災害等に備え、「犠牲者ゼロ」を目指し、防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。その際、防災拠点の耐震化等の機能強化や宇宙関連技術等を活用した災害情報の迅速な提供等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実を図る。</p>
<p>平成 19 年度予算編成の基本方針 （閣議決定）</p>	<p>平成 18 年 12 月 1 日</p>	<p>国民の安全と安心の確保は、政府の基本的な責務であるとともに、安定した経済成長の基盤であるとの認識の下、以下の施策に取り組む。</p> <p>災害への備えを実践する国民運動を展開しながら、公共施設の耐震化、首都直下地震対策等大規模地震対策、大規模水害・土砂災害対策等の防災・減災対策を戦略的・重点的に進める。さらに、迅速・的確な防災情報の提供や災害応急体制の整備、消防等の災害対策を強化する。（一部略）</p>
<p>規制改革推進のための 3 カ年計画 （閣議決定）</p>	<p>平成 19 年 6 月 22 日</p>	<p>10 医療関係</p> <p>ク その他（医療計画、救急医療、小児医療、医療事故対策等）</p> <p>③救急医療の再構築（厚生労働省、総務省、国土交通省、警察庁）（一部略）</p> <p>d 救急搬送に関する各組織が効果的に連携して業務を行えるよう、諸外国の状況も参考に、その連携の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>④救急搬送業務の民間委託、民間委譲推進（総務省）</p> <p>福祉等で扱う分野の搬送、病院を中心としたいくつかの搬送、長距離の患者搬送、救急警護・警備、催時待機、企業活動に伴う一定の搬送等については、民間を活用することが有効かつ有益である場合が多いと考えられるが、救急搬送業務を行う民間への緊急通行権の付与等、様々な課題が想定されるため、救急搬送業務の民間開放を容易にするための環境整備を図る必要がある。</p> <p>したがって、救急搬送業務における民間の活用について、課題の洗い出しやその解決のための関係機関による検討・協議の場を設け、その結論を踏まえ、上記に示したような救急搬送業務について民間委託、民間委譲を推進する。</p>

### 3 政策効果の把握の手法

#### (1) 熊本県の本田補の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

○「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)	25%減 (現状の約1,200人から5年間で)	23年度	火災予防施策により住宅火災による人命被害が軽減されているか。	1,220人 (17年)	1,187人 (18年)	1,152人 (19年概数値)
防火対象物定期点検の実施率の向上	70%	23年度	防火対象物定期点検の実施率が向上しているか。	50.3%	49.0% (18年度当初)	49.0% (19年度当初)
特定違反對象物数の改善	特定違反對象物数の減少(対前年度比)	19年度	特定違反對象物数が改善されているか。	—	182 (18年度当初)	168 (19年度当初)
危険物施設における事故件数	事故件数の低減(対前年比)	19年度	危険物施設における火災・漏えい事故防止対策により事故件数が減少しているか。	—	598件 (18年)	603件 (19年)
緊急消防援助隊の隊数	概ね4,000隊	20年度	災害に迅速かつ効果的に対応するため、全国的見地から整備されている緊急消防援助隊の増強は進んでいるか。	3,397隊 (18年4月1日現在)	3,751隊 (19年4月1日現在)	3,960隊 (20年4月1日現在)
消防団員数	消防団員数の増加(対前年度比)	19年度	地域防災の中核的存在であり、かつ、地域防災力の向上に必要な消防団員は増えているか。	消防団員数 908,043人 (うち女性13,864人) (17年4月1日現在)	消防団員数 900,007人 (うち女性14,665人) (18年4月1日現在)	消防団員数 892,893人 (うち女性15,502人) (19年4月1日現在)
自主防災組織の組織率	75%	20年度	地域において共助の中核をなす組織である自主防災組織の結成は進んでいるか。	64.5% (17年4月1日現在)	66.9% (18年4月1日現在)	69.9% (19年4月1日現在)
防災拠点となる公共施設等の耐震改修実施件数	緊急性の高い6,483棟	21年度	災害応急対策の拠点となる公共・公用施設の安全性の確保が目標に沿って着実に進められているか。	—	2,521棟 (18年度末見込み)	—

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
救急救命士制度の導入による救命率の推移	救急搬送における救命率の向上	23年度	高度な救急救命処置の実施が可能な救急救命士の配備促進により、救命率は上昇しているか。	7.6% (17年中)	8.8% (18年中)	—
救急救命士の配置された救急隊の割合	全救急隊の90%の隊に救急救命士を1人以上配置	23年度	救命率向上への貢献が期待される救急救命士の救急隊への配置が着実に進められているか。	78.2% (17年4月)	82.4% (18年4月)	86.3% (19年4月)
救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合	全救急隊の85%の隊に高規格救急自動車を配備	23年度	拡大された応急処置等を行うために必要な高規格救急自動車の配備が着実に進められているか。	68.4% (17年4月)	71.9% (18年4月)	74.7% (19年4月)
心肺機能停止傷病者への応急手当実施率（救急現場において住民により実施されたもの）	実施率の向上	23年度	住民に対する応急手当の普及啓発活動等により、心肺機能停止傷病者への応急手当実施率が着実に上昇しているか。	34.0% (17年中)	35.3% (18年中)	—
都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数	実施件数の向上（対前年度比）	19年度	国民保護措置の実効性を担保するため、国と地方公共団体の共同訓練及び地方公共団体の単独訓練を積極的に推進できているか。	国と地方公共団体が共同で行う訓練（共同訓練）が2件、地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練）が7件のあわせて9件	国と地方公共団体が共同で行う訓練（共同訓練）が11件、地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練）が24件のあわせて35件	国と地方公共団体が共同で行う訓練（共同訓練）が15件、地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練）が57件のあわせて72件
市町村防災行政無線（同報系）の整備率	整備率の向上	23年度	災害時の情報伝達手段として有効な市町村防災行政無線（同報系）の整備率は上昇しているか。	74.6% (18年3月31日)	75.2% (19年3月31日)	—

※平成19年度目標設定表においては、「心肺停止傷病者への応急手当実施率（現場において住民により実施されたもの）」としていたが、正確な表現にするため、「心肺機能停止傷病者への応急手当実施率（救急現場において住民により実施されたもの）」に変更した。

※H19年度目標設定表においては、「市町村防災行政無線（同報系）の整備率」の指標について、下位レベルの施策「②地域防災力の強化」の指標としていたが、市町村防災行政無線（同報系）は国民保護に係る情報伝達系の一部としても運用されていることから、下位レベルの施策「④国民保護体制の整備」の指標に変更した。

※平成19年度目標設定表における指標は、「都道府県・市町村における国民保護訓練の実施率」としていたが、実施率で表すより実施件数で表現する方が進捗状況を図りやすいことから、「都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数」に変更した。

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
出火件数	出火件数はどのように推移しているか。	57,460件 (17年)	53,276件 (18年)	54,579件 (19年概数値)
自然災害による死者・行方不明者数	自然災害による被害者数はどのように推移しているか。	死者：258名 行方不明者：2名 (17年中)	死者：164名 行方不明者：13名 (18年中)	—
消防の広域化の推進に関する取組状況	消防の広域化を推進するための検討が各地方公共団体において進められているか。	消防組織法の一部を改正する法律（平成18年法律第64号）により改正された消防組織法第33条に基づき、各都道府県で広域化推進計画の策定が進められた。		
消防団員の確保及び活動環境の整備に向けた取組状況	消防団員の確保及び活動環境の整備に向けた様々な取組が、成果を上げているか。	広報活動や、機能別分団・団員制度の導入に加え、平成18年度には、消防団に協力的な事業所を賞揚する「消防団協力事業所表示制度」を創設・導入し、消防団員の活動環境の整備を図るとともに、平成19年度には、「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を構築し、地方公共団体と連携し、団員確保に努めている。		
市区町村地域防災計画の阪神・淡路大震災以降の修正状況	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた地域防災計画の見直しが行われているか。	77.7% (17年4月1日現在)	75.7% (18年4月1日現在)	82.2% (19年4月1日現在)
防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査の結果	災害応急対策の拠点となる公共・公用施設の耐震率が向上しているか。	56.4% (17年度末見込み)	59.6% (18年度末見込み)	—
救急出場件数の推移	救急出動件数はどのように推移しているか。	5,280,428件 (17年中)	5,240,478件 (18年中)	—

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
救急隊員数の推移	救急業務に対応する人員数はどのように推移しているか。	57,966人 (17年4月)	58,510人 (18年4月)	59,216人 (19年4月)
救急自動車による現場到着所要時間	救急隊の現場到着所要時間はどのように推移しているか。	6.5分 (17年中)	6.6分 (18年中)	—
救急自動車による収容所要時間 (救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間)	収容所要時間はどのように推移しているか。	31.1分 (17年中)	32.0分 (18年中)	—
消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移	消防防災ヘリコプターによる災害出動状況(うち救急による出動を含む)は増加しているか。	5,355件 (救急2,492件を含む) (17年中)	5,606件 (救急2,762件を含む) (18年中)	—
高度な救急救命処置の実施状況の推移	①気道確保(気管挿管、ラリングアルマスク等)、②静脈路確保、③薬剤投与それぞれの実施状況を示す。  (※③は、平成18年4月以降の数値)	①42,671 ②11,964 (17年中)	①47,160人 ②17,053人 ③1,546人 (18年中)	—

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別1か月後生存率及び生存者数	①家族等により応急手当が実施された傷病者の1ヶ月後生存率及び生存者数、②家族等による応急手当が実施されていない傷病者の1ヶ月後生存率及び生存者数の比較により、応急手当の実施の救命率への効果を示す。	①4.7% (1,611人) ②4.2% (2,875人) (17年中)	①5.2% (1,8147人) ②4.5% (2,902人) (18年中)	-
教育訓練を受けた救急隊員の数	救急隊員の資格状況について、①旧救急I課程、②旧救急II課程、③救急科（旧救急標準課程修了者を含む）、④救急救命士の内訳の推移を示す。	①6.3% ②37.8% ③29.3% ④26.6% (17年4月)	①5.4% ②35.2% ③30.5% ④28.9% (18年4月)	①4.6% ②32.7% ③32.4% ④30.3% (19年4月)
救命講習実施回数・救命講習受講者数	①救命講習実施回数（普通・上級計）、②救命講習受講人員（普通・上級計）はそれぞれ増加しているか。	① 57,716回 ②1,215,985人 (17年中)	①76,662回 ②1,467,134人 (18年中)	-

※総務省の政策評価に関する有識者会議（平成20年6月3日開催）において、小澤委員から火災件数について発言があったことを受け、参考となる指標に「出火件数」を追加した。

※平成19年度目標設定表における指標は「救急隊数の推移」としていたが、より適切な指標とするため、「救急隊員数の推移」に修正した。

※総務省の政策評価に関する有識者会議（平成20年6月3日開催）において、土井委員から救急自動車による病院までの搬送時間について指摘があったことを受け、参考となる指標に「救急自動車による収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）」を追加した。

※平成19年度目標設定表における「都道府県・消防本部ヘリコプターによる出動状況」の指標と「消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移」は類似する指標であり、「消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移」の指標の方がより救急業務の効果を計る指標として有効であるため「都道府県・消防本部ヘリコプターによる出動状況」の指標を削除することとした。

※総務省の政策評価に関する有識者会議（平成20年6月3日開催）において、小澤委員より「心肺停止傷病者に対する応急手当の実施有無別救命率」の指標に救命者数を加えるよう指摘があったことを受け、検討した結果、指標を「心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別1か月後生存率及び生存者数」に変更した。

## 4 政策の総合的な評価

### (1) 評価結果（総括）

本政策について、指標の達成状況をみると、平成 19 年度に目標年度を迎えた指標のうち過半数の指標において目標を達成し、その他の指標についても目標年度に向けて着実に取組が進行していることがわかり、政策の基本目標に向け着実に取組の効果が現れていることが認められる。

「緊急消防援助隊の隊数」や「救急救命士の配置された救急隊の割合」、「救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合」など、国と都道府県、消防本部の連携による取組に係る指標については目標達成に向けた進捗率が高く、政策を推進することで消防防災組織体制が着実に強化されていることがわかる。

国民（事業者も含む）と行政の連携による取組については、「特定違反对象物数の改善」など目標を達成している指標もあるが、「消防団員数」や「危険物施設における事故件数」など目標の達成に至らなかった指標もある。

大地震等の大規模災害や大事故・テロに揺るがない社会の構築には、国民と行政の連携が重要である。そのため、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための取組を一層強化していく必要がある。

### (2) 基本目標等の達成状況の分析

#### (A) 火災予防対策の強化

##### (a) 住宅火災対策

##### (必要性)

住宅火災による死者数は、平成 15 年以降連続して 1,000 人を超えるなど、高水準が続いており、住宅防火対策の一層の推進が必要である。

##### (有効性)

住宅火災による死者の半数以上は 65 歳以上の高齢者であること、また、約 6 割は逃げ遅れによるものであることなどの状況を踏まえ、平成 16 年 6 月に、住宅用火災警報器等の設置を義務付ける消防法改正を行った（新築住宅については、平成 18 年 6 月 1 日から、既存住宅については、平成 23 年までの各市町村条例で定める日から適用。）。また、住宅用火災警報器等の設置及び適切な維持管理等に係る普及啓発のため、各種関係機関や報道機関に情報提供を行い、地域に密着した組織（消防団、婦人（女性）防火クラブ等）と連携して官民一体となった活動をしている。

こうした住宅火災対策の結果、住宅火災による死者数は平成 17 年の 1,220 人から、平成 18 年の 1,187 人、平成 19 年の 1,152 人（概数値）と着実に減少しており、施策の有効性が認められる。また、各消防本部から報告された、住宅用火災警報器の奏功事例は平成 18 年度で 90 件あり、住宅用火災警報器等の設置の有効性が確認された。

##### (効率性)

住宅用火災警報器等設置義務化の普及啓発については、政府広報等の広報手段だけでなく、住宅防火対策推進シンポジウムの開催や各関係機関及び報道機関への情報提供、更には地域に密着

した組織（消防団、婦人（女性）防火クラブ）と連携した広報活動により、国民への周知を効率的に実施した。

## **（b）大規模地震に対応した自衛消防力の確保**

### **（必要性）**

近年、首都直下地震等の大規模地震の発生の切迫性が指摘されており、社会全体の災害対応力の強化を図る観点から、事業所においても大規模地震等に対応した自衛消防力を確保することが喫緊の課題となっている。特に、大規模・高層の建築物においては利用者の安全確保のため、利用者の避難誘導等を円滑に行う体制整備が必要である。

### **（有効性）**

平成 18 年 7 月から開催している「予防行政のあり方に関する検討会」の中間報告や消防審議会の答申を受け、不特定多数の者が利用する大規模・高層の防火対象物に対し、大規模地震に対応した消防計画の作成及び自衛消防組織の設置を義務付ける消防法の改正を行い、平成 19 年 6 月 22 日に公布されたところであり（公布日から 2 年以内に施行。）、各種会議等の機会を捉え、全国の消防防災関係者への周知を図った。これらの取組は、今後の大規模地震に対する被害軽減のために必要な施策として有効性が認められる。

## **（c）防火対象物の火災予防対策**

### **（必要性）**

多数の人を収容する防火対象物については、火災が発生した際、甚大な人的被害を及ぼす可能性があるため、平成 15 年 10 月の消防法改正により、防火対象物のうち収容人員が 300 人以上の特定用途のもの等に、1 年に 1 回、防火対象物点検資格者による防火対象物定期点検報告を義務付けたところである。

また、小規模雑居ビルや特定違反対象物（床面積 1,500 m<sup>2</sup>以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が 11 以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の過半にわたって未設置の防火対象物をいう。）についても、火災発生時における人命の危険性が大きいことから、その早急な違反是正が必要である。

### **（有効性）**

小規模雑居ビルの火災予防対策については、平成 13 年 10 月末には約 92%であった違反率が、平成 18 年 12 月末には 32%に大きく減少したことから、平成 13 年 9 月の新宿区歌舞伎町ビル火災を契機とした全国一斉の立入検査や、その後の継続的なフォローアップ等の取り組みの有効性が認められる。しかし、新たな違反事案を含めたものは、平成 18 年 12 月現在 50.6%となっており、更に違反是正を徹底する必要がある。

また、特定違反対象物の火災予防対策については、平成 18 年度当初の 182 件から平成 19 年度当初の 168 件に減少したことから、違反是正の指導に有効性が認められる。

### **(効率性)**

小規模雑居ビル等の違反是正については、過去の違反処理事例や判例などを搭載した違反処理データベースを更新するとともに、全国消防長会等の関係機関と連携し、各種研修会や地域ごとの連絡会を実施するなど、違反処理担当者の技術向上及び各地域での違反処理体制の強化を効率的に実施した。

また、違反是正の推進にあたっては、建築行政機関、警察機関、保健福祉部局等との連携強化を図ることにより、効率的な違反処理に努めた。

## **(d) 放火火災防止対策**

### **(必要性)**

放火による火災（放火の疑いによるものを含む。）は、平成9年から11年連続して出火原因の1位である（平成19年中の全火災件数の20.4%（概数値）。）ことから、火災件数の減少には放火火災防止対策の推進が必要である。

### **(有効性)**

平成16年に取りまとめた「放火火災防止対策戦略プラン」に基づくチェックリストを活用した住民による自己評価の取組等を、全国の消防機関において、春と秋の全国火災予防運動等を通じて推進している。

こうした放火火災防止対策を実施した結果、平成19年の放火火災件数（放火疑いを含む。）は11,117件（概数値）で前年度と比較して減少していることから、施策の有効性が認められる。

### **(効率性)**

春と秋の全国火災予防運動等を通じ、「放火火災防止対策戦略プラン」に基づくチェックリストを活用した住民自らの自己評価による取組を推進することにより、消防機関と住民が一体となって効率的に「放火されない環境づくり」の確立を図った。

## **(e) 危険物事故防止対策等の充実強化**

### **(必要性)**

ひとたび事故が発生すると、甚大な被害をもたらす危険物施設における火災・漏えい事故の件数は引き続き増加傾向にあることから、危険物事故防止対策を推進していく必要がある。

また、平成15年十勝沖地震に伴う石油タンクの全面火災、JCOの原子力事故の発生や平成19年新潟県中越沖地震に伴う東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所変圧器火災の発生などにより、特殊災害対策の充実が必要となっている。

更には、循環型社会の推進のため、化石燃料に変わる燃料としてバイオマス燃料の開発が進んでいることから、それらの新技術・環境技術に関する安全対策に取り組むことが必要となっている。

### **(有効性)**

「危険物事故防止アクションプラン」を定め、官民一体となった危険物事故防止のための情報や認識の共有を図り、危険物施設における事故件数の減少に努めてきたところである。しかしながら、

平成 19 年の危険物施設における火災・漏えい件数は、危険物施設の老朽化等により、603 件と前年比で 5 件増加した。こうした中、平成 20 年 5 月 28 日に消防法を改正し、市町村長等が危険物流出等の事故原因調査を実施できるようにするなど、危険物事故の減少につながる有効な施策を打ち出したところである。

また、特殊災害については、特殊災害の被害を軽減させるための対策として、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所の自衛防災組織に対する大容量泡放射システムの配備の義務付けなどの政省令改正や、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」の見直しを行うなどの施策を実施した。

更に、バイオマス燃料の安全対策としては、エタノール高濃度混合ガソリンなどの新たな燃料に対する安全性の評価、安全対策の検討を実施している。

## **(f) 消防防災に係る科学技術の研究・開発**

### **(必要性)**

複雑多様化、大規模化する災害に対応するため、新技術等を消防防災分野に積極的に導入するための研究開発が極めて重要であり、より災害現場に密着した実践的な技術開発・応用研究等を行い消防防災科学技術の高度化を図り、消防防災活動や火災予防等の業務に利活用することが必要である。

### **(有効性)**

平成 19 年 2 月に「消防防災科学技術高度化戦略プラン」を改訂するなど、特殊・特異化する災害等に対し迅速かつ高度で効果的な消防防災活動を可能にする科学技術の推進を戦略的に実施している。

また、消防防災科学技術に係る研究の提案公募型の助成制度である消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）を引き続き推進しており、産学官の連携を強化していることなどから、消防防災科学技術の向上により、効果的な消防防災活動等の実施による被害の予防、軽減等を図るための施策として有効性が認められる。

### **(効率性)**

消防防災に係る科学技術の研究・開発について、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）を引き続き推進し、火災等の災害時の消防防災活動等を行う消防本部等のニーズ等が反映された緊急性や迅速性が求められる研究開発課題に重点を置き、消防本部が参画した産学官連携による効率的な研究を実施している。

## **(B) 地域防災力の強化**

### **(a) 消防の広域化の推進**

#### **(必要性)**

災害の多様化・大規模化や住民ニーズの変化など、消防を取り巻く環境が急速に変化する中で、特に小規模な消防本部においては、出動体制、消防車両・専門要員の確保等に限界があることや、

組織管理や財政運営面で厳しい状況にあることが指摘されている。そのため、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることが必要である。

**(有効性)**

消防の広域化を推進するため、平成18年6月に改正された消防組織法に基づき、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定した。また、消防広域化アドバイザーの派遣や消防広域化セミナーの開催などにより、国民への消防の広域化の普及啓発や消防の広域化を検討・推進する市町村等への助言等を行ってきたところである。

これにより、各都道府県において広域化推進計画の策定が進められ、消防の広域化に向けた取り組みが着実に進行していることから、施策の有効性が認められる。

**(b) 緊急消防援助隊の充実強化**

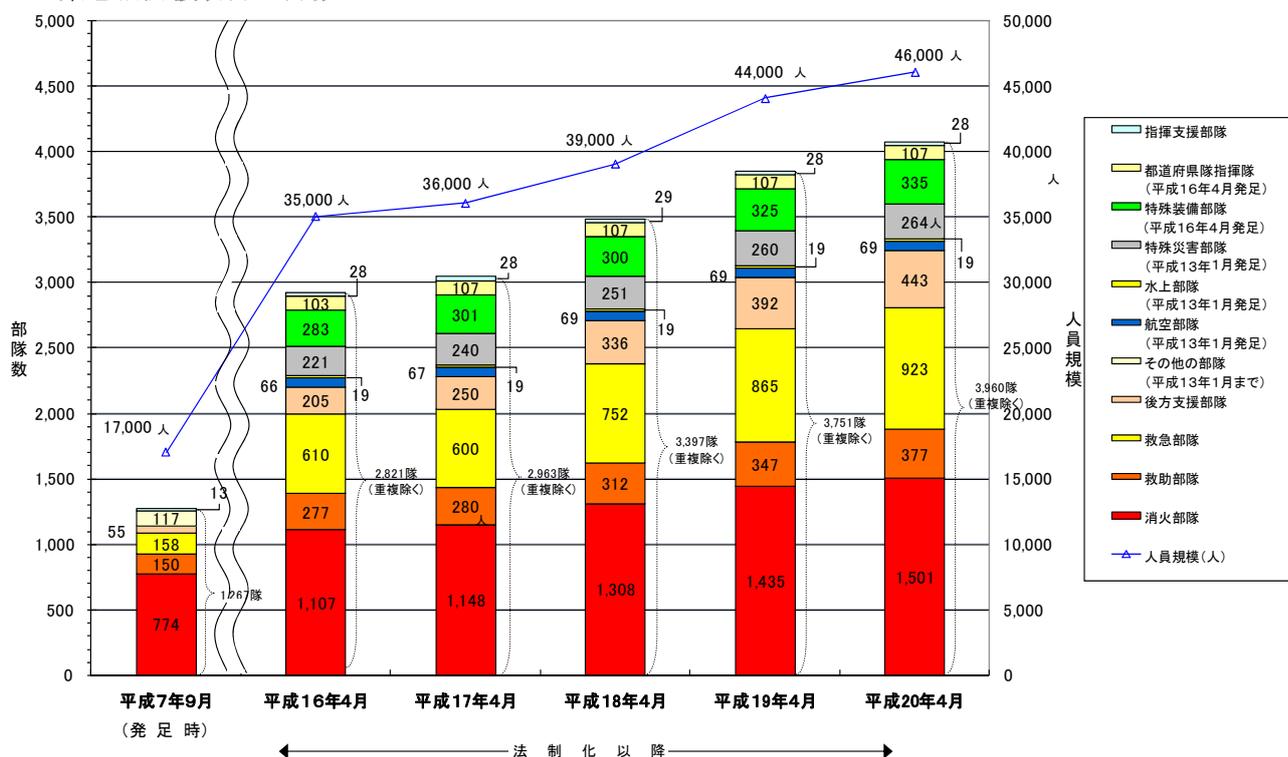
**(必要性)**

東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生が切迫していることや、活断層等により局地的に甚大な被害をもたらす地震の危険性が指摘されるなど、近年、大規模地震等の災害への対応力の強化が緊急の課題となっているため、大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊の増強が必要である。

**(有効性)**

東海地震活動計画や首都直下地震等の最新の被害想定等を踏まえ、緊急消防援助隊に関する基本計画を変更し、当初平成20年度末を目処に3,000隊としていた登録部隊数を4,000隊規模へ増強することとした。この目標に向け増強整備を促進した結果、平成20年4月1日現在で3,960隊（進捗率99.0%）と平成19年4月1日現在の3,751隊から209隊増加したことから、施策の有効性が認められる。

○緊急消防援助隊の隊数



また、全国を6ブロックに分けた地域で緊急消防援助隊の合同訓練を実施しているほか、緊急消防援助隊の機動力の強化等を図るため、消防組織法の改正を行い（平成20年5月公布）、災害発生時の対応力の強化に有効な施策を実施しているところである。

### **（c）救助体制の強化**

#### **（必要性）**

消防機関では火災・交通事故・水難事故・自然災害や機械による事故等から人力や機械力等を用いて人命の救助を実施しているところであるが、複雑多様化、大規模化する救助事案に対応するためには非常に高度な救助技術の習得、救助資機材の確保が必要となっている。

一方で、平成20年5月に発生した中国四川省における大地震に伴い、国際消防救助隊（IRTF）を派遣するなど、国際貢献の枠組みで救助活動を実施する事例もあることから、この観点からも救助体制の強化が必要となっている。

#### **（有効性）**

平成17年4月に発生したJR西日本福知山線列車事故を契機として、平成18年4月に「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」を改正し、新たに、高度救助隊及び特別高度救助隊の整備を行うこととした。特別高度救助隊には特殊災害対応自動車並びに地域の実情に応じてウォーターカーター及び大型ブロアーを配備するなど、高度な救助資機材を導入している。また、これらの隊員は高度な救助技術に関する知識・技術を兼ね備えた隊員で構成されることから、この高度救助隊員等の教育を消防大学校のカリキュラムに取り入れたところである。

こうした取組により、救助体制の充実・強化が図られていることから、施策の有効性が認められる。

### **（d）消防団員の確保・活動環境の整備**

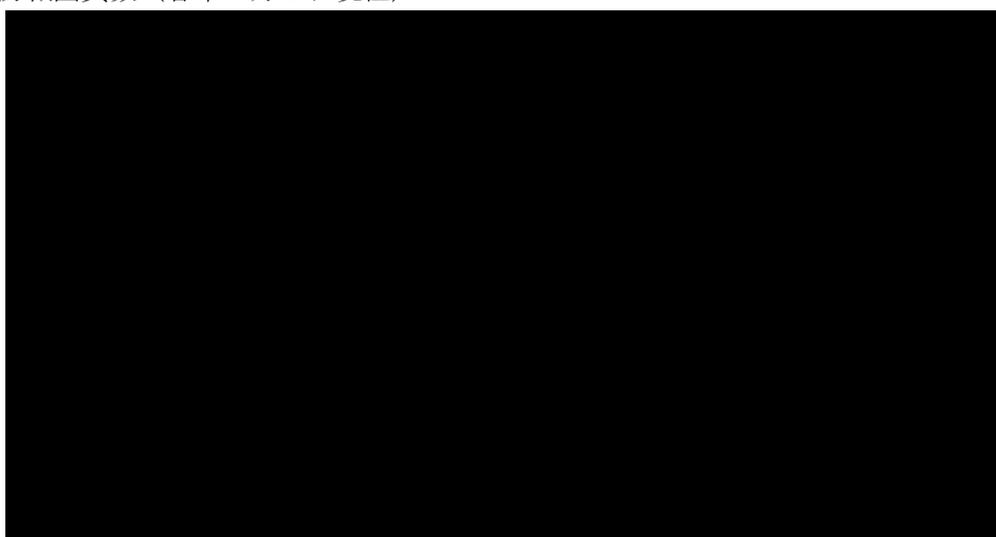
#### **（必要性）**

消防団は地域における消防防災の中核として、火災時における消火活動をはじめ多数の要員を必要とする地震等大規模災害時の対応など、幅広い分野で重要な役割を果たしていることから、災害の複雑多様化、大規模化に的確に対応するために消防団のより一層の充実強化と活性化を図る必要がある。

#### **（有効性）**

消防団員を確保するため、機能別団員・分団制度、休団制度の活用等の推進、消防団協力事業所表示制度、消防団員確保アドバイザー等の施策を講じているところである。しかし、平成19年4月1日現在の団員数は892,893人と平成18年4月1日現在の団員数900,007人から7,114人の減少となっている。これは、新任団員（6万人程度）を上回る団員が退職したことによるものである。退職団員数をカバーするには至っていないが、上記のような新任団員確保・活動環境の取組が一定の成果を上げて、前年度に比べ団員数の減少幅は小さくなっていることから施策の有効性が認められる。

○消防職団員数（各年4月1日現在）



**(e) 自主防災組織の充実強化**

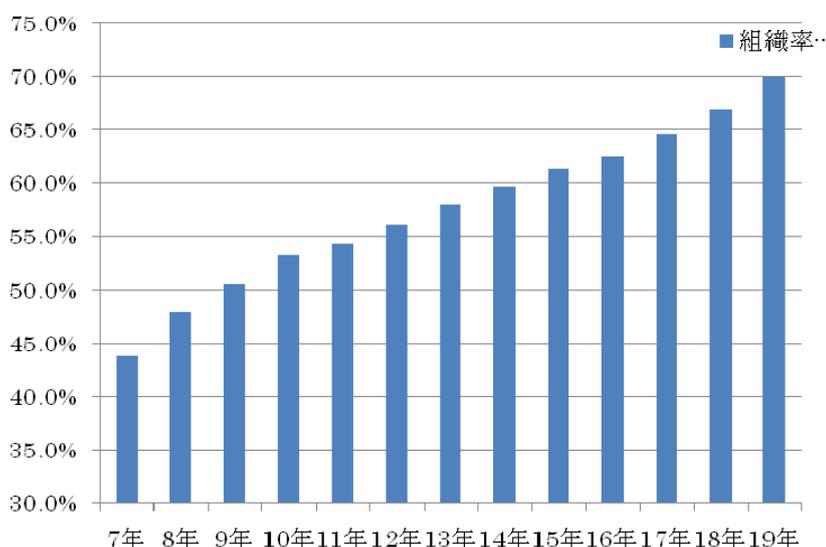
**(必要性)**

地域住民の連帯意識に基づく組織である自主防災組織は、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、災害危険箇所等の巡視、資機材等の共同購入等を行っており、災害時には、初期消火、住民等の避難誘導、負傷者等の救出・救護、情報収集・伝達、給食・給水等を行うなど地域における消防防災について非常に重要な役割を担っていることから、自主防災組織の結成促進及び育成強化が必要である。

**(有効性)**

地域安心安全ステーション整備モデル事業の実施団体の選定やシンポジウム・出前講座の開催、テレビ番組、ホームページ等による防災活動の普及啓発等を実施した結果、自主防災組織の組織率は平成19年4月1日現在69.9%と平成18年4月1日現在の66.9%から3%増加したことから、施策の有効性が認められる。

○自主防災組織の組織率（各年4月1日現在）



組織率：全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合

## (f) 地域防災計画の見直し

### (必要性)

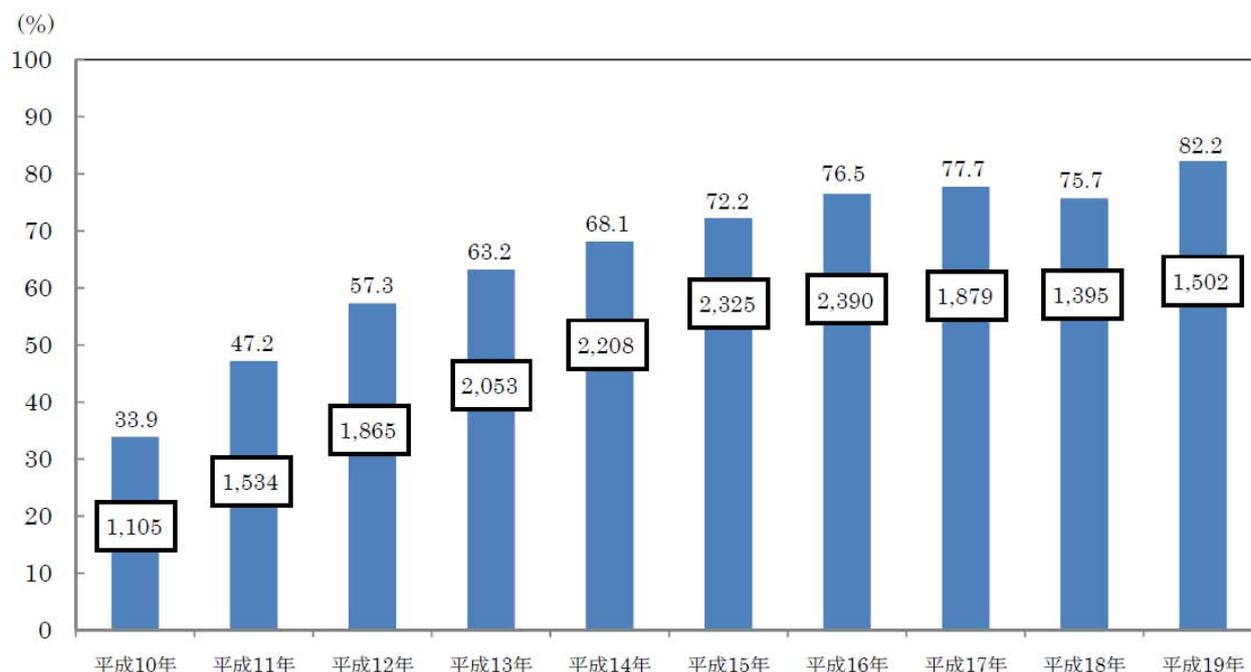
地域における防災の総合的な計画である地域防災計画については、既に全都道府県とほぼ全ての市町村で作成されているが、災害対策基本法においては、地域防災計画について毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならないこととされており、地域の実情を踏まえた計画の見直しが必要である。

### (有効性)

消防庁では、地域防災計画の点検・見直しを地方公共団体に要請するとともに、各地方公共団体の地域防災計画の内容が一層具体的かつ実践的なものとなるよう、平成17年7月に「地域防災計画データベース」の運用を開始したところである。これらの取組により各地方公共団体の地域防災計画の見直し（阪神・淡路大震災以降）が促進され、修正率は平成19年4月1日現在で82.2%と、平成18年4月1日現在の修正率75.7%に比べ、6.5%上昇したことから、施策の有効性が認められる。

#### ○市町村地域防災計画の阪神・淡路大震災以降の修正状況

(各年4月1日現在、比率は全市町村数に占める割合)



※ グラフ内の枠内の数字は、修正した市町村数を表す。

### (効率性)

地域防災計画の見直しについては、消防庁による「地域防災計画データベース」の運用により、他の地方公共団体の計画との比較・検証が容易になり、各地方公共団体による効率的な計画の見直しが可能となっている。

## **(g) 防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進**

### **(必要性)**

公用・公共用施設の多くは不特定多数の利用が見込まれるほか、地震災害の発生時には防災拠点としての機能を発揮することが求められることから、災害応急対策を円滑に実施するために、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる文教施設などの公共施設等の耐震化が必要である。

### **(有効性)**

防災拠点となる公共施設等の耐震化については、公共施設等耐震化事業（起債事業）による財政支援や地方公共団体の担当者のために「防災拠点の耐震化促進資料（耐震化促進ナビ）」を作成し、情報提供を行うことにより地方公共団体における公共施設等の耐震化について支援しているところである。

こうした取組の効果もあり、耐震化の緊急性が高い公共施設等については、平成 18～21 年度で耐震改修を予定していた棟数のうち、既に約 4 割が耐震改修を終えている。

また、防災拠点となる公共施設等の全体の耐震率という観点でも、平成 17 年度の調査では、平成 21 年度末の耐震率を 59.8%と見込んでいるが、平成 18 年度の調査における同年度末の耐震率見込みは 59.6%であり、見込みを上回るペースで確実に進んでいることから、耐震化促進のための取組に有効性が認められる。

## **(C) 救急業務の充実・高度化**

### **(a) 救急需要対策**

#### **(必要性)**

現在、少子高齢化の進展や住民意識の変化並びに核家族化等に伴って救急需要が拡大しており、救急出場件数が 10 年間で 55%増加している。一方で、救急隊数は 10%の増加にとどまっていることなどから、救急自動車の平均現場到着所要時間は 10 年間で 6.0 分から 6.6 分と遅延傾向にある。救命率の向上を実現するため、救急需要対策について検討し、真に救急自動車を必要とする傷病者へ円滑に対応することができる救急業務実施体制を確保することが必要である。

#### **(有効性)**

平成 19 年 4 月 1 日現在の救急隊数は 4,846 隊と、前年比で 67 隊増となっており、引き続き救急隊の確保に取り組み、救急体制の充実を図っているところであるが、これに加え、救急需要の増加への対応として、民間の患者等搬送事業者の活用促進や市民への情報提供サービスの充実、さらには、119 番通報受信時等における緊急度・重症度の選別（トリアージ）の実用化に関する検討などを行い、特例措置として救急隊編成の弾力化を構造改革特区において本格導入することとするなど、新たな視点から有効性の高い施策を実施しているところである。

また、消防防災ヘリコプターによる離島、山間部等における迅速な急患搬送や、大規模災害等における広域的な救急搬送は、後遺症の軽減を含めて高い救命効果が期待できることから、ヘリコプターの機動力を活かした救急活動を推進しているところである。これにより、消防防災ヘリコプターによる救急搬送件数は、平成 18 年中が 2,762 件と平成 17 年中の 2,492 件から 270 件増加してい

るところであり、ヘリコプターによる救急業務実施体制の整備は非常に有効性の高い取組であると認められる。

#### **(効率性)**

緊急性のない者を搬送対象とする、消防機関が認定した患者等搬送事業者については、平成20年1月1日現在、514社の登録があり、前回調査時の424社より着実に伸びており（平成18年10月1日）、救急需要対策において民間事業者の効率的な活用が図られている。

#### **(b) 高度な救急救命処置の実施**

##### **(必要性)**

高度な救急救命処置の実施により救命率の向上が期待できることから、引き続き救急救命士の養成を促進するとともに、救急救命士の処置範囲の拡大に係る検討を行うほか、救急搬送時における救急救命士や救急隊員による質の高い救急救命処置等の実施を確保するため高規格救急自動車の整備促進を図る。また、消防機関と医療機関との連携を強化し、救急救命処置等の適切な実施に必要な医師による常時指示体制、医学的観点からの事後検証体制、救急救命士の資格取得後の再教育・研修体制を確保するため、メディカルコントロール体制の充実・強化を推進することが必要である。

##### **(有効性)**

救急隊に配備されている救急救命士（運用救急救命士）の数は平成19年4月1日現在において17,218人（対前年比750人増）であり、救急隊員に占める割合も30.3%（対前年比1.4%増）と増加している。また、救急救命士が配置された救急隊の割合は86.3%（対前年比3.9%増）となっており、平成23年度に目標としている90%に向けて着実に進行している。さらに、救急救命士の処置範囲も拡大しており、平成15年4月から医師の具体的指示なしでの除細動が、平成16年7月からは気管挿管が、平成18年4月からは薬剤投与がそれぞれ行うことができることとなった。これらの結果、救急救命士によって処置された傷病者の救命率は平成18年には8.8%（対前年比1.2%増）となっており、救命率の向上につながっている。

高規格の救急自動車の配備台数は、平成19年4月1日現在4,391台で、全体の74.7%（対前年度比2.8%増）を占めており、高度な救急救命士の運用体制の充実に係る財政措置（緊急消防援助隊設備整備補助金、地方交付税措置等）等の取組の成果は上がってきている。

救急救命士の処置範囲の拡大に伴い、一層重要性が増しているメディカルコントロール体制については、各都道府県単位及び各地域単位のメディカルコントロール協議会の設置が全て完了し、医療機関と消防機関の連携体制の充実・強化及び医学的観点からの救急業務の質的向上が図られており、救命率の向上に寄与するものとしてその有効性が認められる。

##### **(効率性)**

高水準で推移する救急需要に対応するため、平成19年度は、構造改革特区として、コール・トリアージ（119番通報受信時における指令室トリアージ）を活用し、救急隊編成の弾力的な運用を認めることとしており、救急搬送の効率化を図っている。

### **(c) 住民による応急手当の実施**

#### **(必要性)**

平成 18 年中の救急自動車による平均現場到着所要時間は 6.6 分であるのに対し、心肺機能停止傷病者は、応急手当等を実施しない場合の救命率は著しく低くなることから、救急自動車到着前のバイスタンダーによる応急手当の実施は、救命率の向上に大きく寄与するものと考えられる。

平成 18 年における救命講習受講者数は、約 147 万人で、平成 14 年以降 100 万人を超えているところであるが、救命率を向上させるため、今後も受講者数の増加を図っていく必要がある。

#### **(有効性)**

平成 18 年中には約 147 万人が救命講習を受講し、平成 18 年の心肺機能停止傷病者への応急手当の実施率も、前年比 1.3%増の 35.3%となるなど、消防機関による応急手当の普及啓発活動が一定の成果を上げており、救命率の向上に寄与している。心肺機能停止傷病者に対する家族等による応急手当の実施有無別救命率を見ると、応急手当が実施されている場合は、実施されていない場合よりも 0.7%高くなっており（平成 18 年中）、取組の有効性が認められる。

### **(D) 国民保護体制の整備**

#### **(a) 国民保護訓練の実施**

##### **(必要性)**

国民保護訓練（国と地方公共団体が共同して行う訓練（共同訓練）及び地方公共団体が単独で行う訓練（単独訓練））は、国民保護法において努力義務として定められているところである。平時において、いざというときに迅速に国民保護措置が実施できるよう、国民保護訓練の実施が必要である。

##### **(有効性)**

国民保護計画等を実効性のあるものとするためには、平素から様々な事態を想定した実践的な訓練を行い、国民保護措置に関する対処能力の向上や関係機関との連携の強化を図ることが有効である。

平成 19 年度は、訓練を実施する都道府県が昨年度より増加しており、都道府県を中心に 72 件が実施された（平成 18 年度は 35 件）。このうち、共同訓練が 15 件、単独訓練が 57 件実施された。また、商業施設や生活関連施設を対象としたテロを想定したもの、石油基地や原発を対象としたものなど、地域それぞれの事情に応じたシナリオを想定した実践的な訓練も行われているところである。

#### **(b) 情報伝達・提供手段の整備**

##### **(必要性)**

国民保護法においては、有事の際に、住民への情報伝達が義務づけられており、いかに迅速に伝達できるかが被害の最小化のために極めて重要な要素である。そのため、消防庁から衛星通信ネットワークを用い同報系の市町村防災行政無線を通じて、情報等を人手を介さず、瞬時かつ自動的に住民に伝達する全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備を進めることが必要である。また、

国民保護に定められている安否情報の照会・回答事務に係るシステム（安否情報システム）についても、全国統一に運用を開始したところであり、地方公共団体における運用体制の整備を図ることが必要である。

#### **（有効性）**

防災対策事業債の充当対象として財政的支援措置を講じたこと等により、市町村防災行政無線の整備率は、平成19年3月31日現在、75.2%（速報値：対前年度比0.6ポイント増）となり着実に増加していることから、防災行政無線の整備推進のための施策について有効性が認められる。

また、弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない場合において、消防庁から通信衛星を経由して都道府県、市町村に警報の内容を直接伝えるとともに、市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレンを自動吹鳴させることなどを可能とする全国瞬時警報システム（J-ALERT）は、平成20年6月25日現在、41都道府県62市区町村で情報の受信、同報系防災行政無線等の自動起動を開始している。

安否情報システムについては、平成19年度に運用試験を実施したところであり、平成20年4月25日から運用を開始したところである。

これらのシステムを整備することは、有事の際、迅速かつ確実に情報を伝えることが可能となるため、住民の生命を守り、避難住民支援のために極めて有効な施策である。

#### **（効率性）**

市町村防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、安否情報システムなどの情報伝達・提供手段を整備することで、効率良く迅速かつ確実な情報を国民に伝達・提供することが可能となっている。

## **5 今後の課題と取組の方向性**

### **（1）政策の課題と取組の方向性（総括）**

消防庁では大規模災害や大事故・テロに揺るがない社会を実現するために、社会情勢に応じ、消防防災・危機管理に係る制度の立案、組織体制の整備、普及啓発活動等を実施してきたところである。

近年の政策的な主な課題としては、まず、消防法等の制度改革を行った事案に対する制度の定着が挙げられる。大規模・高層の防火対象物の管理者に、消防計画の作成及び自衛消防組織の設置を義務付けた平成19年度の消防法の改正や、住宅に住宅用火災警報器等の設置を義務付けた平成16年度の消防法の改正などで制定した制度等を、いかに定着させていくかが課題である。

また、大規模災害やテロ・武力攻撃等に対する、組織体制の強化が課題としてあげられる。緊急消防援助隊の拡充や消防の広域化の推進、消防団員数の増加、救急需要への対応など、国・地方を通じた組織体制の拡充が課題となっている。

さらに、国民への消防防災・危機管理に対する認識と理解を向上させるための普及・啓発活動も重要な課題となっている。

これらの課題に対し、消防庁では引き続き、効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る政策を推進していく。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>ア 住宅火災対策</b></p> <p><b>【課題】</b> 住宅火災による死者数の減少を図るため、住宅用火災警報器等の既存住宅への早期設置や、防火安全性の確保のため、着火抑制の機能を持つ防災品の普及の促進が課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 火災予防対策の強化</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・住宅用火災警報器等の普及促進に係る事業</p>	見直し・改善の方向性	住宅防火対策については、高齢化の進展に伴い死者数の増加が懸念される状況を踏まえた上で、住宅用火災警報器等の設置、防災製品導入等の総合的な住宅防火対策を普及促進する方向で推進していく。
	(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
	(制度)	○ 従来どおり。
	(実施体制)	○ 関係機関等との連携に基づく住宅防火対策の推進。
<p><b>イ 大規模地震に対応した自衛消防力の確保</b></p> <p><b>【課題】</b> 改正消防法の施行後、大規模地震に対応した消防計画の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられる大規模・高層の防火対象物の関係者に対し、制度を確実に定着させるための指導・監督が課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 火災予防対策の強化</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・防火対象物の大規模化・複雑化等に伴う防火安全体制の向上についての検討に係る事業 ・民間事業所における自衛消防力の確保に係る事業</p>	見直し・改善の方向性	改正消防法の施行後についても、制度の定着を図るため継続的な指導を推進していく。
	(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
	(制度)	◎ 政省令改正が必要。
	(実施体制)	○ 消防計画のガイドラインの策定や優良事例の紹介、消防機関への技術支援等により民間事業所における自衛消防力の確保を促進。

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>ウ 防火対象物の火災予防対策</b></p> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防火対象物の定期点検を推進することにより適切な防火管理を図るとともに小規模雑居ビルでは法令改正に伴う新たな違反要因等により違反率が高くなっていることから立入検査等を強化することが課題。</li> <li>カラオケボックス店等の小規模施設における安全対策のあり方を検討するとともに認知症高齢者グループホーム等における消防用設備等の設置基準等を見直しつつ広報・普及啓発に取り組むことが課題。</li> </ul> <p><b>【下位レベルの施策名】</b></p> <p>火災予防対策の強化</p> <p><b>【主な事務事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災危険性の高い小規模施設に対応した防火対策の検討に係る事業</li> <li>消防法令に係る違反是正推進事業</li> </ul>	<p><b>見直し・改善の方向性</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防火対象物の定期点検については、点検率の向上を推進していく。</li> <li>小規模雑居ビルをはじめとした法令違反対象物の是正について指導を推進していく。</li> <li>カラオケボックス等の小規模施設における火災発生の状況を踏まえ、安全性を確保するために設備設置基準等を見直す。</li> <li>認知症高齢者グループホーム等における設備設置基準等の見直しを踏まえ、推進方策を検討していく。</li> </ul>
		<p><b>(予算要求)</b></p>
	<p><b>(制度)</b></p>	<p>◎ 政省令改正が必要。</p>
	<p><b>(実施体制)</b></p>	<p>○ 違反処理データベースの充実、消防機関における立入検査及び違反是正に関する体制の充実及び事例検討等。</p>

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>エ 放火火災防止対策</b></p> <p><b>【課題】</b> 放火火災の低減を図るため、「放火火災防止対策戦略プラン」の継続的な改善を図りつつ、同プランを活用した地域全体で取り組む「放火されない環境づくり」を確立することが課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 火災予防対策の強化</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・住宅及び市街地における放火火災防止対策推進事業</p>	見直し・改善の方向性	放火火災防止対策については、依然として放火が火災原因の第1位である状況を踏まえ、地域全体で取り組む放火火災防止対策を強化する方向で推進していく。
	(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
	(制度)	○ 従来どおり。
	(実施体制)	○ 「放火火災防止対策戦略プラン」に係る全国の取組状況を取りまとめ、同プランの内容を改善に活用。
<p><b>オ 危険物事故防止対策の充実強化</b></p> <p><b>【課題】</b> a 危険物施設の安全対策の総点検として、屋外タンク等の安全対策の総点検の実施、「危険物事故防止アクションプラン」に基づく官民一体となった総合的な事故防止対策、危険物流出等の事故原因調査の効果的な活用、危険物施設の腐食防止・抑制対策等、危険物事故防止対策の充実強化を図ることが課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 火災予防対策の強化</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・内部浮き蓋付き屋外貯蔵タンクの耐震性及び安全性確保のための調査・検討事業 ・「危険物事故防止アクションプラン」に基づく、事故防止対策事業 ・危険物施設の腐食劣化等に関する調査・検討事業</p>	見直し・改善の方向性	危険物事故対策の充実強化については、依然として危険物施設における事故件数が増加傾向にあることから、総合的な対策強化の方向で推進していく。
	(予算要求)	◎ 予算枠の拡大を検討。
	(制度)	◎ 改正について検討。
	(実施体制)	◎ <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外タンク貯蔵所における内部浮き蓋に係る調査・検討により、耐震性、安全性の確保のための技術基準を制定。</li> <li>・「危険物事故防止アクションプラン」に基づく、官民一体となった事故防止対策の強化。</li> <li>・危険物施設の腐食防止・抑制対策、劣化した危険物施設を継続使用するための安全対策の検討。</li> <li>・地下貯蔵タンク・地下配管の健全性評価を行う手法の検討。</li> <li>・危険物流出事故の原因調査結果の効果的な活用方法の検討。</li> </ul>

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>【課題】</b> b バイオマス燃料等の新技術・環境技術に関する安全対策に取り組むとともに、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価を推進することが課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 火災予防対策の強化</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・E10、BDF等のバイオマス燃料の安全性評価に係る事業 ・新規危険性物質の早期把握及び危険性評価に係る事業</p>	見直し・改善の方向性	新技術・環境技術に関する安全対策については、バイオマス燃料への関心や需要が高まっていることから、着実に推進していく。
	(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
	(実施体制)	◎ 改正について検討。  ◎  ・バイオマス燃料に係る実証実験、新規危険性物質の調査・検討を行う等、新技術・新素材の活用等に対応した安全対策のあり方について検討。 ・新規危険性物質について危険性評価を実施。
<p><b>【課題】</b> c 石油コンビナート等特別防災区域における防災体制の充実強化を図るため、大容量泡放射システムの本格的な導入に向けた県域を越える広域的な防災体制を確立するとともに、原子力施設における防火防災対策の充実強化を図るため、関係機関との連携の強化を進めていくことが課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 火災予防対策の強化</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・大容量泡放射システムの相互活用等の促進に向けた防災体制のあり方に関する検討に係る事業 ・消防機関と原子力事業者等との円滑な連携についての検討に係る事業 ・「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」等の見直しに係る事業</p>	見直し・改善の方向性	大容量泡放射システムの配備状況を踏まえ、引き続き、広域的な防災体制の強化を推進していく。  関係機関との連携により、引き続き、原子力施設における自衛消防体制等防火防災対策の充実強化を推進していく。
	(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
	(実施体制)	○ 従来どおり。  ○  ・大容量泡放射システムの相互活用等のあり方について検討。 ・原子力施設における消防訓練のあり方について検討。

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>カ 消防防災に係る科学技術の研究・開発</b></p> <p><b>【課題】</b></p> <p>今後、複雑多様化、大規模化する災害に対応するため、新技術等を利活用した消防防災に関する研究開発のより一層の推進が課題。</p> <p>また、競争的研究資金制度については、効果を最大限に発揮させるために、消防機関等の現場ニーズに即した研究開発に重点を置くなど制度の充実を図るとともに、今後も採択課題の早期決定等必要に応じ制度の改革を行うことが課題。また、研究が終了したものについては、事後・追跡評価等を行い、施策等に反映していくことが課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b></p> <p>火災予防対策の強化</p> <p><b>【主な事務事業】</b></p> <p>・消防防災体制の整備に係る技術研究開発事業</p>	<p><b>見直し・改善の方向性</b></p>	<p>消防防災に関する研究開発については、日々刻々と進化する科学技術等の動向を踏まえた上で、多種多様な消防防災の課題について研究し、課題解決を図る方向で推進していく。</p> <p>競争的研究資金制度については、年度ごとの契約という事務手続を踏まえた上で、研究の連続性、円滑な研究支援体制を確立する方向で推進していく。</p>
	<p><b>(予算要求)</b></p>	<p>◎ 予算枠の拡大を検討。</p>
	<p><b>(制度改正)</b></p>	<p>○ 従来どおり。</p>
	<p><b>(実施体制)</b></p>	<p>◎ 消防防災に関する研究開発をより一層推進。競争的研究資金に係る研究成果について事後・追跡評価等を行い、施策等に反映することを検討。</p>

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>キ 消防の広域化の推進</b></p> <p><b>【課題】</b> 災害の多様化・大規模化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、市町村の消防の広域化を推進することにより、消防体制の充実強化を図ることが課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 地域防災力の強化</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・消防広域化推進アドバイザーの派遣 ・消防広域化セミナーの開催 ・手引き書の作成・配布</p>	見直し・改善の方向性	消防体制の充実強化が求められる中で、消防の広域化については、市町村が消防の広域化を検討する際にきめ細かく助言する方向で推進していく。
	(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
	(制度)	○ 従前どおり。
	(実施体制)	◎ ・消防広域化推進アドバイザーの派遣。 ・消防広域化セミナーの実施。
<p><b>ク 緊急消防援助隊の充実強化</b></p> <p><b>【課題】</b> 緊急消防援助隊については、引き続き基本計画に基づく施設の整備と登録部隊数4,000隊への増強を図り、大規模災害発生時における消防の応援体制を強化することが課題。</p> <p>また、過去の緊急消防援助隊の出動時の教訓を踏まえ、災害発生直後の情報収集体制の強化を図ることが課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 地域防災力の強化</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・緊急消防援助隊設備整備費補助</p>	見直し・改善の方向性	平成20年度末までに、登録目標である4,000隊規模を達成する見込みである。また、平成20年度に基本計画を見直し、登録部隊の計画的な増強及び施設・設備等の充実強化を推進する。
	(予算要求)	◎ 予算枠の拡大を検討。
	(制度)	◎ 改正について検討。
	(実施体制)	◎ ・緊急消防援助隊施設の整備促進。 ・ヘリコプターテレビ電送システムの全国的な整備の推進。 ・毎年度実施している地域ブロック合同訓練の充実を図り、迅速な出動及び指揮・連携能力の強化を図る。

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>ケ 消防団員の確保・活動環境の整備</b></p> <p><b>【課題】</b> 地域の防災力の低下を招かないよう消防団員数の減少傾向に歯止めをかけ、地域防災の中核的存在である消防団の強化のため団員数が増加に転じるような方策を引き続き検討することが課題</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 地域防災力の強化</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・消防団活動の周知のための各種媒体を活用した広報 ・消防団協力事業所表示制度の普及 ・消防団員確保アドバイザー派遣制度の活用促進</p>	<p><b>見直し・改善の方向性</b></p>	<p>消防団の充実に関しては、引き続き団員数の増加を図るため、資機材等の整備、団員の処遇等の改善、事業所との連携、マスメディア等を活用した広報の実施を図るなど、消防団員の確保・活動環境の整備を行っていく。</p>
	<p><b>(予算要求)</b></p>	<p>○ 事業の継続を検討。</p>
	<p><b>(実施体制)</b></p>	<p>◎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団協力事業所表示制度の全国的な普及浸透。</li> <li>・消防団員確保アドバイザー派遣制度の活用促進。</li> <li>・マスメディア等を活用した広報の実施。</li> </ul>
<p><b>コ 自主防災組織の充実強化</b></p> <p><b>【課題】</b> 自主防災組織については、組織率が低い地域の結成促進を図るとともに、行政と住民が一体となった情報収集伝達・警戒避難体制の整備や大規模な災害を想定しての防災訓練の実施等を促進していくことが課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 地域防災力の強化</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・地域安心安全ステーション整備モデル事業</p>	<p><b>見直し・改善の方向性</b></p>	<p>自主防災組織連絡協議会設置や地域安心安全ステーション整備モデル事業による地域の連携等の促進、テレビ番組・消防庁 HP による防災知識の普及啓発等を引き続き実施し、自主防災組織の充実強化を図っていく。</p>
	<p><b>(予算要求)</b></p>	<p>○ 事業の継続を検討。</p>
	<p><b>(実施体制)</b></p>	<p>○</p> <p>地域安心安全ステーション整備モデル事業を、引き続き、全国 103 ヲ所 で実施。</p>

今後の課題	取組の方向性		
<p><b>サ 地域防災計画の見直し</b></p> <p><b>【課題】</b> 地方公共団体に対し、地域防災計画の実効性を高めるため、地域の実情に即した具体的かつ実践的な見直しを求めていくことが課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 地域防災力の強化</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・地域防災計画データベースの維持管理</p>	見直し・改善の方向性	地域防災計画の見直しについては、地域の実情に即した具体的かつ実践的な見直しが求められていることを踏まえ、地域防災計画データベースの運用及び都道府県地域防災計画の内容の比較・検証を通じて、より適切な計画への見直しを行える環境整備を推進していく。	
		(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
		(制度)	○ 従来どおり。
		(実施体制)	災害対策基本法に基づく地域防災計画の作成・修正に係る意見を処理しつつ、地域防災計画データベースの運用により、地方公共団体への支援を実施。
<p><b>シ 防災拠点となる公共施設等の耐震化</b></p> <p><b>【課題】</b> 耐震化の緊急性の高い公共施設等に加え、防災拠点となる公共施設等全体の耐震化を着実に推進していくことが課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 地域防災力の強化</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・公共施設等耐震化事業（起債事業） ・防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査</p>	見直し・改善の方向性	引き続き、公共施設等耐震化事業（起債事業）等を活用し、耐震化緊急実施計画を推進していく。	
		(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
		(制度)	○ 従来どおり。
		(実施体制)	引き続き、公共施設等耐震化事業（起債事業）及び防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査を実施し、地方公共団体による公共施設等の耐震化を促進。

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>ス 救急需要対策</b></p> <p><b>【課題】</b></p> <p>a 救急需要対策への取組</p> <p>引き続き救急隊の確保を図るとともに、救急需要対策に取り組むことが課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b></p> <p>救急業務の充実・高度化</p> <p><b>【主な事務事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急車の適正利用の推進</li> <li>・民間患者等搬送事業者の活用促進</li> <li>・救急業務高度化推進検討会（トリアージ作業部会）の開催</li> </ul>	見直し・改善の方向性	構造改革特区における救急隊編成弾力化事業に係るコール・トリアージの本格導入をうけ、その有効性及び全国展開の可能性について検証するなど、新たな対策についても取組を進める。
	(予算要求)	◎ 予算枠の拡大を検討。
	(制度)	○ 従来どおり。
	(実施体制)	◎ 従来の救急需要対策に加え、構造改革特区におけるコール・トリアージの運用状況をフォローするなど、救急需要対策を総合的に推進。
<p><b>【課題】</b></p> <p>b 消防防災ヘリコプターの救急出動</p> <p>住民の安心・安全の確保の観点からも、その機動力を活かした救急業務への積極的な活用を推進していくことが課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b></p> <p>救急業務の充実・高度化</p> <p><b>【主な事務事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会の開催</li> </ul>	見直し・改善の方向性	365日24時間運航体制への移行を目指しつつ、MC体制の拡充、救急救命士の配置等の対策について取組を進める。
	(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
	(制度)	○ 従来どおり。
	(実施体制)	○ 「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会」等における検討結果を踏まえ、消防防災ヘリコプターの配備について、住民の安心・安全の確保の観点から、その機動力を活かした救急業務への積極的な活用を推進。

今後の課題	取組の方向性		
<p><b>セ 高度な救急救命処置の実施</b></p> <p><b>【課題】</b></p> <p>a 救急救命士に対する再教育の充実 気管挿管、薬剤投与等の実施可能な救急救命士の更なる養成のため、講習及び実習の推進を図るとともに、救急救命士の再教育体制を充実することが課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 救急業務の充実・高度化</p> <p><b>【主な事務事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急業務高度化推進検討会（メディカルコントロール作業部会）の開催</li> <li>・救急救命士に係る講習及び病院実習の修了状況等調査を実施</li> </ul>	<p><b>見直し・改善の方向性</b></p>	<p>平成19年度救急業務高度化推進検討会報告書を踏まえ、救急救命士の再教育体制の充実を図る。</p>	
		<p><b>（予算要求）</b></p>	<p>◎ 予算枠の拡大を検討</p>
		<p><b>（制度）</b></p>	<p>○ 従来どおり。</p>
	<p><b>（実施体制）</b></p>	<p>○ 救急救命士に対する気管挿管、薬剤投与等の再教育について、平成19年度救急業務高度化推進検討会報告書に示された再教育プログラムの実施体制の整備を促進するとともに、今後の体制のあり方について検討。</p>	
<p><b>【課題】</b></p> <p>b 救急救命士・救急隊員の養成促進 救急救命士が配備された救急隊の割合は平成19年4月1日現在86.3%となっているが、配備状況については地域によって偏りがあることから、地域バランスも考慮し、更なる救急救命士の養成を図ることが必要。また、救急隊の増加等の要因もあることから、救急隊員に対する救急科等の教育のさらなる推進が課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 救急業務の充実・高度化</p> <p><b>【主な事務事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方財政措置等による養成促進</li> <li>・全国救急隊員シンポジウム等の推進</li> </ul>	<p><b>見直し・改善の方向性</b></p>	<p>救急救命士運用隊数の割合の低い地域については重点的に養成を図るとともに、救急隊員の更なる教育を推進。</p>	
		<p><b>（予算要求）</b></p>	<p>○ 事業の継続を検討。</p>
		<p><b>（制度）</b></p>	<p>○ 従来どおり。</p>
	<p><b>（実施体制）</b></p>	<p>○ 高規格救急自動車整備促進事業等により、救急救命士の養成期間中における救急隊員の確保に必要な経費について、財政措置を講じることとしており、更なる救急救命士の養成を推進する。</p>	

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>【課題】</b> c 高規格の救急自動車の整備 救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合は平成 19 年 4 月 1 日現在 74.7%となっており、救急救命士の養成と併せて、引き続き整備が課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 救急業務の充実・高度化</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・高規格救急自動車整備促進事業の実施 ・緊急消防援助隊設備整備費補助金として事業を実施</p>	見直し・改善の方向性	高規格救急自動車整備促進事業の開始により、救急自動車の更新・整備を促進する。
	(予算要求)	○ 緊急消防援助隊設備整備費補助金として事業の継続を検討。
	(制度)	○ 高規格救急自動車整備促進事業の実施(平成 20 年度から平成 22 年度)。
	(実施体制)	○ 高規格救急自動車整備促進事業を開始し、高規格救急自動車の配備率向上を目指す。
<p><b>【課題】</b> d メディカルコントロール体制の充実 メディカルコントロール協議会は、すでに各都道府県単位及び各地域単位では、全て設置が完了したが、活動の実態については、地域差が大きいと見られ、今後は、設置目的に沿った活動が行われるよう支援するなど、メディカルコントロール協議会の質を全国的に底上げすることが課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 救急業務の充実・高度化</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・全国メディカルコントロール協議会連絡会の開催 ・救急業務高度化推進検討会(メディカルコントロール作業部会)の開催 ・「救急の日」及び「救急医療週間」における普及啓発活動の実施</p>	見直し・改善の方向性	救急業務高度化のため、メディカルコントロール体制の一層の強化を推進する。
	(予算要求)	◎ 予算枠の拡大を検討。
	(制度)	◎ 制度の新設について検討が必要。
	(実施体制)	◎ メディカルコントロール体制については、全国的な質の底上げを図るため、全国メディカルコントロール協議会連絡会を開催し、実態調査と現状把握を行うとともに、先進事例等各地域の実情についての情報交換等を引き続き実施するほか、メディカルコントロール協議会の法的位置づけの明確化を含めたメディカルコントロール体制の一層の強化を推進。

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>【課題】</b> e 救命効果の検証・分析の高度化 救急救命処置や応急手当の救命効果の検証・分析をより詳細かつ正確に行い、政策に反映させることが課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 救急業務の充実・高度化</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・救急統計活用検討会（仮）の開催 ・ウツタイン統計の活用による救命処置効果等の検証 ・救急オンラインシステムの充実</p>	見直し・改善の方向性	ウツタイン統計及び救急オンラインシステムのより効果的な活用を図る。
	(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
	(制度)	○ 従来どおり。
	(実施体制)	◎ 平成17年より導入したウツタイン様式（心肺停止症例を原因・目撃の有無・住民による心肺蘇生の実施の有無等により分類し、それぞれの分類における傷病者の予後を記録する様式）による統計データを活用し、救急救命処置や応急手当の救命効果を詳細に分析するとともに、救急オンラインシステムの充実を図る。
<p><b>ソ 住民による応急手当の実施</b></p> <p><b>【課題】</b> 現場における住民による応急手当の実施により、救命率向上が図られると考えられるため、講習会等の一層の推進が課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 救急業務の充実・高度化</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・消防機関における救命講習の実施促進 ・「救急の日」及び「救急医療週間」における普及啓発活動の実施</p>	見直し・改善の方向性	住民による応急手当の実施体制の充実強化を図る。
	(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
	(制度)	○ 従来どおり。
	(実施体制)	○ 住民による応急手当の実施については、早期に広く普及啓発活動を行っていく必要があるため、AEDの内容を含めた講習会等の実施をさらに推進していくとともに、講習会等の状況のフォローアップを行い、効果的な施策のあり方を検討。

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>タ 情報伝達手段の整備</b></p> <p><b>【課題】</b></p> <p>有事の際、市町村は、J－A L E R Tを活用して、住民に対し警報を伝達することとなるため、引き続きその整備・普及を推進することが課題。</p> <p>安否情報システムの普及・定着を図ると共に、自然災害・事故等での活用を進めるため、情報入力体制の整備を図ることが課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b></p> <p>国民保護体制の整備</p> <p><b>【主な事務事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ J－A L E R Tの整備</li> <li>・ 安否情報システムの運用</li> </ul>	見直し・改善の方向性	防災行政無線及びJ－A L E R Tについて、地財措置等により全国的な整備・普及を図るとともに、国民保護訓練等を通じて安否情報システムの普及・定着を図る。
	(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
	(制度)	○ 従来どおり。
(実施体制)	○ 防災行政無線及びJ－A L E R Tについては、地方の財政状況や技術動向を踏まえ、整備・普及を推進していく。 安否情報事務については、地方公共団体の意向を踏まえ、体制の整備及び安否情報システムの普及を支援していく。	
<p><b>チ 国民保護訓練の実施</b></p> <p><b>【課題】</b></p> <p>国民保護措置の実効性を担保するため、国と地方公共団体の共同訓練及び地方公共団体の単独訓練を積極的に推進していくことが課題。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b></p> <p>国民保護体制の整備</p> <p><b>【主な事務事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護共同訓練</li> <li>・ 国民保護共同訓練セミナー</li> <li>・ ブロック会議</li> </ul>	見直し・改善の方向性	共同訓練については、引き続きシナリオ作成に関する助言や、訓練の検証、財政支援を行うこと等により、積極的に支援していく。 単独訓練については、地方公共団体が単独で訓練を実施することが出来るようマニュアルを作成し各自治体に配布してきた。今後は、シナリオのサンプルを作成することなどにより積極的に訓練を推進していく。
	(予算要求)	○ 事業の継続を検討。
	(制度)	○ 従来どおり。
(実施体制)	○ 地方公共団体が単独で実施する訓練についても、全国会議等の機会を通じて要請。	

## 6 学識経験を有する者の知見の活用等

### (1) 学識経験を有する者の知見の活用

#### (ア) 目標設定に活用

- ・総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、小澤委員より火災件数について発言があったことを受け、参考となる指標に「出火件数」を追加した。
- ・総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、小澤委員より「心肺停止傷病者に対する応急手当の実施有無別救命率」の指標に救命者数を加えるよう指摘があったことを受け、検討した結果、指標を「心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別 1 か月後生存率及び生存者数」に変更した。
- ・総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、土井委員から救急自動車による病院までの搬送時間について指摘があったことを受け、参考となる指標に「救急自動車による収容所要時間（救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間）」を追加した。

#### (イ) 評価書の内容に反映

- ・総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日開催）において、柿本委員より国際救助についても評価書に載せるよう指摘があったことを受け、検討した結果、評価書の内容に国際救助の内容を反映した。

### (2) 評価に使用した資料等

「消防白書（平成 19 年版）」

<http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h19/index.html>

# 平成 20 年度事後事業評価書

政策所管部局課室名：自治行政局 地域情報政策室

評価年月：平成 20 年 7 月

## 1 政策（事業等名称）

地方公共団体に対する調査・照会業務システム整備

## 2 達成目標

霞が関WAN・LGWANを活用した汎用的なシステムを整備してシステムの集約化を図るとともに、業務プロセスの標準化・合理化や調査・照会業務の見直しを行うことにより、地方公共団体に対する調査・照会業務に係る業務処理時間を年間約 3.3 万時間、他システム等の経費を年間約 3.1 億円削減する。

## 3 事業等の概要等

### （1）事業等の概要

- ・実施期間 平成 18 年度～平成 19 年度
- ・実施主体 自治行政局地域情報政策室
- ・概要 「地方公共団体に対する調査・照会業務の業務・システム最適化計画」を実現するため、国から地方公共団体に対する調査・照会業務について、霞が関WAN、LGWANを活用した汎用的に利用可能なシステムを構築する。
- ・概要図 別添
- ・総事業費 平成 18 年度  
調査・照会業務システムの構築に係るプロジェクト管理業務  
61,341 千円  
平成 19 年度  
調査・照会業務システム最適化検討に関する調査研究の請負  
29,505 千円

## (2) 事業等の必要性及び背景

国の行政機関は、地方公共団体に対して、多数の調査・照会業務を実施しており、その数は定期的にも実施しているもの（統計調査は除く。）に限定しても府省合計で 800 を超えている。また、各部局単位でそれぞれのルート、媒体、方法等で実施されていることや、部局間でのデータ共有が十分に行われていないこと等により、非効率が生じている現状がある。これらの課題を解決し、調査・照会業務・システムの最適化を推進するため、「電子政府構築計画」及び「府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム並びに担当府省について（平成 16 年 2 月 10 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）」に基づき、総務省が中心となり「地方公共団体に対する調査・照会業務・システム」の見直しの検討を行い、平成 18 年 3 月 31 日には「地方公共団体に対する調査・照会業務の業務・システム最適化計画（各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）」（以下、「最適化計画」という。）を策定した。

## (3) 関連する政策、上位計画・全体計画等

- 今後の行財政改革の方針（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）
- IT 政策パッケージ2005（平成 17 年 2 月 14 日 IT 戦略本部決定）
- 電子政府構築計画（平成 16 年 6 月 14 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）

## 4 政策効果の把握の手法

各府省の取り組み・措置状況をモニタリングするとともに、関係システムの所要経費の実績及び業務処理時間をフォローアップし、事業実施前後の実績を把握する。最適化計画に示された、業務処理時間及びシステム運用経費の削減目標を達成した場合に、本事業が有効（目標が達成された）と判断する。

評価方法については、「業務・システム最適化の評価指針（ガイドライン（平成 18 年 3 月 31 日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」に基づき、最適化効果指標の目標値に対する達成度の評価を行うこととし、実績値が乖離している場合には原因を分析し、必要な改善を速やかに行う。また、必要に応じて最適化計画の改定・見直しも行う。

## 5 目標の達成状況

最適化効果を確実にあげるため、関係府省との間で調査・照会業務システムに係る仕様調整等を行う中で、様々な移行方式を想定し、調査・照会業務システムに実装する機能や機器構成等の見直し、既存システムの活用等の検討を行ったが、想定し得るいずれの方式でも最適化効果をあげることができなかった。

このため、地方公共団体に対する調査・照会業務システムを最適化対象業務・システムから除外し（電子政府推進計画（平成 19 年 8 月 24 日一部改訂各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定））、開発を行わないこととしたため、目標は達成できなかった。

達成目標	目標値	目標年度	達成目標の状況	
			18年度	19年度
地方公共団体に対する調査・照会業務に係る業務処理時間の削減	年間延べ 約 3.3 万時間	22 年度	—	—
地方公共団体に対する調査・照会業務に係るシステム運用経費の削減	年間 約 3.1 億円	22 年度	—	—

(注) 本事業については、地方公共団体に対する調査・照会業務システムの開発を行わないこととしたため、達成目標の状況把握ができない。そのため、「達成目標の状況」欄を「—」としている。

最適化効果をあげることができない主な要因は次のとおり。

- ① 関係府省の既存システムを調査・照会業務システムに統一する場合、既存システムごとの固有機能への対応に追加改修が必要なこと
- ② システム化されていない調査・照会業務が多く、これらをシステム化することによりコストが係増しとなること
- ③ 既存システムによっては、調査・照会業務とそれ以外の業務の処理が並存し、コスト減とならないこと
- ④ 既存システムによっては、地方公共団体側のシステムとの連携部分に追加的なシステム改修が発生すること

## 6 目標の達成状況の分析

### (1) 有効性の観点からの評価

当該事業の実施により、システムの集約化が図られ、地方公共団体に対する調査・照会業務に係る業務処理時間を短縮できるとともに、システム運用経費の削減が可能となる。しかしながら、地方公共団体に対する調査・照会業務システムの開発を行わないこととしたため、期待された効果は、得られなかった。

### (2) 効率性の観点からの評価

当該事業の実施により、システムの集約化が図られ、地方公共団体に対する調査・照会業務に係る業務処理時間を短縮できるとともに、システム運用経費の削減が期待されたが、経費削減効果・業務処理時間の削減効果を検証した結果、以下の事項が明らかとなり、最適化効果が認められないことから、地方公共団体に対する調査・照会業務システムの開発を行わないこととしたため、期待された効果は、得られなかった。

- ① 一連の業務の中から「調査・照会業務」機能を共通機能として切り出し、府省共同利用型システムとして整備するためには、既存システムとのシステム連携機能が新たに必要となり、また、業務が分断されるなどコストや業務処理時間が逆に増加すること。
- ② 地方公共団体においては、報告用のデータを地方公共団体側の業務システムから自動出力している場合があり、調査・照会業務システムへの移行を行う場合、報告用のデータ形式の変更に伴う地方公共団体側の業務システムの改修が必要となること
- ③ 各府省の既存システムについては、データ形式が統一されておらず、統一する場合には、調査票の開発経費などの莫大な移行経費がかかる

### **(3) 今後の課題及び取組の方向性**

最適化効果を確実にあげるため、関係府省との間で調査・照会業務システムに係る仕様調整等を行う中で、様々な移行方式を想定し、調査・照会業務システムに実装する機能や機器構成等の見直し、既存システムの活用等の検討を行ったが、想定し得るいずれの方式でも最適化効果をあげることができなかつたことから、府省共通業務として最適化を図ることは困難であり、今後は、各府省が必要に応じて個別に業務・システムの最適化等を進めて行くこととなる。

## **7 政策評価の結果**

当該事業を実施することによる、経費削減効果、業務処理時間の削減効果を検証した結果、既存システムとの連携機能が必要になること、データ形式の統一化等に莫大な経費がかかる等、最適化効果をあげることができないことが明らかとなったため、地方公共団体に対する調査・照会業務システムの開発を行わないこととした。

## **8 学識経験を有する者の知見に関する事項**

「電子自治体のシステム構築のあり方に関する検討会」座長（東京大学大学院情報学環 須藤修教授）からの意見

- ・意見を聴取した時期：平成17年8月
- ・意見の内容

地方公共団体に対する調査・照会については、霞ヶ関WAN及びL2WANを活用したシステムへの一元化を図ることで、国全体としてシステム投資・運用の大幅な効率化が図られ、また、業務プロセスの標準化等による業務効率化も期待できることから、早期にシステム構築に取り組むべきである。

## 9 評価に使用した資料等

- ・府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム並びに担当府省について（平成 16 年 2 月 10 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）  
URL : <http://www.e-gov.go.jp/doc/20040210doc1.pdf>
- ・地方公共団体に対する調査・照会業務の業務・システム見直し方針（平成 17 年 6 月 30 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議幹事会決定）  
URL : [http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/kettei/050630tihou\\_f.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/kettei/050630tihou_f.pdf)
- ・地方公共団体に対する調査・照会業務の業務・システム最適化計画（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）  
URL : [http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai19/19siryou04\\_02.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai19/19siryou04_02.pdf)
- ・電子政府推進計画（平成 19 年 8 月 24 日一部改訂各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）  
URL : <http://www.e-gov.go.jp/doc/20070824doc.pdf>

# 平成 20 年度事後事業評価書

政策所管部局課室名：情報通信政策局 情報通信利用促進課

評価年月：平成 20 年 7 月

## 1 政策（事業等名称）

字幕番組・解説番組等の制作促進事業

## 2 達成目標

字幕番組・解説番組等は、視聴覚障害者が放送を通じて情報を取得し社会参加していく上で不可欠な、公共性を有するサービスであり、当該番組の更なる充実に対する視聴覚障害者団体の要望もあって、その充実は我が国の重要な政策課題となっている。

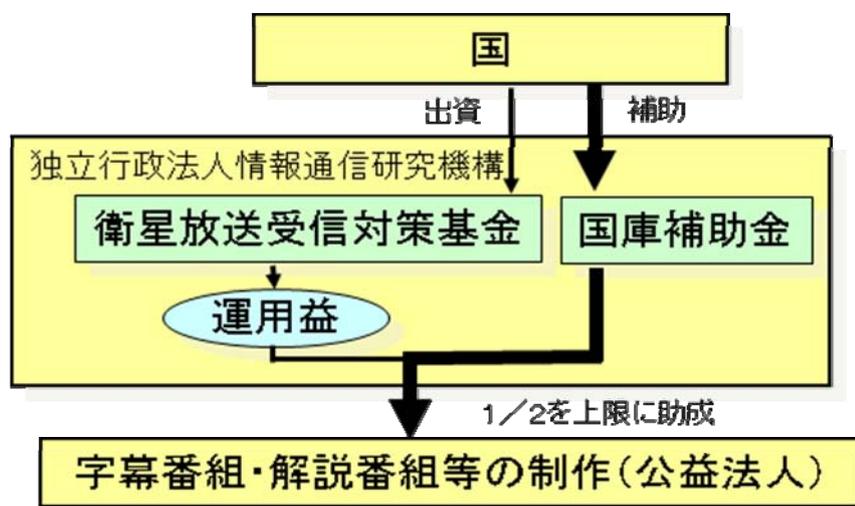
その拡充に向けては、平成 9 年に放送法の改正が行われ、字幕番組・解説番組をできる限り多く放送するようにしなければならないこととする放送努力義務が規定された。これを踏まえ、平成 9 年 11 月、字幕放送の普及促進を図るため、「字幕放送普及行政の指針」を策定し、「2007 年までに、生放送番組などの技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除いた字幕付与可能な放送番組のすべてに字幕を付与すること」を目標に設定した。

## 3 事業等の概要等

### （1）事業等の概要

- ・実施期間 平成 9 年度～（平成 18～19 年度は成果重視事業）
- ・実施主体 独立行政法人情報通信研究機構
- ・概要 独立行政法人情報通信研究機構が、「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、視聴覚障害者向け放送の充実を図るため、字幕番組・解説番組等を制作する公益法人に対し、その制作費の 2 分の 1（※）を上限として助成を行う。  
※平成 19 年度は、民放キー5 局の字幕番組については 6 分の 1、準キー局の字幕番組については 4 分の 1、それ以外については 2 分の 1。

・概要図



・総事業費

(千円)

年度	H9 年度	H10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度
予算額	126,405	129,740	440,190	510,000	510,000
H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
601,202	601,177	753,548	463,340	463,340	417,006

(2) 事業等の必要性及び背景

字幕番組・解説番組等は、視聴覚障害者が放送を通じて情報を取得し社会参加していく上で不可欠な、公共性を有するサービスであり、当該番組の更なる充実に対する視聴覚障害者団体の要望もあって、その充実是我国の重要な政策課題となっている。しかしながら、当該番組については多額の制作コストが必要となる一方で広告収入が見込めず、民間放送事業者にとっては、当該番組導入のインセンティブが働きにくい構造となっているため、当該番組の拡充を図るためには、国の財政支援が必要な状況となっている。

当該番組の拡充は、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を促進するものであり、「重点計画 2007」(平成 19 年 7 月 26 日、IT 戦略本部)、「障害者基本計画」(平成 14 年 12 月)(注)にも盛り込まれた必要性の高いものである。

注)「重点計画 2007」では、字幕番組、解説番組、手話番組を制作する公益法人に対して、制作費の一部を助成し、視聴覚障害者向け放送の充実を図るとともに、放送事業者の協力も得て、2007 年度までに字幕付与可能な放送番組全てに字幕が付与されることを目指す、とされている。

また、「障害者基本計画」においても、字幕番組、解説番組、手話番組など障害者に配慮した情報提供の一層の拡充のための施策を推進することとされている。

### (3) 関連する政策、上位計画・全体計画等

- 上位政策：(政策11) 情報通信技術高度利活用の推進
- 重点計画2007(平成19年7月26日IT戦略本部)
- 障害者基本計画(平成14年12月)

## 4 政策効果の把握の手法

毎年、放送事業者に対して前年度の実績調査を行い、「字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合」の進捗状況を把握している。この実績値により、目標達成状況の評価を行う。

目標の達成度合いの判定基準

達成度合	評価
100%	達成
80%以上100%未満	概ね達成
50%以上80%未満	達成とは言い難いが有効性あり
50%未満	有効性の向上が必要

## 5 目標の達成状況

達成目標：字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合(注)

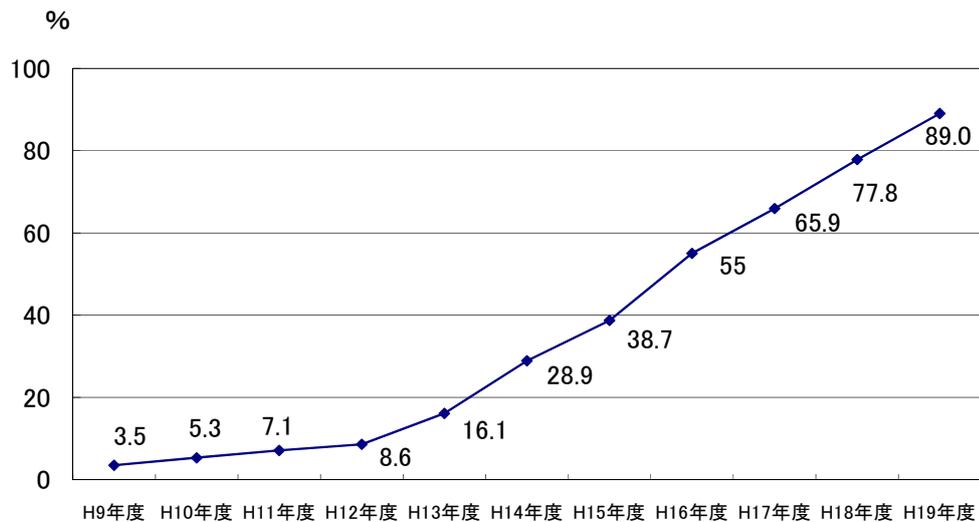
目標値：100%

目標年度：平成19年度

これまでの実績

年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
実績値	3.5%	5.3%	7.1%	8.6%	16.1%

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
28.9%	38.7%	55.0%	65.9%	77.8%	89.0%



注) 午前7時から午後12時までの間に新たに放送する字幕付与可能な全ての放送番組（ニュース・スポーツ中継等の生番組、オープンキャプション字幕付き映画、大部分が歌唱・器楽演奏の音楽番組、再放送番組等を除く）に占める字幕放送時間の割合。

## 6 目標の達成状況の分析

### (1) 有効性の観点からの評価

字幕番組・解説番組等の制作費の一部助成によって放送番組への字幕付与が進んだ結果、字幕付与可能な放送番組に占める字幕放送番組の割合が増加し、平成19年度の民放キー5局平均の字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合は89.0%となり、設定した目標については概ね達成した。これにより、視聴覚障害者がより多くのテレビ放送から生活・文化情報等を入手することが可能となり、情報バリアフリー化の進展に大きく寄与したことから、本事業の有効性が認められる。

### (2) 効率性の観点からの評価

本事業においては、字幕番組・解説番組等の制作費の2分の1を上限として助成を行ってきたが、民放キー5局、準キー4局の字幕制作については、当該局の字幕放送を実施するノウハウの蓄積、局内体制の整備、字幕放送の実績などを踏まえ、制作費に対する助成率を引き下げて、制作費の一部助成を行ってきた（民放キー5局の助成率：平成15年度から1/4、平成16年度から1/6、準キー局の助成率：平成17年度から1/4）。

また、近年、申請額が予算額を大幅に上回り、申請案件の全額に助成を行うことが不可能となっていることから、より多くの視聴者を対象としている放送番組を優先して助成するとの考え方にに基づき、視聴年齢制限付き番組に係る経費を助成対象外とした。

以上から、限られた予算を有効に活用し、最大限の効果が得られるよう、効率的な執行を行っているものと認められる。

### (3) 優先性の観点からの評価

放送は、国民生活において、報道、教養、教育、生活関連情報等を恒常的に入手できる手段として、欠くことのできない基幹的なメディアであり、これは視聴覚障害者にとっても同様である。視聴覚障害者が放送の効用を享受できるようにするためには、字幕番組・解説番組等の普及が重要であり、そのために、本事業は優先して実施すべき事業である。

### (4) 今後の課題及び取組の方向性

平成9年に策定した目標については、概ね達成された。

しかしながら、放送直前に搬入される番組に字幕を付すことが困難であったこと等から、目標の100%には若干及ばなかった。このため、今後は、これらの番組への字幕付与に向けて取り組むとともに、平成20年度から平成29年度までの字幕放送・解説放送の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針(注)」(平成19年10月策定)の達成に向けて、引き続き、字幕番組・解説番組等の制作費の一部助成を行うことなどにより、視聴覚障害者向け放送の充実を図っていく予定。

注) 字幕放送については、これまでの行政指針が対象とする字幕付与可能な放送番組の定義を拡大し(複数が同時に会話を行う生放送番組などを含む)、その全てに字幕を付与することを、解説放送については、新たに行政指針を策定し、対象の放送番組の10%(民放キー5局等)に解説を付与することを目標とするもの。

## 7 政策評価の結果

本事業により、平成9年に設定した目標値を概ね達成したことから、一定の有効性、効率性が認められる。

## 8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」報告書(平成19年3月)において、以下のとおり述べられており、本評価にあたって活用した。

- ・字幕付与率が各局の字幕拡充計画以上に伸びていることは、総務省及び放送事業者による複合的アプローチの結果であると考えられる。
- ・字幕付与可能な放送番組を拡大しつつ、今後も同様の枠組みを維持し、字幕放送の拡充を推進していくことが求められる。

## 9 評価に使用した資料等

- ・「重点計画 2007」（平成 19 年 7 月 26 日 I T 戦略本部）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/070726honbun.pdf>

- ・「障害者基本計画」（平成 14 年 12 月）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku.pdf>

- ・「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」報告書（平成 19 年 3 月）

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070330\\_19\\_ts2.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070330_19_ts2.pdf)

# 平成 20 年度事後事業評価書

政策所管部局課室名：情報通信政策局 地上放送課

評価年月：平成 20 年 7 月

## 1 政策（事業等名称）

地上デジタル放送の公共分野における利活用に関する調査研究

## 2 達成目標

地上デジタル放送ならではの特徴である高度なサービスの利活用を推進し、その普及を更に加速・推進していく観点から、地上デジタル放送の既存インフラ再送信、携帯端末向け放送、データ放送、サーバー型放送等の高度なサービスを、国民と多くの接点を持つ防災や医療等の公共分野に導入した場合の効用を、具体的に目に見える形で実証するとともに、こうしたサービスの実用化と普及を図る際の課題や解決方策を明確化する。

また、本調査研究の成果を取りまとめ、地方公共団体等への的確な情報提供ならびに今後の政策検討に資することを目的とする。

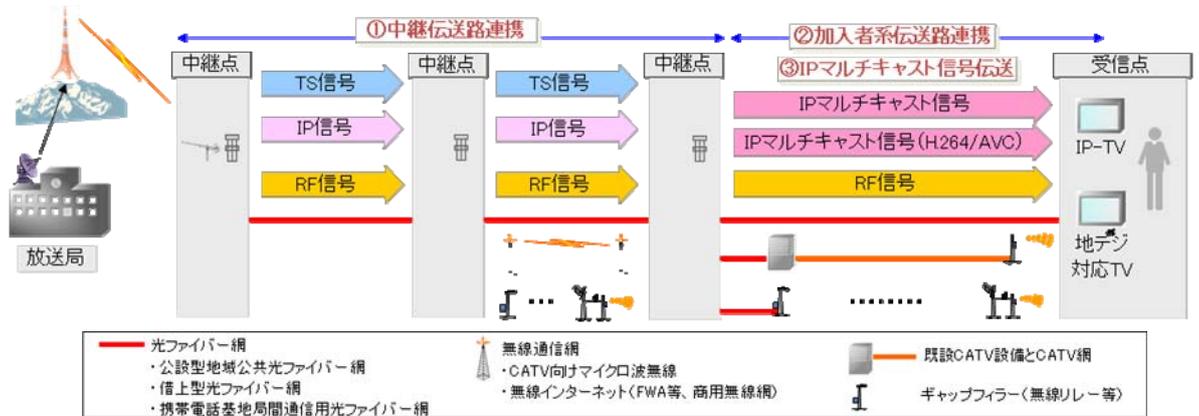
## 3 事業等の概要等

### （1）事業等の概要

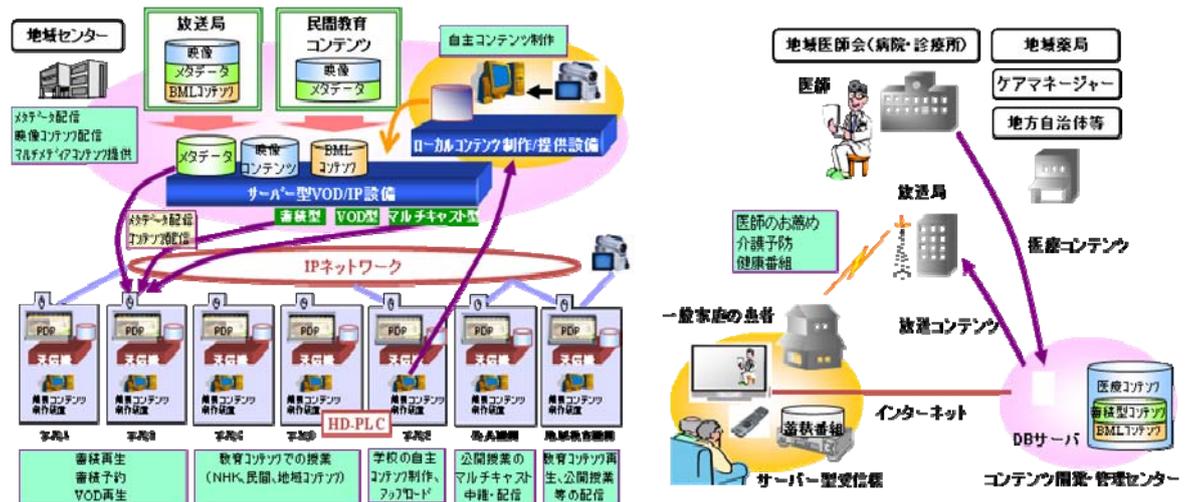
- ・実施期間 平成 17 年度～平成 18 年度
- ・実施主体 総務省
- ・概要 地上デジタル放送の高度なサービスを、国民とより多くの接点を持つ防災や医療等の公共分野に導入した場合の効用を、具体的に目に見える形で実証するとともに、こうしたサービスの実用化と普及を図る際の課題や解決方策を明確化し、新たな需要を喚起することにより、デジタル放送の全国的普及を更に加速・推進することを目的として、以下の実証的な調査研究を行った。
  - ①多様な既存ネットワークインフラを活用した地上デジタル放送の再送信（概要図①参照）
  - ②サーバー型放送の公共分野における利活用（概要図②参照）
  - ③携帯端末向け放送の公共分野における利活用（概要図③参照）

・概要図

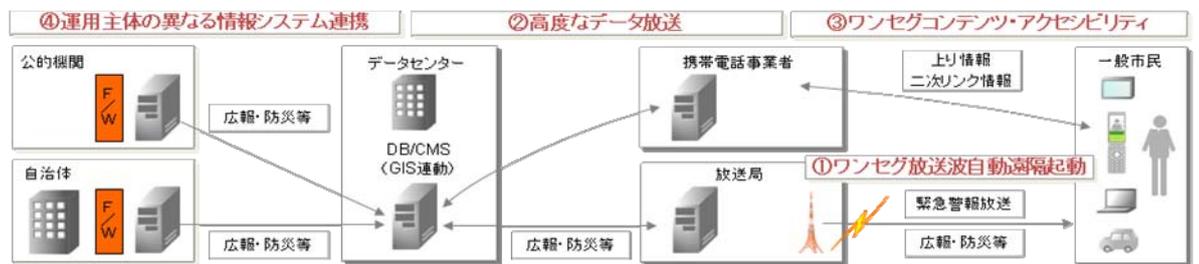
①多様な既存ネットワークインフラを活用した地上デジタル放送の再送信



②サーバー型放送の公共分野における利活用



③携帯端末向け放送の公共分野における利活用



・総事業費

(単位：百万円)

事業年度	17年度	18年度	総事業費
予算額	1,770	1,801	3,571

## (2) 事業等の必要性及び背景

地上放送のデジタル化は、我が国のほぼ全世帯に普及しているテレビをデジタル化し、家庭における身近で簡便なIT基盤を形成するものであり、例えば、高画質・高音質によるテレビ番組を楽しむことができることその他、データ放送や、携帯電話などの移動体向け放送である「ワンセグ」などアナログテレビ放送では実現困難であった新しいサービスが可能となること、また、電子番組表（EPG）や字幕放送の標準装備など、多くのメリットを国民にもたらすものである。

このように多くのメリットをもたらす地上放送のデジタル化については、e-Japan戦略Ⅱにおいて、「2011年までに、地上テレビジョン放送のデジタルへの移行を完了し、全国どこでもデジタルテレビの映像が受信できるような環境を整備する」と明確に位置付けられている。この方針の下、2003年12月には関東・中京・近畿の3大都市圏において、2006年には全都道府県庁所在地において地上デジタル放送を開始しており、2011年にはデジタル放送へ完全に移行する予定である。

また、e-Japan戦略2004においては、新たに「遠隔医療や遠隔教育等の促進の一方策として地上デジタル放送の利活用を図り、併せて、2006年度までの携帯受信サービス等の実用化や、2008年度までの蓄積型放送及びそれに伴う新たなアプリケーションを可能とするサービスの実用化を促進するため、教育、医療、防災等の分野における地上デジタル放送の高度な利活用について検討する。」と、地上デジタル放送の利活用について明記されている。

総務省では、「地上デジタル放送の利活用の在り方及び普及に向けて行政の果たすべき役割」について、平成16年1月に情報通信審議会に諮問し、同年7月に中間答申を受けている。同中間答申においても、「地上デジタル放送ネットワークの整備と、これを活用した高度なサービスの開発・普及は、民間主導で推進することが原則である。しかしながら、地上デジタル放送への完全移行が国の戦略として設定され、一般視聴者をはじめとする国民利用者に一定の対応を求める以上、地上デジタル放送が新たに可能とするサービス、その中で国民が得られる利便等を具体的に示すことは、国の責務でもある」と指摘されており、地上デジタル放送の高度サービス分野においても、公共分野における導入可能性の検証など、国が一定の範囲内で関与することにより、開発・普及の加速・推進を図ることが必要である旨が提言されている。

このような背景から、地上デジタル放送の普及を一層加速・推進していくため、公共分野の中でも地上デジタル放送の利活用が期待される教育・医療・防災等の分野において、地上デジタル放送を高度に利活用したシステムを国が率先して構築し、その導入効果を目に見える形で実証することで、一般の利用者や地方公共団体による認知と理解の向上に努めていくことが必要であるとされた。

### (3) 関連する政策、上位計画・全体計画等

- 上位政策 : 政策12 ユビキタスネットワーク整備
- e-Japan 戦略II (平成15年7月 IT戦略本部決定)
- IT戦略本部評価専門調査会中間報告書 (平成16年3月)
- e-Japan 重点計画2004 (平成16年6月 IT戦略本部決定)
- 地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割 (平成16年7月 情報通信審議会中間答申)

## 4 政策効果の把握の手法

当該調査研究の達成目標である、地上デジタル放送の高度なサービスを、防災や医療等の公共分野に導入した場合の効用を、具体的に目に見える形で実証するとともに、こうしたサービスの実用化と普及を図る際の課題や解決方を明確化することの達成度を、調査研究報告書から概観する。

また、情報通信審議会(会長:庄山悦彦 株式会社日立製作所 取締役会長)総会、同情報通信政策部会(部会長:村上輝康 (株)野村総合研究所 シニア・フェロー)、及び同部会の下に設置された地上デジタル放送推進に関する検討委員会(主査:村井純 慶應義塾大学環境情報学部教授)においてご審議の上、検証していただいた知見を活用する。

さらに、当該調査研究の成果を取りまとめ、地方公共団体等への的確な情報提供により、公共分野での利活用がどれだけ進んでいるかを、各地で進められている実用化事例により検証し、当該事業が全国にどれだけ波及したかを明らかにする。

加えて、地上デジタル放送の全国的普及をどれだけ加速・推進することができたかを、普及状況により検証し、当該事業の地上デジタル放送の普及への貢献度を明らかにする。

以上の検証により、当該事業の達成度を、有効性、効率性、公平性、優先性の観点から分析を行う。

## 5 目標の達成状況

### (1) 調査研究報告書

#### ア 総論

高度なサービスの実用化と普及を図る際の課題や解決方法を明確化することの達成状況については、事業終了年度である平成18年度末の報告書において、まず総論として、「地上デジタル放送の高度利活用について技術的な実現性ならびに社会的な有用性を検証し、地上デジタル放送の公共利活用を推進するための礎を築くことができたのは大きな成果である。」とされた。

## イ 各論

各論では、光ファイバ網を始めとする既存ネットワークインフラを活用した地上デジタル放送の再送信について、「直接受信と比べても殆ど遜色なく、条件不利地域等まで地上デジタル放送を中継伝送できること、またギャップフィラーが従来の共聴施設に替えてサービスエリアを効率よく確保するのに有効な手段であること等が確認された」こと、携帯端末向け放送では、「国民にとって最も身近な生活支援ツールとして機能的にも進化を続ける携帯電話に、据置型テレビでは実現が難しかった放送波自動遠隔起動システムという技術を組み合わせ、防災情報をいち早く視聴者に届けられることが技術的に実証された。また、LSI化による携帯電話への機能搭載に関する技術的な見通しと、社会的な有用性まで確認することが出来た」こと、サーバー型放送でも、視聴者は日頃から関心を持っている教育や保健・医療・福祉という分野において、技術的な可能性やサービスとしての有用性を確認することが出来た」ことを評価している。

## ウ 課題

課題としては、「本事業で得られた成果を活用して、国民視聴者へのサービス実用化への可能性について検討することが重要である」こと、その検討においては、「サービスとしての経済性やビジネスモデルの実現性等の検討を踏まえて、より現実的な技術や仕組みの在り方、サービスの有用性を検討することが必要である」ことを指摘している。また、「各地域の特性に合わせたサービスの技術の在り方に関する検討も必要になると推察される」、とされている。

## (2) 情報通信審議会第4次中間答申

次に、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」(平成19年8月 情報通信審議会第4次中間答申)では、提言として、「防災、教育、保健・医療・福祉の各公共分野において、幅広い住民に対し、輻輳を生じることなく、高品質あるいは大量の情報を確実に送り届けることができる等の地上デジタル放送の特性を活かして公共性の高い情報を提供することの有用性が実証された」とされている。

実用化に向けての課題として、①「地方公共団体から放送事業者へ迅速且つ正確に情報提供を行う仕組みを構築し、また、地方公共団体において効率的に情報を収集し、経済性の高い仕組みを構築することが、地上デジタル放送の特徴を最大限活かした行政情報提供を実現するためには重要となる」こと、②「地上波の固定受信、移動受信、ケーブルテレビを通じた受信など、受信者側の視聴形態に応じた情報提供の在り方なども留意していく必要がある」こと、③「地上デジタル放送により提供される公共的な情報の中には、例えば、保健・医療・福祉分野における情報におけるように、個人情報保護やセキュリティの確保のために必要な対応を行うべき情報があること」が指摘されている。また、本調査研究の結果を含め、地上デジタル放送の公共分野への利活

用の有用性を周知・PRすることの必要性も提言されている。

### (3) 各地の実用化事例

本調査研究の報告書では、各地で進められている実用化事例が紹介されている。先行事例として、岐阜県、京都府、愛知県、札幌市の地上デジタル放送を活用した行政情報提供システム、静岡県放送局向け行政情報入力システムがある。それぞれ、情報収集に際して、各自治体の既存システムの特徴を考慮し、それらが保有する情報を最大限活用する仕組みが構築されている。なお、本報告書は、全国の各地方公共団体に配布され、総務省のホームページに公開されている。

### (4) 地上デジタル放送の普及状況

最後に、地上デジタル放送受信機の出荷台数は、平成20年4月末現在で3,471万台（社）電子情報技術産業協会（JEITA）、日本ケーブルラボ調べ）であり、普及世帯数は、平成20（2008）年3月時点で、約2,200万世帯と推計（総務省「地上デジタル放送に関する浸透度調査」では世帯普及率43.7%）されている。また、送信側では、平成15年の三大広域圏の親局開局以降、平成18年12月までに全都道府県全放送局の親局が開局した。平成20年3月末時点で、全国の地上デジタルテレビ放送の世帯カバー率はおよそ93%となっている。

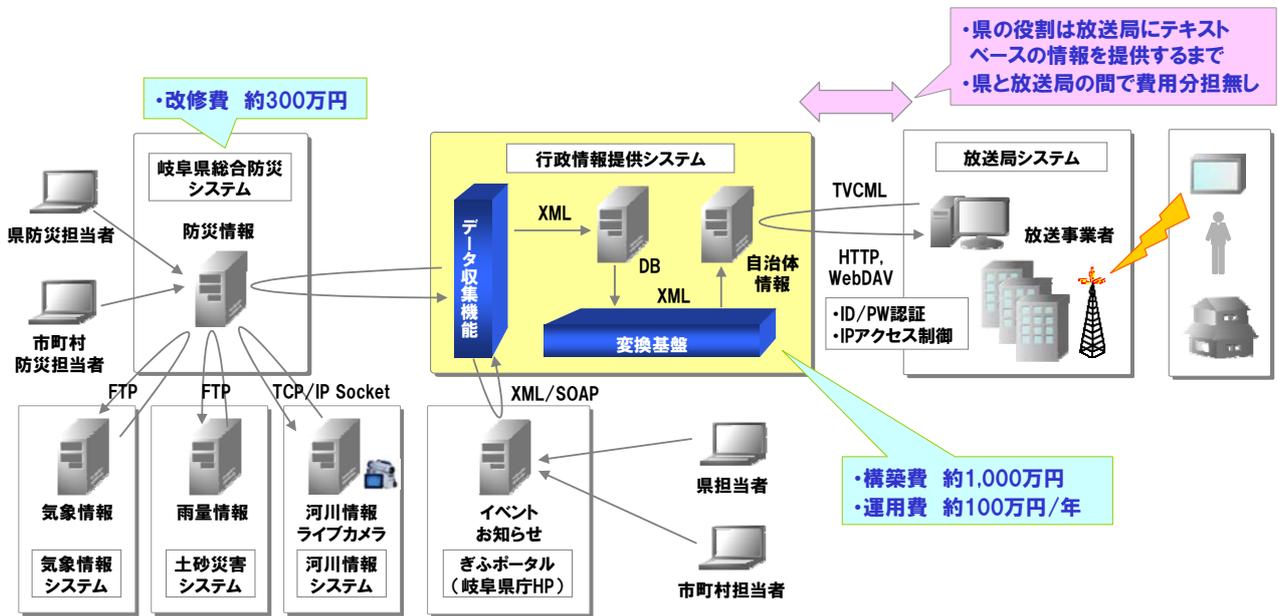
図表1 岐阜県の地上デジタル放送を活用した行政情報提供画面（岐阜放送）

**岐阜放送データ放送 防災関連情報**

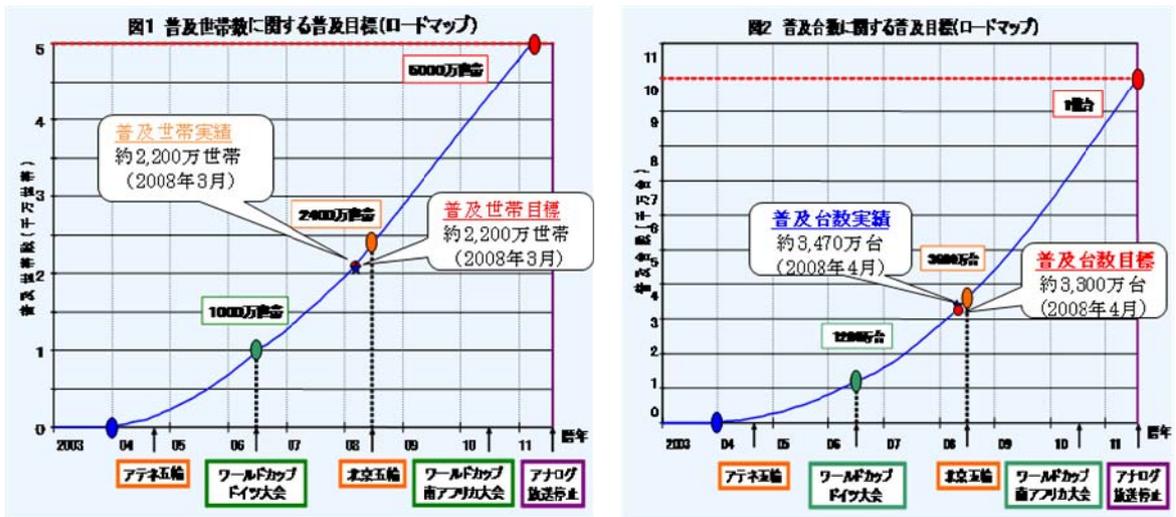
Copyright (C) 2006 GIFU BROADCASTING SYSTEM. All Rights Reserved.

**平成18年4月より放送中**

図表2 岐阜県の地上デジタル放送を活用した行政情報提供システムの構成



図表3 地上デジタル放送の普及目標と現況



## 6 目標の達成状況の分析

### (1) 有効性の観点からの評価

本調査研究報告書及び「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」(平成19年8月 情報通信審議会第4次中間答申)において、地上デジタル放送の特性を活かして公共性の高い情報を提供することの有用性が実証され、今後の課題が明確化されていることが確認されており、本調査研究の有効性が認められる。

また、本調査研究を一つのきっかけとして、先進的な地方公共団体において地上デジタル放送を活用した行政情報システムが実用化され、報告書が全国の各地方公共団体に配布されたところであり、地方公共団体等への的確な情報提供の観点から、有効性が認められる。

現在、地上デジタル放送は順調に普及している。本調査研究が行われた各地域をはじめとして、地上デジタル放送の高度なサービスを国民視聴者に目に見える形で示すことで、本調査研究が、ここまで順調に地上デジタル放送が全国に普及していることの一助となり、今後の普及促進の起爆剤となる可能性があることから、本調査研究が有効であったと考えられる。

## **(2) 効率性の観点からの評価**

地上放送のデジタル化は、データ放送や携帯端末向け放送が可能となり、それらを活用した新しいサービスの提供が期待されるなど、身近で簡便な情報端末であるテレビを、家庭におけるICT社会へのゲートウェイとすることが可能となる。また、周波数の逼迫している日本において、デジタル化は周波数の有効利用につながる。さらに、デジタル化を契機に、家電業界をはじめとした日本の関連産業の国際競争力が強化されるとともに、新規ビジネスや雇用の創出など、大きな経済波及効果があるものと期待されている。本調査研究で進められた、データ放送、通信インフラ再送信及び携帯端末向け放送は、早く実用化が図られ、地上デジタル放送の普及促進に大きく貢献し、本調査研究を計画年度より早期に終了することができ、費用対効果の観点から、十分な効率性が認められる。

## **(3) 公平性の観点からの評価**

本調査研究の成果である報告書は、全地方公共団体に配布され、総務省ホームページにも公表されている。その成果は、全国において地上デジタル放送の公共分野における利活用を促進することで、行政サービスの向上に寄与し、国民生活に還元・分配されるものである。このことから、本調査研究の公平性が認められる。

## **(4) 優先性の観点からの評価**

地上放送のデジタル化は、e-Japan 戦略Ⅱ等において、その必要性が明確に位置付けられているところであり、情報通信分野、ひいては国民生活における喫緊の課題である。そのような地上デジタル放送の普及・促進を目標とする本調査研究は、優先的に実施されるべきものである。

## **(5) 今後の課題及び取組の方向性**

本事業で得られた成果を活用して、国民視聴者へのサービス実用化への可能性について検討することが重要である。

今後の課題としては、以下の事項が挙げられる。

- ア 本調査研究の成果を広く周知・PRする
- イ サービスとしての経済性やビジネスモデルの実現性等の検討を踏まえて、より現実的な技術や仕組みの在り方、サービスの実用性を検討する
- ウ 各地域の特性に合わせたサービスの技術的な在り方に関して検討する

## 7 政策評価の結果

本調査研究では、複数のシステムが実用化され、目標達成の観点から成果が上がっており、有効性等が認められるが、今後、地上デジタル放送の更なる普及のために、法制度の必要なシステムやビジネスモデルの実現に向けた検討を行うことが必要である。

## 8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」（平成19年8月 情報通信審議会第4次中間答申）において、「防災、教育、保健・医療・福祉・の各公共分野において、幅広い住民に対し、輻輳を生じることなく、高品質あるいは大量の情報を実実に送り届けることができる等の地上デジタル放送の特性を活かして公共性の高い情報を提供することの有用性が実証された」と提言されており、本評価に当たって参考とした。

## 9 評価に使用した資料等

- ・ e-Japan 戦略Ⅱ（平成15年7月 IT戦略本部決定）
- ・ IT戦略本部評価専門調査会中間報告書（平成16年3月）
- ・ e-Japan 重点計画2004（平成16年6月 IT戦略本部決定）  
以上3件（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/index.html>）
- ・ 地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割（平成16年7月 情報通信審議会 中間答申）
- ・ 地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割（平成19年7月 情報通信審議会 第4次中間答申）
- ・ 地上デジタル放送の公共分野における利活用に関する調査研究（平成19年3月）  
以上3件（[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/dtv/toushin/index.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/dtv/toushin/index.html)）

# 平成 20 年度事後事業評価書

政策所管部局課室名：情報通信政策局 情報通信作品振興課

評価年月：平成 20 年 7 月

## 1 政策（事業等名称）

ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証

## 2 達成目標

ユビキタスネットワーク時代に向け、多様な流通形態・利用形態に対応した、コンテンツの安全かつ適切な取引・制御が可能となる技術基盤の整備を実施することにより、多様なコンテンツの流通・利活用の促進等を実現する。

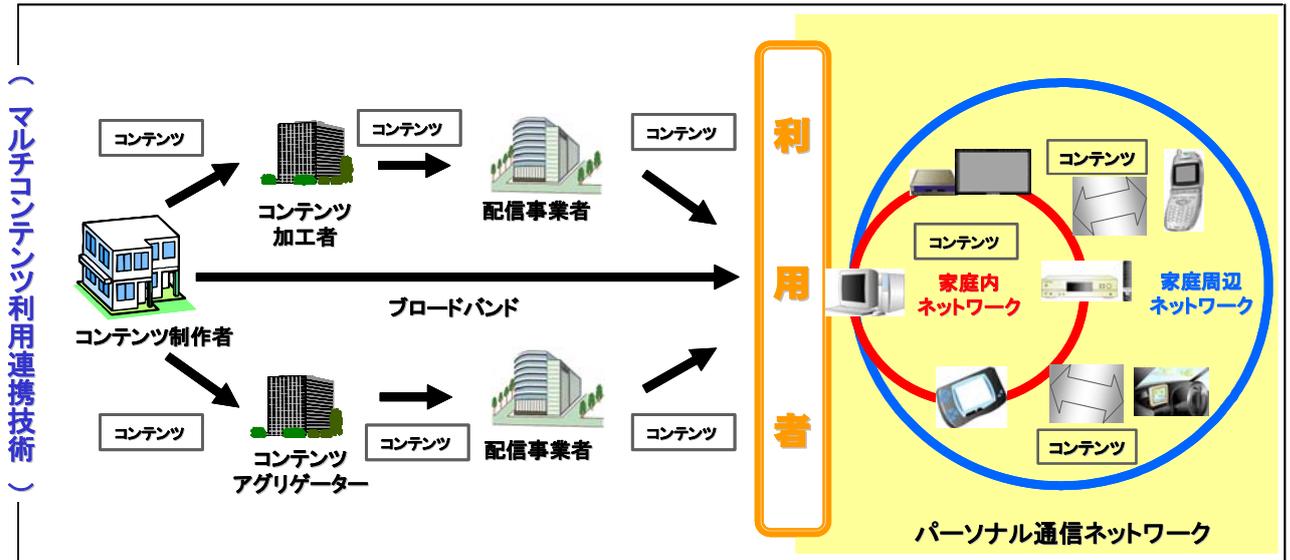
## 3 事業等の概要等

### （1）事業等の概要

- ・実施期間 平成 17 年度～平成 19 年度
- ・実施主体 総務省
- ・概要 ユビキタスネットワーク時代に対応した多様なコンテンツの流通の促進に向け、家庭内及び家庭周辺のパーソナルネットワーク上でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性を確保しつつ、あらゆる利用過程においてコンテンツに係る権利の適切な保護の実現等を図るため、コンテンツ管理、配信管理・認証及び機器管理・認証等の技術の開発・検証を行う。

例えば、放送番組その他コンテンツを、マルチキャスト配信、オンデマンド・ストリーミング配信、ダウンロード配信等の様々な形態により配信する場合に必要な技術要件や運用に関わるルール等について検証を行う。

・概要図



・総事業費

(単位：億円)

事業年度	17年度	18年度	19年度	総事業費
予算額	7.0	6.3	5.2	18.5

(2) 事業等の必要性及び背景

我が国は、これまでe-Japan戦略に基づき様々な取組を推進してきたこと等により、ブロードバンドインフラの整備が進展し、ブロードバンドネットワークの利用が拡大するなど、世界最先端のIT国家へと変貌を遂げてきた。また、我が国のコンテンツ市場において、ネットワーク流通市場は急成長を遂げており、今後持続的な市場拡大を果たしていく上でも、ブロードバンドネットワークを活用したコンテンツ流通の拡充が期待されている。

一方、コンテンツの流通促進については、政府として、「今後10年間でコンテンツ市場を約5兆円拡大させることを目指す」との目標を立てており、国家戦略の柱として位置づけられ、様々な目標等を実現するための迅速な環境整備が求められている。

政府の「知的財産推進計画」においても、コンテンツに係る権利の適切な保護の実現と家庭等でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保の両立に向けたコンテンツ利用技術の開発・実証が挙げられており、コンテンツの流通促進の実現に資するサービスモデルを念頭に置きながら取組を進めていくことが求められている。

また、「IT新改革戦略」に基づく「重点計画2006」「同2007」においても、我が国からの情報発信力の強化に向けた具体的な施策として「放送番組コンテンツの活用の促進」が掲げられており、新たなコンテンツ流通モデルの推進に向け、暗号化、課金、伝送、端末等に係る技術的要素等の検討・検証を行うことが求められているところで

ある。これらの方針を踏まえ、本事業は、様々なメディアで視聴可能な、いわゆる「マルチコンテンツ」の流通の促進に向け、コンテンツ利用の高い自由度・利便性を確保しつつ、あらゆる利用過程においてコンテンツに係る権利の適切な保護の実現等を図ることを通じ、IT 戦略・知的財産戦略の早期実現に資するものであり、極めて重要である。

### (3) 関連する政策、上位計画・全体計画等

- 上位政策 : 政策 1 1 情報通信技術高度利活用の推進
- 「IT 新改革戦略」(平成 18 年 1 月 19 日 IT 戦略本部)
- 「重点計画 2006」(平成 18 年 7 月 26 日 IT 戦略本部)  
「放送番組コンテンツの活用の促進」として、新たなコンテンツ流通モデルの推進に向け、所要の技術的要素等の検討・検証を行うことが求められている。
- 「重点計画 2007」(平成 19 年 7 月 26 日 IT 戦略本部)  
「新たなコンテンツ流通モデルの推進」  
消費者の利便性の向上と権利の適切な保護のバランスを図る観点から、IP マルチキャスト放送の著作権処理のあり方や、放送番組などのコンテンツの保護に係るルールとその担保手法のあり方等、デジタル化時代に相応しい新たなルールの形成を、消費者、権利者、放送事業者、メーカー等幅広い関係者の協力を得て進めるとともに、IPTV やモバイル等、消費者が放送番組などのコンテンツを視聴するメディアに係る選択肢を拡大し、放送番組などのコンテンツに関わる市場の一層の発展を図るため、端末、DRM 等、メディアに応じた新たなプラットフォームの開発、普及を進める。
- 「知的財産推進計画 2006」(平成 18 年 6 月 8 日 知的財産戦略本部)
- 「知的財産推進計画 2007」(平成 19 年 5 月 31 日 知的財産戦略本部)

#### 第 4 章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

##### I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する

##### 4. コンテンツに関する研究開発を推進する

##### (1)世界をリードするコンテンツ関連技術の開発、普及を進める

##### ①技術の開発を促進する

2007 年度も引き続き、以下のコンテンツ関連技術の開発を進める。

b)権利の適切な保護の実現と家庭等でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保の両立に向けたコンテンツ利用技術の開発・実証

- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日 閣議決定)  
「今後 10 年間でコンテンツ市場を約 5 兆円拡大させることを目指す。」

## 4 政策効果の把握の手法

本事業は、パーソナルネットワーク上における多様なコンテンツの安全かつ適切なコンテンツ取引・制御が可能な流通基盤の整備に資する技術の開発・実証を目的とするものであることから、政策効果については、実証実験に係る報告書等により実施状況を検証することによりその有効性等を把握する。

## 5 目標の達成状況

本事業では、コンテンツの安全かつ適切な取引・制御が可能な流通基盤の整備に必要な技術について、マルチキャスト配信、オンデマンド・ストリーミング配信、ダウンロード配信等様々な流通形態及び利用形態において、十分な実証が行われた。これにより、本事業の目的である家庭内等のネットワーク上における多様で安全かつ適切なコンテンツ利用に対応した技術が確立され、運用に関わるルール共有化が図られた。

また、当該基盤を活用した民間事業者による実ビジネスへの参入や国際標準化に向けた展開に向け、次世代ブロードバンドネットワークにおける標準化活動等への動きを活発化させる等の成果もあげている。

以上のようなことから、十分に目的が達成されていると認められる。

## 6 目標の達成状況の分析

### (1) 有効性の観点からの評価

本事業の実施によって、安全かつ適切なコンテンツ取引・制御が可能な技術の開発・実証が行われ、その技術が確立したことにより、多彩なコンテンツの流通・利活用形態の実現が促進につながるとともに、当該基盤を活用した民間事業者による実ビジネスへの参入、国際標準化に向けた展開が図られた。

本実証実験の成果は、我が国発の新IT社会及び知的財産立国実現に貢献し、コンテンツ市場の一層の発展に資するものであり、有効性が認められる。

### (2) 効率性の観点からの評価

多様なコンテンツの流通のためには、コンテンツの保護と利便性の両立に向けた汎用的なコンテンツ利用連携技術の開発・実証が必要となるが、これは公共的なインフラの役割を果たす基盤的な技術であり、コンテンツの権利者、コンテンツホルダ、配信事業者、端末・家電機器メーカー等多数の関係者の参画を確保しながら合意形成を行うことが不可欠となる。

本事業においては、国がリーダーシップを発揮して検討・合意形成の場を提供し、実証実験の場を提供するとともに、民間企業の既存のノウハウも活用しつつ、連携協力して実施しており、効果的・効率的な執行を行っているといえる。

### (3) 今後の課題及び取組の方向性

本事業は、平成 19 年度で終了しているが、本事業の目標であった、ユビキタスネットワーク時代に対応した安全かつ適切なコンテンツ取引・制御が可能な流通基盤の整備については、引き続きの推進が必要である。また、我が国は、「今後 10 年間で 5 兆円のコンテンツ市場の拡大」を政府の目標としており、コンテンツ市場の拡大に向け、新たなプラットフォームの開発は急務である。

以上のような観点から、コンテンツの流通促進の実現に資するサービスモデルの実現に向けて、所要の技術的要素等の検討・検証等について引き続き取組を進めていくことが必要である。

## 7 政策評価の結果

本事業における実証実験においては、コンテンツに係る権利の適切な保護の実現と家庭等でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保の両立に向けた技術について、多様なネットワーク・メディア環境におけるコンテンツの流通の円滑化、ユーザーインターフェースの効率化の観点から検証が行われ、円滑なコンテンツ利用に資する技術が確立され、所期の目標が達成されており、また、その後の次世代ブロードバンドネットワークにおける標準化活動等への動きを活発化させる等の成果をあげており、一定の有効性が認められる。

## 8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

○本施策は「情報通信ソフト懇談会」（平成 15 年 3 月～平成 15 年 12 月）のデジタルコンテンツワーキンググループ最終報告書における提言等も活用して検討されたものであり、政策効果の評価に当たっても活用した。

### ・「第 7 条 流通構造を改革すること」について

「デジタルコンテンツの流通を促進するため、利用者にとって、ストレスのないインフラ環境を整備する必要がある。このため、ブロードバンド・インターネット、無線 LAN、デジタル放送などあらゆるデジタル通信インフラを動員し、・・・ユーザーフレンドリー・・・が確保された世界一のコンテンツ流通環境を整えるべきである。」

・「第 10 条 コンテンツから見た技術政策を展開すること」について

- ① 「ユビキタスなどの新しい技術や新しい表現形式やジャンルを生んでいく。デジタル時代のコンテンツの発展にふさわしい技術政策を展開する必要がある。」
- ② 「コンテンツ関連技術の開発・普及政策は、コンテンツの制作者と利用者の恩恵を第一義に考えるべきであり、生産力向上、利用促進を図ることが肝要である。」、「制作者や利用者から見ると、やすく使いやすいことが大切」
- ③ 「技術とコンテンツの相乗効果を促し、新しい技術を新しいコンテンツに結びつけていくビジネス環境を用意すべきである。」

## 9 評価に使用した資料等

- ・ 「情報通信ソフト懇談会」デジタルコンテンツワーキンググループ新しいコンテンツ政策を考える研究会最終報告書（平成 15 年 12 月）

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/031225\\_8.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/031225_8.html)

# 平成 20 年度事後事業評価書

政策所管部局課室名：総合通信基盤局 電波部 移動通信課

評価年月：平成 20 年 7 月

## 1 政策（事業等名称）

移動通信システムにおける高度な電波の共同利用に向けた要素技術の研究開発

## 2 達成目標

高度情報化社会の進展に伴い、移動通信をはじめとする電波利用は飛躍的に拡大し、電波に対する国民のニーズも多様化するとともに一層のブロードバンド化が求められている。一方、移動通信システムにとって使い勝手の良い 6 GHz 以下の帯域は、極めて稠密（ちゅうみつ／密集している状態）に利用されており、深刻な電波の逼迫状況（余裕のない状況）が生じている。こうした状況の中、逼迫している電波をより有効かつ効率的に利用しつつ、特にニーズの高い移動通信に必要な周波数帯域を確保するためには、移動通信における高度な電波の共同利用を実現する要素技術の研究開発が必要である。

そこで、周囲の電波利用環境を適切に把握し、その環境に応じて自立的に通信方式の選択等を行う技術を開発することにより、電波の高度な共同利用を実現する。

## 3 事業等の概要等

### （1）事業等の概要

- ・実施期間 平成 17 年度から平成 19 年度まで
- ・実施主体 研究開発受託者
- ・概要 移動通信システムにおいて、電波の高度な共同利用を実現するために必要となる以下の 4 つの要素技術の研究開発を実施した。
  - ・ コグニティブ無線通信技術の研究開発  
各周波数帯の電波の利用状況に応じて、無線リソースを制御するネットワーク技術を確立する。（概要図②参照）
  - ・ 空間軸上周波数有効利用技術の研究開発  
指向性アンテナ（アンテナからの距離が同じでも、方向によって電波の強さが異なるアンテナ）を使用した適切な空間分割技術及びマ

ルチユーザ MIMO (マルチプルインプット・マルチプルアウトプット/送信側と受信側の双方に複数のアンテナを設置し、データを分割して送受信することで、伝送容量を上昇させる技術) 技術を確認する。(概要図③参照)

・超伝導フィルタ技術の研究開発

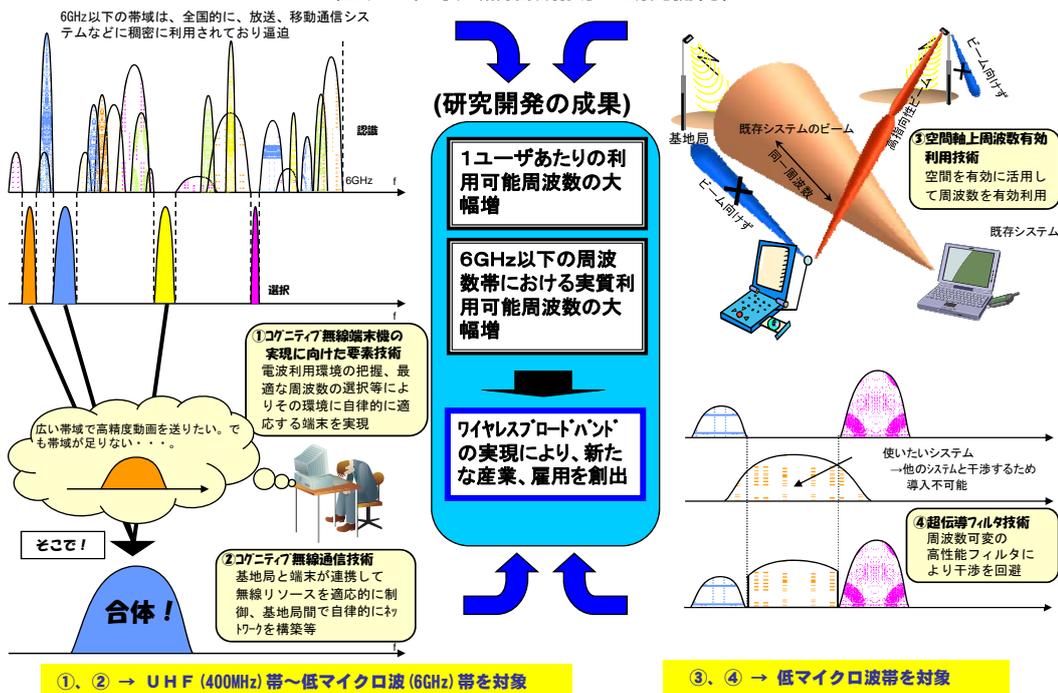
隣接した周波数帯の無線システム間の干渉を回避し、極めて稠密な電波システムの導入を可能とするために、広帯域の周波数選択性を持った送信用超伝導フィルタ技術を確認する。(概要図④参照)

・コグニティブ無線端末機の実現に向けた要素技術の研究開発

各周波数帯の電波の利用状況に応じて、無線リソースを制御する無線端末機を確認する。(概要図①参照)

・概要図

移動通信システムにおける周波数の高度利用に向けた要素技術の研究開発  
(コグニティブ無線技術等の研究開発)



・総事業費 総額 9,903百万円

(内訳)

平成17年度	平成18年度	平成19年度
3,198百万円	3,319百万円	3,386百万円

(2) 事業等の必要性及び背景

移動通信システムにとって使い勝手の良い6GHz以下の帯域 (VHF、UHF、低マイ

クロ波帯)については、携帯電話をはじめとして極めて稠密に利用されており、深刻な電波の逼迫状態が生じている。こうした状況の中、「周波数の再編方針」(平成15年10月10日)で必要とされた、平成20年までに移動通信システムに約330～340MHz幅、無線LANに最大で約480MHz幅の周波数帯域を確保するためには、特に利用ニーズの高い移動通信システムにおいて、電波をより有効かつ効率的に利用することができる高度な周波数共用技術の開発が求められている。

### (3) 関連する政策、上位計画・全体計画等

- 上位政策 : 政策14 電波利用料財源電波監視等の実施
- 「e-Japan重点計画-2004」(平成16年6月、IT戦略本部)

#### 【抜粋】

- ・P. 26 ③時間的・空間的に周波数の有効利用を可能とする技術の開発(総務省)  
周囲の電波利用状況や利用するアプリケーションの要求条件を的確に判断し、周波数帯域幅、変調方式、多重化方式等を柔軟に選択して、最適な通信環境を確立することのできる無線通信システムについて2011年までに実用化を図る。
- 「平成17年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」  
(平成16年5月、総合科学技術会議)

#### 【抜粋】

- ・P. 6  
厳しい国際競争において我が国がイニシアチブを得られるよう、情報通信分野の研究開発を国際的優位性の比較評価に基づき強力に国家戦略として推進し、その成果を世界標準に積極的に反映。
- ・P. 26 (i) ネットワークがすみずみまで行き渡った社会への技術  
無線等による高信頼な超高速モバイルインターネットシステムを実現。
- 衆参の総務委員会における国会附帯決議
  - ・衆議院・総務委員会(平成16年4月13日)  
「電波の逼迫状況を解消するため、電波の再配分のみでなく、未利用周波数帯の開拓等の技術開発を含め、電波の有効利用に引き続き取り組むこと。」
  - ・参議院・総務委員会(平成16年5月11日)  
「電波の逼迫状況を解消するため、未利用周波数帯の利用技術や共同利用システム等の研究開発を含め、電波の有効利用に一層取り組むこと。」

## 4 政策効果の把握の手法

「電波利用料技術試験事務及び研究開発の評価に関する会合」において、外部専門委員による評価を受け、政策効果の把握に活用した。

また、研究開発の成果の一端を示すものとして、「特許出願件数」、「論文・学会発表件数」等を参考として調査・分析した。

## 5 目標の達成状況

本研究開発の3年間の研究成果は以下のとおりである。

- ・ コグニティブ無線通信技術の研究開発

複数の電波利用システム間において電波を高度に共同利用し、スループット（単位時間当たりの処理能力）を数倍向上させる技術を開発した。

- ・ 空間軸上周波数有効利用技術の研究開発

同一システムにおける同一周波数の共用により、周波数利用効率を4倍以上向上させる技術を開発した。また、伝送容量の増大によりシステムの大容量化を実現した。

- ・ 超伝導フィルタ技術の研究開発

隣接した周波数帯における複数システム間の干渉を回避し、より稠密な周波数利用を実現した。

- ・ コグニティブ無線端末機の実現に向けた要素技術の研究開発

複数の電波利用システム間において電波を高度に共同利用し、最大100倍の伝送速度を実現した。

また、特許出願件数が188件、論文・学会発表件数が561件あった。さらに、本研究開発の成果の一部について国際標準の獲得を目指し、ITU-R（国際電気通信連合無線通信部門）やIEEE（米国電気電子学会）等の各種国際標準化活動の場に130件の寄与文書（国際機関への提案）を提出するなど、国際標準化への貢献を十分行った。

これ以外にも委託先を中心に、研究開発成果等についてホームページによる公表などを実施し、研究開発のみならずその成果の展開に向けた活動も積極的に行った。

課題名	コグニティブ無線通信技術	空間軸上周波数有効利用技術	超伝導フィルタ技術	コグニティブ無線端末機の実現に向けた要素技術
特許出願件数	73	40	49	26
論文・学会発表件数	211	150	111	89
国際標準化提案寄与数	20	—	20	90

## 6 目標の達成状況の分析

### (1) 有効性の観点からの評価

本研究開発により、移動通信における高度な電波の共同利用を実現する要素技術が確立された。特許については、申請から取得まで複数年必要となることから、今後も

取得数の増加が見込まれる。さらに、国際標準化提案については複数件の提案を行っており、当該領域において国際的な優位性を確保し、移動通信システム関連の技術等における我が国の国際競争力強化に資することが見込まれる。以上の成果から、本研究開発は有効性があったと認められる。

## **(2) 効率性の観点からの評価**

本研究開発においては、研究開発の開始時に3ヶ年を通じた達成目標・実施計画を具体的に定めるとともに、実施年度ごとの実施計画及び予算計画については、有識者から構成される評価会を開催し、その中で、実施体制の妥当性及び経済的効率性の観点から「順調に研究開発が進められ、実施体制、予算共に妥当であり、効率的である。」との評価を得ていることから、効率性があったと認められる。

## **(3) 公平性の観点からの評価**

本研究開発は、周囲の電波利用環境を適切に把握し、その環境に応じて自立的に通信方式の選択等を行う技術を開発することで、逼迫する電波のより有効かつ効率的な利用を実現するためのものであり、無線局の免許人その他の無線通信の利用者の受益となることから公平性を有するものと考えられる。

## **(4) 今後の課題及び取組の方向性**

本研究開発により、移動通信における高度な電波の共同利用を実現する要素技術が確立されたことから、今後は、国際的な標準化動向とも整合性を図りつつ、実用化に向けた各種取組を実施する。

## **7 政策評価の結果**

本研究開発においては、移動通信における高度な電波の共同利用を実現する要素技術が確立されるとともに、国際標準化提案も着実に実施されるなど、当初の目標が達成されていることから、有効性及び効率性が認められた。

## **8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項**

・「電波利用料技術試験事務及び研究開発の評価に関する会合」（第19回 平成20年5月21日開催、第20回 平成20年5月28日開催）での有識者の意見等を本研究開発の評価に活用した。会合における主なコメントは以下のとおりである。

- 当初の目標が達成されており、総合的に有益であった。
- 順調に研究開発が進められ、実施体制、予算ともに妥当であり、効率的である。
- 特許出願、学会発表が多く評価できる。今後、標準化への貢献が期待される。

## 9 評価に使用した資料等

- ・ 「e-Japan 重点計画-2004」(平成16年6月、IT戦略本部)  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/040615honbun.pdf>
- ・ 「平成17年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」(平成16年5月、総合科学技術会議)  
[http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken040526\\_1.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken040526_1.pdf)
- ・ 衆議院・総務委員会(平成16年4月13日)  
[http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_kaigiroku.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm)
- ・ 参議院・総務委員会(平成16年5月11日)  
[http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk\\_dispdoc.cgi?SESSION=8684&SAVED\\_RID=1&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV\\_ID=8&DOC\\_ID=8979&DPAGE=1&DTOTAL=1&DPOS=1&SORT\\_DIR=1&SORT\\_TYPE=0&MODE=1&DMY=8821](http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=8684&SAVED_RID=1&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=8&DOC_ID=8979&DPAGE=1&DTOTAL=1&DPOS=1&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=8821)

# 平成 20 年度事後事業評価書

政策所管部局課室名：総合通信基盤局 電波部 衛星移動通信課

評価年月：平成 20 年 7 月

## 1 政策（事業等名称）

衛星通信と他の通信の共用技術の研究開発

## 2 達成目標

Cバンド（3～8GHz帯）を用いる衛星通信と、同帯域への導入が計画されている第4世代移動通信との周波数共用を可能とする環境を実現するため、衛星通信と他の通信との周波数共用を可能とする技術を開発する。この技術開発のため、従来の受信地球局のアンテナに、特定の方向に対して不感領域を作ることのできる干渉除去用アダプティブアンテナ機能を付加し、干渉波を抑圧することで、衛星通信に必要なビット誤り率<sup>1</sup>（ $1 \times 10^{-6}$ 以下）の確保を目指す。

## 3 事業等の概要等

### （1）事業等の概要

- ・実施期間 平成 18 年度から平成 19 年度まで
- ・実施主体 研究開発受託者
- ・概要

衛星通信と他の通信の共用のための基盤技術として、以下の研究開発を行う。

（ア）所望信号と異なる方向から入射する干渉波に対して、アンテナパタン<sup>2</sup>を動的に制御して干渉波方向に鋭いヌルビーム（干渉波を除去し希望波だけを受信するため、アンテナの放射パタンを希望波方向に最大とし、妨害波方向にはゼロ（ヌル）とするようなアンテナ指向性を形成するビーム。）を形成することにより、従来のアンテナ（アダプティブ・アレー・アンテナ）に比べ干渉波除去比を向上させる技術の研究開発。

（イ）移動する干渉波源へヌルパタン（干渉波を除去するため、妨害波方向のアンテナ指向性がゼロ（ヌル）となるようなアンテナパタン。これにより、干渉波

1 デジタルデータを伝送し、復調した際のデータの誤り率。

2 アンテナの指向性（特定方向からの電波に対して大きな感度を示すアンテナの特性）のパタン。

レベルが減少し希望波のS/N比<sup>3</sup>が改善される。概要は下図。)を指向し、ダイナミックに追従する技術の研究開発。

(ウ) 干渉波除去後に生ずる位相や振幅の均一性の崩れにより発生するデータ誤りを補償する技術の研究開発。

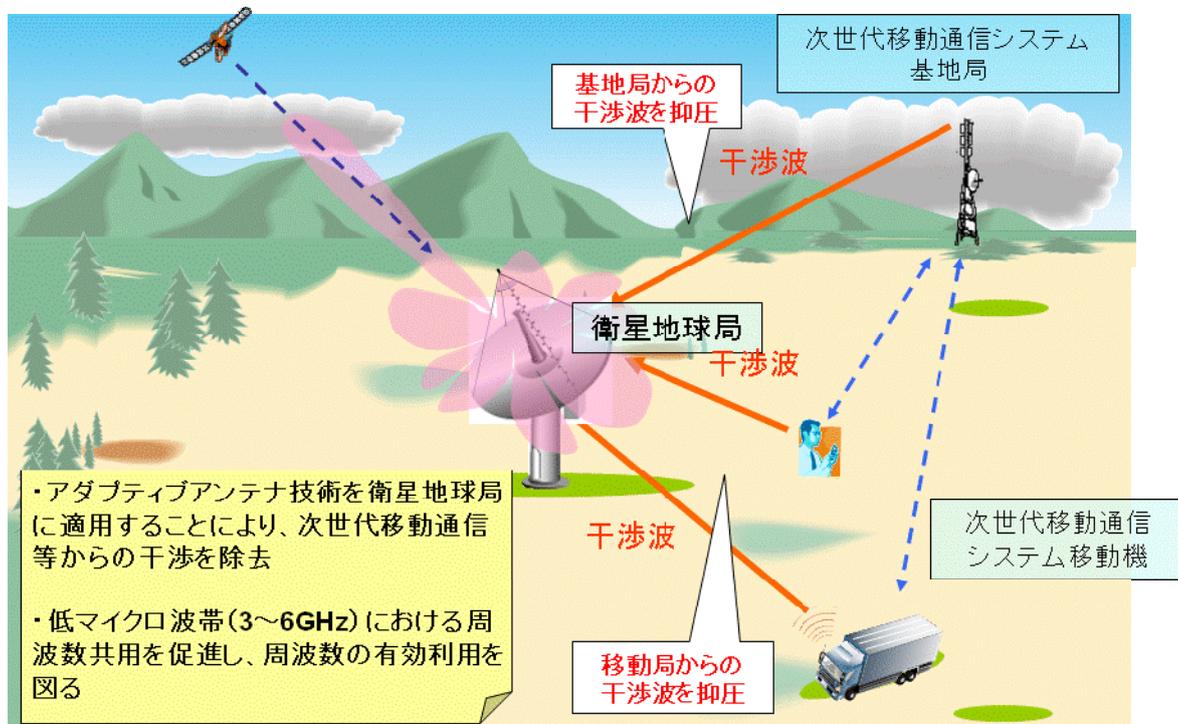


図 衛星通信と他の通信の共用技術に関する概念図

・総事業費

(総額)

653 百万円

(内訳)

平成 18 年度	平成 19 年度
331 百万円	322 百万円

(2) 事業等の必要性及び背景

低マイクロ波帯 (3GHz~6GHz) では、情報通信審議会の答申である「電波政策ビジョン」(平成 15 年 7 月 30 日)において、2013 年頃に約 1.06~1.38GHz 幅の周波数が移动通信システムに必要なとなると推測されている。また、この周波数帯については、平成 15 年度の電波利用状況調査結果において、第 4 世代移动通信等の移动通信に必要な周波数を割り当てることとし、この周波数帯を使用している固定通信はできるだけ光ファイバや他の周波数帯に移行することが適当であるとしている(ただし、全ての固定通信を移行することは困難)。さらに、移动通信は、この周波数帯を使用している

<sup>3</sup> 信号に対する雑音の量を対数で表したもの。

固定衛星通信との共用に配慮する必要があるとしている。

一般的に、衛星通信は、衛星からの微弱な電波を高感度に受信しなければならないという側面を有しており、移動通信及び固定通信との混信・干渉の問題を回避するため、周波数の分離や、地理的な隔離を大きくとる必要があるという制約を受けている。

このため、衛星通信と他の通信との周波数共用を可能とする本技術を早急に開発し、衛星／地上混在通信という利用環境において、周波数や地理的な位置関係に関する制約を大きく軽減させ、効率的な周波数利用と衛星／地上通信インフラの柔軟な構築を実現させることが必要である。

### (3) 関連する政策、上位計画・全体計画等

○上位政策 : 政策14 電波利用料財源電波監視等の実施

○「電波施策ビジョン」

第3章 中長期展望を踏まえた今後の電波政策のあり方

第2節 抜本的な周波数の見直し

「移動通信システムの高度化、利用拡大を図るため、以下の追加周波数検討候補の例を踏まえ、公的部門の電波利用を含め、電波の利用状況を調査し、①周波数の効率的な利用による空き周波数の創出、②電波の迅速な再配分の実施、③他の電波利用システムとの共用、により、増大する電波ニーズに適切に対応することが必要である。」

○「周波数の再編方針」

II 再編方針

2 電波利用システムごとの周波数再編に関する基本方針

(1) 移動通信システム

「5年～10年後（2013年）までの周波数再編の基本方針」

○国会附帯決議

・衆議院・総務委員会（平成16年4月13日）

「電波の逼迫状況を解消するため、電波の再配分のみでなく、未利用周波数帯の開拓等の技術開発を含め、電波の有効利用に引き続き取り組むこと。」

・参議院・総務委員会（平成16年5月11日）

「電波の逼迫状況を解消するため、未利用周波数帯の利用技術や共同利用システム等の研究開発を含め、電波の有効利用に一層取り組むこと。」

## 4 政策効果の把握の手法

本件の評価にあたっては、衛星通信と他の通信との周波数共用のための技術を実現するという達成目標に対し、技術的側面として干渉抑圧効果によるビット誤り率の改善度、また、国際標準化の側面として、学会への論文投稿や国際機関への文書提出状況から評価を行う。

なお、本研究開発は、「電波資源拡大のための研究開発」制度の一案件であるが、本制度では、研究開発の実施にあたり、透明性・実効性を高めるため、外部専門家・外部有識者から構成される「電波利用料技術試験事務及び研究開発の評価に関する会合」が開催されており、その評価結果も参考としている。

## 5 目標の達成状況

技術的成果については、固定した単一干渉波源から連続的な信号の干渉波を送出した場合において、干渉波レベルを衛星ノイズフロア<sup>4</sup>程度まで抑圧することが確認できた。この条件のもと、当初の目標である、運用上必要なビット誤り率（ $1 \times 10^{-6}$ 以下）への干渉抑圧が達成できたと言える。

知的財産権への取り組み等については、平成 18 年度から平成 19 年度までの 2 年間で特許登録がされていない一方で、学会への論文投稿などは、進捗及び得られた成果について学会で 2 件の論文発表、ITU-R（国際電気通信連合無線通信部門）に寄与文書を提出するなど、国際標準化への貢献を行った。

表 知的財産への取組

年月	概要
平成 19 年 9 月	電子情報通信学会 2007 年ソサイエティ大会における論文発表
平成 19 年 11 月	電子情報通信学会日韓衛星通信研究会における論文発表

表 国際標準化に資する取組

年月	概要
平成 19 年 5 月	ITU-R SG8 WP8F におけるパネル展示
平成 20 年 4 月	ITU-R WP4A 会合における寄与文書の提出

## 6 目標の達成状況の分析

### (1) 有効性の観点からの評価

固定した単一干渉波源からの干渉波レベルを衛星ノイズフロア程度まで抑圧することが確認できた。これにより、衛星通信と第 4 世代移動通信との混在環境において、周波数や地理的位置関係への制約を大きく軽減させるために必要な共用条件が得られた。

### (2) 効率性の観点からの評価

受託者の実施体制としては、干渉を受ける側であるアンテナ運用サイドの民間企業及びアンテナ装置の開発サイドである民間企業から構成されており、本共用技術の必

<sup>4</sup> 衛星通信における入力信号がない状態での平均雑音レベル。

要条件の明確化及びそれらに対する解決策の検討を行う上で妥当と言える。また、研究開発の遂行にあたっては、有識者から構成される評価会を開催し、実施計画及び予算計画について有識者からの助言を参考に効率的に実施している。

また、本研究開発においては、主に低マイクロ波帯（3GHz～6GHz）を対象としているが、本共用技術は低マイクロ波帯のみならず、高マイクロ波帯（6GHz～30GHz）へも応用可能であり、ゆえに衛星通信・地上通信間の共用技術以外にも応用可能であることから、費用対効果も妥当であると考えられる。

### （3）公平性の観点からの評価

本研究開発は、第4世代移動通信の導入に鑑み、衛星通信と第4世代移動通信との周波数共用を図ることで、共用のための柔軟なインフラ構築と効率的な周波数利用を実現するためのものであり、無線局の免許人その他の無線通信の利用者の受益となることから公平性を有するものと考えられる。

### （4）今後の課題及び取組の方向性

本研究開発では、干渉波抑圧装置による一定の抑圧効果が確認された。将来の実用化に向けては、複数干渉波源やマルチパス<sup>5</sup>による干渉抑圧量の劣化等の課題が残っている。

これらの課題に対しては、補助アンテナ数の増加など技術的な改良によって、さらなる干渉抑圧が可能となる。また、技術的改良の一方で運用においても、移動通信システムのうち基地局から移動局への回線（下り回線）を干渉抑圧対象とすることで、マルチパスによる影響等を受けず、効率的な干渉抑圧が期待される。

国際標準化への貢献としては、本技術に関連する ITU-R 会合において、寄与文書の提出など国際機関への提案を行っているところであり、今後は、第4世代移動通信システムの国際基準策定に合わせて、本共用技術を国際的に幅広く提案していく予定。

## 7 政策評価の結果

本研究開発は、衛星通信と第4世代移動通信との共用を図る干渉抑圧技術の開発であり、将来の実用化に向けて若干の課題が残っているものの、一定条件において有効性・効率性が認められた点で大きな成果が得られたと言える。

## 8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成20年5月に開催した「電波利用料技術試験事務及び研究開発の評価に関する会合」において、有識者から次のようなコメントが述べられており、本評価に活用した。

---

<sup>5</sup> 送信された電波が、地形や建物などによって反射・回折し、複数の経路を通過して受信点に到達すること。

○知的財産権等への取組として、学会への論文投稿件数など外部で評価できる成果は少ないが、アダプティブアンテナに関わる技術は当初目標をほぼ達成しており、有益であるといえる。今後、本研究開発で得られた技術及びデータを有効活用できるような取組を期待する。

## 9 評価に使用した資料等

- ・ 情報通信審議会答申「中長期における電波利用の展望と行政が果たすべき役割－電波政策ビジョン－」(H15.7.30)  
([http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030730\\_5.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030730_5.html))
- ・ 「周波数の再編方針」  
([http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/031010\\_4.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/031010_4.html))

# 平成 20 年度事後事業評価書

政策所管部局課室名：総合通信基盤局 電波部 電波環境課

評価年月：平成 20 年 7 月

## 1 政策（事業等名称）

高速・高精度測定技術の研究開発

## 2 達成目標

複数の無線システムを現状よりも稠密（※1）に配置する際に、互いの無線システム間で有害な混信を避ける必要があることから、高い精度を維持しつつ効率的に測定を行う技術のうち、次に掲げる技術について研究開発を行うことによって、厳密な周波数共用基準を策定且つ運用する環境を整え、電波のより有効な利用を図る。

- (1) サンプリングを行う速度 1.6Gsp/s (samples per second: サンプル/秒)、分解能 (※2) 14bit のデジタイザ (※3) を実現する。
- (2) アンテナ一体型無線システムから放射される最大周波数 26GHz の電波を測定の不確かさ (※4) 以内 (800MHz～3 GHz は±2dB 以下、3 GHz～6 GHz は±3dB 以下、6 GHz～26GHz は±6dB 以下) の高精度で効率的に測定する技術を確立する。
- (3) 1～6 GHz を最大測定周波数帯域幅 100MHz、分解能 10kHz、3 秒以下で掃引する技術を確立する。
- (4) 特定無線設備の特性試験項目である周波数偏差 (※5)、占有周波数帯幅 (※6)、空中線電力 (※7)、不要発射の強度 (※8) の測定に関する測定の不確かさの評価手法を 2.4GHz 及び 5GHz 帯の無線 LAN について検討し、多くの試験機関、試験設備に適用可能なガイドラインを作成する。

## 3 事業等の概要等

### (1) 事業等の概要

- ・実施期間 平成 17 年度から平成 19 年度まで
- ・実施主体 研究開発受託者
- ・概要

- ① 超高速デジタイザによる同時計測技術に関する研究開発 (概要図①参照)  
複数 (N 個) の A/D 変換器 (※9) で構成したデジタイザを一定の誤差の範

囲内 ( $\pm 10\text{ps}$ (pico second)) で協調動作させるとともに、そこで発生する非線形誤差を更に低減することでサンプリング周波数の上限を単独の A/D 変換器サンプリング周波数の N 倍に高めた超高速デジタイザを実現するための技術を確認する。

② 広帯域放射電力測定技術に関する研究開発 (概要図②参照)

PC に装着される無線 LAN カードのように他の電子機器と一体となって運用され、放射パターンが複雑で偏波の方向や放射中心も特定できないアンテナ一体型無線設備を対象に、このような無線設備から輻射されるあらゆる方向の放射電力を 2 軸のポジショナ (※10) 等を用いて、方位方向  $360^\circ$ 、仰角方向  $180^\circ$  に対して 3 次元測定を行い、現状より再現性がよく高精度且つ高能率な測定を可能にする技術を確認する。

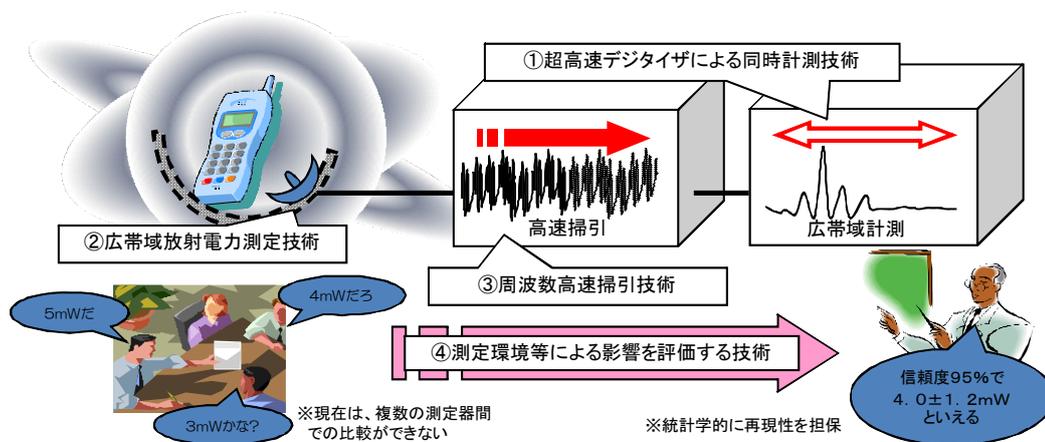
③ 周波数高速掃引技術に関する研究開発 (概要図③参照)

従来のスペクトラムアナライザ (※11) が有する、分解能を高めると掃引速度が大幅に遅くなる短所を解消するため、高速処理装置等を組合せ、1 ~ 6 GHz を最大測定周波数帯域幅 100MHz、分解能 10kHz、3 秒以下で掃引する技術を確認する。

④ 測定環境等による影響を評価する技術に関する研究開発 (概要図④参照)

周波数偏差、空中線電力、占有周波数帯幅、不要発射の強度の各試験項目について、測定手順や入出力関係を明確にして、測定の不確かさの要因を抽出するとともに、各要因について測定器の仕様や実験データに基づいて、測定の不確かさの限界値と確率分布を推定し標準不確かさを求める。また、誤差の発生要因の 1 つである電波暗室 (※12) 内の反射波による影響を調査し、その結果を測定の不確かさの評価に反映させる。これらの検討結果をまとめて測定の不確かさの評価に関するガイドラインを作成する。

・概要図



## ・総事業費

1, 253百万円

平成17年度： 243百万円

平成18年度： 538百万円

平成19年度： 472百万円

## (2) 事業等の必要性及び背景

電波利用のニーズの高まりに伴う高周波数帯の開拓が見込まれるほか、無線設備の広帯域化が進展している。また、無線LANや Bluetooth のようにPCや家電等の電子機器に組み込まれるなど、その使用の様態も様々なものとなっている。今後、これらの技術を更に発展させた無線通信システムに対しては、既存の無線設備と同様の方法で測定を行うことが困難、又は可能であっても著しく効率の悪いものとなってしまう。

また、より一層の電波の有効利用に向けて、我が国のみならず国際的にも、不要発射等の技術的規定は厳格化の方向で進展しており、あらゆる方向における放射電界を測定する必要性が生じるような、より精緻な技術基準が要求される。現在の測定水準を保つ場合であっても、高周波数帯の利用や、無線設備の広帯域化により、基準認証や検査に係るコストや時間が膨大になることが危惧されており、新たな通信方式の導入等に際しての阻害要因となるおそれがある。電波を利用した製品の市場競争力を維持し、適切な技術の実用化を促進するためにも、こうした認証及び検査に要する測定技術について研究開発を行うことが必要である。

## (3) 関連する政策、上位計画・全体計画等

○ 上位政策： 政策14 電波利用料財源電波監視等の実施

○ 「重点計画2007」(平成19年7月26日IT戦略本部)

### 3. 創造的発展基盤の整備

3.1 多様なサービスを安全かつ簡易に利用できる次世代モバイル生活基盤の構築

(2) 次世代の高速モバイル技術の実用化に向けた取組等

(ウ) 電波資源拡大のための研究開発

2010年までに、電波利用の進んでいない周波数帯(ミリ波帯等)において容易に無線システムの利用を可能とする技術や携帯端末が周囲の電波利用環境を適切に把握し、その環境に自立的に適用する技術(コグニティブ無線通信技術)等を実現するため、未利用周波数帯の開拓や周波数有効利用技術の高度化に資する研究開発を実施する。

○ 第3期科学技術基本計画 分野別推進計画(平成18年3月28日総合科学技術会議)

II 情報通信分野

2010年までに、電波利用の進んでいない周波数帯（高マイクロ波帯、ミリ波帯等）において、容易に無線システムの利用を可能とする技術を実現する

○ 衆参の総務委員会における国会附帯決議

・衆議院・総務委員会（平成16年4月13日）

「電波の逼迫状況を解消するため、電波の再配分のみでなく、未利用周波数帯の開拓等の技術開発を含め、電波の有効利用に引き続き取り組むこと。」

・参議院・総務委員会（平成16年5月11日）

「電波の逼迫状況を解消するため、未利用周波数帯の利用技術や共同利用システム等の研究開発を含め、電波の有効利用に一層取り組むこと。」

#### 4 政策効果の把握の手法

本研究開発の有効性等は、研究開発の成果の一端を示すものとして、「発表数」、「特許申請件数」等を参考として分析するとともに、本研究開発の研究開始時に設定した具体的な目標値の達成状況を確認する。

なお、「電波資源拡大のための研究開発」の実施にあたっては、有識者から構成される「電波利用料技術試験事務及び研究開発の評価に関する会合」において目標の妥当性、具体的な達成状況等について、随時評価を実施してきたところ。

#### 5 目標の達成状況

本研究開発の研究開始時に設定した具体的な目標に対しては、目標通り①サンプリング速度 1.6Gsp/s、分解能 14bit のデジタイザを実現、②アンテナ一体型無線システムから放射される最大周波数 26GHz の電波を高精度かつ効率的に測定する技術を確立、③ 1～6 GHz を最大測定周波数帯域幅 100MHz、分解能 10kHz、3秒以下で掃引する技術を確立、④特定無線設備の特性試験項目である周波数偏差、占有周波数帯幅、空中線電力、不要発射の強度の測定に関して、測定の不確かさの評価手法を 2.4GHz/5GHz 帯の無線 LAN について検討し、多くの試験機関、試験設備に適用可能なガイドラインを作成したところ。

○本研究開発による主な成果数

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
論文・学会発表数	1件	1件	1件
口頭発表数	—	—	3件
報道発表数	—	—	1件
特許出願数	—	7件	3件

本研究開発においては、平成17年度から平成19年度にかけて各種発表数が7件、特許出願数が10件といった成果が得られており、本研究開発の成果の波及効果が期待される状況である。

## 6 目標の達成状況の分析

### (1) 有効性の観点からの評価

本研究開発については、当初の予定どおり、電波の有効利用に資する厳密な周波数共用基準を策定且つ運用するために必要とされる技術を確立した。更に、関連特許の出願につなげており、製品等への実用化に向けた取り組みが開始されたところである。この成果から本研究開発には有効性があったと認められる。

### (2) 効率性の観点からの評価

測定技術ごとに研究内容を区分し、それぞれに専門知識や研究開発遂行能力を有する通信機器メーカー等の研究者のノウハウを活用し、研究開発実施機関それぞれの特質に応じた適切な役割分担のもと、効率的に研究開発を実施した。

また、研究開発開始時に3ヶ年を通じての達成目標・実施計画を具体的に定めるとともに、実施年度ごとの実施計画及び予算計画を立て、総務省及び研究者自らの工程管理を行うことに加えて、評価会において、実施計画及び予算計画の妥当性を検証するなど一層の効率化を図りながら遂行されており、効率性が認められる。

### (3) 公平性の観点からの評価

本研究開発は、干渉の原因となる不要な電波を極めて広帯域にわたって高精度かつ瞬時に把握することによって、他のシステムとの厳密な共用条件等の検討が可能となり、ガードバンドを最小限に抑えることが可能となり、周波数のひっ迫対策に資するものであり、無線局の免許人その他の無線通信の利用者の受益となることから公平性を有するものと考えられる。

### (4) 今後の課題及び取組の方向性

初期の研究開発目標は達成できたことから、今後、これまでの研究開発の成果展開を図るため、委託先企業を中心として、製品等への実用化に向けた各種取組を実施予定。また、厳密な周波数共用基準を策定且つ運用する環境を整え、電波のより有効な利用を図るため、本研究課題以外の事項について今後研究開発を進めていく必要がある。

## 7 政策評価の結果

本研究開発においては、電波の有効利用に資する厳密な周波数共用基準を策定且つ運用するために必要とされる技術が確立され、関連特許の出願も実施されるなど、目標達成に向けての成果が上がっており、本研究開発の有効性等が認められた。

## 8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

「電波利用料技術試験事務及び研究開発の評価に関する会合」（平成 20 年 5 月）の有識者の意見等を本施策の評価に活用。以下、主なコメント。

- ・超高速デジタイザ、全放射電力などの超広帯域の測定技術の確立に大きな成果が得られている。
- ・周波数の高度利用を促進するためにも、有益性は極めて高いと思う。
- ・設定した目標は達成されており、実用化の道をつけている。

## 9 評価に使用した資料等

- ・ 「重点計画 2007」（平成 19 年 7 月 26 日 IT 戦略本部）  
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/070726honbun.pdf>)
- ・ 第 3 期科学技術基本計画 分野別推進計画（平成 18 年 3 月 28 日総合科学技術会議）  
(<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihon3/bunyabetu1.pdf>)
- ・ 衆議院・総務委員会（平成 16 年 4 月 13 日）  
[http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_kaigiroku.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm)
- ・ 参議院・総務委員会（平成 16 年 5 月 11 日）  
[http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk\\_dispdoc.cgi?SESSION=8684&SAVED\\_RID=1&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV\\_ID=8&DOC\\_ID=8979&DPAGE=1&DTOTAL=1&DPOS=1&SORT\\_DIR=1&SORT\\_TYPE=0&MODE=1&DMY=8821](http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=8684&SAVED_RID=1&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=8&DOC_ID=8979&DPAGE=1&DTOTAL=1&DPOS=1&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=8821)

- ※1 稠密・・・密集している状態
- ※2 分解能・・・測定の解像度
- ※3 デジタイザ・・・アナログ信号をデジタル信号に変換する装置
- ※4 測定の不確かさ・・・測定の結果に付随した、合理的に測定量に結び付けられ得る値のばらつきを特徴づけるパラメータ（国際計量基本用語集 3. 9 項より）
- ※5 周波数偏差・・・電波法施行規則第 2 条第 59 号
- ※6 占有周波数帯幅・・・電波法施行規則第 2 条第 61 号
- ※7 空中線電力・・・電波法施行規則第 2 条第 68 号
- ※8 不要発射・・・電波法施行規則第 2 条第 63 号の 3
- ※9 A/D 変換器・・・アナログ信号をデジタル信号に変換する機器
- ※10 ポジショナ・・・位置決め器
- ※11 スペクトラムアナライザ・・・機器や回路からの出力信号をそれらの周波数成分に分離して観測する周波数成分器
- ※12 電波暗室・・・部屋の全ての壁面・天井及び床に電波吸収材を装着し、この室内に置かれた被測定アンテナ等が外部からの影響を受けることなく、自由空間に置かれた場合と同様の状態と見なし得る特殊試験室

# 平成20年度成果重視事業実施状況調書

事業所管(評価担当)部局課室名 行政管理局行政情報システム企画課共同利用センター

評価年月 平成20年7月

## 1 事業名

職員等利用者認証業務の業務・システム最適化事業

## 2 関係政策

政策9：電子政府・電子自治体の推進

## 3 事業概要

### (1) 事業の背景及び課題等

各府省における業務アプリケーションの利用者認証については、人事異動等に伴う利用者認証情報の登録、更新などの利用者認証業務の処理過程が非効率なものとなっていること、また、各業務アプリケーションに共通する利用者認証業務や利用者認証の機能を重複して実施・保有していること、さらには、識別コード(ID)等利用者認証情報の体系が業務アプリケーションごとに異なっており、個人単位でのアクセス証跡管理が容易に行えないこと、などの課題が認められる。

このような状況を踏まえ、「職員等利用者認証業務の業務・システムの最適化計画」(平成19年4月13日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定(平成20年2月13日改定))に基づき、業務アプリケーションの利用者認証に係る業務・システムの効率化、安全性・信頼性向上、職員等利用者の利便性向上を図ることとされているところである。

### (2) 事業実施期間

平成19年度～25年度

### (3) 事業費

総事業費 約13.1億円(うち平成19年度 約0.7億円)

## 4 事業の達成目標

### (1) 定量的な達成目標及び現況

達成目標	目標値	目標年度	達成目標の現況	
			18年度	19年度
利用者認証業務・システムに係る運用経費の削減	約0.5億円	24年度	-	-
	約0.9億円	25年度	-	-
利用者認証業務・システムに係る業務処理時間の削減	約2万時間	24年度	-	-

(注) 各年度の現況において「-」としているものは、本成果重視事業が事業実施中のため、現時点では現況の把握ができないものである。

上記目標値は、職員等利用者共通認証基盤について、共同利用システム基盤への参画及び構築スケジュールの変更により整備方法が変更されたことから、平成20年2月に改定された最適化計画を踏まえ、目標の再設定（見直し）を行ったものである。

## （２）目標設定の考え方

### 目標設定の根拠等

本事業は、業務アプリケーションごとに保有する、利用者認証情報・利用者認証機能等を一元的に管理・提供するための基盤（職員等利用者共通認証基盤）を整備することにより、利用者認証業務・システムの効率化を図ることとしていることから、業務アプリケーションの利用者認証に係る運用経費削減及び利用者認証業務の業務処理時間短縮を目標として設定している。

職員等利用者共通認証基盤の運用が開始される20年度末以降、同基盤との連携が見込まれる業務アプリケーションが順次連携されることにより、24年度以降において年間約0.5億円の運用経費削減が見込まれることに加え、共同利用システム基盤に参画することにより、25年度以降において更に年間約0.4億円の運用経費削減が見込まれ、また、24年度において年間約2万時間の業務処理時間短縮が見込まれることから、当該数値をそれぞれ目標値として設定している。

### 目標の達成度合いの判定方法・基準

- ・平成24年度及び25年度における目標値（削減経費、削減業務処理時間）の達成をもって、目標が達成されたものと判定する。
- ・「事後事業評価方式」により評価を行う。

## （３）目標達成のための手段等

### 目標達成のための具体的手段

業務アプリケーションごとに保有する、利用者認証情報・利用者認証機能等を一元的に管理・提供するため、以下の機能を実装する職員等利用者共通認証基盤を設計・開発・構築し、各府省の連携対象業務アプリケーションと順次連携することにより当該機能を提供する。

- ・利用者認証情報を一元的に管理及び提供する機能
- ・主体認証（本人性確認）機能
- ・連携対象業務アプリケーションの利用認可機能
- ・連携対象業務アプリケーションへのアクセス証跡情報の提供機能

### 目標達成のための手段と目標の因果関係

職員等利用者共通認証基盤と、連携対象業務アプリケーションが順次連携し、当該業務アプリケーションごとに保有する利用者認証情報・利用者認証機能等が同基盤により一元的に管理・提供されることにより、業務・機能集約効果が見込まれることから、利用者認証に係る運用経費削減及び利用者認証業務の業務処理時間短縮が可能となる。

## 5 予算執行の効率化・弾力化によって得られる効果

### (1) 予算執行の効率化・弾力化措置

国庫債務負担行為

### (2) 上記措置により得られる効果

電子計算機等の借入れには、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するものがあるため、当該措置が必要となる。

## 6 事業の目標の達成状況の分析（今後の課題）

現時点では、職員等利用者共通認証基盤の設計・開発を実施しているところであり、20年度末より同基盤の運用を開始することとしていることから、本事業における効果が発現しておらず、具体的な分析が行えない。

今後は、目標達成年度を目指して、引き続き職員等利用者共通認証基盤の設計・開発・構築を行い、同基盤の運用開始後、各府省の連携対象業務アプリケーションとの順次連携を確実に行っていくことが必要となる。

## 7 関係する閣議決定・計画等（評価に使用した資料等）

- ・電子政府推進計画（平成18年8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定（平成19年8月24日一部改定）） <http://www.e-gov.go.jp/doc/20070824doc.pdf>
- ・業務・システム最適化指針（ガイドライン）（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定） <http://www.e-gov.go.jp/doc/060331/doc1.pdf>
- ・職員等利用者認証業務の業務・システムの最適化計画（平成19年4月13日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定（平成20年2月13日改定）） <http://www.e-gov.go.jp/doc/20080229doc4.pdf>



# 平成20年度成果重視事業実施状況調書

事業所管(評価担当)部局課室名 行政管理局行政情報システム企画課共同利用センター

評価年月 平成20年7月

## 1 事業名

文書管理業務の業務・システム最適化事業

## 2 関係政策

政策9：電子政府・電子自治体の推進

## 3 事業概要

### (1) 事業の背景及び課題等

現在、各府省がそれぞれに文書管理システムを整備、運用しているため、類似のシステムに重複した経費が必要となっており、政府全体として効率的な予算執行が図られていない。そのため、行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進する観点から、各府省が整備・運用している文書管理システムを廃止し、一元的な文書管理システムを整備する必要がある。

一元的な文書管理システムの整備にあたっては、設計・開発段階において操作性の向上を目指すとともに、導入に当たって業務プロセスの見直しを行い、同システムの利用促進を図る。

### (2) 事業実施期

平成19年度～25年度

### (3) 事業費

総事業費 約44.7億円(うち19年度 約4億円)

## 4 事業の達成目標

### (1) 定量的な達成目標及び現況

達成目標	目標値	目標年度	達成目標の現況	
			18年度	19年度
年間の運用経費削減 1	・約11億円 ・約11.9億円(共同利用システム 基盤に参画後)	平成25年度	-	-
年間の業務処理時間短縮	約6,600時間	平成25年度	-	-
電子決裁率	60%	平成25年度	-	-

(注) 各年度の現況において「-」としているのは、本成果重視事業が事業実施中であり、現時点では現況の把握ができないためである。

- 1 年間の運用経費削減については、システムの構成を変更したことから当初設定された成果目標の内容を見直す必要が生じ、平成25年度以降における経費削減の見込みが年間約11億円となった。「文書管理業務の業務・システム最適化計画」(平成19年4月13日各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議決定、平成20年2月13日改定)に記載済み。

## (2) 目標設定の考え方

### 目標設定の根拠等

- ・政府全体で利用可能な一元的な文書管理システムを整備し、府省ごとに整備・運用している既存の総合的な文書管理システムを廃止することで重複投資を排除し運用業務を一元化できるため、経費が削減され業務処理時間が短縮される。平成25年度以降において、経費は約11億円の削減、業務処理時間も約6,600時間短縮される。

### 目標の達成度合いの判定方法・基準

- ・平成25年度における目標値（削減経費、削減業務処理時間など）の達成をもって、目標が達成されたものと判定する。
- ・「事後事業評価方式」により評価を行う。

## (3) 目標達成のための手段等

### 目標達成のための具体的手段

- ・政府全体で利用可能な一元的な文書管理システムを整備する(平成19年度は設計・開発、20年度は機器導入、調整、テスト、移行等)。各府省は現在、整備・運用している文書管理システムを廃止し、一元的な文書管理システムに平成24年度までに段階的に移行する。

### 目標達成のための手段と目標の因果関係

- ・各府省が現在整備・運用している段階的な文書管理システムを廃止し一元的な文書管理システムに移行することで、システムに対する重複投資を排除できる。また、運用業務を一元化することで、業務処理時間の短縮が見込まれる。

## 5 予算執行の効率化・弾力化によって得られる効果

### (1) 予算執行の効率化・弾力化措置

- ・国庫債務負担行為
- ・繰越明許費

### (2) 上記措置により得られる効果

- ・国庫債務負担行為

平成19年度及び20年度の2年間の一括契約を行うことにより、同一の業者が設計、開発、テストまでの一連の作業を連続して行えることから、20年度の業者が別の業者となる場合に必須となる設計ドキュメント等の理解・確認を行う時間が不要となり、事業期間の短縮及び予算の効率化が確保される効果がある。

- ・繰越明許費

事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が当初予定の年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要がある一元的な文書管理システムの設計・開発について、計画又は設計に関する諸条件その他のやむを得ない事由により年度内に支出を完了することが期し難くなった場合に事業を継続させ得る効果がある。

## 6 事業の目標の達成状況の分析

### (今後の課題)

平成 19 年度は、要件定義に基づきアプリケーションの仕様を確定し、基本設計まで実施することができた。20 年度は、設計・開発、構築、テスト、移行府省と連携をとった移行作業等を実施する予定であり、同年度末の運用開始に努める。

なお、現時点では、一元的な文書管理システムの設計・開発、構築作業を実施しているところであり、目標としている成果が発現していないが、達成年度における発現を目指し、引き続き一元的な文書管理システムの整備を進めていく。

## 7 関係する閣議決定・計画等（評価に使用した資料等）

「文書管理業務の業務・システム最適化計画」（平成 19 年 4 月 13 日各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議決定、平成 20 年 2 月 13 日改定)

(概要) <http://www.e-gov.go.jp/doc/20080229doc1.pdf>

(本文) <http://www.e-gov.go.jp/doc/20080229doc2.pdf>



# 平成20年度成果重視事業実施状況調書

事業所管(評価担当)部局課室名 行政管理局行政情報システム企画課情報システム管理室

評価年月 平成20年7月

## 1 事業

政府認証基盤最適化事業

## 2 関係政策

政策9：電子政府・電子自治体の推進

## 3 事業概要

### (1) 事業の背景及び課題等

政府認証基盤は、国民等と行政との間でインターネット等を利用してやり取りされる申請・届出等手続きに係る電子文書について、その文書が真にその名義人によって作成され、内容に改変がないことを相互に確認できるように整備されたものであり、平成13年4月から運用を開始している。

現行の政府認証基盤は、全体として、各府省単位で構成される府省認証局における機能が重複しており、システム・業務を集約・一元化する余地がある。

また、霞が関WANにおいて整備された電子文書交換システムでも各府省で電子文書交換用認証局が構築されているが、当該システムで提供される機能の一部が、政府認証基盤の認証機能と類似しているなど、その見直しを行う余地がある。

このため、各府省の府省認証局等については、「霞が関WAN及び政府認証基盤(共通システム)の最適化計画」(平成17年3月31日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、平成19年8月24日改定)により、認証機能を集約・一元化することとされているところである。

### (2) 事業実施期間

平成18年度～20年度

### (3) 事業費

総事業費 約11.1億円(うち19年度6.1億円)

## 4 事業の達成目標

### (1) 定量的な達成目標及び現況

達成目標	目標値	目標年度	達成目標の現況	
			18年度	19年度
政府認証基盤の運用に係る経費節減	約7.8億円	21年度	-	-
政府認証基盤の運用に係る業務処理時間短縮	約381日	21年度	-	-
府省認証局の集約達成率	100%	20年度	-	-

(注)表中の達成目標にある「府省認証局の集約達成率」には、府省認証局(14 認証局)及び電子文書交換用認証局(17 認証局)の両方の集約達成率が含まれている。

各年度の現況において「-」としているのは、平成20年9月までに府省認証局(14 府省認証局、17 電子文書交換用認証局)から政府共用認証局へ移行することから、集約・一元化は平成20年度に実施される予定となっているためである。

## (2) 目標設定の考え方

### 目標設定の根拠等

本事業の実施による効果としては、システムの集約・一元化、類似機能の重複排除及び運用管理業務の効率化・合理化などによる経費節減及び業務処理時間の短縮の観点が必要であることに鑑み、府省認証局の集約率、政府認証基盤の運用に係る経費節減及び業務処理時間短縮を目標として設定している。

なお、府省認証局等はすべて機能的に一元化できると考えられるため、集約達成率の目標値は100%とした。経費節減及び業務処理時間短縮については、各府省の府省認証局等の集約・一元化を達成することで政府認証基盤のシステム構成が簡素化され、経費を年間約7.8億円削減でき、これに係る業務処理時間を年間約381日短縮できることが見込まれることから、目標値をそれぞれ約7.8億円、約381日とした(約7.8億円、約381日については、「霞が関WAN及び政府認証基盤(共通システム)の最適化計画」(2005年(平成17年)3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、2007年(平成19年)8月24日改定)における試算値)。

### 目標の達成度合いの判定方法・基準

- ・平成21年度における目標値(削減経費、削減業務処理時間など)の達成をもって、目標が達成されたものと判定する。
- ・「事後事業評価方式」により評価を行う。

## (3) 目標達成のための手段等

### 目標達成のための具体的手段

各府省にある府省認証局及び文書交換認証局を集約・一元化するため、以下の機能を有する政府共用認証局の設計・開発・構築を行う。

- ・各府省の官職証明書等を一元的に発行する機能
- ・霞が関WANを利用し、各府省から証明書の発行指示をする機能
- ・各府省の電子証明書の検証を一元的に実施する機能

各府省の府省認証局等は新たに構築した政府共用認証局に利用を切り替え、切り替え完了後、府省認証局等の利用を停止する。

### 目標達成のための手段と目標の因果関係

平成18年度及び19年度の2か年において、各府省が共用で利用できる政府共用認証局を設計・開発・構築し、20年1月から当該認証局を運用開始し、現在、各府省が当該認証局の利用に向けて移行を進めており、20年9月までには府省認証局の集約により、各府省の府省認証局等が廃止される予定である。

府省認証局の集約を達成することでシステム構成が簡素化され、政府認証基盤の運用経費節減及び業務処理時間短縮が可能となる。

## 5 予算執行の効率化・弾力化によって得られる効果

### (1) 予算執行の効率化・弾力化措置

国庫債務負担行為  
繰越明許費

### (2) 上記措置により得られる効果

政府共用認証局の設計・開発・構築について、国庫債務負担行為を活用して2年度の一括契約を行うことにより、同一の開発業者が設計から開発までを一連の作業として連続して行うことができることから、次年度の開発業者が新たな業者となる場合に生じる設計ドキュメント等の理解・確認を行う時間及びそれに係る契約上の工数を削減することができ、事業期間の短縮及び予算の効率化が可能となった。

本事業は、各府省共用で利用できる政府共用認証局を整備し、各府省の認証局の集約・一元化を図るなどシステムの最適化を実施するものである。設計作業を開始するにあたっては、各府省の府省認証局等の実態を把握し、開発するシステムにおける基本的な機能の確定やこれに伴う各府省との調整に不測の日数を費やすこととなり、設計・開発等のスケジュールの見直しが必要となったが、繰越明許の活用により柔軟な対応が可能となった。

## 6 事業の目標の達成状況の分析（今後の課題）

現時点では、各府省が当該認証局の利用に向けて移行を進めているところであり、平成20年9月までに認証局の集約を実施することとしているため、本事業による効果が発現しておらず、具体的な分析は行えない。

今後は、決められたスケジュールに沿って各府省の府省認証局等を政府共用認証局に効率的かつ確実に移行することが必要である。

## 7 関係する閣議決定・計画等（評価に使用した資料等）

- ・ 共通システムの見直し方針（平成16年3月25日行政情報システム関係課長連絡会議了承）

<http://www.e-gov.go.jp/doc/20040401doc3.pdf>

- ・ 電子政府構築計画（平成16年6月14日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

<http://www.e-gov.go.jp/doc/040614/keikaku.html>

- ・ 今後の行政改革の方針（平成16年12月24日閣議決定）

[http://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/index\\_houshin.html](http://www.gyokaku.go.jp/jimukyoku/index_houshin.html)

- ・ 霞が関WAN及び政府認証基盤（共通システム）の最適化計画（平成17年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai13/13gijisidai.html>

- ・ 業務・システム最適化指針（ガイドライン）（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

<http://www.e-gov.go.jp/doc/060331/doc1.pdf>



# 平成20年度成果重視事業実施状況調書

事業所管(評価担当)部局課室名 情報通信政策局 情報流通振興課

評価年月 平成20年7月

## 1 事業名

電子契約システムの構築のためのシステム開発等

## 2 関係政策

政策9：電子政府・電子自治体の推進

## 3 事業概要

### (1) 事業の背景及び課題等

政府調達(公共事業を除く)手続の電子化の推進・実現を図る一環として、現在、一連の政府調達(公共事業を除く)手続のうち唯一紙ベースでのみ行われている契約に係る手続の電子化を図るため、電子契約システムの構築のためのシステム開発等を行う。

### (2) 事業実施期

平成17年度～22年度(平成17年度～18年度は、モデル事業/成果重視事業として電子契約システムの構築のためのシステム設計を実施し、19年度は関連システムの開発見直しに伴う既存設計への影響を検証する設計検証作業を実施。平成21年度以降、システム開発等を実施予定。)

なお、今後の事業スケジュール等については、引き続き関係府省との検討・調整を行い、必要に応じて見直しを図る予定。

### (3) 事業費

総事業費 11.6 億円(うち平成19年度 0.3 億円)

## 4 事業の達成目標

### (1) 定量的な達成目標及び現況

達成目標	目標値	目標年度	達成目標の現況	
			18年度	19年度
官側業務の効率化	契約業務に係る所要時間を32%削減	平成22年度以降	-	-
民側業務の効率化	契約業務に係る所要時間を40%削減	平成22年度以降	-	-

(注) 各年度の現況において「-」としているものは、本成果重視事業が事業実施中のため、現時点では現況の把握ができないものである。

### (2) 目標設定の考え方

#### 目標設定の根拠等

官・民双方の契約担当者の契約業務所要時間の削減により、利用者の利便性の向上や事務処理の効率化、合理化の状況を表すことができるので、これらを利用者本位の行政サービスの提供及び簡素で効率的な政府の実現のための目標とするものである。

なお、各目標値は、システム化前の契約業務に係る所要時間を元に、システム化前とシステム化後の業務フローを比較し、システム化により削減される契約業務の所要時間から算出したもの。

#### 目標の達成度合いの判定方法・基準

目標の達成状況については、システム稼働後、その時点での官側担当者の習熟度や民側普及状況、調達件数における電子化率等も勘案しつつ、システム化前とシステム化後の契約業務に係る所要時間を比較し、本システムにより得られる業務効率化の効果が目標と概ね同程度かどうかをもって判定する。

### (3) 目標達成のための手段等

#### 目標達成のための具体的手段

政府調達手続の契約の電子化を実現する全省庁共通の電子契約システムのプログラム製造、単体試験、結合試験、総合試験を行う。

また、関連する施策として、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」に基づき経済産業省が推進中の予算執行等管理システムの構築（契約手続以外の物品調達業務等の電子化を行う取り組み）がある。

#### 目標達成のための手段と目標の因果関係

本事業は、電子契約システムを構築するためのものであり、これにより、現在、手作業で行っている契約手続を電子化し、インターネット技術を活用すること等により、官側職員においては業務効率性の向上が図られ、民側業者においては各府省庁訪問等に係る時間が軽減されることから、官・民双方の契約担当者の契約所要時間の削減につながる。

## 5 予算執行の効率化・弾力化によって得られる効果

### (1) 予算執行の効率化・弾力化措置

国庫債務負担行為

繰越明許費

### (2) 上記措置により得られる効果

国庫債務負担行為を活用して複数年度の一括契約を行うことにより、同一の業者がプログラム製造から総合試験までを一連の作業として連続して行えることから、次年度の業者が新たな業者となる場合に生じる設計ドキュメント等の理解・確認を行う時間及びそれに係る契約上の工数を削減することができ、事業期間の短縮及び予算の効率化が可能となる。

事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計・製造に関する諸条件その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあり、そのような状況が発生した場合に繰越明許費を活用し予算繰越を行うことにより、予算の不用額が生じなくなり、予算の効率化が可能となる。

## 6 事業の目標の達成状況の分析

### (今後の課題)

現時点では事業実施期間中であるため、本事業による効果が発現しておらず具体的な分析が行えないものであり、目標年度を目指して引き続き契約に係る手続の電子化等の取組を進めることが必要。

**7 関係する閣議決定・計画等（評価に使用した資料等）**

「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」（平成16年9月CIO連絡会議決定、平成18年8月31日一部改訂）



# 平成20年度成果重視事業実施状況調書

事業所管(評価担当)部局課室名 情報通信政策局 情報流通振興課

評価年月 平成20年7月

## 1 事業名

電気通信行政情報システムの最適化事業

## 2 関係政策

政策9：電子政府・電子自治体の推進

## 3 事業概要

### (1) 事業の背景及び課題等

電気通信行政関連業務の実施においては、「我が国が5年以内(2005年)に世界最先端のIT国家となる」との目標を掲げるe-Japan戦略(H13.1.22 IT戦略本部決定)に沿って、情報通信技術の急速な進展を背景とした時代の要請に対応するため、情報通信審議会、電波監理審議会、各種研究会等の審議等を受けて制度改革を実施することにより、業務の簡素化・合理化を進展させ、国民・企業等への利便性の高い良質な行政サービスを提供することが求められている。

また、政府全体として、電子政府の実現に向けた電子政府構築計画によって、行政内部の電子化はもとより行政情報の電子的提供及び行政手続の電子申請の実現並びに情報セキュリティ対策の強化が喫緊の取組課題として要請されている。

このため、電気通信行政関連業務の業務・システムにおいてもこれらの要請に的確に応え、便利で安心な行政サービスの提供及び効率的かつ合理的なシステムを実現することが重要となっている。

### (2) 事業実施期間

平成18年度～20年度

### (3) 事業費

総事業費5.7億円(うち19年度2.0億円)

## 4 事業の達成目標

### (1) 定量的な達成目標及び現況

達成目標	目標値	目標年度	達成目標の現況	
			18年度	19年度
システム運用経費等の行政コスト削減	1.7億円程度削減/年	平成21年度	-	-
業務処理時間の削減	4,200時間程度/年	平成21年度	-	-
大規模災害によるセンターシステム停止期間の短縮	1日以内	平成21年度	-	-

(注) 各年度の現況において「-」としているものは、本成果重視事業が事業実施中のため、現時点では現況の把握ができないものである。

## (2) 目標設定の考え方

### 目標設定の根拠等

電子政府構築計画（H16.6.14 一部改定 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）及び、業務・システム最適化計画対象の業務・システムについて（H16.9.15 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議報告）に基づき、業務・システムの最適化を図るため、業務処理時間や経費の削減効果（試算）を数値で明示する電気通信行政関連業務における業務・システム最適化計画を平成18年3月27日に策定した。この最適化計画の実施による効果として、

- (ア) システム運用経費等の行政コストの削減
- (イ) 業務処理時間の削減

について、目標を設定しているものである。

また、最適化計画により、サーバのセンター完全集中化が実現することから、センターが大規模災害でシステム停止した場合に、長期停止を回避し、業務処理を継続するため、バックアップシステムを構築し、

- (ウ) 大規模災害によるセンターシステム停止時間の短縮
- について、目標を設定しているものである。

### 目標の達成度合いの判定方法・基準

ア 目標の達成状況の把握については以下のとおりとする。

- (ア) システム運用経費等の行政コスト削減については、システム運用経費等の調達額
- (イ) 業務処理時間の削減については、外部専門家による評価
- (ウ) 大規模災害によるセンターシステム停止期間の短縮については、バックアップシステム稼働試験等を行いシステムの復旧時間を確認

イ 当該達成目標については、目標値の達成をもって目標が達成されたものと判定する。

ウ 当該成果重視事業終了後に「事後事業評価方式」により評価を行う。

## (3) 目標達成のための手段等

### 目標達成のための具体的手段

ア 電気通信行政における許認可業務の効率化、合理化及び高度化の推進

- (ア) 単純な作業の委託
- (イ) 業務効率化のためのシステム化
- (ウ) 外部機関等との通信ネットワークを介したデータ交換
- (エ) 総務省総合文書管理システムとのシステム間連携
- (オ) 審査に必要な情報の登録作業における効率化
- (カ) 業務の高度化、統計・マネジメント機能の拡充

イ バックアップシステムの構築

ウ システムの統合、サーバの集約化等

エ システムの柔軟性、拡張性の確保等

### 目標達成のための手段と目標の因果関係

ア システム運用経費等の行政コストの削減      のア(ウ)、ウ、エ

イ 業務処理時間の削減      のア(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)

## 5 予算執行の効率化・弾力化によって得られる効果

### (1) 予算執行の効率化・弾力化措置

「国庫債務負担行為」「繰越明許費」

### (2) 上記措置により得られる効果

「国庫債務負担行為」

設計、プログラム製造、検証と言った作業を一括して複数年度の契約を行うことにより、合理的な調達、予算の効率化が可能となる。

「繰越明許費」

事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合であっても、翌年度の事業実施が可能となる。

## 6 事業の目標の達成状況の分析

### (今後の課題)

事業実施期間中であるために、効果が発現しておらず分析が行えない。

## 7 関係する閣議決定・計画等（評価に使用した資料等）

電子政府構築計画

(H16.6.14 一部改定 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai9/9siryou2.pdf>

業務・システム最適化計画対象の業務・システムについて

(H16.9.15 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議報告)

<http://www.e-gov.go.jp/doc/20040915doc1.pdf>

重点計画2006 (H18.7.26 IT戦略本部決定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060726honbun.pdf>

電気通信行政関連業務における業務・システム最適化計画

(H18.3.27 総務省行政情報化推進委員会決定)

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060327\\_5.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060327_5.html)



# 平成20年度成果重視事業実施状況調書

事業所管（評価担当）部局課室名 総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

評価年月 平成20年7月

## 1 事業名

総合無線局監理システムの電子申請機能等の高度化

## 2 関係政策

政策14：電波利用料財源電波監視等の実施

## 3 事業概要

### （1）事業の背景及び課題等

電子政府構築計画等により、行政効率化のために行政手続の電子化を推進する必要があること及び情報漏えい等に係る事案の増加に伴い、より一層高度なセキュリティ対策が求められていることから、無線局申請書等の作成が容易に行える高度なサポート機能及び自動審査機能等を整備するとともに、個人情報保護やシステム全体のセキュリティ強化のための機能の整備を図る。

### （2）事業実施期

平成17年度～19年度

### （3）事業費

総事業費26.1億円（うち19年度9.5億円）

## 4 事業の達成目標

### （1）定量的な達成目標及び現況

達成目標	目標値	目標年度	達成目標の現況		
			17年度	18年度	19年度
無線局免許申請等における電子申請率	30%	20年度	15.4%	25.2%	37.6%
無線局申請審査業務における業務処理時間の削減	年間約1万6千時間削減	20年度	-	-	-
データ入力作業等に要する業務処理時間 （電子申請率が50%到達時点）	年間約2万4千時間削減	20年度	-	-	-
申請者の申請書作成時間 （電子申請率が50%到達時点）	年間約14万時間削減	20年度	-	-	-
申請書類の提出に係る費用 （電子申請率が50%到達時点）	年間約2億5千万円削減	20年度	-	-	-

（注） 各年度の現況において「-」としているものは、本成果重視事業が事業実施中のため、現時点では現況の把握ができないものである。

達成目標の現況（平成19年度）については、平成20年3月末現在の数値である。

## （2）目標設定の考え方

### 目標設定の根拠等

本事業は、電子申請機能等の高度化を行うものであり、目標値は、その実施成果として業務処理時間の短縮や利用者利便の向上（申請書作成時間の削減、申請書類提出費用の削減）を狙いとする目標として設定するものである。

### 目標の達成度合いの判定方法・基準

#### ア 目標達成状況等の把握方法・手法

電子申請率の統計調査、当該調査結果の外部コンサルタント等による分析・評価

利用者意見のアンケート調査の実施と結果分析・評価

#### イ 目標の達成度合いの判定基準

利用（申請）者に対するアンケートのほか、外部専門家（コンサルタント事業者）により、目標達成状況の評価・検証と問題や課題の抽出を行い客観的な評価を行う。

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上100%未満	概ね達成
C	50%以上75%未満	達成とは言い難いが有効性あり
D	25%以上50%未満	有効性の向上が必要
E	25%未満	有効性に問題あり

また、本事業終了後には、事後事業評価方式により評価を行う。

## （3）目標達成のための手段等

### 目標達成のための具体的手段

ア インテリジェント申請・審査支援機能の開発・導入により、便利で使いやすい電子申請機能を提供する。例えば、

- ・申請書作成時のフォーマット適合チェック機能等による入力サポート
- ・審査支援機能の導入による審査業務の正確化・効率化等

イ 個人情報保護法などを踏まえた情報セキュリティ確保、プライバシー保護の強化等を図る。

### 目標達成のための手段と目標の因果関係

本事業は、電子申請におけるインテリジェント申請や自動審査機能等の開発・導入に取り組むものであり、これにより、電子申請に係る利用者の利便性が増すので電子申請率の向上が図られる。

また、電子申請率向上の成果として、利用者の負担軽減や行政側の業務処理時間の短縮等が図られる。

## 5 予算執行の効率化・弾力化によって得られる効果

### （1）予算執行の効率化・弾力化措置

「国庫債務負担行為」

「繰越明許費」

## (2) 上記措置により得られる効果

国庫債務負担行為を活用して複数年度の一括契約を行うことにより、同一の開発業者が設計から開発までの一連の作業として連続して行えることから、次年度の業者が新たな業者となる場合に生じる設計ドキュメント等の理解・確認を行う時間を削減することができ、事業期間の短縮及び予算の効率化が可能となる。

事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあり、そのような状況が発生した場合に繰越明許費を活用し予算繰越を行うことにより、予算の不用額が生じなくなり、予算の効率化が可能となる。

## 6 事業の目標の達成状況の分析

### (今後の課題)

平成 20 年度においては、平成 19 年までの事業の実施結果を踏まえ、目標達成に係る分析・評価をおこなうこととする。

## 7 関係する閣議決定・計画等(評価に使用した資料等)

「電子政府構築計画」(平成16年6月14日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

<http://www.e-gov.go.jp/doc/040614/keikaku.html>



# 平成20年度成果重視事業実施状況調書

事業所管(評価担当)部局課室名 人事・恩給局

恩給企画課、恩給企画課経理室、恩給業務課情報処理調整官(室)

評価年月 平成20年7月

## 1 事業名

恩給業務の業務・システム最適化

## 2 関係政策

政策 18：恩給行政の推進

## 3 事業概要

### (1) 事業の背景及び課題等

恩給業務・システムにおいては、恩給受給者の高齢化、減少等の状況に見合った見直しを行い、業務については、住民基本台帳ネットワークシステムの更なる有効活用等による受給者等の負担軽減、業務の迅速な対応等、これまで以上に行政サービスの向上、行政効率化の促進等を図り、システムについては、運用経費削減、維持・管理の観点から最新のICT技術の導入や外部委託等を考慮した見直し、及び受給者等に関する個人情報が多く含まれていることから万全のセキュリティ対策の構築を行うものとし、申請手続き等の簡素化等による受給者等の負担軽減等行政サービスの向上、手作業処理の自動化、業務処理の一元化等による業務処理の迅速化・効率化、システムのオープン化等による情報システムに係る運用経費の削減、最適なセキュリティ対策による情報システムの安全性・信頼性の確保を目的とした「恩給業務の業務・システム最適化計画」(平成17年6月29日総務省行政情報化推進委員会決定)を策定した。

本事業は、当該最適化計画に基づき業務・システムの最適化を実施するものであり、情報システムについて、平成22年度から新システムでの運用を開始するものとして設計・開発を行っているところである。

### (2) 事業実施期間

平成19年度～22年度

### (3) 事業費

総事業費 14.5億円(うち19年度3.1億円)

#### 4 事業の達成目標

##### (1) 定量的な達成目標及び現況

達成目標	目標値	目標年度	達成目標の現況
			19年度
恩給受取可能金融機関の拡大	1 機関 10機関 <sup>(1)</sup> に拡大	平成19年度	平成19年10月から民間金融機関10機関において恩給の受取りが可能となった。
帳票印刷業務の外部委託化の推進	外部委託帳票なし 4 帳票 <sup>(2)</sup> を外部委託化	平成22年度	- (システム開発中)
業務規制による入力不可日の縮減	入力不可日率28% 10%に縮減	平成22年度	- (システム開発中)

1. 恩給受取可能金融機関種別数 10 機関は、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、信託銀行、外国銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合の民間金融機関を想定した。
2. 局内で印刷している帳票のうち、全恩給受給者に送付する等の大量に印刷している帳票を対象とした。

##### (2) 目標設定の考え方

###### 目標設定の根拠等

###### ア 恩給受取可能金融機関の拡大

恩給受給者等における恩給給与金の受け取りについては、ゆうちょ銀行(郵便局) 1 機関でのみ可能であるが、これを、市中銀行、信用金庫、農業協同組合等の民間金融機関でも受取を可能とすることにより、恩給受給者等の利便性が向上し、行政サービスの向上が図られる。

###### イ 帳票印刷業務の外部委託化の推進

全恩給受給者を対象に送付する通知書等、大量にデータの印刷を行っている帳票について、その印刷を外部委託することにより、高価な高速プリンタに換え標準的速度のプリンタの導入が可能となり、情報システムに係る運用経費が削減されるとともに、アウトソーシングの推進、業務処理の効率化が図られる。

###### ウ 業務規制による入力不可日の縮減

恩給受給者等からの申請・届出等に係るオンライン入力処理について、バッチ処理走行に伴う入力制限等の業務規制(月4、5日程度)を可能な限り排除することにより、業務処理の迅速化が図られる。

###### 目標の達成度合いの判定方法・基準

###### ア 恩給受取可能金融機関の拡大

恩給給与金の支払いについて、官庁会計事務データ通信システム(以下「ADAMS」という。)を利用した財務省会計センター～日本銀行経由での支払いが可能となれば達成されたものと判定する。

###### イ 帳票印刷業務の外部委託化の推進

印刷(データ印字)の外部委託帳票数と当該委託経費等を踏まえ評価する。

###### ウ 業務規制による入力不可日の縮減

「業務規制日数(年間) / システム稼働日数(年間) × 100」により入力不可日率を測定し、評価する。

### (3) 目標達成のための手段等

#### 目標達成のための具体的手段

情報システムのオープン化、一部業務処理の機能拡充等、最適化実施に向けた新システムの構築(必要に応じた現行システムの改修を含む。)を行う。

#### 目標達成のための手段と目標の因果関係

##### ア 恩給受取可能金融機関の拡大

A D A M Sとの連携を図り、財務省会計センター～日本銀行経由での恩給給与金の支払いが可能となるシステムを構築することにより、ゆうちょ銀行に加え、恩給受給者等が希望する市中銀行、信用金庫、農業協同組合等の民間金融機関においても恩給給与金の受け取りが可能となる。

##### イ 帳票印刷業務の外部委託化の推進

外部委託業者に提供可能な印刷データを生成するようシステムを構築することにより、印刷業務の外部委託が可能となる。

##### ウ 業務規制による入力不可日の縮減

バッチ処理走行に伴うオンライン入力制限等の業務規制について、規制が不要となった時点で規制が解除されるシステムを構築することにより、オンライン入力可能時間が増加し、業務処理の迅速化が図られる。

## 5 予算執行の効率化・弾力化によって得られる効果

### (1) 予算執行の効率化・弾力化措置

国庫債務負担行為  
繰越明許費

### (2) 上記措置により得られる効果

国庫債務負担行為を活用して3年度の一括契約を行うことにより、同一の開発業者が設計から開発までを一連の作業として連続して行えることから、次年度の開発業者が新たな開発業者となる場合に生じる設計ドキュメント等の理解・確認を行う時間を削減することができ、事業時間の短縮及び予算の効率化が可能となる。

事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件その他やむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もある。このような状況が発生した場合には、繰越明許費を活用し予算繰越を行うことにより、翌年度において事業実施が可能となる。

## 6 事業の目標の達成状況の分析

### (今後の課題)

- ・ 恩給受取可能金融機関については、平成19年10月から民間金融機関10機関において支払いが可能となり、平成19年度末において、1万人を超える恩給受給者等が市中銀行、信用金庫、農業協同組合等のゆうちょ銀行以外の金融機関で恩給給与金を受領している。

- ・ また、最適化実施に向けた新システムの設計・開発を現在実施しているところであり、帳票印刷業務の外部委託化、業務規制による入力不可日の縮減を含め、成果の大半は平成 22 年 4 月からの新システム運用後に発現するものである。

#### 7 関係する閣議決定・計画等（評価に使用した資料等）

- ・ 「恩給業務の業務・システム最適化計画」（平成17年 6 月29日総務省行政情報化推進委員会決定）  
[http://www.soumu.go.jp/jinji/pdf/saitekika\\_02.pdf](http://www.soumu.go.jp/jinji/pdf/saitekika_02.pdf)

# 平成20年度成果重視事業実施状況調書

事業所管(評価担当)部局課室名 統計局 統計情報システム課

評価年月 平成20年7月

## 1 事業名

統計調査等業務の最適化

## 2 関係政策

政策19：公的統計の体系的な整備・提供

## 3 事業概要

### (1) 事業の背景及び課題等

分散型統計機構をなす我が国の統計行政において、政府全体として一体性及び整合性のある高い品質の統計を整備し、行政、社会経済及び国民生活全般に資するためには、全府省が共通の行動原理の下に、府省間の連携、協力を強め、及び政府横断的な調整機能の発揮により、必要な統計を整備し、利用しやすい形で提供することが重要である。このため、全府省で行われている統計調査等業務について、府省横断的に業務・システムを整備する「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、情報通信技術の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化等の向上を図る。

### (2) 事業実施期

平成18年度～22年度

### (3) 事業費

総事業費38.0億円(うち19年度7.0億円)

## 4 事業の達成目標

### (1) 定量的な達成目標及び現況

達成目標	目標値	目標年度	達成目標の現況	
			平成18年度	平成19年度
政府統計に係る経費及び業務処理時間の低減	年間経費の低減：1.6億円 年間業務処理時間の低減：5千日	平成22年度	-	-

(注)本事業の目標とする年間経費及び年間業務処理時間の低減効果は、政府統計共同利用システムの運用が開始される平成20年度以降に発現することから、同システムの設計・開発段階である平成18年度及び19年度には効果は発現していない。

### (2) 目標設定の考え方

#### 目標設定の根拠等

本事業は、全府省で行われている統計調査等業務について、府省横断的に業務・システムを整備するも

のであり、目標値は、その実施結果として政府統計のシステム開発業務・運用業務に係る経費及び業務処理時間の低減を設置するものである。

具体的には、政府統計共同利用システムの整備により、システム運用に係る経常的経費は年間約 1.6 億円の低減が見込まれる。また、政府統計共同利用システムの整備、システム運用業務の外部委託等により、業務処理時間は年間約 5 千日の低減が見込まれる。

なお、システムの開発業務・運用業務以外における経費及び業務処理時間の低減効果として、政府統計共同利用システムを活用し、オンライン調査を導入することにより、郵送回収経費約 0.3 億円、調査員経費約 3.6 億円の低減が見込まれる。また、統計調査等業務の外部委託を推進することにより、業務処理時間は約 14 万日の低減が見込まれる。

#### 目標の達成度合いの判定方法・基準

各府省の取組・措置状況をモニタリングするとともに、関係システムの所要経費の実績及び業務処理時間をフォローアップし、事業実施前後の実績値を把握。

目標値に対する実績値の割合	評価
100%以上	達成
80%以上 100%未満	概ね達成
60%以上 80%未満	達成とは言い難いが有効性あり
40%以上 60%未満	有効性の向上が必要
40%未満	有効性に問題あり

なお、本事業終了後に「事後事業評価方式」により評価を行う。

### (3) 目標達成のための手段等

#### 目標達成のための具体的手段

ア 各府省の情報システムの集約（政府統計共同利用システムの整備）

政府全体として効率的なシステム投資及びシステム運用業務の効率化を図るため、従来、各府省で区々に開発・運用していた統計関係の情報システムを集約し政府統計共同利用システムを整備。

イ 母集団情報の管理及び標本抽出の共通化

事業所・企業に関する最新の母集団情報及び重複是正に関する情報を提供するため、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報の管理及び標本抽出の共通処理基盤を整備。

ウ 統計調査のオンライン化の推進

調査手法の多様化を図り、調査に協力しやすい環境作りに資するため、現行の統計調査方式と併用又は代替が可能なオンライン調査を順次導入。

エ 統計利用に係るワンストップサービスの実現

インターネットによる情報提供を推進するとともに、各府省のホームページの構成、用語等の共通化を図り、統計情報が一元的に利用可能なワンストップサービスを実現。

オ 業務の簡素化・合理化

業務の簡素化・合理化を図るため、業務処理の共通化、一元化・集中化、取り扱う情報の標準化、外部資源の活用等を推進。

#### 目標達成のための手段と目標の因果関係

本事業によって、統計調査等業務に係るシステムの整備、統計調査のオンライン化、統計調査の外部委託等を推進することにより、統計調査に係る経費及び業務処理時間の低減が図られる。

## 5 予算執行の効率化・弾力化によって得られる効果

### (1) 予算執行の効率化・弾力化措置

国庫債務負担行為

繰越明許費

### (2) 上記措置により得られる効果

国庫債務負担行為を活用して2年間の一括契約を行ったことにより、同一の開発業者が設計から開発、試験、試行運用までの一連のシステム構築作業を連続して行えたことから、開発業者が次年度に新たな業者となる場合に生じる設計ドキュメント等の理解・確認を行う時間及びそれに係る契約上の工数の削減等業務の効率化に寄与した。

事業の性質上、その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、設計又は開発に関する諸条件その他のやむをえない事由により、年度内に支出を完了できない場合もあり、そのような状況が発生した場合に繰越明許を活用し予算繰越を行うことにより、予算の不用額が生じなくなり、予算の効率化が可能となることから繰越明許費の承認を受けたが、事業が計画的に進行したことから、最終的に繰越を要する状況は発生しなかった。

## 6 事業の目標の達成状況の分析

### (今後の課題)

本事業の目標とする経費及び業務処理時間の低減効果は、平成20年度以降の政府統計共同利用システムの運用開始に伴って発生することから、平成19年度において同システムの構築を完了することが必要。

## 7 関係する閣議決定・計画等(評価に使用した資料等)

- ・「統計調査等業務・システム最適化計画」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

<http://www.stat.go.jp/info/guide/keikaku/keikaku.htm>

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai19/19gijisidai.html>



# 平成20年度主要な政策に係るモニタリング調査

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政管理局企画調整課、  
行政手続・制度調査室、行政情報システム企画課

評価年月 平成20年7月

## 1 政策等

### 〔政策名〕

政策2 適正な行政管理の実施

### 〔政策の基本目標〕

簡素で効率的な政府を実現するために、国の行政組織等の減量・効率化に向けた、機構・定員等の審査に関する取組を進めていく。

行政の透明性の向上と信頼性の確保を図るため、行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用を図る。特に、行政不服審査法は、改正法が成立した場合、その施行のための準備を行い、新制度への円滑な移行を確保する。

行政の透明性の向上と信頼性の確保を実現するため、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。

### 〔次回評価実施予定年度〕

平成21年度（評価対象年度平成19～20年度）

## 2 指標等の進捗状況

### 「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
定員の合理化進捗率	16年度末定員の10%以上を定員合理化(33,230人)	20年度(21年度末定員)	閣議決定した目標が着実に進捗しているか。	38.2% (12,679人)	60.0% (19,901人)	80.8% (26,864人)
				( )内は、定員合理化数で累計。		
定員の純減目標達成率	18年度から22年度までの5年間で5.7%以上(18,936人以上)の純減を確保	21年度(22年度末定員)	閣議決定した目標が着実に達成されているか。(実施時期が特定しているものがあり、進捗は単純年割とはならない)	7.9% (1,502人)	19.2% (3,631人)	40.9% (7,753人)
				( )内は、純減数で累計。		

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
<p>機構の新設・改正・廃止、定員の設置・増減・廃止等の審査状況</p>	<p>行政組織等の減量・効率化が計画的・積極的に推進されているか。</p>	<p>機構については、機構の肥大化を抑止しつつ、新たな政策課題に対応すべく、平成18年度審査において防衛庁の内部部局等の再編等、平成19年度審査において統計委員会の設置（統計審議会の廃止）等、平成20年度審査において観光庁及び運輸安全委員会の設置（海難審判庁、船員労働委員会、航空・事故調査委員会等の廃止）等を認めることとした。</p> <p>定員については、5年間で5.7%以上の純減目標の達成に向け、平成18年度審査において1,502人、平成19年度審査において2,129人、平成20年度審査において4,122人の定員純減を行うこととした。</p>		
<p>行政手続制度の運用状況</p>	<p>国及び地方公共団体において、行政手続制度が適正かつ円滑に運用されているか。</p>	<p>17年6月に意見公募手続（パブリックコメント）等の法制化を内容とする「行政手続法の一部を改正する法律」が成立し、18年4月より施行。</p> <p>18年～19年に開催された「行政不服審査制度検討会」最終報告を踏まえ、一定の処分等を求める制度及び違法な行政指導の中止を求める制度の創設等を内容とする「行政手続法の一部を改正する法律案」を国会に提出。</p> <p>行政手続法の施行状況に関する調査は、3年周期で実施しており、17年度～19年度の状況は20年度に調査を実施する予定である。</p> <p>法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）については、19年6月に対象法令の範囲の拡大や照会者名を原則非公表とすること等を内容とする制度改正を実施。同手続による回答結果の公表が行われた件数は、17年度は8件、18年度は11件となっている。</p>		
<p>行政不服審査制度の運用状況</p>	<p>国及び地方公共団体において、行政不服審査制度が適正かつ円滑に運用されているか。</p>	<p>18年～19年に開催された「行政不服審査制度検討会」最終報告を踏まえ、不服申立ての一元化・審理の一段階化、審理員による審理手続の導入、行政不服審査会への諮問手続の導入、標準審理期間の設定、争点及び証拠の整理手続の導入等制度全般に及ぶ抜本的改正を内容とする「行政不服審査法案」を国会に提出。</p>		

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
		<p>行政不服審査法等の施行状況に関する調査の結果をみると、平成 17 年度における行政不服審査法に基づく不服申立ての件数は、国の行政機関に対するものが 19,983 件、都道府県及び市区町村に対するものが 10,937 件となっている。</p> <p>なお、18 年度における状況は、現在取りまとめ中であり、19 年度の状況についても調査を実施する予定である。</p>		
<p>審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定・公表状況</p>	<p>審査基準、標準処理期間及び処分基準が設定されているか。されていない場合は、どのような理由であるか。また、設定されている場合は、公表が行われているか。</p>	<p>上記のとおり、3 年周期で実施している行政手続法の施行状況に関する調査を 20 年度に実施する予定であり、同調査により 17 年度～19 年度における審査基準の設定・公表状況を把握することとしている。</p>		
<p>国の行政機関及び独立行政法人等における情報公開制度の運用状況</p>	<p>国の行政機関及び独立行政法人等における情報公開制度が、適正かつ円滑に運用されているか。</p>	<p>平成 18 年度の行政機関情報公開法等の施行状況調査の結果をみると、平成 17 年度の開示請求件数は 83,126 件、平成 18 年度は 54,246 件となっている（平成 19 年度については、現在調査中）。減少の主な原因としては、所得税法等の規定に基づく公示制度が廃止になり、国税庁に対する公示関連の開示請求が減少したことが考えられる。</p>		
<p>国の行政機関及び独立行政法人等における個人情報保護制度の運用状況</p>	<p>国の行政機関及び独立行政法人等における個人情報保護制度が、適正かつ円滑に運用されているか。</p>	<p>平成 18 年度の行政機関個人情報保護法等の施行状況調査の結果をみると、</p> <p>( 1 ) 監査を実施した行政機関数は、平成 17 年度が 28、平成 18 年度が 39、独立行政法人の数は平成 17 年度が 123、平成 18 年度が 176 となっている。</p> <p>( 2 ) 点検を実施した保護管理者の割合は行政機関では平成 17 年度が 96.5%、平成 18 年度が 97.5%、独立行政法人では平成 17 年度が 92.3%、平成 18 年度が 95.4%となっている。</p> <p>( 3 ) 教育・研修の回数は、行政機関では平成 17 年度が 5,148 回、平成 18 年度が 6,579 回、独立行政法人では平成 17 年度が 729,841 回、平成 18 年度が 714,392 回となっている。</p>		

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
		<p>(4) 個人情報の漏えい等事案の発生状況は、一部省庁、一部公社における大幅な件数の増加により、行政機関では平成17年度320件が、平成18年度は530件となり、独立行政法人では平成17年度855件が平成18年度は1,277件となった。</p> <p>(5) 上記のほぼ全ての漏えい等事案について、再発防止策が措置されている。</p> <p>(6) 開示請求について、行政機関では、平成17年度が64,618件、平成18年度が74,817件となっており、独立行政法人では平成17年度が5,092件、平成18年度が1,320件となっている。</p> <p>(7) 訂正請求について、行政機関では、平成17年度が7件、平成18年度が4件となっており、独立行政法人では平成17年度が6件、平成18年度が22件となっている。</p> <p>(8) 利用停止請求について、行政機関では、平成17年度が5件、平成18年度が0件となっており、独立行政法人では平成17年度が4件、平成18年度が16件となっている。</p>		

### 3 その他特記事項

なし

# 平成20年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治行政局 総務室、行政課、合併推進課、  
行政体制整備室、公務員部給与能率推進室、自治財政局公営企業課

評価年月 平成20年7月

## 1 政策等

### 〔政策名〕

政策4 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等

### 〔政策の基本目標〕

分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等の推進

### 〔次回評価実施予定年度〕

平成21年度（評価対象年度平成19～20年度）

## 2 指標等の進捗状況

### ○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度																																				
地方分権改革推進法に基づく地方分権の推進の状況（地方分権改革推進委員会の検討状況）	地方分権改革推進法に基づき、政府として必要な法政上又は財政上の措置等を定めた「地方分権改革推進計画」を作成するために適切に検討されているか。	平成19年4月1日に発足した地方分権改革推進委員会において、平成19年11月16日に国の義務付け・枠付け、関与の徹底的な見直しの方向や、個別の行政分野・事務事業について見直しの具体的な方向性を示す「中間的な取りまとめ」が取りまとめられた。 また、平成20年5月28日には、「第1次勧告」が取りまとめられ、「中間的な取りまとめ」で示された個別の行政分野ごとに抜本的な見直しの内容が示されている。																																						
地方公共団体における集中改革プラン等の取組状況	地方公共団体における行政運営の質の向上などのための、「集中改革プラン」の策定及び公表は進んでいるか。 また、地方公共団体における行政の公正の確保及び透明性の向上などのための、情報公開条例及び行政手続条例の制定、意見公募手続制度の導入は進んでいるか。	<b>集中改革プランの公表状況</b>																																						
		—	<table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>45団体</td> <td>95.7%</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>15団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>1,542団体</td> <td>84.4%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,602団体</td> <td>84.8%</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(H18. 7. 31現在)</p>	都道府県	45団体	95.7%	政令市	15団体	100%	市区町村	1,542団体	84.4%	計	1,602団体	84.8%	<table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>46団体</td> <td>97.9%</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>17団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>1,798団体</td> <td>99.3%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,861団体</td> <td>99.3%</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(H19. 9. 1現在)</p>	都道府県	46団体	97.9%	政令市	17団体	100%	市区町村	1,798団体	99.3%	計	1,861団体	99.3%												
都道府県	45団体	95.7%																																						
政令市	15団体	100%																																						
市区町村	1,542団体	84.4%																																						
計	1,602団体	84.8%																																						
都道府県	46団体	97.9%																																						
政令市	17団体	100%																																						
市区町村	1,798団体	99.3%																																						
計	1,861団体	99.3%																																						
		<b>情報公開条例（要綱等）の制定状況</b>																																						
		<table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>14団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>2,319団体</td> <td>96.5%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,380団体</td> <td>96.6%</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(H17. 4. 1現在)</p>	都道府県	47団体	100%	政令市	14団体	100%	市区町村	2,319団体	96.5%	計	2,380団体	96.6%	<table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>15団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>1,807団体</td> <td>98.9%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,869団体</td> <td>98.9%</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(H18. 4. 1現在)</p>	都道府県	47団体	100%	政令市	15団体	100%	市区町村	1,807団体	98.9%	計	1,869団体	98.9%	<table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>17団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>1,798団体</td> <td>99.3%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,862団体</td> <td>99.4%</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(H19. 4. 1現在)</p>	都道府県	47団体	100%	政令市	17団体	100%	市区町村	1,798団体	99.3%	計	1,862団体	99.4%
都道府県	47団体	100%																																						
政令市	14団体	100%																																						
市区町村	2,319団体	96.5%																																						
計	2,380団体	96.6%																																						
都道府県	47団体	100%																																						
政令市	15団体	100%																																						
市区町村	1,807団体	98.9%																																						
計	1,869団体	98.9%																																						
都道府県	47団体	100%																																						
政令市	17団体	100%																																						
市区町村	1,798団体	99.3%																																						
計	1,862団体	99.4%																																						

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度																																													
		<b>行政手続条例（規則等）の制定状況</b> <table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>47 団体</td> <td>100%</td> <td>都道府県</td> <td>47 団体</td> <td>100%</td> <td>都道府県</td> <td>47 団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>13 団体</td> <td>100%</td> <td>政令市</td> <td>15 団体</td> <td>100%</td> <td>政令市</td> <td>17 団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>2,516 団体</td> <td>99.4%</td> <td>市区町村</td> <td>1,818 団体</td> <td>99.6%</td> <td>市区町村</td> <td>1,804 団体</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,576 団体</td> <td>99.4%</td> <td>計</td> <td>1,880 団体</td> <td>99.6%</td> <td>計</td> <td>1,868 団体</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(H17. 3. 31 現在)</td> <td></td> <td></td> <td>(H18. 10. 1 現在)</td> <td></td> <td></td> <td>(H19. 10. 1 現在)</td> <td></td> </tr> </table>			都道府県	47 団体	100%	都道府県	47 団体	100%	都道府県	47 団体	100%	政令市	13 団体	100%	政令市	15 団体	100%	政令市	17 団体	100%	市区町村	2,516 団体	99.4%	市区町村	1,818 団体	99.6%	市区町村	1,804 団体	99.9%	計	2,576 団体	99.4%	計	1,880 団体	99.6%	計	1,868 団体	99.9%		(H17. 3. 31 現在)			(H18. 10. 1 現在)			(H19. 10. 1 現在)	
都道府県	47 団体	100%	都道府県	47 団体	100%	都道府県	47 団体	100%																																									
政令市	13 団体	100%	政令市	15 団体	100%	政令市	17 団体	100%																																									
市区町村	2,516 団体	99.4%	市区町村	1,818 団体	99.6%	市区町村	1,804 団体	99.9%																																									
計	2,576 団体	99.4%	計	1,880 団体	99.6%	計	1,868 団体	99.9%																																									
	(H17. 3. 31 現在)			(H18. 10. 1 現在)			(H19. 10. 1 現在)																																										
		<b>意見公募手続制度の制定状況</b> <table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>43 団体</td> <td>91.5%</td> <td>都道府県</td> <td>43 団体</td> <td>91.5%</td> <td>都道府県</td> <td>43 団体</td> <td>91.5%</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>10 団体</td> <td>71.4%</td> <td>政令市</td> <td>12 団体</td> <td>80.0%</td> <td>政令市</td> <td>15 団体</td> <td>88.2%</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>-</td> <td></td> <td>市区町村</td> <td>316 団体</td> <td>17.3%</td> <td>市区町村</td> <td>547 団体</td> <td>30.3%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>-</td> <td></td> <td>計</td> <td>371 団体</td> <td>19.7%</td> <td>計</td> <td>605 団体</td> <td>32.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(H17. 4. 30 現在)</td> <td></td> <td></td> <td>(H18. 10. 1 現在)</td> <td></td> <td></td> <td>(H19. 10. 1 現在)</td> <td></td> </tr> </table>			都道府県	43 団体	91.5%	都道府県	43 団体	91.5%	都道府県	43 団体	91.5%	政令市	10 団体	71.4%	政令市	12 団体	80.0%	政令市	15 団体	88.2%	市区町村	-		市区町村	316 団体	17.3%	市区町村	547 団体	30.3%	計	-		計	371 団体	19.7%	計	605 団体	32.4%		(H17. 4. 30 現在)			(H18. 10. 1 現在)			(H19. 10. 1 現在)	
都道府県	43 団体	91.5%	都道府県	43 団体	91.5%	都道府県	43 団体	91.5%																																									
政令市	10 団体	71.4%	政令市	12 団体	80.0%	政令市	15 団体	88.2%																																									
市区町村	-		市区町村	316 団体	17.3%	市区町村	547 団体	30.3%																																									
計	-		計	371 団体	19.7%	計	605 団体	32.4%																																									
	(H17. 4. 30 現在)			(H18. 10. 1 現在)			(H19. 10. 1 現在)																																										
地方公営企業の経営改善	<p>「地方公営企業の経営の総点検について」（平成16年4月13日総財公33号）、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」（平成17年3月29日総行整第11号）を参考に記述</p> <p>・中長期的な経営計画が策定されているか</p>	<p>地方公営企業分野における効果的・効率的な行政体制を整備・確立するためには、経営に関する中長期的な計画を策定した上で、経営基盤の強化等に取り組むことが必要であることから、各団体における当該計画の策定状況等を調査及び公表することによって、改善を促した。</p> <p>※中長期的な経営計画の策定状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>策定率</td> <td>64.2%</td> <td>80.6%</td> <td>83.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・一般会計と一体的に策定している団体についても、「中長期的な経営計画」の策定団体としている。</p> <p>・平成19年度における「中長期的な経営計画」の策定団体の内訳は以下の通り。</p> <p>【都道府県】 47 団体/ 47 団体</p> <p>【政令指定都市】 17 団体/ 17 団体</p> <p>【市町村等】 1,498 団体/ 1,797 団体</p> <p>【合計】 1,596 団体/ 1,861 団体</p>				平成17年度	平成18年度	平成19年度	策定率	64.2%	80.6%	83.9%																																					
	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																														
策定率	64.2%	80.6%	83.9%																																														
住民基本台帳の法改正の効果（閲覧件数の変化等）	<p>閲覧や写しの交付請求について、個人情報保護に十分留意した制度として再構築されているか。また、そのために必要な措置を行っているか。</p>	<p>閲覧制度については、17年度に「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会（座長：堀部政男一橋大学名誉教授）」において、制度の見直しについて検討し、18年度に法改正を踏まえ地方公共団体に対する説明会を実施。写しの交付制度については、18年度に「住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会（座長：堀部政男一橋大学名誉教授）」に</p>																																															

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
		<p>において、制度の見直しについて検討し、19年度に法改正を踏まえ地方公共団体に対する説明会を実施。なお、閲覧件数については、法改正前及び法改正後の状況について調査中である。</p>		
市町村合併の件数	市町村の行財政基盤を一層強化するための市町村合併が、どの程度進捗しているか。	325件 (関係市町村 1,025 団体)	12件 (関係市町村 29 団体)	6件 (関係市町村 17 団体)
合併後の市町村数	同上	1,821 団体 (H18.3.31)	1,804 団体 (H19.3.31)	1,793 団体 (H20.3.31)
1万人未満の団体数	同上	489 団体 (12 国調)	495 団体 (17 国調)	488 団体 (17 国調)
合併補助金を活用した事業数	合併後の市町村のまちづくり等に対する財政支援措置がどの程度活用されているか	3,031 事業 (221 市町村)	2,548 事業 (392 市町村)	2,379 事業 (394 市町村)
合併特例債を活用した事業数	同上	2,523 事業 (361 市町村)	4,685 事業 (517 市町村)	調査中
合併推進方策の検討状況	旧合併特例法の下で進展した市町村合併等の状況を踏まえ、市町村合併に関する効果・課題等についての研究が進められているか	<p>17年度から始まった「市町村の合併に関する研究会」において、17年度は主として合併による経費削減効果の推計を行った。18年度は合併法定協議会運営マニュアルの策定や合併市町村の取組の実態についての調査、大都市部における市町村合併の推進のための課題・検討の視点の整理等を行い、それぞれ報告書を作成した。19年度は平成の合併の評価・検証・分析を行った。</p>		
合併市町村の取組の状況	合併市町村において合併による住民サービスの維持・向上が図られているか	<p>・平成11年4月1日～平成18年4月1日の間に合併した558市町村のうち430市町村で、合併を契機に①合併しなければ実現が容易でなかったと考えられる専門的なサービス等の実施、②合併前に一部の市町村で行われていたサービスを全域に拡大することによる旧市町村間の格差是正、③旧市町村の境界を越えた公共施設等の広域的利用などにより住民サービスの充実に取り組んでいる（平成11年4月1日～平成18年4月1日の間に合併した558</p>		

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
		<p>市町村を対象とする平成18年7月1日現在の実態調査より)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併により豊富になった地域資源のネットワーク化により、広域的な地域活性化に向けた新たな取組みの始まりや、合併市町村の周辺部の振興のため、地域単位のイベントや祭りの実施、地域の伝統・文化の保存・継承、旧市町村単位の住民組織等への支援などが実施されている（上記調査より）</li> <li>・規模の拡大により住民の声が届きにくくなる等の懸念に対処するため、345市町村において既存の地域組織に対する支援を行っているほか、100市町村において新たなコミュニティ組織等の設置を行っている（上記調査より）</li> </ul>		
合併市町村の行政体制整備の状況	合併市町村において合併による行政基盤の強化が進められているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成11年4月1日～平成18年4月1日の間に合併した558市町村のうち474市町村において、経営中枢部門の強化や組織の充実・専門化が行われているほか、税の徴収部門や監査委員事務局の独立など適正な事務執行のための体制が強化されている。また、助産師や保健市など、旧市町村では配置できなかった専門職員の配置が実現した合併市町村もある（平成11年4月1日～平成18年4月1日の間に合併した558市町村を対象とする平成18年7月1日現在の実態調査より）</li> <li>・行政評価の導入など、適切な行政運営のための条件が整備されつつある（平成19年10月1日現在の総務省調査を参考）</li> <li>・適切な職員配置や出先機関・外郭団体の見直しなどにより、職員総数・人件費の削減に取り組んでいる</li> </ul> <p><b>【集中改革プラン定員純減目標（H19.9.1現在）】</b></p> <p>合併市町村：▲8.7% ⇔ 未合併市町村：▲7.6%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体として職員数を削減する中で、商工労働・民生部門等へ適切な職員配置が行われている（総務省調査：平成11～14年度に合併した8団体について、定員管理調査をもとに、合併前後における部門別職員数の増減率を算出）</li> </ul>		

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度																																																		
地方公共団体の人事制度改革の状況（任期付採用の実施団体）	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められているか。	91団体 （7月1日現在）	124団体 （4月1日現在）	160団体 （4月1日現在）																																																		
地方公務員数の推移	地方公共団体において、地方公務員数の抑制に着手に取り組み、積極的な行政改革の推進に努めているか。	3,042,122人 ※（ ）対前年比	2,998,402人 （-1.4%）	2,951,296人 （-1.6%）																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="2">総数(人)</th> <th rowspan="2">対前年増減率(%)</th> </tr> <tr> <th>職員数</th> <th>対前年増減数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>9</td><td>3,267,118</td><td>-7,363</td><td>-0.2</td></tr> <tr><td>10</td><td>3,249,494</td><td>-17,624</td><td>-0.5</td></tr> <tr><td>11</td><td>3,232,158</td><td>-17,336</td><td>-0.5</td></tr> <tr><td>12</td><td>3,204,297</td><td>-27,861</td><td>-0.9</td></tr> <tr><td>13</td><td>3,171,532</td><td>-32,765</td><td>-1.0</td></tr> <tr><td>14</td><td>3,144,323</td><td>-27,209</td><td>-0.9</td></tr> <tr><td>15</td><td>3,117,004</td><td>-27,319</td><td>-0.9</td></tr> <tr><td>16</td><td>3,083,597</td><td>-33,407</td><td>-1.1</td></tr> <tr><td>17</td><td>3,042,122</td><td>-41,475</td><td>-1.3</td></tr> <tr><td>18</td><td>2,998,402</td><td>-43,720</td><td>-1.4</td></tr> <tr><td>19</td><td>2,951,296</td><td>-47,106</td><td>-1.6</td></tr> </tbody> </table> <p>※各年4月1日現在</p>			年	総数(人)		対前年増減率(%)	職員数	対前年増減数	9	3,267,118	-7,363	-0.2	10	3,249,494	-17,624	-0.5	11	3,232,158	-17,336	-0.5	12	3,204,297	-27,861	-0.9	13	3,171,532	-32,765	-1.0	14	3,144,323	-27,209	-0.9	15	3,117,004	-27,319	-0.9	16	3,083,597	-33,407	-1.1	17	3,042,122	-41,475	-1.3	18	2,998,402	-43,720	-1.4	19	2,951,296	-47,106	-1.6
年	総数(人)		対前年増減率(%)																																																			
	職員数	対前年増減数																																																				
9	3,267,118	-7,363	-0.2																																																			
10	3,249,494	-17,624	-0.5																																																			
11	3,232,158	-17,336	-0.5																																																			
12	3,204,297	-27,861	-0.9																																																			
13	3,171,532	-32,765	-1.0																																																			
14	3,144,323	-27,209	-0.9																																																			
15	3,117,004	-27,319	-0.9																																																			
16	3,083,597	-33,407	-1.1																																																			
17	3,042,122	-41,475	-1.3																																																			
18	2,998,402	-43,720	-1.4																																																			
19	2,951,296	-47,106	-1.6																																																			
ラスパイレス指数の状況	<p>国家公務員と比較した地方公務員の給与水準は、前者の俸給と後者の給料の比較である「ラスパイレス指数」により把握される。</p> <p>公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立っているかどうか。</p>	98.0	98.0	98.5																																																		
		<p>ラスパイレス指数(全地方公共団体平均の推移)</p> <p>平成19年4月1日現在における国を100とした一般行政職のラスパイレス指数は全地方公共団体の平均で98.5となっており、平成16年より4年連続で国家公務員の水準を下回っている。</p>																																																				

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度																																																																																				
給与制度・運用の適正化状況	各地方公共団体において、住民の理解と納得を得るため、給与の適正化に取り組んでいるか。	<p>○平成18年度における給与適正化等の状況 (単位:団体数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>昇給延伸</th> <th>初任給基準の是正</th> <th>運用昇給の是正</th> <th>わたりの是正</th> <th>給料表の是正</th> <th>高齢雇員の昇給停止等</th> <th>最高・特外昇給の昇給期間の是正</th> <th>小計(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>指定都市</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>市区</td> <td>5</td> <td>101</td> <td>8</td> <td>26</td> <td>74</td> <td>1</td> <td>143</td> <td>358</td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td>1</td> <td>55</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>37</td> <td>0</td> <td>83</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6</td> <td>165</td> <td>15</td> <td>38</td> <td>115</td> <td>1</td> <td>237</td> <td>577</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>離手当の是正</th> <th>退職手当の是正</th> <th>小計(B)</th> <th>合計(A)+(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>32(25)</td> <td>1</td> <td>33</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>指定都市</td> <td>10(8)</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>市区</td> <td>260(205)</td> <td>113</td> <td>373</td> <td>731</td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td>202(155)</td> <td>163</td> <td>365</td> <td>557</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>504(393)</td> <td>277</td> <td>781</td> <td>1,358</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 合計の団体数は延べ数である。 2 離手当の是正の内数は特殊勤務手当の是正団体数である。 3 退職手当の是正には、退職時特別昇給制度の是正を含む。</p>			区分	昇給延伸	初任給基準の是正	運用昇給の是正	わたりの是正	給料表の是正	高齢雇員の昇給停止等	最高・特外昇給の昇給期間の是正	小計(A)	都道府県	0	1	0	0	2	0	3	6	指定都市	0	8	0	3	2	0	8	21	市区	5	101	8	26	74	1	143	358	町村	1	55	7	9	37	0	83	192	計	6	165	15	38	115	1	237	577	区分	離手当の是正	退職手当の是正	小計(B)	合計(A)+(B)	都道府県	32(25)	1	33	39	指定都市	10(8)	0	10	31	市区	260(205)	113	373	731	町村	202(155)	163	365	557	計	504(393)	277	781	1,358
区分	昇給延伸	初任給基準の是正	運用昇給の是正	わたりの是正	給料表の是正	高齢雇員の昇給停止等	最高・特外昇給の昇給期間の是正	小計(A)																																																																																
都道府県	0	1	0	0	2	0	3	6																																																																																
指定都市	0	8	0	3	2	0	8	21																																																																																
市区	5	101	8	26	74	1	143	358																																																																																
町村	1	55	7	9	37	0	83	192																																																																																
計	6	165	15	38	115	1	237	577																																																																																
区分	離手当の是正	退職手当の是正	小計(B)	合計(A)+(B)																																																																																				
都道府県	32(25)	1	33	39																																																																																				
指定都市	10(8)	0	10	31																																																																																				
市区	260(205)	113	373	731																																																																																				
町村	202(155)	163	365	557																																																																																				
計	504(393)	277	781	1,358																																																																																				
給与情報等公表システムによる公表状況	各地方公共団体において、給与情報等公表システムによる給与・定員管理に関する情報の公表が実施され、当該情報について透明性が確保されるとともに団体間の比較・分析が可能となっているか。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>1,618団体(85.6%)</td> <td>1,774団体(94.7%)</td> <td>1,808団体(97.0%)</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体(100%)</td> <td>47団体(100%)</td> <td>47団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>14団体(100%)</td> <td>15団体(100%)</td> <td>17団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>1,557団体(85.1%)</td> <td>1,712団体(94.5%)</td> <td>1,744団体(96.9%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「市区町村」欄は、指定都市を除く。</p>				平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計	1,618団体(85.6%)	1,774団体(94.7%)	1,808団体(97.0%)	都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)	政令指定都市	14団体(100%)	15団体(100%)	17団体(100%)	市区町村	1,557団体(85.1%)	1,712団体(94.5%)	1,744団体(96.9%)																																																																
	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																																																																					
合計	1,618団体(85.6%)	1,774団体(94.7%)	1,808団体(97.0%)																																																																																					
都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)																																																																																					
政令指定都市	14団体(100%)	15団体(100%)	17団体(100%)																																																																																					
市区町村	1,557団体(85.1%)	1,712団体(94.5%)	1,744団体(96.9%)																																																																																					
人材育成基本方針の策定状況	各地方公共団体において、求められる職員像、人材育成の方策等を明確にした人材育成基本方針が策定され、地方行政を担う人材の育成・確保のための取組が実施されているか。	<p>○平成19年4月1日現在 (単位:団体数、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>都道府県</th> <th>指定都市</th> <th>市区町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>47(100%)</td> <td>17(100%)</td> <td>1,810(100%)</td> <td>1,874(100%)</td> </tr> <tr> <td>策定済</td> <td>46(97.9%)</td> <td>17(100%)</td> <td>1,248(69.0%)</td> <td>1,311(70.0%)</td> </tr> <tr> <td>未策定</td> <td>1(2.1%)</td> <td>0(0%)</td> <td>562(31.0%)</td> <td>563(30.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○平成18年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>都道府県</th> <th>指定都市</th> <th>市区町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>47(100%)</td> <td>15(100%)</td> <td>1,828(100%)</td> <td>1,890(100%)</td> </tr> <tr> <td>策定済</td> <td>46(97.9%)</td> <td>14(93.3%)</td> <td>1,003(54.9%)</td> <td>1,063(56.2%)</td> </tr> <tr> <td>未策定</td> <td>1(2.1%)</td> <td>1(6.7%)</td> <td>825(45.1%)</td> <td>827(43.8%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「市区町村」欄は、指定都市を除く。</p>				都道府県	指定都市	市区町村	合計	合計	47(100%)	17(100%)	1,810(100%)	1,874(100%)	策定済	46(97.9%)	17(100%)	1,248(69.0%)	1,311(70.0%)	未策定	1(2.1%)	0(0%)	562(31.0%)	563(30.0%)		都道府県	指定都市	市区町村	合計	合計	47(100%)	15(100%)	1,828(100%)	1,890(100%)	策定済	46(97.9%)	14(93.3%)	1,003(54.9%)	1,063(56.2%)	未策定	1(2.1%)	1(6.7%)	825(45.1%)	827(43.8%)																																												
	都道府県	指定都市	市区町村	合計																																																																																				
合計	47(100%)	17(100%)	1,810(100%)	1,874(100%)																																																																																				
策定済	46(97.9%)	17(100%)	1,248(69.0%)	1,311(70.0%)																																																																																				
未策定	1(2.1%)	0(0%)	562(31.0%)	563(30.0%)																																																																																				
	都道府県	指定都市	市区町村	合計																																																																																				
合計	47(100%)	15(100%)	1,828(100%)	1,890(100%)																																																																																				
策定済	46(97.9%)	14(93.3%)	1,003(54.9%)	1,063(56.2%)																																																																																				
未策定	1(2.1%)	1(6.7%)	825(45.1%)	827(43.8%)																																																																																				

### 3 その他特記事項

なし

# 平成20年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 情報通信政策局情報通信政策課

情報通信政策課、情報通信利用促進課

情報通信作品振興課、情報流通高度化推進室

総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課

総合通信基盤局電波部移動通信課

評価年月 平成20年7月

## 1 政策等

### 〔政策名〕

政策11 情報通信技術高度利活用の推進

### 〔政策の基本目標〕

社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進により、ユビキタスネット社会を実現する。

### 〔次回評価実施予定年度〕

平成22年度

## 2 指標等の進捗状況

### ○「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
ベンチャー企業に対する助成の成果（事業化率）	18～20年度に助成した案件の平均事業化率が70%	22年度	ニュービジネスの創出状況を示すものとして主たる実施手段であり、且つ測定可能な「事業化率」を採用。目標値としては、ベンチャー助成金及びインキュベーション助成金の事業化率の現状を勘案し、実現可能な水準に設定。	—	25%	40%
テレワーカーが就業者人口に占める割合	2割	22年度	「IT新改革戦略」、「経済財政改革の基本方針2007」、「テレワーク人口倍増アクションプラン」に掲げる政府目標を達成しているかどうか	10.4%	—	—

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
「インフラ協調による安全運転支援システム」の実用化に向けた成果の活用状況	成果の活用	21年度	「IT新改革戦略」（IT戦略本部、平成18年1月）において、「インフラ協調による安全運転支援システム」の2010年からの実用化が目標とされていること。	—	—	19年度に実施した実証実験の成果を活用し、平成20年度の実証実験を実施予定。
実証実験の状況	システムの実証	19年度	コンテンツの流通の促進に資するためのシステムの実証が進んでいるか。	—	—	情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会において具体的な検討を進めている。
	実証実験等の実施	22年度	公共目的等の大容量コンテンツ等を効率的に配信するための実証実験及び利用促進のための普及・啓発活動の実施。	—	—	通信事業者、配信事業者、コンテンツホルダ等の参加のもと、効率的に配信を行うための複数の実証実験及び普及啓発活動を実施し、課題を抽出。

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
情報通信分野 の研修受講者 数	13,000 人 (平成 16年度 ～平成 19年度 までの 累計)	19年度	事業の推進により、情 報通信分野の専門的 な知識及び技能等を 有する人材の育成が 図られているか。	2,411人	2,677人	2,564人
字幕付与可能 な放送時間に 占める字幕放 送時間の割合	100%	19年度	聴覚障害者が放送を 通じて情報を取得し 社会参加していく上 で不可欠な字幕放送 が拡充されているか。	65.9% ※民放キー5局平均	77.8%	89.0%

### 3 その他特記事項

特段なし



# 平成20年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 情報通信政策局地域通信振興課

地方情報化推進室、放送政策課、放送技術課、地上放送課、衛星放送課

国際放送推進室、地域放送課、高度通信網振興課、電波政策課、移動通信課

評価年月 平成20年7月

## 1 政策等

### 〔政策名〕

政策12 ユビキタスネットワーク整備

### 〔政策の基本目標〕

2011年7月を目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・デバイドのないインフラを実現することで、ユビキタス化を推進する。

### 〔次回評価実施予定年度〕

平成21年度

## 2 指標等の進捗状況

### ○「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
ブロードバンド・ゼロ地域の解消	ブロードバンド・ゼロ地域の解消	22年度	ブロードバンド・ゼロ地域の解消状況の判断の目安となるブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率(推計)により本施策の進行管理を行うもの。	民間事業者に対して電気通信基盤充実臨時措置法に基づく利子助成・税制優遇等の支援策を講じるとともに、相対的に採算性の低い地域等では、地方公共団体による整備が多数見られることから、地方公共団体に対する補助金・交付金を創設・実施し、支援を行った。 また、平成18年8月に総務省が公表した「次世代ブロードバンド戦略2010」を踏まえ、地域における整備推進体制を構築の上、サービス提供状況等の情報共有や、2010年度までのブロードバンド基盤整備の数値目標等を都道府県単位でまとめたロードマップの作成・更新等の取組が行われている。		
難視聴解消世帯数	300世帯	19年度 (単年度)	民放テレビの難視聴等の解消状況を示す難視聴解消世帯数により本施策の進行管理をするものである。	409世帯 (40%)	202世帯 (20%)	164世帯 (55%)

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
地域公共ネットワークの全国整備率	100%	22年度	地域公共ネットワークの全国整備の実現への貢献状況を示す地方公共団体による整備事業の実績により本施策の進行管理をするものである。目標値は、IT新改革戦略に基づくものである。	71.6%	71.9%	—
過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数	20万人 (対平成17年度比)	20年度	世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進への貢献の状況を示す「過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数」の指標等の状況により本施策の進行管理をするものである。	—	約12万7千人	約23万7千人
地上デジタルテレビジョン放送受信機の普及世帯数	全世帯5,000万世帯	23年度	「IT新改革戦略」(H18.1.19)等において、2011年7月までに地上デジタルテレビ放送への全面移行を実現するとされている。よって、2011年度までに全世帯に地上デジタルテレビジョン放送受信機が普及することを目標とするものである。	—	約1,400万世帯	約2,200万世帯
ケーブルテレビによる地上デジタル放送視聴可能世帯数	約2,300万世帯	22年度	国民が広くデジタル放送を享受するためには、ケーブルテレビのデジタル化対応が不可欠であり、その進捗状況の目標値は、「重点計画-2007」(H19.7.26)において、ケーブルテレビについては、2010年までにすべてデジタル化されることを目指すこととされている。	約1,280万世帯	約1,870万世帯	約2,120万世帯

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
ブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率（推計）	ブロードバンド・ゼロ地域の解消状況の判断の目安となるブロードバンドサービスエリアの世帯カバー率（推計）が着実に推移しているか。	93.9% (17年度末)	95.2% (18年度末)	98.3% (19年度末)
（ブロードバンド政策の推進に関する）調査研究の結果の政策への反映状況	地域におけるブロードバンド化を推進するために、ブロードバンド基盤の整備、利活用の促進及び人材の育成等に関する検討が、総合的に行われ、着実に政策に反映されているか。	地域の情報化を「基盤」「利活用」「人材」の側面から総合的に支援することを目的とした、地域情報化アドバイザー派遣制度の平成20年度以降における体制強化を目指す、「地域情報化に関する知見・ノウハウ面の支援体制の整備に係る調査研究」等を実施。		
（放送政策の推進に関する）調査研究の結果の政策への反映状況	国民視聴者の利便性の向上や放送の健全な発達に資するため、デジタル化し、多様化した放送インフラの高度な利活用や調査研究の成果が着実に政策に反映されているか。	「有線放送による放送の再送信に関する研究会」における検討結果を踏まえ、平20年5月には「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」を策定。		
デジタル中継局等の整備状況	アナログエリアの100%カバーを目的として推進しているデジタル中継局整備が順調に進捗しているか。	61%	85%	93%
アナログ放送の終了時期に関する認知度	地上デジタルテレビジョン放送の円滑な普及の前提となる国民における理解醸成が順調に進捗しているか。	32.1%	60.4%	64.7%
通信・放送融合技術開発に係る助成状況	地上デジタル放送のサービスの多様化等に資するための、通信・放送融合技術の開発を行う者に対する助成金の交付実績はどうなっているか。	申請：17件 採択：10件	申請：13件 採択：8件	申請：13件 採択：8件

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
我が国のデジタル放送方式の海外普及活動の状況	我が国のデジタル放送方式の海外における採用を目指した活動が適切に実施されているか。			デジタル放送に関心を寄せ <del>て</del> ている南米諸国(チリ、ベネズエラ、コロンビア、ペルー等)において、我が国の方式を既に採用しているブラジルと協力しながらセミナーやデモンストレーションを実施。また、アジアではタイやフィリピンに対して同様の働きかけを実施。
国際放送の実施状況	国際放送等実施命令(平成20年度以降は要請)における総務大臣の指定(放送区域、放送事項その他必要な事項)に沿って放送が実施されているか。	従来のラジオ国際放送に加え、19年度からは、テレビ国際放送の実施命令を行い、NHKから提出される実施概況報告等により、放送区域、放送事項等、国の指定事項を満たす放送の実施を確認。		

### 3 その他特記事項

特になし

# 平成20年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課

情報通信政策局 情報セキュリティ対策室 情報流通振興課 通信規格課

総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 料金サービス課

電気通信技術システム課 番号企画室 消費者行政課

電波部 電波政策課 電波環境課

評 価 年 月 平成20年7月

## 1 政策等

### 〔政策名〕

政策13 情報通信技術利用環境の整備

### 〔政策の基本目標〕

電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現を推進するほか、ネットワークセキュリティの高度化等を推進する。

### 〔次回評価実施予定年度〕

平成22年度

## 2 指標等の進捗状況

### ○「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の見直し・執行	法律の施行状況の検討及びその結果に基づく必要な措置の実施	20年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第46号）附則第7条に基づき実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年11月に「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法）の一部を改正する法律」を施行し、法執行を着実に実施。</li> <li>法執行を着実に実施するとともに迷惑メール対策に関し、国際連携を促進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年7月より「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」において特定電子メール法の見直しを含めた総合的な対策を検討。平成20年2月に「特定電子メール法の一部を改正する法律案」を国会提出後、同年5月に成立し、6月6日に公布された。</li> </ul>	
		19年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第13条に基づき実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年12月に電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発等の状況を公表。</li> <li>平成18年11月に電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発等の状況を公表。</li> <li>平成19年12月に電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発等の状況を公表。</li> </ul>		

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
フィルタリングサービスの認知率	70%以上	19年度	2007年1月時点のフィルタリングソフトの認知状況が66.1%、携帯電話のフィルタリングサービスの認知状況が65.9%であることから設定。	43.8%	65.9%	76.8%
IPv6の普及促進の実施状況	平成18年度 <sup>*1</sup> と比較した我が国のIPv6アドレス割り振り数 <sup>*2</sup> 等の増加  注) *1 18年度(実証実験開始)当初 注) *2 財団法人インターネット協会調べ	21年度	IPv6の普及促進の実施状況を評価するため、「我が国へのIPv6アドレス割り振り数」が年々増加していることを確認する。	91	96	104
情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策実施状況  サイバー攻撃等に対する電気通信事業者等における緊急体制の強化	緊急対応体制の強化	20年度	電気通信事業者の緊急対応体制を評価するためには、演習等による機能検証、サイバー攻撃に対する組織のマネジメントの確立等が求められる。 そこで、電気通信事業者の緊急対応体制の強化のため、「電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習の実施」並びに「電気通信事業者における情報マネジメントの強化」に向けた施策等を実施	<p>・電気通信事業者が複数参加したサイバー攻撃対応演習を業界初の取り組みとして実施し、緊急対応体制の確立に向けた課題を抽出した。</p> <p>・平成18年度に引き続き、様々な攻撃を対象にした演習を実施し、緊急対応体制構築に向け更なる課題抽出を行うとともに、体制強化に向けた方策を検討した。 また、我が国において検討した電気通信事業者における情報セキュリティマネジメントについて国際規格化を行い、国内普及に向けた方策について調査研究を行った。</p>		

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
電子署名及び 認証業務の普 及状況  認定認証業 務に係る電 子証明書の 枚数	30 万枚 以上	22 年度	<p>特定認証業務の認定制度を円滑に実施し、電子署名法の目的（電子署名の円滑な利用を確保し、情報流通・情報処理の促進及びこれによる国民生活の向上等に寄与すること）が達成されているか。</p> <p>ある時点における、電子署名の円滑な利用が確保されているかどうかの評価指標として、発行累計総数から、既に失効された電子証明書の枚数を除いた「有効枚数」を用いる。</p>	約 15.5 万枚	約 21.4 万枚	約 25.7 万枚
国民への電 子署名及び 認証業務に 関する普及 啓発活動の 実施状況	講演活動 の実施 4 回以上	20 年度	<p>国民が安心して電子署名を利用できるようにするためには、電子署名及び認証業務に関する国民の理解の一層の深化を図ることが必要であるが、普及啓発活動は十分に実施されているか。</p> <p>普及啓発活動は十分に実施されているかどうかの評価指標として、電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発を目的とした講演活動の実施回数を用いる。</p>	8 回	7 回	5 回

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
周波数資源開発、特定無線設備等の技術基準適合性及び各国基準認証制度に関する実施状況	周波数資源開発に関する国際研究集会の開催	19年度	電波の高度利用を促進するため、周波数資源開発に関する国際シンポジウムが開催されているか否か。	平成17年12月9日に電波高度利用シンポジウム2005を開催。	平成18年12月8日に電波高度利用シンポジウム2006を開催。	平成19年12月7日に電波高度利用シンポジウム2007を開催。
	特定無線設備等に係る市場調査の実施	19年度	特定無線設備等について、技術基準への適合性等を確認するため、市場調査が実施されているか否か。	100台の機器を選定し市場調査を実施。	80台の機器を選定し市場調査を実施。	71台の機器を選定し市場調査を実施。
	各国基準認証制度の調査の実施	19年度	MRAの円滑な実施及び一層の推進のため、各国基準認証制度に関する調査研究等が実施されているか否か。	3の国・地域の基準認証制度の調査を実施。	9の国・地域の基準認証制度の調査を実施。	10の国・地域の基準認証制度の調査を実施。

○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
電気通信事業者数の推移	電気通信事業者数の推移の把握	(別紙1)		
ブロードバンド契約者数の推移	ブロードバンド契約者数の推移の把握	(別紙2)		
電気通信サービスの料金の推移	電気通信サービスの料金の推移の把握	(別紙3)		
競争評価の実施状況	固定電話、移動体通信、インターネット接続、法人向けネットワークサービスの各領域において、市場支配力が存在しているか、また行使されているかを分析・評価することで、現在の電気通信事業分野の競争状況を的確に把握する。	固定電話、移動体通信、インターネット接続、法人向けネットワークサービスの各領域についての定点観測的分析・評価を同年度に並行して行うことで、電気通信事業分野を網羅する定点観測的分析・評価体制を確立。	左記定点観測的な評価・分析に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響、隣接市場間の相互関係、携帯電話番号ポータビリティ制度導入による競争状況の変化について分析・評価。	左記定点観測的な評価・分析に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析を深化させ、プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関して分析・評価。

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
IPv6 利用状況	IPv6 の利用状況を評価するため、「我が国の IPv6 契約者数 <sup>*3</sup> 」が年々増加していることを確認する。  注) *3 出典先：総務省報道発表資料「電気通信事業分野の競争分野状況に関する四半期データの公表（平成20年4月3日）」	341.7 万契約	607.5 万契約	877.4 万契約
実証実験等の実施状況	IPv6 ユビキタスセキュリティサポートシステムの利用促進状況を評価するため、「実証実験等の実施状況」が計画どおり進捗していることを確認する。	—	多数かつ特定の利用者が存在する利用環境モデルについて実証実験を実施	少数かつ特定の利用者が存在する利用環境モデルについて実証実験を実施
認証機関に対する資格認定業務の実効性確保等に関する調査研究	国民に対し認証業務の信頼性の判断目安を提供する特定認証業務の認定制度につき、認定基準等は実態に即したものに維持できているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証業務に関する信頼性の目安を適正なものに保つため、及び電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるため、各種の調査研究を継続して実施している。</li> <li>・19年度は「電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る」検討会を実施し、現行の電子署名法に関する課題に関する検討を行ったところである。</li> </ul>		
電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定制度の運用	業務の用に供する設備及び業務の実施の方法に関する一定の基準を満たす特定認証業務に対し認定を行うことにより、国民に対し認証業務の信頼性の目安を提供できているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度は3業務、平成19年度は1業務を認定認証業務として新規認定しており（平成18年度は新規認定なし）、平成18年3月31日現在、認定認証事業者数及び認定認証業務数は、17事業者18業務となっている。</li> <li>・また、認定認証業務の認定の更新に関しては、平成17年度は16業務、平成18年度は18業務、平成19年度は18業務に対してなされており、認定認証業務の変更の認定に関しては、平成17年度は13業務、平成18年度は9業務、平成20年度は18業務に対してなされている。</li> </ul>		
電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発活動	国民が安心して電子署名を利用できるようにするためには、電子署名及び認証業務に関する国民の理解の一層の深化を図ることが必要であるが、普及啓発活動は十分に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動として、電子署名及び認証業務並びにその関連技術の利用促進を目的としたセミナーの開催、電子署名及び認証業務に関するパンフレットの作成等を通じて、国民の理解の醸成に努めている。</li> </ul>		

### 3 その他特記事項

特になし

# 電気通信事業者数の推移

(別紙1)

(各月1日現在の数値で作成)

	昭和60年 (1985)4月	昭和61年 (1986)4月	昭和62年 (1987)4月	昭和63年 (1988)4月	平成元年 (1989)4月	平成2年 (1990)4月	平成3年 (1991)4月	平成4年 (1992)4月	平成5年 (1993)4月	平成6年 (1994)4月	平成7年 (1995)4月	平成8年 (1996)4月
第一種電気通信事業者(一)	2	7	13	37	45	62	68	70	80	86	111	126
特別第二種電気通信事業者(特二)	0	9	10	18	25	28	31	36	39	44	44	50
一般第二種電気通信事業者(般二)	85	200	346	512	668	813	912	1,000	1,498	2,028	2,063	3,084
合計	87	216	369	567	738	903	1,011	1,106	1,617	2,158	2,218	3,260

	平成9年 (1997)4月	平成10年 (1998)4月	平成11年 (1999)4月	平成12年 (2000)4月	平成13年 (2001)4月	平成14年 (2002)4月	平成15年 (2003)4月	平成16年 (2004)3月
第一種電気通信事業者(一)	138	153	178	249	342	384	414	422
特別第二種電気通信事業者(特二)	78	95	88	101	113	112	115	114
一般第二種電気通信事業者(般二)	4,510	5,776	6,514	7,550	8,893	####	10,789	11,930
合計	4,726	6,024	6,780	7,900	9,348	10,521	11,318	12,466

	平成16年 (2004)4月	平成17年 (2005)4月
登録	299	312
届出	12,155	12,778
合計	12,454	13,090

平成18年(2006)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成19年(2007) 1月	2月	3月
登録	315	316	317	313	313	313	314	316	318	316	319	320
届出	13,459	13,399	13,462	13,531	13,610	13,666	13,706	13,776	13,840	13,839	13,826	13,900
合計	13,774	13,715	13,779	13,844	13,923	13,979	14,020	14,092	14,158	14,155	14,145	14,220

平成19年(2007)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成20年(2008) 1月	2月	3月
登録	324	324	326	327	327	327	325	325	326	324	323	325
届出	13,972	13,991	14,042	14,079	14,122	14,184	14,239	14,297	14,327	14,287	14,118	14,137
合計	14,296	14,315	14,368	14,406	14,449	14,511	14,564	14,622	14,653	14,611	14,441	14,462

平成20年(2008)

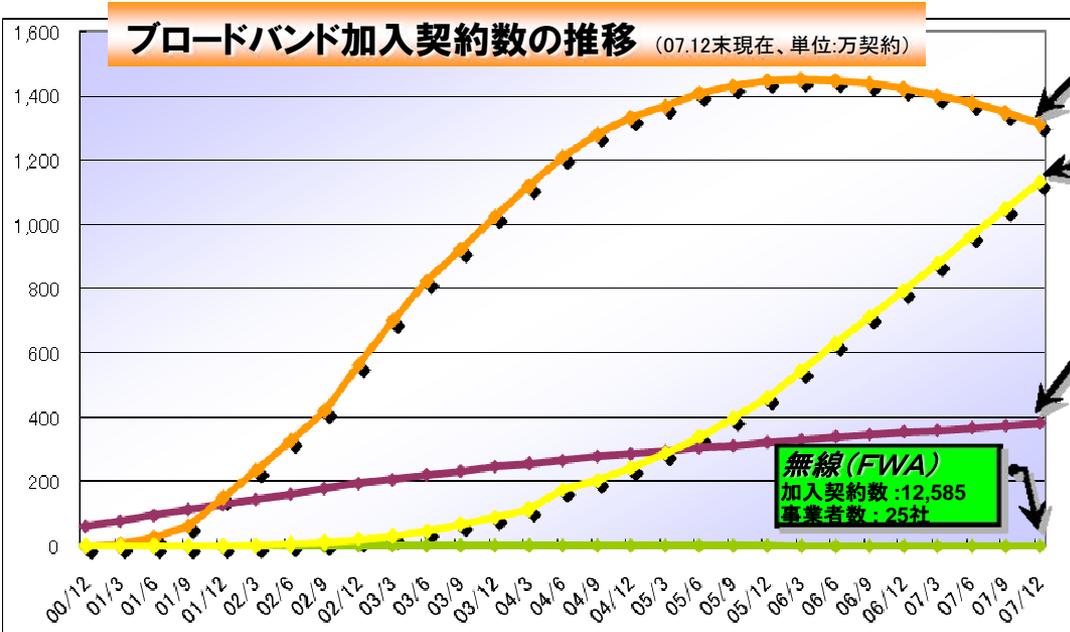
	4月	5月
登録	324	324
届出	14,171	14,237
合計	14,495	14,561

単位:事業者(社)

注)平成16年4月1日に改正電気通信事業法が施行され、電気通信回線設備の設置の有無に着目した第一種電気通信事業者及び第二種電気通信事業者の区分を廃止し、事業への参入手続が登録制(同法第9条)又は届出制(同法第16条第1項)へ移行されたため、旧第一種電気通信事業者の一部は第9条に基づく登録をした事業者と、その他の旧第一種電気通信事業者及びすべての旧第二種電気通信事業者は同法第16条第1項に基づく届出をした事業者とみなされることとなりました。なお、平成16年4月1日に同法第16条第1項に基づく届出をした事業者とみなされた旧第一種電気通信事業者の数は、126です。

# ブロードバンド化の進展状況(加入契約数の推移)

(別紙2)



**DSL**

○加入契約数 : 13,133,113

○事業者数 : 49社

**光ファイバ (FTTH)**

○加入契約数 : 11,328,952

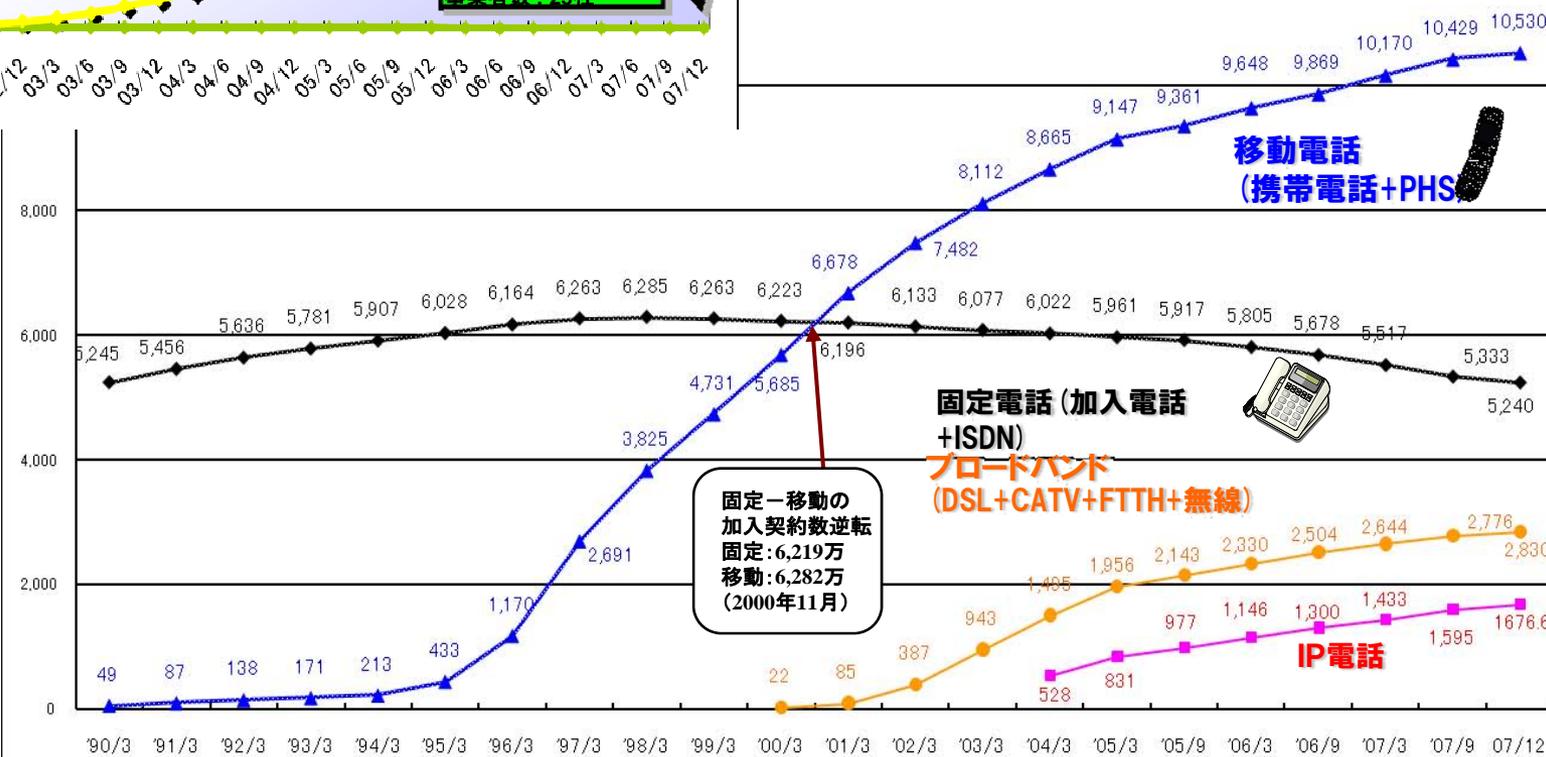
○事業者数 : 146社

**ケーブルインターネット**

○加入契約数 : 3,827,502

○事業者数 : 389社

### 各種サービス加入契約数の推移 (07.12末現在、単位:万契約)



固定-移動の加入契約数逆転  
 固定: 6,219万  
 移動: 6,282万  
 (2000年11月)

注: 04年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

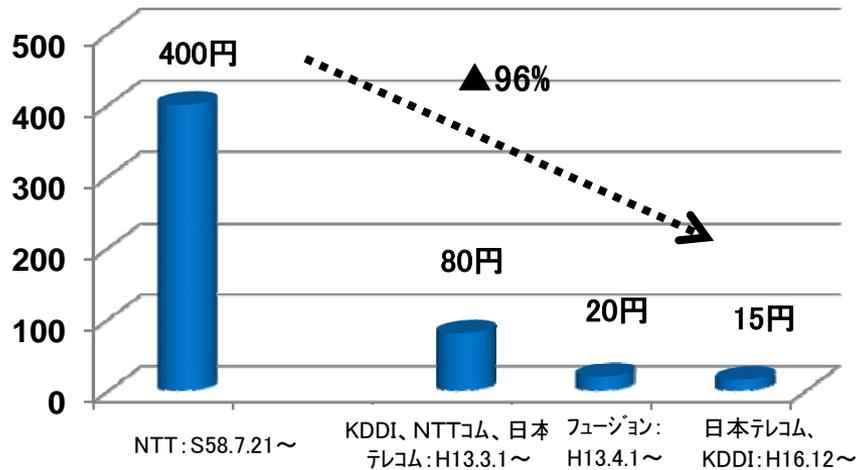
# 電気通信サービス料金等の低廉化

(2008.3.1現在)

(別紙3)

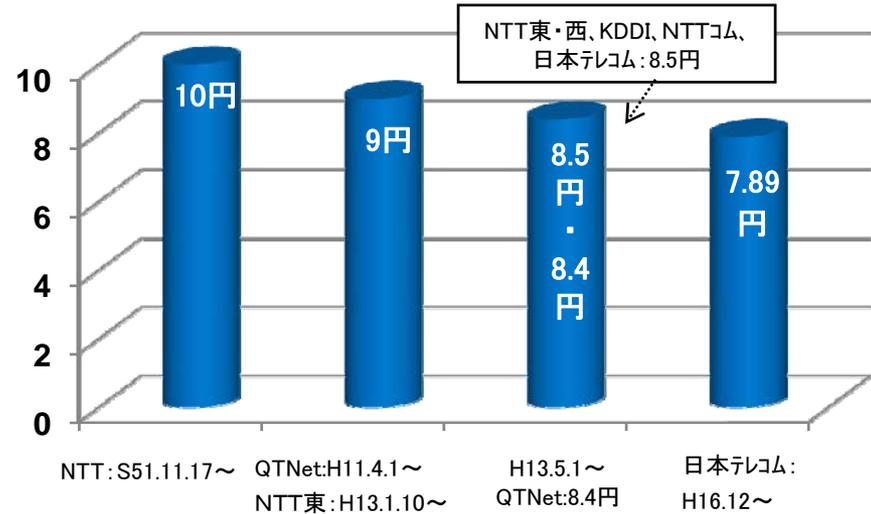
## ①市外通話(東京-大阪間)

(平日昼間3分間、税抜額)



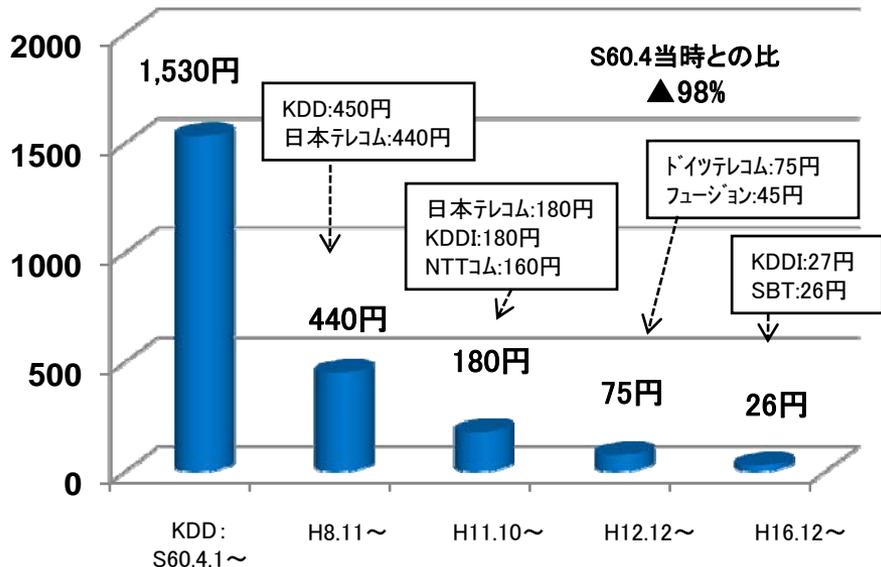
## ②市内通話

(平日昼間3分間、税抜き額)



## ③国際通話(日米間)

(平日昼間3分間)

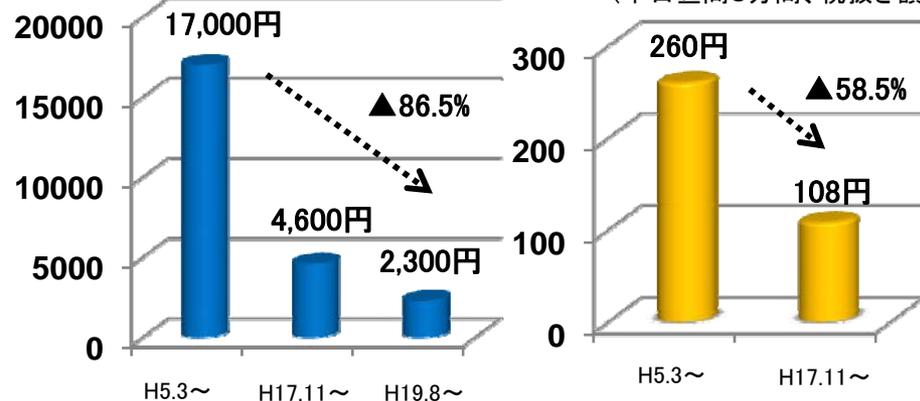


## ④携帯電話(800MHzデジタル方式) (NTTドコモ(タイプS)の場合)

【基本料】※

【通話料】(携帯→固定、県内)

(平日昼間3分間、税抜き額)



※H17.11の基本料4,600円には無料通話2,000円分を含む  
H19.8の基本料は「ひとりでも割引50」適用(基本料50%OFF)。また、無料通話2,000円分を含む。

# 平成20年度主要な政策に係るモニタリング調査

政策所管(政策評価担当)部局課室名 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課

情報通信政策局 情報セキュリティ対策室 情報流通振興課 通信規格課

総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 料金サービス課

電気通信技術システム課 番号企画室 消費者行政課

電波部 電波政策課 電波環境課

評価年月 平成20年7月

## 1 政策等

### 〔政策名〕

政策13 情報通信技術利用環境の整備

### 〔政策の基本目標〕

電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現を推進するほか、ネットワークセキュリティの高度化等を推進する。

### 〔次回評価実施予定年度〕

平成22年度

## 2 指標等の進捗状況

### 「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の見直し・執行	法律の施行状況の検討及びその結果に基づく必要な措置の実施	20年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第46号)附則第7条に基づき実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年11月に「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(特定電子メール法)の一部を改正する法律」を施行し、法執行を着実に実施。</li> <li>法執行を着実に実施するとともに迷惑メール対策に関し、国際連携を促進。</li> </ul>		
		19年度	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第13条に基づき実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年7月より「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」において特定電子メール法の見直しを含めた総合的な対策を検討。平成20年2月に「特定電子メール法の一部を改正する法律案」を国会提出後、同年5月に成立し、6月6日に公布された。</li> <li>平成17年12月に電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発等の状況を公表。</li> <li>平成18年11月に電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発等の状況を公表。</li> <li>平成19年12月に電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発等の状況を公表。</li> </ul>		

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
フィルタリングサービスの認知率	70%以上	19年度	2007年1月時点のフィルタリングソフトの認知状況が66.1%、携帯電話のフィルタリングサービスの認知状況が65.9%であることから設定。	43.8%	65.9%	76.8%
IPv6の普及促進の実施状況	平成18年度 <sup>*1</sup> と比較した我が国のIPv6アドレス割り振り数 <sup>*2</sup> 等の増加  注)*1 18年度(実証実験開始)当初 注)*2 財団法人インターネット協会調べ	21年度	IPv6の普及促進の実施状況を評価するため、「我が国へのIPv6アドレス割り振り数」が年々増加していることを確認する。	91	96	104
情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策実施状況  サイバー攻撃等に対する電気通信事業者等における緊急体制の強化	緊急対応体制の強化	20年度	電気通信事業者の緊急対応体制を評価するためには、演習等による機能検証、サイバー攻撃に対する組織のマネジメントの確立等が求められる。 そこで、電気通信事業者の緊急対応体制の強化のため、「電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習の実施」並びに「電気通信事業者における情報マネジメントの強化」に向けた施策等を実施	<p>・電気通信事業者が複数参加したサイバー攻撃対応演習を業界初の取り組みとして実施し、緊急対応体制の確立に向けた課題を抽出した。</p> <p>・平成18年度に引き続き、様々な攻撃を対象にした演習を実施し、緊急対応体制構築に向け更なる課題抽出を行うとともに、体制強化に向けた方策を検討した。 また、我が国において検討した電気通信事業者における情報セキュリティマネジメントについて国際規格化を行い、国内普及に向けた方策について調査研究を行った。</p>		

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
電子署名及び 認証業務の普及状況  認定認証業務に係る電子証明書の枚数	30万枚以上	22年度	<p>特定認証業務の認定制度を円滑に実施し、電子署名法の目的(電子署名の円滑な利用を確保し、情報流通・情報処理の促進及びこれによる国民生活の向上等に寄与すること)が達成されているか。</p> <p>ある時点における、電子署名の円滑な利用が確保されているかどうかの評価指標として、発行累計総数から、既に失効された電子証明書の枚数を除いた「有効枚数」を用いる。</p>	約15.5万枚	約21.4万枚	約25.7万枚
国民への電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動の実施状況	講演活動の実施 4回以上	20年度	<p>国民が安心して電子署名を利用できるようにするためには、電子署名及び認証業務に関する国民の理解の一層の深化を図ることが必要であるが、普及啓発活動は十分に実施されているか。</p> <p>普及啓発活動は十分に実施されているかどうかの評価指標として、電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発を目的とした講演活動の実施回数を用いる。</p>	8回	7回	5回

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
周波数資源開発、特定無線設備等の技術基準適合性及び各国基準認証制度に関する実施状況	周波数資源開発に関する国際研究集会の開催	19年度	電波の高度利用を促進するため、周波数資源開発に関する国際シンポジウムが開催されているか否か。	平成17年12月9日に電波高度利用シンポジウム2005を開催。	平成18年12月8日に電波高度利用シンポジウム2006を開催。	平成19年12月7日に電波高度利用シンポジウム2007を開催。
	特定無線設備等に係る市場調査の実施	19年度	特定無線設備等について、技術基準への適合性等を確認するため、市場調査が実施されているか否か。	100台の機器を選定し市場調査を実施。	80台の機器を選定し市場調査を実施。	71台の機器を選定し市場調査を実施。
	各国基準認証制度の調査の実施	19年度	MRAの円滑な実施及び一層の推進のため、各国基準認証制度に関する調査研究等が実施されているか否か。	3の国・地域の基準認証制度の調査を実施。	9の国・地域の基準認証制度の調査を実施。	10の国・地域の基準認証制度の調査を実施。

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
電気通信事業者数の推移	電気通信事業者数の推移の把握	(別紙1)		
ブロードバンド契約者数の推移	ブロードバンド契約者数の推移の把握	(別紙2)		
電気通信サービスの料金の推移	電気通信サービスの料金の推移の把握	(別紙3)		
競争評価の実施状況	固定電話、移動体通信、インターネット接続、法人向けネットワークサービスの各領域において、市場支配力が存在しているか、また行使されているかを分析・評価することで、現在の電気通信事業分野の競争状況を的確に把握する。	固定電話、移動体通信、インターネット接続、法人向けネットワークサービスの各領域についての定点観測的な分析・評価を同年度に並行して行うことで、電気通信事業分野を網羅する定点観測的な分析・評価体制を確立。	左記定点観測的な評価・分析に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響、隣接市場間の相互関係、携帯電話番号ポータビリティ制度導入による競争状況の変化について分析・評価。	左記定点観測的な評価・分析に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析を深化させ、プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関して分析・評価。

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
IPv6 利用状況	IPv6 の利用状況を評価するため、「我が国の IPv6 契約者数 <sup>*3</sup> 」が年々増加していることを確認する。  注)*3 出典先：総務省報道発表資料「電気通信事業分野の競争分野状況に関する四半期データの公表(平成20年4月3日)」	341.7 万契約	607.5 万契約	877.4 万契約
実証実験等の実施状況	IPv6 コピキタスセキュリティサポートシステムの利用促進状況を評価するため、「実証実験等の実施状況」が計画どおり進捗していることを確認する。	-	多数かつ特定の利用者が存在する利用環境モデルについて実証実験を実施	少数かつ特定の利用者が存在する利用環境モデルについて実証実験を実施
認証機関に対する資格認定業務の実効性確保等に関する調査研究	国民に対し認証業務の信頼性の判断目安を提供する特定認証業務の認定制度につき、認定基準等は実態に即したものに維持できているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証業務に関する信頼性の目安を適正なものに保つため、及び電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるため、各種の調査研究を継続して実施している。</li> <li>・19年度は「電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る」検討会を実施し、現行の電子署名法に関する課題に関する検討を行ったところである。</li> </ul>		
電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定制度の運用	業務の用に供する設備及び業務の実施の方法に関する一定の基準を満たす特定認証業務に対し認定を行うことにより、国民に対し認証業務の信頼性の目安を提供できているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度は3業務、平成19年度は1業務を認定認証業務として新規認定しており(平成18年度は新規認定なし)、平成18年3月31日現在、認定認証事業者数及び認定認証業務数は、17事業者18業務となっている。</li> <li>・また、認定認証業務の認定の更新に関しては、平成17年度は16業務、平成18年度は18業務、平成19年度は18業務に対してなされており、認定認証業務の変更の認定に関しては、平成17年度は13業務、平成18年度は9業務、平成20年度は18業務に対してなされている。</li> </ul>		
電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発活動	国民が安心して電子署名を利用できるようにするためには、電子署名及び認証業務に関する国民の理解の一層の深化を図ることが必要であるが、普及啓発活動は十分に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動として、電子署名及び認証業務並びにその関連技術の利用促進を目的としたセミナーの開催、電子署名及び認証業務に関するパンフレットの作成等を通じて、国民の理解の醸成に努めている。</li> </ul>		

### 3 その他特記事項

特になし

# 電気通信事業者数の推移

(別紙1)

(各月1日現在の数値で作成)

	昭和60年 (1985)4月	昭和61年 (1986)4月	昭和62年 (1987)4月	昭和63年 (1988)4月	平成元年 (1989)4月	平成2年 (1990)4月	平成3年 (1991)4月	平成4年 (1992)4月	平成5年 (1993)4月	平成6年 (1994)4月	平成7年 (1995)4月	平成8年 (1996)4月
第一種電気通信事業者(一)	2	7	13	37	45	62	68	70	80	86	111	126
特別第二種電気通信事業者(特二)	0	9	10	18	25	28	31	36	39	44	44	50
一般第二種電気通信事業者(般二)	85	200	346	512	668	813	912	1,000	1,498	2,028	2,063	3,084
合計	87	216	369	567	738	903	1,011	1,106	1,617	2,158	2,218	3,260

	平成9年 (1997)4月	平成10年 (1998)4月	平成11年 (1999)4月	平成12年 (2000)4月	平成13年 (2001)4月	平成14年 (2002)4月	平成15年 (2003)4月	平成16年 (2004)3月
第一種電気通信事業者(一)	138	153	178	249	342	384	414	422
特別第二種電気通信事業者(特二)	78	95	88	101	113	112	115	114
一般第二種電気通信事業者(般二)	4,510	5,776	6,514	7,550	8,893	####	10,789	11,930
合計	4,726	6,024	6,780	7,900	9,348	10,521	11,318	12,466

	平成16年 (2004)4月	平成17年 (2005)4月
登録	299	312
届出	12,155	12,778
合計	12,454	13,090

平成18年(2006)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成19年(2007) 1月	2月	3月
登録	315	316	317	313	313	313	314	316	318	316	319	320
届出	13,459	13,399	13,462	13,531	13,610	13,666	13,706	13,776	13,840	13,839	13,826	13,900
合計	13,774	13,715	13,779	13,844	13,923	13,979	14,020	14,092	14,158	14,155	14,145	14,220

平成19年(2007)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成20年(2008) 1月	2月	3月
登録	324	324	326	327	327	327	325	325	326	324	323	325
届出	13,972	13,991	14,042	14,079	14,122	14,184	14,239	14,297	14,327	14,287	14,118	14,137
合計	14,296	14,315	14,368	14,406	14,449	14,511	14,564	14,622	14,653	14,611	14,441	14,462

平成20年(2008)

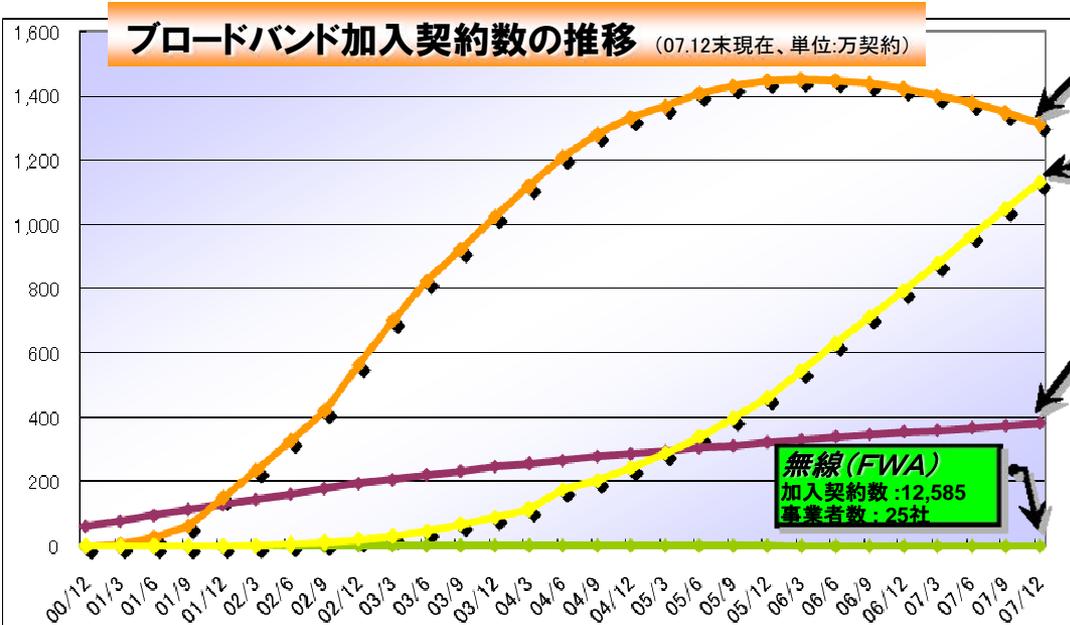
	4月	5月
登録	324	324
届出	14,171	14,237
合計	14,495	14,561

単位:事業者(社)

注)平成16年4月1日に改正電気通信事業法が施行され、電気通信回線設備の設置の有無に着目した第一種電気通信事業者及び第二種電気通信事業者の区分を廃止し、事業への参入手続が登録制(同法第9条)又は届出制(同法第16条第1項)へ移行されたため、旧第一種電気通信事業者の一部は第9条に基づく登録をした事業者と、その他の旧第一種電気通信事業者及びすべての旧第二種電気通信事業者は同法第16条第1項に基づく届出をした事業者とみなされることとなりました。なお、平成16年4月1日に同法第16条第1項に基づく届出をした事業者とみなされた旧第一種電気通信事業者の数は、126です。

# ブロードバンド化の進展状況(加入契約数の推移)

(別紙2)



**DSL**

○加入契約数 : 13,133,113

○事業者数 : 49社

**光ファイバ (FTTH)**

○加入契約数 : 11,328,952

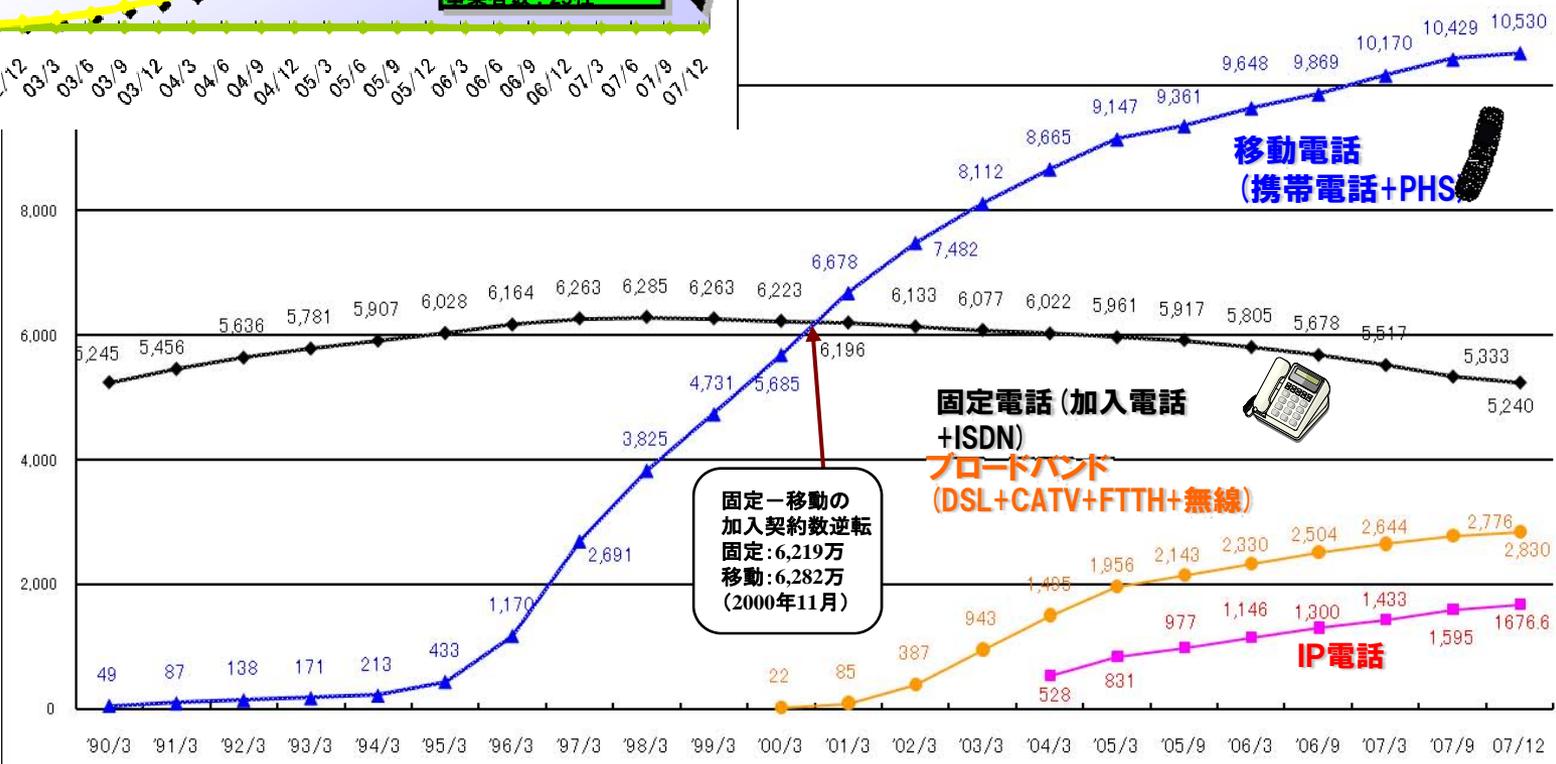
○事業者数 : 146社

**ケーブルインターネット**

○加入契約数 : 3,827,502

○事業者数 : 389社

### 各種サービス加入契約数の推移 (07.12末現在、単位:万契約)



固定-移動の加入契約数逆転  
 固定: 6,219万  
 移動: 6,282万  
 (2000年11月)

注: 04年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

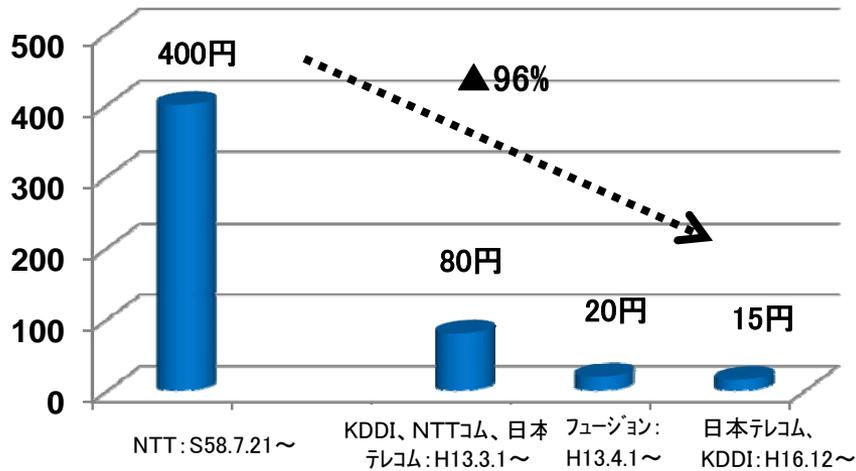
# 電気通信サービス料金等の低廉化

(2008.3.1現在)

(別紙3)

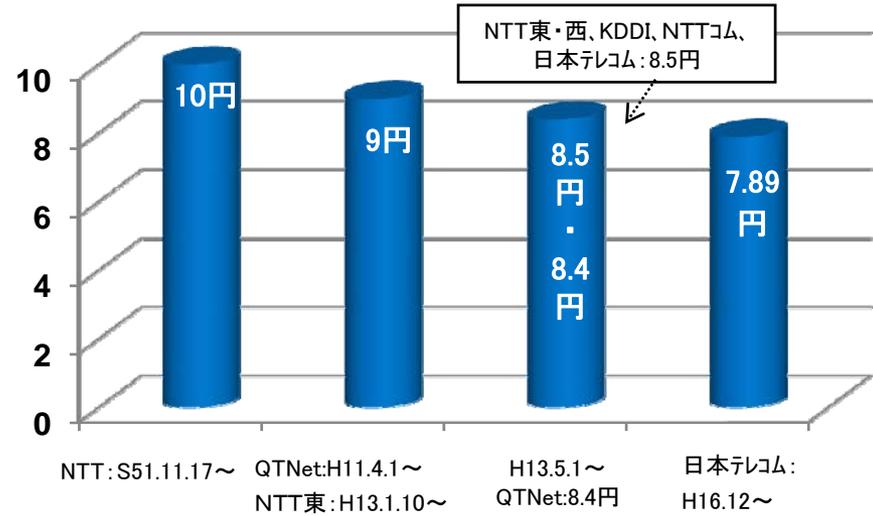
## ①市外通話(東京-大阪間)

(平日昼間3分間、税抜額)



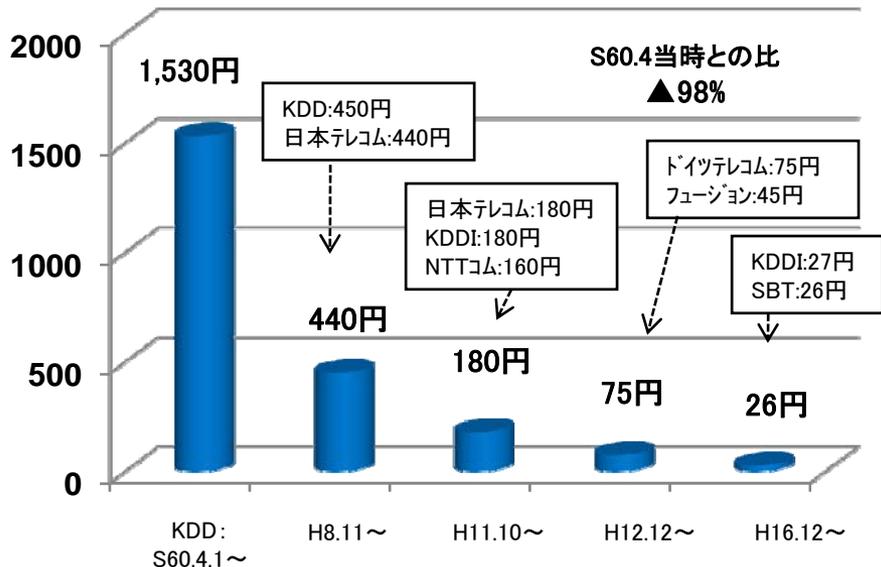
## ②市内通話

(平日昼間3分間、税抜き額)



## ③国際通話(日米間)

(平日昼間3分間)

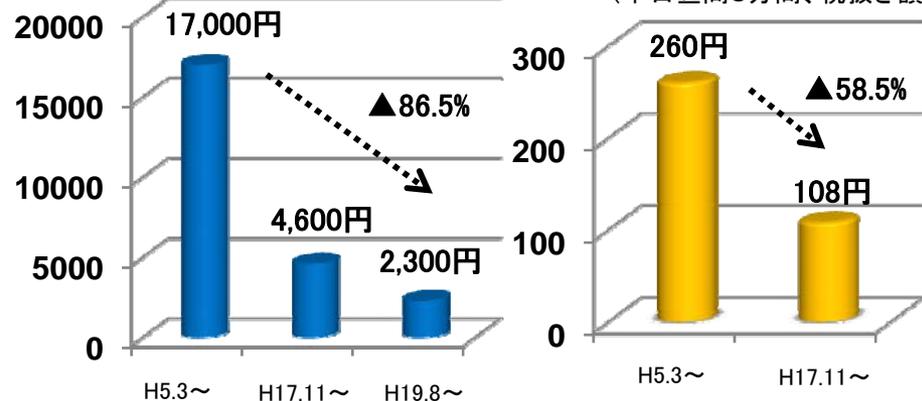


## ④携帯電話(800MHzデジタル方式) (NTTドコモ(タイプS)の場合)

【基本料】※

【通話料】(携帯→固定、県内)

(平日昼間3分間、税抜き額)



※H17.11の基本料4,600円には無料通話2,000円分を含む  
H19.8の基本料は「ひとりでも割引50」適用(基本料50%OFF)。また、無料通話2,000円分を含む。

# 平成20年度主要な政策に係るモニタリング調査

政策所管（政策評価担当）部局課室名 大臣官房管理室

評価年月 平成20年7月

## 1 政策等

### 〔政策名〕

政策17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進

### 〔政策の基本目標〕

先の大戦における労苦等について国民の理解を深め後世に継承するため、慰霊、慰労、慰藉事業等の適正かつ円滑な推進を図る

### 〔次回評価実施予定年度〕

平成21年度（評価対象年度平成19～20年度）

## 2 指標等の進捗状況

### 「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
全国戦没者追悼式への一般戦災死没者遺族参列数	100名	19年度	遺族代表者の高齢化が進んでおり、参列対象者数の漸減が見込まれるが、適切な広報活動が行われ、参列者数の維持が行われているか。	108名	98名	93名
太平洋戦全国空爆犠牲者追悼平和祈念式への一般戦災死没者遺族参列数	90名	19年度	遺族代表者の高齢化が進んでおり、参列対象者数の漸減が見込まれるが、適切な広報活動が行われ、参列者数の維持が行われているか。	-	90名	95名
戦災に関する展示会の入場者数	700名	19年度	適切な広報活動が行われ、その効果が入場者数に反映されているか。	627名	857名	1,021名
戦災に関する展示会のアンケートにおける「非常によい又はよい」旨の回答の割合	80%	19年度	一般戦災被害の事実を伝えていくにあたり適切な内容とされており、入場者から肯定的な評価を得られているか。	88%	93%	91%
旧日本赤十字社救護看護婦等への書状贈呈数	80名	19年度	未だ贈呈されていない対象者約4,499名に対し、適切な広報活動が行われ、贈呈数の促進が図られているか。	189名	145名	143名

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
戦災に関するビデオ、普及啓発資料の貸出等の活用状況	適切な施設等へ配布が行われ、一般戦災被害の事実を伝えていく資料として役立てられているか。	ビデオ配布先 547 カ所  普及啓発資料 配布先 24,864 カ所	538 カ所  24,670 カ所	537 カ所  24,545 カ所
書状贈呈についての政府広報等による反響（問い合わせ件数）	未だ贈呈されていない対象者約4,499名に対し、適切な広報活動が行われ、贈呈数の促進が図られているか。	951 件	684 件	769 件

3 その他特記事項

なし

# 平成20年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 人事・恩給局 恩給企画課、

恩給審査課、恩給業務課

評 価 年 月 平成20年7月

## 1 政策等

### 〔政策名〕

政策18 恩給行政の推進

### 〔政策の基本目標〕

受給者の高齢化が進んでいることを踏まえ、より一層の受給者等に対するサービスの向上を図る、このため、特に22年度までの間は、業務・システム最適化計画の着実な実施を図ることとする。

### 〔次回評価実施予定年度〕

平成21年度（評価対象年度平成19～20年度）

## 2 指標等の進捗状況

### 「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
年度末における請求未処理案件比率（年度末における残件数/月間平均処理件数）	0.5 か月分	20年度	・恩給申請処理の迅速性を図る上で、未処理案件の減少及び目標値に向け迅速に行われているか。	0.6 月分 (1,593/ 2,592)	0.6 月分 (1,364/ 2,200)	0.8 月分 (1,841/ 2,048)
恩給相談電話混雑率	20%	19年度	・恩給相談対応の充実を図る上で、恩給相談電話の混雑率の低下及び目標値に向け適切に行われているか。	44.0%	30.3%	39.3%

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
恩給受給者数	・恩給行政の推進の政策の背景を説明するための参考指標。	121万人	114万人	108万人
恩給受給者の平均年齢		84.2歳	84.9歳	85.6歳
恩給年額		平均86万円	平均85万円	平均84万円
業務・システム最適化計画の実施状況(申請手続等の簡素化、負担の軽減、業務処理の迅速化・効率化)	・恩給受給者の負担の軽減を図る上で、「恩給業務の業務・システム最適化計画」の着実な実施が図られているか。	1手続の廃止を措置	1手続きの廃止を措置	恩給の支払機関の拡大(1機関 10機関)
裁定等の受付・処理件数	・恩給申請処理の迅速性を図る上で、請求書類の受付に対して、迅速に処理が行われているか。	(単位:件)		
		17年度	18年度	19年度
		283,552	287,986	286,079
		30,229	26,166	25,058
		253,323	261,820	261,021
		283,893	289,494	283,245
		31,107	26,414	24,583
		252,786	263,080	258,662
不服申立ての審査結果	・恩給申請処理の正確性を図る上で、異議申立て、審査請求の処理状況から、正確に審査が行われていたか。	(単位:件)		
		17年度	18年度	19年度
		171	107	98
		163	103	96
		1	0	0
		5	4	2
		2	0	0

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
裁定に対する 訂正請求の件 数	・恩給申請処理の正確性 を図る上で、裁定に対 する訂正請求件数はど のように推移している か。	342件	306件	662件
恩給相談件数	・恩給相談対応の充実を 図る上で、恩給相談者 が満足・納得する実施 が図られているか。	308,638件	264,331件	266,980件
恩給相談者の 満足度・納得度		-	-	94%
「恩給相談者の満足度・納得度」とは、「満足した」との回答があった者の割合。				

### 3 その他特記事項

- ・ 恩給の支払機関の拡大の10機関とは、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、信託銀行、外国銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合をいう。
- ・ 裁定等の処理件数は、前年度からの残件数が含まれているため、受付件数に比べ上回っている年度もある。
- ・ 不服申立ての審査結果の処理件数は、異議申立て及び審査請求の合計である。また、対象年度になされた裁定以外のものも含まれるため、必ずしも対象年度の裁定における正確性を測るものではない。
- ・ 訂正請求の件数は、裁定後相当の期間を経過後、訂正請求がなされるのがほとんどで、必ずしも対象年度の裁定における正確性を測るものではない。
- ・ 恩給相談件数は、電話による相談、公私文における受付・回答、面談による相談の合計である。
- ・ 恩給相談対応の充実の観点から、「恩給相談者の満足度・納得度」調査を平成20年5月から開始したことにより、参考となる指標として記載することとした。ただし、来訪者のうち回答が得られた70名分の結果による。



# 平成20年度主要な政策に係るモニタリング調査

政策所管（政策評価担当）部局課室名 統計局、政策統括官

評価年月 平成20年7月

## 1 政策等

### 〔政策名〕

政策19 公的統計の体系的な整備・提供

### 〔政策の基本目標〕

公的統計の体系的かつ効率的な整備・提供を推進する。

特に、新統計法の成立を踏まえ、統計制度改革を着実に推進する。

また、統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善について検討する。

### 〔次回評価実施予定年度〕

平成21年度（評価対象年度平成19～20年度）

## 2 指標等の進捗状況

### 「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
地方公共団体の職員及び登録調査員を対象にした研修の満足度	100% (地方公共団体の職員研修)	19年度	統計調査の円滑な実施を図る観点から、統計調査の現場を担う地方公共団体職員及び登録調査員のうち指導的な立場にある者の資質向上を目的に実施する研修が有効に実施されているか。	91.8% (98.2%)	89.4% (98.3%)	91.9% (100%)
	80% (登録調査員中央研修)	19年度		66.4% (89.5%)	86.2% (97.2%)	83.7% (99.0%)
	80% (地域ブロック別登録調査員研修)	19年度		72.9% (100%)	88.9% (100%)	85.0% (96.6%)
統計調査員任命数に占める登録調査員の割合	80%	19年度	統計調査の円滑な実施を図る観点から、統計調査の現場を担う統計調査員の確保を目的に実施する登録調査員制度が機能しているか。	81.3%	79.4%	集計中
統計データ・グラフフェアの入場者を対象にしたアンケートにおけ	80%	19年度	統計知識等に関する普及啓発を目的とした統計データ・グラフフェアを通じ、国民の統計調査への協力の	(注)2	79.9% (85.7%)	83.3% (86.6%)

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
る「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合			重要性に対する理解が深まっているか。			
統計調査結果の提供状況		19年度	統計情報の的確な提供に資するため			
・ホームページ収録ファイル数(A)及びアクセス件数(B)	A <sup>1</sup> : 38万 8,000件 B: 400万件		運用している統計関係サイトについて、掲載データの充実を図ることなどにより広く利用	A: 99万 6,000件 B: 371万 件	A: 101万 8,000件 B: 322万 件	A: 39万 6,000件 B: 404万 件
・統計データ・ポータルサイトアクセス件数 <sup>2</sup>	95万件		され、実効性があるものとなっているか。	77万件	91万件	91万件
総合統計書の刊行	年刊5冊 月刊1冊	19年度	総合統計書の刊行が目標値に従ってなされたか。	年刊6冊 月刊2冊	年刊6冊 月刊1冊	年刊5冊 月刊1冊

(注) 1 17年度～19年度推移欄の括弧内は、無回答だった者を除いて算出した割合

2 17年度は、アンケートの設問が異なっており、「今後統計調査に協力する」旨の回答をした者の割合は把握していない。

3 1について、他のインターネット提供情報との重複排除の観点から、平成19年度にホームページ収録ファイルの内容を見直した結果、収録ファイル数が大幅に減少。これに伴い目標値も変更したものの。

2について、統計データ・ポータルサイトは、平成20年度から政府統計の総合窓口(e-Stat)への移行に伴い廃止することから、当該指標も変更する予定。

4 平成19年度目標設定表の指標として掲載していた「総合統計データベース(St@tNavi)収録統計表数及びアクセス件数」については、( )平成20年度から政府統計の総合窓口(e-Stat)への移行に伴い廃止すること、( )各府省のみに提供している機能であること、から本調書から除外している。

#### 「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
統計制度の見直しの推進状況	我が国の統計制度が、社会・経済情勢の変化に対応した適切なものとなっているか。	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月閣議決定)等を受け、統計法制度を抜本的に改革する新たな統計法を平成19年2月に国会に提出。新たな統計法は、平成19年5月に成立・公布され、同年10月に一部施行された(全面施行は平成21年春の予定)。		

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
「統計行政の新たな展開方向」の推進状況	中期的な統計行政の進むべき指針として、各府省間で申し合わせた「統計行政の新たな展開方向」の内容が着実に推進されているか。	<p>「統計行政の新たな展開方向」に基づく主な推進実績の例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済構造統計の創設(平成21年に経済センサス基礎調査を実施予定)</li> <li>・統計調査の整理合理化(平成17年度には61調査、平成18年度には55調査について見直しを実施)</li> <li>・オンライン等電子的手段を利用した統計調査の推進(平成19年6月までに133調査で利用)</li> </ul>		
産業連関表作成のための検討状況	経済波及効果の測定などの経済分析に用いられるほか、GDP統計の基礎資料等ともなる産業連関表の作成が各府省庁の協力の下、着実に進められているか。	<p>平成17年(2005年)産業連関表に関しては、産業連関部局長会議において平成17年8月に作成基本方針を決定し、平成19年2月には、同方針を踏まえた作成基本要綱が取りまとめられた。その後、産業連関表の作成に携る10府省庁において、特別調査や既存統計の組替作業等を実施し、これらに基づき国内生産額や投入・産出額を推計。現在、平成20年8月の速報公表に向け、各種計数の調整等を行っている。</p>		
標準統計分類改定等のための検討状況	各種統計の比較可能性を高め、統計利用の向上を図るために必要な標準統計分類が、社会・経済情勢の変化に応じ適切に改定されているか。	<p>日本標準産業分類については、統計審議会の審議を経て、第12回改定版を平成19年11月に告示。また、日本標準職業分類については、職業分類検討委員会を平成19年12月に立ち上げ、第5回改定原案を検討中。</p>		
統計調査の審査による改善状況	統計体系の整備、統計調査の重複是正や報告者負担の軽減等の観点から、指定統計調査及び承認統計調査(統計報告の徴集)の審査が適切に実施されているか。	<p>統計調査の審査等を通じ、平成17年度には50調査、平成18年度には44調査(いずれも指定統計調査及び承認統計調査)において廃止、統合、調査客体数や調査事項の削減等の改善を実施。</p>		
国際協力の推進の状況	統計に関する国際協力を推進するため、国際統計に関する統括事務が着実に実施されているか。	<p>統計に関する国際協力を推進するために実施した国際統計に関する統括事務の主な例は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国連統計委員会における審議に参加。</li> <li>・経済協力開発機構(OECD)統計委員会における審議に参加。</li> <li>・OECD及び欧州連合統計局主催の2005・2008年ラウンド購買力平価算出事業に参加し、我が国の各</li> </ul>		

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
		<p>種価格データ等の提供等を実施。また、平成 19 年 2 月には、非欧州国会合を日本で開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界銀行主催の国際比較プログラム世界事業に OECD 地域代表の一国として参加し、我が国の各種価格データ等の提供等を実施。</li> </ul>		
統計調査の実施状況	国勢の基本に関する統計の作成	10件	11件	11件
統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善の検討状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>19 年就業構造基本調査では、就業形態の多様化が進展し、高齢就業者や若年無業者の問題が顕在化しており、統計需要に的確に対応する観点から、雇用情勢の変化の把握を可能とするため、過去の調査結果と比較ができるように、概ね前回（14 年）調査と同様の集計事項とするが、調査事項の一部見直し等により、集計内容の充実を図った。</li> <li>19 年全国物価統計調査では、近年における消費者行動の変化に加え、取引形態の複雑化、経営戦略の多様化、小売業の大規模化など流通構造が年々変化している中、これら店舗における価格形成の実態がよりの確に把握できるよう、調査事項や集計事項を見直し、多様な統計需要への対応を図った。</li> </ul>		

### 3 その他特記事項

なし

## 総務省における政策評価への主な取組

- 平成13年1月 「政策評価に関する標準的ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を各府省が了承し政策評価に取り組む
- 「総務省政策評価研究会」（座長：中邨章 明治大学政治経済学部教授（当時））を発足し、総務省の政策に適した評価手法等を検討（平成14年3月18日までに9回開催）
- 3月 「行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）」（以下「政策評価法」という）が成立
- 8月 ガイドラインに基づき平成14年度予算要求に関連して事前評価を実施
- 12月 政策評価法に基づき「政策評価に関する基本方針」を閣議決定
- 平成14年3月 「総務省政策評価研究会」の成果を踏まえ、政策評価法に基づき総務省政策評価基本計画（計画期間：平成14年度～平成16年度）及び平成14年度事後評価実施計画を策定・公表
- 4月 政策評価法施行
- 7月 「総務省政策評価会」（座長：中邨章 明治大学政治経済学部教授（当時））を発足し、総務省の政策に適した評価手法等を検討（平成19年6月15日までに18回開催）
- 8月 「平成14年度実績評価書」（平成14年度において実績評価方式により評価した総務省の政策等の評価結果）を公表
- 11月 「平成14年度事業評価書」（平成14年度において事業評価方式により評価した総務省の政策（研究開発）の評価結果）を公表
- 平成15年3月 平成15年度事後評価実施計画を策定・公表
- 7月 「平成15年度実績評価書」（平成15年度において実績評価方式により評価した総務省の政策等の評価結果）を公表
- 8月 「平成15年度事業評価書」（平成15年度において事業評価方

式により評価した総務省の政策（研究開発）の評価結果）を公表

9月 「総務省の平成15年度政策評価の結果の政策への反映状況」を公表

平成16年3月 平成16年度事後評価実施計画を策定・公表

総務省政策評価基本計画（計画期間：平成17年度～平成19年度）及び「平成16年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要」を策定・公表

6月 「平成16年度総務省政策評価会」を開催し、平成16年度実績評価書案について意見を聴取

7月 「平成16年度実績評価書」（平成16年度において実績評価方式により評価した総務省の政策等の評価結果）を公表

8月 「平成16年度事業評価書」（平成16年度において事業評価方式により評価した総務省の政策（研究開発）の評価結果）を公表

9月 「総務省の平成16年度政策評価結果の政策への反映状況」を公表

平成17年3月 平成17年度事後評価実施計画を策定・公表

「平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要」を策定・公表

6月 「平成17年度総務省政策評価会」を開催し、平成17年度実績評価書案について意見を聴取

7月 「平成17年度実績評価書」（平成17年度において実績評価方式により評価した総務省の政策等の評価結果）及び「平成17年度事業評価書」（平成17年度において事業評価方式により実施した事後（継続）評価結果）を公表

8月 平成17年度事業評価書（平成17年度において事業評価方式に

より実施した事前評価結果) を公表

9月 「総務省の平成17年度政策評価結果の政策への反映状況」を公表

12月 「政策評価に関する基本方針の改定について」を閣議決定、新「ガイドライン」を各府省が了承

平成18年3月 平成18年度政策評価実施計画を策定・公表

4月 平成18年度目標設定表を策定・公表

6月 「平成18年度総務省政策評価会」を開催し、平成18年度実績評価書案について意見を聴取

7月 「平成18年度実績評価書」(平成18年度において実績評価方式により評価した総務省の政策等の評価結果)及び「平成18年度事後事業評価書」(事業評価方式により実施した事後(継続)評価結果)を公表

11月 「平成18年度総務省政策評価会」を開催し、平成18年度総合評価(テーマ:総務省の政策評価)について意見を聴取

平成19年2月 「平成18年度総務省政策評価会」を開催し、平成18年度総合評価(テーマ:総務省の政策評価)について意見を聴取

3月 平成19年度総務省政策評価実施計画を策定・公表

6月 「平成19年度総務省政策評価会」を開催し、平成19年度総合評価書案、平成19年度実績評価書案について意見を聴取

7月 「平成19年度総合評価書」(総務省が実施した政策評価の取組についての検証)を公表

「平成19年度実績評価書」(平成19年度において実績評価方式により評価した総務省の政策等の評価結果)及び「平成19年度事後事業評価書」(事業評価方式により実施した事後(継続)評価結果)を公表

- 10月 「総務省の政策評価に関する有識者会議」（座長：森田朗 東京大学公共政策大学院長（当時））を新たに発足し、総務省の政策評価、「平成19年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成19年度目標設定表）」（案）について意見を聴取
- 11月 総務省政策評価基本計画（計画期間：平成20年度～平成24年度）及び「平成19年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成19年度目標設定表）」を策定・公表
- 平成20年2月 「総務省の政策評価に関する有識者会議」を開催し、平成20年度に実施する「総務省の主要な政策の評価」（毎年度定期的に実施する事後評価）の実施の具体的な方法等及び「平成20年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成20年度目標設定表）」（案）について意見を聴取
- 4月 平成20年度総務省政策評価実施計画を策定・公表
- 「平成20年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成20年度目標設定表）」を策定・公表
- 6月 「総務省の政策評価に関する有識者会議」を開催し、平成20年度主要な政策に係る評価の方向性等について意見を聴取
- 7月 「平成20年度政策評価書」（平成19年度に実施した総務省の主要な政策に係る評価及び事後事業評価）を公表（主要な政策に係る評価については、新たにロジック・モデルを導入）

総務省の政策評価に関する有識者会議 構成員

- (座長) 森田 朗 東京大学公共政策大学院法学政治学研究科教授
- (座長代理) 北大路信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授
- 青木國太郎 東京都西多摩郡日の出町長
- 荒川 亨 (株)ACCESS代表取締役社長兼最高経営責任者
- 梅田 次郎 (株)日本能率協会コンサルティング・行政経営アドバイザー
- 小澤 浩子 赤羽消防団団本部分団長
- 柿本 善也 前奈良県知事
- 澤田 秀男 前横須賀市長
- 土井美和子 (株)東芝研究開発センター首席技監
- 村本 孜 成城大学社会イノベーション学部長
- 山本 清 国立大学財務・経営センター研究部長

(平成20年7月1日現在、座長、座長代理以外五十音順)

○総務省訓令第60号

総務省政策評価基本計画を次のように定める。

平成19年11月26日

総務大臣 増田 寛也

総務省政策評価基本計画

目次

- 第1章 総則
- 第2章 政策評価の実施に関する方針
  - 第1節 政策評価の実施に関する基本的な考え方
  - 第2節 政策評価の方式等
- 第3章 政策評価の観点に関する事項
- 第4章 政策の効果の把握に関する事項
- 第5章 事前評価の実施に関する事項
  - 第1節 基本的考え方
  - 第2節 事前評価において使用する評価方式の基本的な適用の考え方その他事前評価の取組方針
- 第6章 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施等に関する事項
  - 第1節 基本的考え方
  - 第2節 事後評価において使用する評価方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針
- 第7章 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 第8章 政策評価の結果の政策への反映に関する事項
  - 第1節 基本的考え方
  - 第2節 具体的な仕組み等
- 第9章 政策評価等に関する情報の公表に関する事項
  - 第1節 基本的考え方
  - 第2節 具体的方法
- 第10章 政策評価の実施体制に関する事項
  - 第1節 実施体制
  - 第2節 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備
  - 第3節 地方公共団体との連携・協力
- 第11章 その他政策評価の実施に関し必要な事項

第1章 総則

1 目的

この計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第6条及び「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、政策評価を総務省（公害等調整委員会を除く。以下同じ。）の政策のマネジメント・サイクルの中に制度化されたシステムとして明確に組み込み、その計画的かつ適切な実施を図ることを目的とする。

2 計画期間

この計画の対象期間（以下「計画期間」という。）は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。

## 第2章 政策評価の実施に関する方針

### 第1節 政策評価の実施に関する基本的な考え方

- 1 総務省の政策について政策評価を実施することにより、
  - ① 政策の質及び行政の政策形成能力の向上並びに職員の意識改革の進展による、国民本位の効率的で質の高い行政及び国民的視点に立った成果重視の行政の実現
  - ② 政策評価に関する一連の情報の公表に伴い国民に対する行政の説明責任の徹底が図られることによる、政策及びそれに基づく活動についての透明性の確保並びに行政に対する国民の信頼の向上を図る。
- 2 総務省の担う広範な行政分野において、政策評価を実施することにより前項に記載する効果を上げるには、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保することが必要である。

このため、総務省の主要な政策（法第6条第3項に規定する政策をいう。以下同じ。）について行政分野ごとに整理し、当該政策とその基本目標の下にどのような施策があるのかという関係をあらかじめ明らかにした上で、政策評価を実施する。

また、政策が、複数行政機関に関係する政策と関連する場合は、当該複数行政機関に関係する政策との関係をあらかじめ明らかにするよう努める。

なお、国民的視点に立った成果重視の行政を実現するためには、政策の目標は当該政策が実現を目指す成果（アウトカム）、すなわち、政策の実施により結果として国民にどのような便益がもたらされたかを表すものであることが重要である。
- 3 「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において政策評価の機能の発揮について定められたことを踏まえ、施政方針演説等で示された政策について、政策評価を適時的確に実施することが必要である。

### 第2節 政策評価の方式等

- 1 総務省の評価方式

政策評価を行うに当たっては、政策の特性等に応じて、実績評価方式、事業評価方式又は総合評価方式を用いる。
- 2 実績評価方式

実績評価方式は、評価対象政策の目標をあらかじめ明示し、これに対する実績を定期的・継続的に測定・評価する方式であることから、総務省の主要な政策をその対象とし、当該政策の方向性等について検証し、その見直し等に活用する。
- 3 事業評価方式

事業評価方式は、事業を対象としてあらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し評価する方式であることから、事業やその実施手段についての企画立案、事業の実施に当たっての判断や、一定期間経過した事業の有効性の検証及びその見直し等に活用する。
- 4 総合評価方式

総合評価方式は、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し評価する方式であることから、

  - ① 総務省の主要な政策をその対象とし、当該政策の方向性等について検証し、その見直し等に活用するほか、
  - ② 分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策をその対象とし、総務省の政策評価を充実する評価方式として活用する。

### 第3章 政策評価の観点に関する事項

総務省の政策評価は、評価の対象とする政策の特性に応じて以下の観点を選択、具体化し、当該政策が総務省の任務遂行上有効か否かを確認しつつ、総合的に行う。

政策評価の観点としては、法第3条第1項に明示されたものとして、

- ① 必要性：政策の効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか
- ② 効率性：投入された資源量に見合った結果が得られるか、又は実際に得られているか、他に効率的な方法がないか
- ③ 有効性：政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか

がある。

上記のほか、

- ④ 公平性：行政目的に照らして政策の効果や費用の負担が公平に分配されるものとなっているか、又は実際に分配されているか
- ⑤ 優先性：以上の観点からの政策評価を踏まえて当該政策を他の政策よりも優先すべきか

を政策の特性に応じて選択して用いる。

### 第4章 政策の効果の把握に関する事項

#### 1 政策の効果の把握の方法

政策の効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策の効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いる。

その際、できる限り政策の効果を定量的に把握することができる手法を用い、これが困難である場合、又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結び付かない場合においては、政策の効果を定性的に把握する手法を用いる。この場合においても、できる限り客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図る。

#### 2 政策の効果の把握に当たっての留意点

政策の所管部局等は、当該政策に基づく活動の実施過程等を通じて政策の効果の把握に必要な情報が効果的・効率的に入手できるよう、また、情報収集等により相手方に過大な負担をかけることがないように、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮する。

### 第5章 事前評価の実施に関する事項

#### 第1節 基本的考え方

- 1 事前評価は政策やその実施手段の企画立案等に当たり、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策の効果为基础としての的確な政策の採択や実施の可否を検討し、又は複数の代替案の中から適切な政策を選択する上で有用な情報を提供する見地から、今後の課題及び取組方針等の検討と併せて行う。
- 2 事前評価については、政策の効果が発現した段階において事後評価によりその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバック

クする取組を進めていく。

- 3 研究開発を対象とする事前評価は、法、基本方針及びこの計画で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）の研究開発課題の評価に関する部分等を踏まえて行う。

## 第2節 事前評価において使用する評価方式の基本的な適用の考え方その他事前評価の取組方針

### 1 基準とする評価方式

基準とする評価方式は、事業評価方式とする。

### 2 事前評価の対象政策

(1) 事前評価の対象政策は、以下のいずれかに該当するものとする。

① 新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業のうち相当程度の社会的影響等があると認められる事業

② 既に予算措置がなされており当該事業を行うことで相当程度の社会的影響等があると認められる公共事業又は研究開発課題（以下この項において「事業等」という。）

③ 規制の新設又は改廃を目的とする政策

(2) 上記(1)②に規定する評価対象事業等の単位は、箇所付け、案件採択等を行う事業等の単位を基本とする（当該事業等の単位において既に上記(1)①に規定する事前評価を実施したものを除く。）。

## 第6章 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施等に関する事項

### 第1節 基本的考え方

- 1 事後評価は、総務省の主要な政策についてその状況を国民に明らかにするとともに、政策の決定後において、政策の効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善、新たな政策やその実施手段の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から、今後の課題及び取組方針等の検討と併せて行う。
- 2 研究開発を対象とする事後評価は、法、基本方針及びこの計画で定めるところによるほか、大綱的指針の研究開発施策・課題の評価に関する部分等を踏まえて行う。

### 第2節 事後評価において使用する評価方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針

#### 1 基準とする評価方式

基準とする評価方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。

#### 2 事後評価の対象政策

(1) 予算・決算との連携の要請を踏まえて整理した以下に掲げる総務省の主要な政策については、計画期間内において、実績評価方式又は総合評価方式により政策評価を実施する。

ア 行政改革・行政運営

① 国家公務員の人事管理の推進

② 適正な行政管理の実施

③ 行政評価等による行政制度・運営の改善

イ 地方行財政

① 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等

- ② 地域振興
  - ③ 地方財源の確保と地方財政の健全化
  - ④ 分権型社会を担う地方税制度の構築
  - ウ 選挙制度等
    - 選挙制度等の適切な運用
  - エ 電子政府・電子自治体
    - 電子政府・電子自治体の推進
  - オ 情報通信（ICT政策）
    - ① 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
    - ② 情報通信技術高度利活用の推進
    - ③ ユビキタスネットワークの整備
    - ④ 情報通信技術利用環境の整備
    - ⑤ 電波利用料財源電波監視等の実施
    - ⑥ ICT分野における国際戦略の推進
  - カ 郵政行政
    - 郵政行政の推進
  - キ 国民生活と安心・安全
    - ① 一般戦災死没者追悼等の事業の推進
    - ② 恩給行政の推進
    - ③ 公的統計の体系的な整備・提供
    - ④ 消防防災体制の充実強化
- (2) 次のいずれかに該当する政策で法第7条に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）で定めた政策については、事業評価方式により政策評価を実施する。
- ① 事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるもの
  - ② 一定期間継続している研究開発制度（①に該当するものを除く。）
  - ③ 一定期間継続している事業（①及び②に該当するものを除く。）であって相当程度の社会的影響等があると認められる事業
- (3) 法第7条第2項第2号に規定する政策については、実施計画に上記（1）及び（2）とは別に規定し、当該政策の特性等に応じた評価方式により政策評価を実施する。
- (4) 分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策については、総合評価方式により政策評価を実施する。
- 3 総務省の主要な政策の評価の方法
- (1) 基本目標等の設定
- 総務省の主要な政策の評価は、あらかじめ、当該政策の下にある施策を明らかにし、当該政策の基本目標、その達成度合いを測るための目標（値）を設定した指標及び参考となる指標その他の参考となる情報（以下「基本目標等」という。）を設定して政策評価を行う。
- 基本目標等については、意見公募手続を実施した上で、毎年度当初に設定する。
- 基本目標等の設定に当たって前提とした事柄が大きく変化したこと等により、これらを変更せずに評価することが適当ではないと認められる場合にあつては、速やかにこれらの見直しを行い、その結果を公表する。この見直しに当たっては、事柄の変化等に速やかに対応するため、意見公募手続を実施しないことができる。
- (2) 適用する評価方式等
- 総務省の主要な政策の評価に当たっては、当該政策が、その基本目標の達成度合いを目標（値）を設定した指標群を用いることによりおおむね測定できるもの

である場合には、実績評価方式により評価し、必要に応じて参考となる指標その他の参考となる情報を補完的に用いる。当該政策が、それに該当しない場合には、参考となる指標その他の参考となる情報を中心的に用いて総合評価方式により評価し、必要に応じて目標（値）を設定した指標を補完的に用いる。

#### 4 実施計画

実施計画は、各年度における事後評価の対象とする政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法について定めるものとし、当該評価を実施する年度当初に策定し、公表する。

### 第7章 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

政策評価は、政策のマネジメント・サイクルにおいて、広範な視点からできる限り客観的なものとして実施されることを確保することにより次の政策に活かされ、政策の質を高めるとの観点から、政策評価の実施に当たっては、政策評価制度、評価対象政策等について専門的知識を有する学識経験者や実践的知識を有する者等（以下「学識経験者等」という。）の協力を得ることが重要である。

具体的には、政策評価による政策のマネジメント・サイクルの在り方、総務省の主要な政策の基本目標等の設定、政策評価結果の取りまとめ等様々な段階において学識経験者等からの意見を聴取するなど積極的にその知見を活用し、その方法等については大臣官房総括審議官（政策評価・広報担当）が別に定める。

### 第8章 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

#### 第1節 基本的考え方

政策の所管部局等及び当該政策の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、法令等による制度の新設・改廃等をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。

#### 第2節 具体的な仕組み等

##### 1 大臣官房各課への情報提供

政策の所管部局等は、当該政策の査定を担当する大臣官房各課が政策評価結果を政策の企画立案作業に活用できるよう、評価結果を速やかに関係する大臣官房各課に提出するとともに評価過程における情報を必要に応じて提供する。

##### 2 大臣官房政策評価広報課への反映状況の報告

政策の所管部局等は、実績評価方式、事業評価方式又は総合評価方式による評価を実施した政策について、概算要求等に反映した状況（反映する予定のものを含む。）を8月末以降速やかに大臣官房政策評価広報課に報告する。

##### 3 反映状況の公表

大臣官房政策評価広報課は、上記2により報告を受けた内容を速やかに取りまとめ、法第11条に基づく政策評価の結果の政策への反映状況（以下「政策への反映状況」という。）として、総務大臣（行政評価局）に通知するとともに、国民に分かりやすい形で公表する。

### 第9章 政策評価等に関する情報の公表に関する事項

#### 第1節 基本的考え方

- 1 評価書においては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、法第10条第1項各号に掲げられている事項について分かりやすくかつ具体的に記載する。なお、政策評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明らかにする。評価書の要旨においては、評価書の主な内容を簡潔に記述することにより政策評価の結果を分かりやすく示す。
- 2 政策への反映状況の公表は、政策評価の結果及び当該結果に基づく措置状況（内容、時期、今後の予定等）を分かりやすくかつ具体的に記載したものにより行う。
- 3 法第10条に基づく評価書及びその要旨等の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の考え方にに基づき適切に対応する。

## 第2節 具体的方法

政策評価結果等の公表は、総務省ホームページへの掲載、大臣官房政策評価広報課での配布、記者発表等国民が容易に入手できる方法で行う。

# 第10章 政策評価の実施体制に関する事項

## 第1節 実施体制

### 1 基本的考え方

政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、大臣官房政策評価広報課と政策の所管部局等との適切な役割分担の下で、組織として一体的な政策評価への取組を可能とする体制を以下のとおり整備する。

また、この体制を効果的・効率的に機能させていくため、大臣官房政策評価広報課及び政策の所管部局等は評価能力の向上に積極的に取り組む。

### 2 実施体制及び大臣官房政策評価広報課の果たす役割

#### (1) 政策の所管部局等と大臣官房政策評価広報課の役割

- ① 実績評価方式又は事業評価方式による評価については、政策の所管部局等が行い、必要に応じ大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等間の調整等を行う。
- ② 総合評価方式による評価については、大臣官房政策評価広報課又は政策の所管部局等が行い、必要に応じ大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等間の調整等を行う。
- ③ 大臣官房政策評価広報課は、上記①及び②のほか、基本計画、実施計画の策定、省全体の評価状況の取りまとめ及び公表等政策評価の総括を行うとともに、政策の所管部局における政策評価への取組を支援及び指導・助言する。

また、大臣官房政策評価広報課は、評価対象政策及びその目標、評価書等を取りまとめ、公表するに当たり、この計画及び実施計画に定めるところに沿って政策評価が行われているかを検証し、他の政策との整合性はとれているか、利用可能な評価手法が適切に利用されているか、分析のための指標・数値等が適切か、客観性は担保されているか、国民に分かりやすいものとなっているかに重点をおいて各部局から提出を受けた資料等を審査する。

#### (2) 法第15条の規定による資料の提出の要求及び調査等への対応

法第15条の規定による資料の提出の要求及び調査等の求めを受けた場合には、大臣官房政策評価広報課及び関係部局等は協議を行い、これに対応する。

### (3) 総務省政策評価省内委員会

#### ① 設置

総務省に、総務省政策評価省内委員会（以下「省内委員会」という。）を置く。

#### ② 審議内容及び機能

省内委員会は、実施計画、総務省の主要な政策の基本目標等、政策評価結果等に関し、学識経験者等による助言を踏まえ、省内における調整、意見の集約及びこれらの案の決定を行う。

#### ③ 構成

大臣官房総括審議官（政策評価・広報担当）、大臣官房政策評価審議官、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房企画課長、大臣官房政策評価広報課長並びに各局部及び消防庁の主管課長

#### ④ 主催者

省内委員会は、大臣官房総括審議官（政策評価・広報担当）が主催する。

#### ⑤ 庶務

省内委員会の庶務は、大臣官房政策評価広報課において処理する。

#### ⑥ その他

この訓令に定めるもののほか、省内委員会の運営に関し必要な事項は、大臣官房総括審議官（政策評価・広報担当）が別に定める。

## 第2節 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、大臣官房政策評価広報課とし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。

## 第3節 地方公共団体との連携・協力

政策評価の実施に当たっては、国と地方公共団体は、適切な役割分担の下で相互に協力する関係に立って共に行政活動を行い、それぞれ自らの行政活動の効果を把握し政策評価を行うものであることを踏まえ、評価の対象とする政策の特性等に応じて、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に関し必要な情報や意見の交換を行い、地方公共団体との適切な連携・協力を図る。

## 第11章 その他政策評価の実施に関し必要な事項

- 1 毎年度の評価書の提出時期等、この計画に定める事務の実施に必要な事項は、大臣官房政策評価広報課長が別に定める。
- 2 この計画については、法又は基本方針の見直し、政策の効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、必要に応じ所要の見直しを行う。

## 附 則

- 1 この訓令は、平成19年11月27日から施行する。
- 2 平成19年度において実施する政策評価については、なお従前の例による。

○総務省訓令第34号

平成20年度総務省政策評価実施計画を次のように定める。

平成20年4月22日

総務大臣 増田 寛也

平成20年度総務省政策評価実施計画

第1 総則

この計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、及び総務省政策評価基本計画（平成19年総務省訓令第60号。以下「基本計画」という。）を実施するため、総務省が平成20年度において行う事後評価の対象とする政策及び評価の方法等を定めるものとする。

第2 計画期間

この計画の対象期間（以下「計画期間」という。）は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間とする。

第3 事後評価の対象とする政策及び評価の方法等

計画期間における事後評価の対象とする政策及び評価の方法等は、次に定めるとおりとする。

1 実績評価方式により評価を行う場合

(1) 評価対象政策

法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6章第2節第2項(1)に掲げられた主要な政策のうち、以下の政策とする。

- ・ 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
- ・ ICT分野における国際戦略の推進
- ・ 消防防災体制の充実強化

また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）を踏まえ、事業実施中である以下の「成果重視事業」については、実績評価方式により、個別に事業実施期間中における年度ごとの評価・検証を実施する。

- ・ 職員等利用者認証業務・システムの最適化
- ・ 文書管理業務・システムの最適化
- ・ 政府認証基盤最適化事業
- ・ 電子契約システムの整備
- ・ 電気通信行政情報システムの最適化事業
- ・ 総合無線局監理システムの電子申請機能等の高度化

- ・恩給業務・システムの最適化
- ・統計調査等業務の最適化事業

## (2) 評価の手續等

### ① 実績評価書の案の作成及び提出

政策の所管部局等はこの計画に基づき実績評価書の案（以下「実績評価書案」という。）を作成し、平成20年6月下旬を目途に大臣官房政策評価広報課長が定める日までに大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

政策の所管部局等は実績評価書案を作成するに当たり、基本計画第6章第2節第4項（1）②の規定に基づき設定した当該政策の基本目標や指標等の達成度合いの正確な把握に努めるとともに、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。

### ② 政策の所管部局等から提出された実績評価書案に対する審査

大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された実績評価書案の記載内容について、基本計画第10章第1節第2項（1）③の規定に基づき審査を行うものとする。

### ③ 大臣官房政策評価広報課は、上記②の審査を行った実績評価書案について、基本計画第8章の規定に基づき大臣官房総括審議官（政策評価・広報担当）が別に定める方法により、学識経験者等の意見を聴取するものとする。

### ④ 大臣官房政策評価広報課が上記③の学識経験者等の意見を聴取した後、総務省政策評価省内委員会における実績評価書案の決定等を経て、平成20年7月末を目途に実績評価書を公表するものとする。

### ⑤ 法第10条第2項の規定に基づき実績評価書とともに公表する要旨の作成及び公表については、上記①から④の手續に準じて行うものとする。

## (3) 実績評価書の様式等

実績評価書及びその要旨の様式並びに記載要領は、大臣官房政策評価広報課長が別に定める。

## 2 事後事業評価方式により評価を行う場合

### (1) 評価対象政策

法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6章第2節第2項（2）に規定した政策のうち、次に掲げる政策とする。

- ・地方公共団体に対する調査・照会業務システム整備
- ・字幕番組・解説番組等の制作促進事業
- ・地上デジタル放送公共アプリケーションパイロット事業
- ・ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証
- ・移动通信システムにおける高度な電波の共同利用に向けた要素技術の研究開発
- ・衛星通信と他の通信の共用技術の研究開発
- ・高速・高精度測定技術の研究開発

### (2) 評価の手續等

#### ① 事後事業評価書の案の作成及び提出

政策の所管部局等は、この計画に基づき事後事業評価書の案（以下「事後事業評価書案」という。）を作成し、平成20年6月下旬を目途に大臣官房政策評価広報課長が定める日までに大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

政策の所管部局等は、この事後事業評価書案を作成するに当たり、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。

② 政策の所管部局等から提出された事後事業評価書案に対する審査

大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された事後事業評価書案の記載内容について、基本計画第10章第1節第2項（1）③の規定に基づき審査を行うものとする。

③ 大臣官房政策評価広報課が上記②の審査を行った後、事後事業評価書案の決定等を経て、平成20年7月下旬を目途に事後事業評価書を公表するものとする。

④ 法第10条第2項の規定に基づき事後事業評価書とともに公表する要旨の作成及び公表については、上記①から③の手續に準じて行うものとする。

(3) 事後事業評価書の様式等

事後事業評価書及びその要旨の様式並びに記載要領は、大臣官房政策評価広報課長が別に定める。

3 総合評価方式により評価を行う場合

(1) 評価対象政策

法第7条第2項第3号に該当するものとして、基本計画第6章第2節第2項（1）に掲げられた主要な政策のうち、以下の政策とする。

- ・ 国家公務員の人事管理の推進
- ・ 行政評価等による行政制度・運営の改善
- ・ 地域振興
- ・ 地方財源の確保と地方財政の健全化
- ・ 分権型社会を担う地方税制度の構築
- ・ 選挙制度等の適切な運用
- ・ 電子政府・電子自治体の推進
- ・ 電波利用料財源電波監視等の実施
- ・ 郵政行政の推進

(2) 評価の手續等

① 総合評価書の案の作成及び提出

政策の所管部局等はこの計画に基づき総合評価書の案（以下「総合評価書案」という。）を作成し、平成20年6月下旬を目途に大臣官房政策評価広報課長が定める日までに大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

政策の所管部局等は総合評価書案を作成するに当たり、基本計画第6章第2節第3項（1）の規定に基づき設定した当該政策の基本目標等を用いて政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、当該政策の方向性等について検証し、その見直し等に活用するほか、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。

② 政策の所管部局等から提出された総合評価書案に対する審査

大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された総合評価書案の記載内容について、基本計画第10章第1節第2項(1)②の規定に基づき審査を行うものとする。

③ 大臣官房政策評価広報課は、上記②の審査を行った総合評価書案について、基本計画第7章の規定に基づき大臣官房総括審議官(政策評価・広報担当)が別に定める方法により、学識経験者等の意見を聴取するものとする。

④ 大臣官房政策評価広報課が上記③の学識経験者等の意見を聴取した後、総務省政策評価省内委員会における総合評価書案の決定等を経て、平成20年7月下旬を目途に総合評価書を公表するものとする。

⑤ 法第10条第2項の規定に基づき総合評価書とともに公表する要旨の作成及び公表については、上記①から④の手續に準じて行うものとする。

(3) 総合評価書の様式等

総合評価書及びその要旨の様式並びに記載要領は、大臣官房政策評価広報課長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月22日から施行する。

平成 19 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 19 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報					
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区 分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
行政改革・行政運営	【政策1】 国家公務員 の人事管理 の推進	1 制度の運 営・改善 人事院勧告 を受けて行う 国家公務員給 与等の適切な 改定 公務員制度 改革の推進の ための制度検 討	国家公務員 に関する制 度を適切に 運営・改善す る。 質の高い行 政サービス を実現し、行 政に対する 国民の信頼 を確保する ための適切 な人事管理 を推進する。	評価方式： 総合評価方式  次回評価実施 年度：平成 20 年度 (評価対象年 度：19 年度)  【評価頻度】 2 年ごと						・人事院勧告に 対する政府の 取扱方針に基 づく一般職給 与法及び特別 職給与法の改 正(法案提出) の状況(法案成 立時期等) ・国家公務員の 退職手当制度 の前年度退職 者に対する運 用実態、民間企 業の退職金制 度等  ・人事評価の試 行の実施状況 及び結果
		2 能力・実績 主義を重視 した人事運 用の推進 人事評価の 試行の円滑な 実施及び結果 の検証	公務と公務 員を取り巻 く環境の変 化に対応し た公務能率 の向上を図 る。							

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方
					行政改革・行政運営	<p><b>【政策1】 国家公務員の人事管理 の推進</b></p> <p>3 多様な人材の確保・活 用の推進 国と民間、 国と地方公共 団体、府省等 の間の人事交 流等の推進 女性国家公 務員の採用・ 登用等の拡 大、障害者雇 用の推進等による多様な人 材の確保・活 用の推進</p> <p>総人件費改 革を踏まえた 国家公務員の 配置転換の円 滑かつ確実な 推進</p>				<p>国家公務員 種事務系区分 (行政、法律、 経済)採用者に 占める女性の 割合</p>
			<p>国家公務員の 配置転換の人数</p>	P	704 人	19 年度 平成20年 度配置転換 自体は20年 4月1日に 実施される ため、目標数 と内定数との 比較で達成 状況を評価 することとなる。	<p>国家公務員の配置 転換、採用抑制等 に関する全体計画(平 成18年6月30日閣 議決定。22年度ま でに2,908人が配 転の見通し)を着実 に達成するために 各年度の配置転換、 採用抑制等に関する 実施計画(国家公 務員雇用調整本部 決定)で定める目標 数を設定した。</p>	<p>・国家公務員の配置 転換、採用抑制等 に関する全体計画(平 成18年6月30日閣 議決定)の実施及び 各年度に定める配 置転換、採用抑制等 に関する実施計画 (国家公務員雇用 調整本部決定)の実 施状況</p>		

分野	施策 (主要な政策)		基本目標	評価方式及び次回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報					
	下位レベルの 施策	あらかじめ目標 (値)を設定した 指標			区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報	
行政改革・行政運営	【政策1】 国家公務員の人事管理 の推進	4 .高齢化への 対応と適切な退職管 理の推進  早期退職 慣行の是正  再任用制 度の活用等 による高齢 者の活用・雇 用の推進  職員の退 職後の期間 を含む生活 設計の支援 の推進			幹部職員の勸 奨退職年齢の 計画的な引き 上げ	P	平均の勸 奨年齢を 3歳以上	20年度	平成14年12 月17日の閣僚 懇談会申し合 わせ(早期退職 慣行の是正に ついて)に基づ き設定した。	・平成14年12 月17日の閣僚 懇談会申し合 わせの着実な 実施状況  ・国家公務員高 齢者雇用推進 に関する方針 の推進状況  ・退職準備プロ グラム等の推 進状況

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	
行政改革・行政運営	【政策1】 国家公務員 の人事管理 の推進	5.職員の服 務規律の確 保の推進 サービス規律 確保の各省 への周知、徹 底							・国家公務員の 倫理の保持に 関する状況及 び倫理の保持 に関して講じ た施策に関す る報告
		6.労働時間 短縮の推進 超過勤務 対策の適切 な実施							・国家公務員超 過勤務縮減キ ャンプーンの 実施状況
		7.職員の能 力開発・啓発 の充実 諸啓発事 業の効果的 実施							・各種啓発事業 セミナー実施 状況

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	
行政改革・行政運営	【政策1】 国家公務員 の人事管理 の推進	8.職員の福 利厚生の充 実 職員の健 康の保持増 進対策の実 施  9.労務管理 の充実 労務管理 担当者に対 する指導、啓 発							・健康管理・安 全管理施策の 実施状況  ・労務管理研究 会の実施状況 等

平成 19 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 19 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報					参考となる指標 その他の参考と なる情報
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	
行政改革・行政運営	【政策2】 適正な行政 管理の実施	国の行政組 織等の減 量・効率化	簡素で効率的 な政府を実現 するために、国 の行政組織等 の減量・効率化 に向けた、機 構・定員等の審 査に関する取 組を進めてい く。	評価方式:総合 評価方式 次回評価実施 年度:21年度 (評価対象年 度:19~20年)	定員の合理化 進捗率	P	16年度末 定員の 10%以上 を定員合 理化( 33,230人)	20年度 (21年度 未定員)	平成18年度以 降の定員管理 について(平 成17年10月4 日閣議決定)に 基づき設定し た。  「国の行政機 関の定員の純 減について」 (平成18年6 月30日閣議決 定)に基づき設 定した。	機構の新設・改 正・廃止、定員 の設置・増減・ 廃止等の審査 状況  行政手続制度 の運用状況 行政不服審査 制度の運用状 況  審査基準、標準 処理期間及び 処分基準の設 定・公表状況
					【評価頻度】 2年ごと	定員の純減目 標達成率	P	18年度か ら22年度 までの5 年間で 5.7%以上 ( 18,936人 以上)の純 減を確保		
		行政手続制 度及び行政 不服審査制 度の適正か つ円滑な運 用	行政の透明性 の向上と信頼 性の確保を図 るため、行政手 続制度及び行 政不服審査制 度の適正かつ 円滑な運用を 図る。特に、行 政不服審査法 は、行政不服審 査制度検討会 最終報告を踏 まえた改正の ための作業を 行う。							

分野	施策		基本目標	評価方式及び次回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報	
	(主要な政策)	下位レベルの施策			あらかじめ目標(値)を設定した指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方
行政改革・行政運営	<b>【政策2】 適正な行政管理の実施</b>	国の行政機関の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用	行政の透明性の向上と信頼性の確保を実現するため、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。						<p>国の行政機関及び独立行政法人等における情報公開制度の運用状況</p> <p>国の行政機関及び独立行政法人等における個人情報保護制度の運用状況</p>	

平成 19 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 19 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)		基本目標	評価方式及び次回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報
	下位レベルの 施策	あらかじめ目標 (値)を設定した 指標			区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び目標年度の設定 についての考え方	
行政改革・行政運営	【政策3】 行政評価等 による行政 制度・運営 の改善	政策評価制度の推進  評価専担組織としての 政策評価の実施  行政評価・監視の実施  行政相談制度の推進	政策評価制度の推進、行政評価・監視の実施、行政相談制度の推進等により、各府省における行政制度・運営の改善を図る。特に、19～20年度の間は、新たに導入された経済財政諮問会議との政策評価に関する連携を強化し、重要対象分野に係る評価の実施の推進を図る。	評価方式： 総合評価方式  次回評価実施年度：20年度 (評価対象年度：19年度)  【評価頻度】 2年ごと					経済財政諮問会議との連携強化による、重要対象分野に係る政策評価の実施の推進の状況  各府省における政策評価の質の向上の状況  各府省における政策評価結果の予算要求等政策への反映の状況  規制の事前評価の円滑な実施の推進の状況  総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映の状況  総務省が行った客観性担保評価活動の結果に基づく関係府省における政策評価の改善の状況

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	
行政改革・行政運営	【政策3】 行政評価等 による行政 制度・運営 の改善								<p>国民の多様なニーズに対応した行政評価・監視の迅速かつ的確な実施の状況</p> <p>行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況</p> <p>苦情あつせん等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況</p> <p><u>年金記録確認第三者委員会による年金記録の訂正に関するあつせん案等の審議の状況</u></p> <p>行政評価等についで国民への周知の一層の促進の状況</p>

平成 19 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 19 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	
地方 行 財 政	【政策4】 分権型社会 にふさわし い地方行政 体制整備等	地方分権を 推進するた めの施策の 実施  地方行革の 推進  市町村合併 の推進  基礎自治体 のあり方の 検討  住民基本台 帳制度の充 実強化	分権型社会 に対応した 地方制度・地 方行政体制 の整備等の 推進	評価方式： 総合評価方式  次回評価実施 年度：21年度 (評価対象年 度 19～20年 度) 【評価頻度】 2年ごと					地方分権改革 推進法に基づ く地方分権の 推進の状況  地方公共団体 における集中 改革プラン等 の取組状況  地方公営企業 の経営改善  合併推進方策 の検討状況

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	
地方 行政 財政	【政策4】 分権型社会 にふさわし い地方行政 体制整備等								住民基本台帳 法改正の効果 (閲覧件数の 変化等)  市町村合併の 件数  合併後の市町 村数  1万人未満の団 体数  合併市町村の 取組の状況  合併市町村の 行政体制整備 の状況  合併補助金を 活用した事業 数  合併特例債を 活用した事業 数

分野	施策 (主要な政策)		基本目標	評価方式及び次回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報
	下位レベルの 施策	あらかじめ目標 (値)を設定した 指標			区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び目標年度の設定 についての考え方	
地方行政 地方財政	【政策4】 分権型社会 にふさわしい地方行政 体制整備等	能力・実績重視の人事制度の確立等による分権型社会にふさわしい地方公務員制度の確立							地方公共団体の人事制度改革の状況(任期付採用の実施団体)  地方公務員数の推移  ラスパイレス指数の状況  給与制度・運用の適正化状況  給与情報等公表システムによる公表状況  人材育成基本方針の策定状況

平成 19 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 19 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標そ の他の参考となる 情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方
地方 行 財 政	<b>【政策5】 地域振興</b>	地方公共団 体の地域づ くりの支援  地方公共団 体の国際化 施策の推進  地方公共団 体を実施す る地域振興 施策の推進 (中心市街 地活性化、P F I 事業の 支援)	地域に特性 にあった魅 力ある地域 づくりを行 う地方公共 団体を支援 する。	総合評価方式  次回評価実施 年度：20 年度 (評価対象年 度 19 年度)  【評価頻度】 2 年ごと						循環型社会形成事 業、少子高齢化対策 事業及び地域資源 活用促進事業の実 施を予定している 団体に対する対応 状況など  J E T プログラム の招致人数、招致国 数  <u>「地域における多 文化共生推進プラ ン」の普及の状況</u>  地方公共団体にお ける P F I 事業の 実施方針公表数の 推移  P F I 研修会開催 回数の推移  中心市街地活性化 に係る一般事業債 の利用状況

分野	施策		基本目標	評価方式及び次回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標その他の参考となる情報	
	(主要な政策)	下位レベルの施策			あらかじめ目標(値)を設定した指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方
地方 行 財 政	【政策5】 地域振興	過疎地域の 自立促進			過疎地域自立 促進計画進捗 率(事業額ベー ス)	C	市町村及び 都道府県が 策定した過 疎地域自立 促進計画に 基づいて事 業を実施 し、事業額 ベースで 100%を達 成する。	平成2 1年度 (後期 計画終 了年度)	過疎地域自立 促進計画は、 過疎地域自立 促進特別措 置法に掲げる 目標を達成す るために、策 定する計画で あるため。  【指標の現 況】 過疎地域自立 促進計画の進 捗率・・・25% (都道府県計 画・平成17 年度実績/1 7～21年度 計画) 14%(市町 村計画・平成 17年度実績 /17～21 年度計画)	過疎補助事業に より整備した交 流施設の利用者 数  過疎地域集落再 編整備事業によ って整備した定 住団地等の整備 状況  都市から地方へ の移住・交流の促 進に関する調査 の状況

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標そ の他の参考となる 情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方
地方 行 財 政	【政策5】 地域振興	辺地に係る 公共的施設 の総合整備 の促進			辺地数	C	辺地数の減 少(対平成 18年度比)	19年度	<p>辺地とその他 の地域におい て住民の生活 文化水準の著 しい格差があ るが、公共的 施設の総合整 備によりその 地域格差が是 正され、辺地 数の減少に結 びつくること から、辺地数 の指標の状況 により施策の有 効性を測定す るものである。</p> <p>(指標の現 況) 辺地数 6,790 (平成18年度 末現在)</p>	

平成 19 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 19 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報					参考となる指標 その他の参考と なる情報
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	
地方 行 財 政	<b>【政策6】 地方財源の 確保と地方 財政の健全 化</b>	地方財政計 画等の策定  地方交付税 の算定方法 の簡素化・透 明化の推進  公債費負担 の適正化等 の推進	地方公共団 体の安定的 な財政運営 に必要な地 方財源を確 保するととも に、地方財 政の健全化 を推進する。	評価方式： 総合評価方式  次回評価実施 年度：20年度 (評価対象年 度：19年度) 【評価頻度】 毎年						地方財政計画 の規模  一般財源比率  地方債依存度  借入金残高  地方債計画の 規模  平成 20 年度地 方財政計画策 定のために実 施した地方財 政対策  平成 20 年度地 方交付税の算 定方法の簡素 化等の取組状 況  公債費負担適 正化計画の完 了割合

平成 19 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 19 年度目標設定表）

分野	施策		基本目標	評価方式及び次回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報	
	（主要な政策）	下位レベルの 施策			あらかじめ目標 （値）を設定した 指標	区分	目標（値）	目標年度		指標、目標（値）及 び目標年度の設定 についての考え方
地方 行 財 政	<b>【政策7】 分権型社会 を担う地方 税制度の構 築</b>	毎年度の地 方税制度の 見直し	分権型社会 を担う地方 税制度の構 築のために、 社会経済情 勢等を踏ま えた税制改 正を実施す る。 具体的には、 ・当面、国と 地方の税収 比1：1を目 指して、地方 税を充実す ること、 ・地方間の税 源の偏在を 是正する方 策について 検討し、その 格差を縮小 すること、 等を目指す。	評価方式： 総合評価方式  次回評価実施 年度： 平成 20 年度 （評価対象年 度：19 年度） 【評価頻度】 毎年					地方税制改正の 概要  国・地方の財源 配分  都道府県税及び 市町村税の税収 構成比  歳入総額に占め る地方税の割合 の推移  地方税収の推移 国民負担率の内 訳の国際比較  地方税収の人口 一人当たり税収 額指数  <u>地方税の滞納額 （累計）の推移</u>	

平成 19 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 19 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	
選挙制度等	【政策 8】 選挙制度等 の適切な運 用	選挙制度等 に係る調査 研究  選挙等の管 理執行及び 普及宣伝  政治資金・政 党助成制度 の適切な運 営	選挙制度、政 治資金制度 及び政党助 成制度等を 適切に運用 し、民主政治 の健全な発 達に寄与す る。	評価方式： 総合評価方式  次回評価実施 年度：平成 20 年度(評価対象 年度 19 年度)  【評価頻度】 3 年ごと					選挙制度の調 査状況等  在外選挙人名 簿登録者数  国内投票率  在外投票率  年齢別投票率  選挙の管理執 行状況  政治資金収支 報告書等の公 表状況等

平成 19 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 19 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	基本目標	評価方式及び次回 評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標そ 他の参考となる 情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した指 標	区 分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び目 標年度の設定についての 考え方
電子政府・電子自治体	【政策 9】 電子政府・電 子自治体の 推進	電子政府の推 進	電子政府の推 進により、利用 者にとって使 いやすく利便 性を実感でき るサービスを 実現するとと もに、簡素で効 率的な政府の 実現を図る。	評価方式： 総合評価方式  次回評価実施年 度：20 年度 ( 評価対象年 度：19 年度)  【評価頻度】 2 年ごと	国 に対する 申 請・届出等手続 におけるオンラ イン利用率	C	50%	22 年度	電子政府の推進による国民の利便性・サービスの向上、IT化による業務改革への取り組みの状況を示す申請・届出等手続におけるオンライン利用率などの指標の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値及び目標年度は「IT 新改革戦略」に基づくものである。  【指標の現況】 国に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率 15.3% (18 年度)	申請・届出等手続におけるオンライン利用件数  電子政府の総合窓口 (e-Gov) へのアクセス件数 (利用件数)  最適化計画の策定状況  調達指針に基づき、各府省の調達計画書及び調達仕様書について助言等のモニタリングを行った件数

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの施策	基本目標	評価方式及び次回 評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報					参考となる指標そ 他の参考となる 情報
					あらかじめ目標 (値)を設定した指 標	区 分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び目 標年度の設定について の考え方	
電子政府・電子自治体	【政策9】 電子政府・電 子自治体の 推進	電子自治体の 推進	電子自治体の 推進による便 利で効率的な 行政の構築に より、自治体行 政の効率化、住 民サービスの 向上、地域企業 の育成、地域協 働を図る。		市町村における 公的個人認証に 対応した電子申 請システムの整 備率	C	100%	22年度	電子自治体の推進に よる住民の利便性・サ ービスの向上への取 組の状況を示す、地方 公共団体に対する申 請・届出等手続による オンライン利用率及 び地方公共団体にお ける公的個人認証に 対応した電子申請シ ステムの整備率の指 標により本施策の進 行管理を行うもので ある。目標値及び目標 年度はIT新改革戦略 に基づくものである。 【指標の現況】 市町村における公的 個人認証に対応した 電子申請システムの 整備率31.5%(18年度) 地方に対する申請・届 出等手続におけるオ ンライン利用率 17.5%(18年度)	公的認証サービ スの普及に向け た取組  住基ネットの利 用状況とこれに よる行政事務の 効率化  <u>住基カードの発 行状況</u>
					地方公共団体 に対する申請・届 出等手続におけ るオンライン利 用率	C	50%	22年度		

平成 19 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 19 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報					参考となる指標 その他の参考と なる情報
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	
情報通信 (ICT政策)	【政策 10】 情報通信技 術の研究開 発・標準化 の推進	情報通信技 術の研究開 発の推進  情報通信技 術の標準化 の推進	ユビキタス ネットワー ク社会の実 現に向けた 情報通信技 術の研究開 発・標準化を 推進する。	評価方式： 実績評価方式  次回評価実施 年度：20 年度 (評価対象年 度：19 年度)  評価頻度： 毎年	論文数	P	一課題あた り 1 件以上	19 年度	研究開発、国際共 同研究開発等を 推進する活動の 成果並びに国際 標準化機関等 に対する活動の成 果を表す指標及 び目標により本 施策の進行管理 をするものであ る。  「論文数」は当省 が設定した研究 開発課題につい て委託された研 究開発活動の結 果、作成された論 文の数であり、当 該指標により研 究開発の推進に ついて成果を測 るものである。	
					専門家による 評価において 成果ありと評 価される割合	P	90%	19 年度	「専門家による 評価において成 果ありとされる 割合」は当省が 委託する研究開 発課題の内、年度 末に行われる外 部専門家による	

分野	施策		基本目標	評価方式及び次回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報	
	(主要な政策)	下位レベルの 施策			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方
	情報通信( ICT政策 )	【政策 10】 情報通信技術の研究開発・標準化の推進					ITU、IETF 等における標準提案の件数  ITU(国際電気通信連合)、IETF(Internet Engineering Task Force): 情報通信分野における重要な国際標準化機関	P		20 件

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報					参考となる指標 その他の参考と なる情報
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	
情報通信(ICT政策)	【政策 10】 情報通信技術の研究開発・標準化の推進								【指標の現況】 ITU、IETF 等における標準 提案...64件(18 年度)	

平成 19 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 19 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方
情報通信（ICT政策）	【政策 11】 情報通信技術高度利 用の推進	情報通信ニ ュービジネス の振興	社会・経済の ICT化の 推進及び安 心・安全な利 用環境の整 備等による ICT利活 用の促進に より、ユビキ タスネット 社会を実現 する。	評価方式：実績 評価方式  次回評価実施 年度：22年度 （評価対象年 度：19～21 年度）  評価頻度： 3年ごと	ベンチャー企 業に対する助 成の成果（事業 化率）	C	18～20年 度に助成し た案件の平 均事業化率 が70%	22年度	ICT利活用の 促進に係る貢献 度を示す、国民の 多様なニーズに 対応する情報通 信を利用したニ ュービジネス創 出の状況を把握 することにより、 情報通信ニユー ビジネスの振興 施策の進行管理 をするものであ る。  【指標の現況】 18年度に助成 した案件の事業 化率は25%（平成 19年3月末現在）	
					テレワーカー が就業者人口 に占める割合	C	2割	22年度	「IT新改革戦 略」、「経済財政 改革の基本方針 2007」、「テレワ ーカー人口倍増ア クションプラン」 に掲げる政府目 標を指標とする。	

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方
情報通信(ICT政策)	【政策 11】 情報通信技術高度利 用の推進	ICTの高度な利 活用の促進  コンテンツの流通 促進			「インフラ協調による安全 運転支援システム」の実用化 に向けた成果の活用状況	P	成果の活用	21 年度	「IT新改革戦略」(IT戦略本部、平成 18 年 1 月)において、「インフラ協調による安全運転支援システム」の 2010 年からの実用化が目標とされている。	
						P	システムの実証	19 年度	社会・経済のICT化の推進及びICT利活用の促進への貢献の状況を示すコンテンツの流通を促進するため、実証実験の状況の指標により本施策の進行管理をするものである。	
						P	実証実験等の実施	22 年度	目標は「知的財産推進計画 2007」に基づくものである。教育用を代表とする公共利用映像の配信基盤の形成を促し、教育機関等のネットワーク整備と良質なコンテンツの公共利用を促進	

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方
情報通信 (ICT政策)	【政策 11】 情報通信技 術高度利活 用の推進	情報通信分 野の人材育 成			情報通信分野 の研修受講者 数	P	13,000 人 (平成 16 年度～平成 19 年度ま での累計)	19 年度	<p>するため、実証実 験の状況の指標に より本施策の進行 管理をするもので ある。</p> <p>情報通信分野の 人材育成への貢 献の状況を示す 研修受講者数の 指標の状況によ り本施策の進行 管理をするもの である。</p> <p>【指標の現況】 研修受講者数 平成 16 年度か ら平成 18 年度ま で 8,962 人を対象 に研修を実施</p>	
		情報バリア フリー環境 の整備			字幕付与可能 な放送時間に 占める字幕放 送時間の割合	C	100%	19 年度	<p>情報バリアフリ ー環境の整備の 実現への貢献の 状況を示す字幕 付与可能な放送 時間に占める字 幕放送時間の割 合の状況により 本施策の進行管 理を行うもので ある。</p>	

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	
情報通信 (ICT政策)	【政策 11】 情報通信技術高度利 用の推進							<p>目標値については、平成 19 年までに字幕付与可能な放送番組全てに字幕を付与することを目途とした「字幕放送の普及目標」を行政の指針として策定し取組みを推進しており、重点計画 2007」(平成 19 年 7 月、IT 戦略本部)にも定められているものである。</p> <p>【指標の現況】 字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合</p> <p>民放キー5 局平均 : 77.8% (平成 18 年度実績)</p>	

平成 19 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 19 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方
情報通信 (ICT政策)	【政策 12】 ユビキタス ネットワークの整備	情報通信基 盤の整備	2011年7月を 目標として、 「いつでも、 どこでも、何 でも、誰で も」使えるデ ジタル・ディ バイドのな いインフラ を実現する ことで、ユビ キタス化を 推進する。	評価方式： 実績評価方式  次回評価実施 年度： 21年度 (評価対象年 度：19～20年 度)  24年度 (評価対象年 度：21～23年 度)  評価頻度： 3年ごと	ブロードバン ド・ゼロ地域の 解消	C	ブロードバ ンド・ゼロ 地域の解消	22年度	ブロードバン ド・ゼロ地域の解 消状況の判断の 目安となるプロ ードバンドサー ビスエリアの世 帯カバー率(推 計)により本施策 の進行管理を行 うもの。 )	【指標の現況】 ブロードバン ドサービスエリア の世帯カバー率 (推計)...約 98.3%(平成19年 度末時点)
					難視聴解消世 帯数	C	300世帯	19年度 (単年度)	民放テレビの難 視聴等の解消状 況を示す難視聴 解消世帯数によ り本施策の進行 管理をするもの である。	
					地域公共ネッ トワークの全 国整備率	C	100%	22年度	地域公共ネッ トワークの全国 整備の実現への貢 献状況を示す地 方公共団体によ る整備事業の実 績により本施策 の進行管理をす	

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方
情報通信(ICT政策)	【政策 12】 ユビキタス ネットワークの整備				過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数	C	20万人(対平成17年度比)	20年度	<p>るものである。目標値は、IT新改革戦略に基づくものである。</p> <p>世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境実現を目指した公平かつ能率的な電波利用の促進への貢献の状況を示す「過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数」の指標等の状況により本施策の進行管理をするものである。</p> <p>【指標の現況】 過疎地域等において新たに携帯電話が利用可能な状態となった人口数...61,770人(平成15年度~16年度) 過疎地域等における携帯電話のエリア外の人口...約50万人(平成16年度末現在)</p>	

分野	施策 (主要な政策)		基本目標	評価方式及び次回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報	
	下位レベルの 施策	あらかじめ目標 (値)を設定した 指標			区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方		
情報通信(ICT政策)	【政策 12】 ユビキタス ネットワークの整備	ブロードバンド政策の 推進  放送政策の 推進  放送のデジタル化の 推進			地上デジタル テレビジョン 放送受信機の 普及世帯数	C	全世帯 5,000 万世 帯	23 年度	「IT 新改革戦略」(H18.1.19)等 において、2011 年 7 月までに地上デ ジタルテレビ放 送への全面移行 を実現するとさ れている。よっ て、2011 年度ま でに全世帯に地上 デジタルテレビ ジョン放送受信 機が普及するこ を目標とする ものである。 【指標の現況】 地上デジタルテ レビジョン放送 受信機の普及世 帯数・・・約 1,400 万世帯(平成 18 年度)	調査研究の結果の 政策への 反映状況  調査研究の結果の 政策への 反映状況  デジタル中継 局等の整備状 況  アナログ放送 の終了時期に 関する認知度  通信・放送融合 技術開発に係 る助成状況  我が国のデジ タル放送方式 の海外普及活 動の状況

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方
情報通信(ICT政策)	【政策 12】 ユビキタス ネットワークの整備				ケーブルテレビによる地上デジタル放送視聴可能世帯数	C	約 2,300 万 世帯	22 年度	国民が広くデジタル放送を享受するためには、ケーブルテレビのデジタル化対応が不可欠であり、その進捗状況の目標値は、「重点計画-2007」(H19.7.26)において、ケーブルテレビについては、2010年までにすべてデジタル化されることを目指すこととされている。 【指標の現況】 ケーブルテレビによる地上デジタル放送視聴可能世帯数・・・約 1,870 万世帯(平成 18 年度)	国際放送の実施状況

平成 19 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 19 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	
情報通信（ICT政策）	【政策 13】 情報通信技術利用環境 の整備	電気通信事業における 公正競争ルールの整備	電気通信事業の健全な 発達及び低廉なサービ スの提供の 実現を推進 するほか、ネ ットワーク セキュリティの高度化 等を推進す る。	評価方式： 実績評価方式  次回評価実施 年度：平成 22 年度 (評価対象年 度：平成 19 年 度～21 年度)  評価頻度： 3 年ごと					電気通信事業 の健全な発達 及び低廉で多 様・高度なサー ビスの提供の 状況を間接的 に測る、電気通 信事業に関す る多種多様な 情報 (電気通信事 業者数の推移、 ブロードバン ド契約者数の 推移、電気通信 サービスの料 金の推移、競争 評価の実施状 況)
		電気通信分 野の消費者 行政の推進		特定電子メー ルの送信の適 正化等に関す る法律の見直 し・執行	P	法律の施行 状況の検討 及びその結 果に基づく 必要な措置 の実施	20 年度	特定電子メー ルの送信の適 正化等に関する法律 の一部を改正す る法律（平成 17 年法律第 46 号） 附則第 7 条に基づ き実施。	

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方
情報通信 (ICT政策)	【政策 13】 情報通信技 術利用環境 の整備	IPv6 の普及 促進			フィルタリ ングサービスの 認知率	P	研究開発等 の状況の公 表等	19 年度	特定電子メール の送信の適正化 等に関する法律 第 13 条に基づき 実施。	
						C	70%以上	19 年度	2007 年 1 月時点 のフィルタリ ングソフトの認知 状況が 66.1%、携 帯電話のフィル タリングサービ スの認知状況が 65.9%であるこ とから設定。	
					IPv6 の普及促 進の実施状況	C	平成 18 年 度と比較し た我が国の IPv6 アド レス割り振 り数等の増 加	21 年度	本施策の実現に 貢献する IPv6 利 用普及促進の状 況を評価するに は、我が国への IPv6 アドレス割 り振り数等の増 加により把握す ることが有効で あるとともに、セ キュリティ強化 による利用促進 の観点から実証 実験等の状況を 把握することが 重要であること から、本指標によ	IPv6 利用状況  実証実験等の 実施状況

分野	施策		基本目標	評価方式及び次回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報	
	(主要な政策)	下位レベルの施策			あらかじめ目標(値)を設定した指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び目標年度の設定についての考え方
	情報通信(ICT政策)	【政策 13】 情報通信技術利用環境の整備			情報セキュリティの高度化等に関する調査研究		情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策の実施状況  ・サイバー攻撃等に対する電気通信事業者等における緊急体制の強化	P		緊急対応体制の強化

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方
情報通信( ICT政策 )	【政策 13】 情報通信技術利用環境 の整備				電子署名及び 認証業務の普及状況					<p>【指標の現況】 認定認証業務に係る電子証明書の枚数・・・約 20 万枚(平成 18 年度末)</p> <p>国民への電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動の実施状況・・・講演会の実施 5 回(平成 19 年度予定)</p> <p>「周波数資源開発、特定無線設備等の技術基準適合性及び各国基準認証制度に関する調査研究等の実施状況」については、無線通信機器等の基準認証制度及び研究開発動向に係る政策立案等に資する。</p>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定認証業務に係る電子証明書の枚数</li> <li>・国民への電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動の実施状況</li> </ul>	C	30 万枚以上	22 年度		
		電波の利活用に関する調査研究等				P	講演活動の実施 4 回以上	20 年度		<p>電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定制度の運用</p> <p>電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発活動</p>
					周波数資源開発、特定無線設備等の技術基準適合性及び各国基準認証制度に関する実施状況					

分野	施策		基本目標	評価方式及び次回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報	
	(主要な政策)	下位レベルの 施策			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方
情報通信 (ICT政策)	【政策 13】 情報通信技術 利用環境の 整備				P	周波数資源 開発に関する 国際研究 集会の開催	19 年度	【指標の現況】 平成 18 年 12 月 8 日に電波高度利 用シンポジウム 2006 を開催した。		
					P	特定無線設 備等に係る 市場調査の 実施	19 年度	80 台の機器を 選定し特定無線 設備等に係る市 場調査を実施し た(平成 18 年度)。		
					P	各国基準認 証制度の調 査の実施	19 年度	米国をはじめ 9 の国・地域の基 準認証制度の調 査を実施した(平 成 18 年度)。		

平成 19 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 19 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方
情報通信（ICT政策）	【政策 14】 電波利用料 財源電波監 視等の実施	電波の監視 施設の維持 運用並びに 電波監視業 務等の実施  総合無線局 監理システ ムの構築と 運用  電波資源拡 大のための 研究開発  周波数逼迫 対策技術試 験事務  特定周波数 変更対策業 務  無線システ ム普及支援 事業	電波の適正 な利用を確 保すること を目的に、電 波利用料収 入を財源と した各種施 策・事務事業 の確実な実 施を推進す る。	評価方式： 総合評価方式  次回評価実施 年度：20 年度 （評価対象年 度：19 年度）  評価頻度： 3 年ごと					<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線局数の推移</li> <li>・新たな無線シ ステムの導入状 況</li> <li>・<a href="#">重要無線通信妨 害への対応状 況</a></li> <li>・<a href="#">不法・違法無線 局への対応状 況</a></li> <li>・<a href="#">電波利用環境保 護のための周 知・啓発活動</a></li> <li>・<a href="#">無線局の免許申 請、再免許申請 のオンライン 利用状況</a></li> <li>・<a href="#">電波資源拡大の ための研究開 発の実施状況</a></li> <li>・<a href="#">周波数逼迫対策 技術試験事務 の実施状況</a></li> <li>・<a href="#">無線システム普 及支援事業実 施状況</a></li> </ul>	

平成 19 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 19 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方
情報通信（ICT政策）	【政策 15】 ICT分野 における国際戦略の推進	二国間・多 国間等の枠組 みによる国際 的な課題を解 決するための 協調及び貢 献  ICT分野に おける国際 競争力強化 に向けた海外 展開支援等 の推進	二国間・多 国間等の枠組 みによる国際 的な課題を解 決するための 協調及び貢 献、ICT分 野における 国際競争力 強化に向け た海外展開 支援の推進 を通じて、 グローバル な高度情報 通信ネット ワーク社会 実現への貢 献を目標と する。	評価方式： 実績評価方式  次回評価実 施年度：20 年度（評価 対象年度： 19年度）  評価頻度： 毎年	二国間での定期協議、政策対話、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	P	会議への参画及び意見交換の実施	19年度	我が国の情報通信行政の国際理解の推進状況等を測定するために目標等を設定し、本施策の進捗管理をするものである。	<a href="#">参画した会議及び実施した意見交換結果の政策への反映状況</a>
					アジア諸国との間でICT分野での協力関係の推進状況	P	10カ国以上	20年度	国際的な課題解決、国際展開の状況を図る指標・目標としてアジア・ブロードバンド計画の推進状況を設定した。	
					アジア諸国におけるICT分野の人材育成の実施状況	P	3000人	22年度	【指標の現況】協力関係・ラオス、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、インド、中国、タイ、シンガポールと協力関係を推進。（18年度）人材育成・587人（18年度）	

分野	施策 (主要な政策)		基本目標	評価方式及び次回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報	
	下位レベルの 施策	あらかじめ目標 (値)を設定した 指標			区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方		
情報通信(ICT政策)	【政策 15】 ICT分野 における国際戦略の 推進								我が国のICT分野における国際競争力強化支援に関する状況等を把握するために目標等を設定し、本施策の進行管理をするものである。	<a href="#">実施したセミナー・シンポジウム結果の政策への反映状況</a>
					海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況	P	海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施	19年度		
					<a href="#">国際情報ハブ形成のための高度ICT共同実験の実施状況</a>	P	<a href="#">実施した実験の数(累計)5以上</a>  <a href="#">実験に参加した機関数(累計)20以上</a>	20年度		

平成 19 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 19 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	
郵政行政	【政策 16】 郵政行政の 推進	郵政民営化 の確実かつ 円滑な実施 の確保によ る国民生活 の向上及び 国民経済の 健全な発展	郵政民営化 における確 実かつ円滑 な実施を図 るとともに、 郵便・信書便 分野におけ る事業環境 の整備を通 じ、サービス の一層の多 様化等の実 現を目指す。 また、郵政分 野における 国際競争力 強化の観点 から、多国 間・二国間協 議等を通じ た新たな国 際規則・国内 制度の整備 等、戦略的な 政策対応を 推進する。	評価方式： 総合評価方式  次回評価実施 年度：20年度 (評価対象年 度：19年度)  評価頻度： 毎年					日本郵政公社 <u>(承継会社等)</u> の監督の状況  郵政事業に係 る制度の企画 立案の状況  中期経営目標 の目標値達成 状況  郵政民営化に 向けた取組の 状況  郵便局のネッ トワーク水準 の状況

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	
郵政行政	【政策 16】 郵政行政の 推進	国際郵便分野における 国際協調の 推進による 利用者の利 便の向上							U P U 活動へ の人的貢献(職 員の派遣)
		信書の送達 の事業への 民間参入制 度の実施に よる利用者 の利便の向 上及び事業 環境の整備 を通じた競 争の促進に よるサービ スの多様化							U P U 活動へ の財政的貢献 (分担金)  <u>信書便</u> 事業者 数  <u>信書便</u> 事業者 の参入状況  郵便における 一層の競争の 促進のための 制度の企画立 案の状況

平成19年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成19年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方
国民生活と安心・安全	【政策17】 一般戦災死 没者追悼等 の事業の推 進	一般戦災死 没者の慰霊 事業の推進	先の大戦に おける労苦 等について 国民の理解 を深め後世 に継承する ため、慰霊、 慰労、慰藉事 業等の適正 かつ円滑な 推進を図る。	評価方式： 総合評価方式  次回評価実施 年度：21年度 (評価対象年 度：19～20年 度)  【評価頻度】 2年ごと	全国戦没者追 悼式への一般 戦災死没者遺 族参列数	P	100名	19年度	一般戦災死没者 遺族参列数(国費 によるもの)は、 慰霊事業の推進 状況を表す観点 から、予算及び過 去の実績等を勘 案して設定した ものである。  【指標の現況】 全国戦没者追悼式 98名(平成18年度) 太平洋戦全国空爆 犠牲者追悼平和祈 念式90名(平成18 年度)	戦災に関する ビデオ、普及啓 発資料の貸出 等の活用状況
					太平洋戦全国 空爆犠牲者追 悼平和祈念式 への一般戦災 死没者遺族参 列数	P	90名	19年度		
					戦災に関する 展示会の入場 者数	P	700名	19年度		
					戦災に関する 展示会のアン ケートにおけ る「非常によい 又はよい」旨の 回答の割合	P	80%	19年度	戦災に関する展 示会に係る指標 は、戦争の惨禍を 伝えるという展 示会の趣旨の達 成状況を表す観 点から設定した ものであり、過去 の実績等を勘案 して設定したも のである。	

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方
国民生活と安心・安全	【政策17】 一般戦災死 没者追悼等 の事業の推 進	旧日本赤十 字社救護看 護婦等の慰 労事業の推 進			旧日本赤十 字社救護看護 婦等への書状贈 呈数	P	80名	19年度	<p>【指標の現況】 入場者数 857名(平 成 18 年度) ( 過去 5 年間の 平均では 699 名(平 成 14 年度～18 年 度)) アンケートにおけ る回答割合 89%(平 成 18 年度)</p> <p>旧日本赤十字社 救護看護婦等の 慰労事業の推進 状況を表す観点 から、過去の実績 及び対象者の高 齢化等の状況を 勘案して設定し たものである。</p> <p>【指標の現況】 書状贈呈数 145 名 (平成 18 年度)</p>	書状贈呈につ いての政府広 報等による反 響(問い合わせ 件数)

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	
国民生活と安心・安全	【政策17】 一般戦災死 没者追悼等 の事業の推 進	恩給欠格者、 戦後強制抑 留者及び引 揚者に対す る慰藉事業 の推進							総務省独立行 政法人評価委 員会における 評価等の結果  独立行政法人 平和祈念事業 特別基金の解 散に伴う資料 の記録・保存等 の在り方の検 討状況(法人は 平成22年9月 末までに解散)

平成 19 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 19 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報					参考となる指標 その他の参考と なる情報
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	
国民生活と安心・安全	【政策 18】 恩給行政の 推進	申請手続等 の簡素化、負 担の軽減  正確・迅速な 請求処理  恩給相談対 応の充実	受給者の高 齢化が進ん でいること を踏まえ、よ り一層の受 給者等に対 するサービ スの向上を 図る。このた め、特に 22 年度までの 間は、業務・ システム最 適化計画の 着実な実施 を図ること とする。	評価方式： 総合評価方式  次回評価実施 年度：21 年度 （評価対象年 度：19～20 年 度）  【評価頻度】 2 年ごと	年度末におけ る請求未処理 案件比率(年度 末における残 件数 / 月間平 均処理件数)	P	0.5 か月分	20 年度	年度末における請 求未処理案件比率 は、迅速な請求処理 の観点から、過去の 実績を踏まえつつ、 「恩給業務の業 務・システム最適化 計画」の実施による 効果等も勘案して 目標値を設定した。 【指標の現況】 年度末における請 求未処理案件比率 0.6 月分(18 年度)	・恩給受給者数 ・恩給受給者の 平均年齢  ・業務・システ ム最適化計画 の実施状況(申 請手続等の簡 素化、負担の軽 減、業務処理の 迅速化・効率化 等) ・裁定等の受 付・処理件数 ・不服申立ての 審査結果 ・裁定に対する 訂正請求の件 数  ・恩給相談件数 ・恩給相談者の 満足度・納得度
					恩給相談電話 混雑率	C	20%	19 年度	電話相談電話混雑 率は、恩給相談対応 の充実の観点から、 過去の実績、「恩給 業務の業務・システ ム最適化計画」にお ける個別効果指標 等を踏まえて目標 値を設定した。 【指標の現況】 電話相談電話混雑 率 30.3%(18 年度)	

平成 19 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 19 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベル の施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方
国民生活と安心・安全	【政策 19】 公的統計の 体系的な整備・提供	統計行政に係る企画立案及び調整並びに国際協力の推進	公的統計の体系的かつ効率的な整備・提供を推進する。 特に、新統計法の成立を踏まえ、統計制度改革を着実に推進する。 また、統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善について検討する。	評価方式： 総合評価方式  次回評価実施年度：平成 21 年度(評価対象年度：19～20 年度)  【評価頻度】 2 年ごと	地方公共団体の職員及び登録調査員を対象にした研修の満足度	C	(地方公共団体の職員研修) 100%	19 年度	研修の満足度及び登録調査員の割合については、統計調査の円滑な実施のための体制の確保を図る観点から、過去の実績等を勘案して設定したものである。 【指標の現況】 地方公共団体の職員研修 89.4% (98.3%) 登録調査員中央研修 86.2% (97.2%) 地域ブロック別登録調査員研修 88.9% (100%) (18 年度、( )内は無回答だった者を除いて算出した割合)	・統計制度の見直しの推進状況 ・「統計行政の新たな展開方向」の推進状況 ・産業連関表作成のための検討状況 ・標準統計分類改訂等のための検討状況 ・統計調査の審査による改善状況 ・国際協力の推進の状況
						C	(登録調査員中央研修) 80%	19 年度		
						C	(地域ブロック別登録調査員研修) 80%	19 年度		

分野	施策 (主要な政策)	下位レベル の施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報					
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
国民生活と安心・安全	【政策 19】 公的統計の 体系的な整 備・提供				統計調査員任命 数に占める登録 調査員の割合	P	80%	19 年度	【指標の現況】 統計調査員任命 数に占める登録調 査員の割合 79.4% (平成 18 年度) 統計データ・グラフ フェアの入場者ア ンケートについて は、国民の協力の確 保を図る観点から、 過去の実績等を勘 案して設定したも のである。  【指標の現況】 「今後統計調査に 協力する」旨の回答 をした者の割合 79.9%(85.7%)(18 年度、( )内は無回 答だった者を除い て算出した割合)	
					統計データ・グ ラフフェアの入 場者を対象にし たアンケートに おける「今後統 計調査に協力す る」旨の回答を した者の割合	C	80%	19 年度		

分野	施策 (主要な政策)	下位レベル の施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	
国民生活と安心・安全	【政策 19】 公的統計の 体系的な整 備・提供	国勢の基 本に關す る統計の 作成							統計調査の実施 状況
		統計情報 の的確な 提供			統計調査結果 の提供状況 ・ホームページ 収録ファイル 数及びアクセ ス件数	P	ファイル数： 38万8000件 アクセス件 数：400万件	19年度	統計調査結果の 提供状況に係る 各指標について は、統計情報の 的確な提供を 実施するため、 各年度における 情報提供の量 及びその利用 状況を把握し 検証を行うも のであり、その 目標値は、過 去の実績等を 勘案したも のである。 【指標の現況】 ホームページ 収録ファイル 数及びアクセ ス件数 ・ファイル数： 約38万4000 件(平成19年 7月末現在) ・アクセス件 数：約133 万件(平成19 年4月～7月)

分野	施策 (主要な政策)	下位レベル の施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報					
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
国民生活と安心・安全	【政策 19】 公的統計の 体系的な整 備・提供				・統計データ・ ポータルサイ トアクセス件 数	P	アクセス件 数：95 万件	19 年度	【指標の現況】 統計データ・ポ ータルサイトの アクセス件数 ・アクセス件数： 約 32 万件(平成 19 年 4 月～7 月)	
					・総合統計デー タベース(St @tNavi) 収録統計表数 及びアクセス 件数	P	収録統計表 数：15 万表 アクセス件 数：19 万件	19 年度	【指標の現況】 総合統計デー タベース(St@ tNavi)収録 統計表数及びア クセス件数 ・収録統計表数： 約 14 万 5000 表 (平成 19 年 7 月 末現在) ・アクセス件数： 約 5 万件(平成 19 年 4 月～6 月)	

分野	施策 (主要な政策)		基本目標	評価方式及び次回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報
	下位レベル の施策				あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	
国民生活と安心・安全	【政策 19】 公的統計の体系的な整備・提供				・総合統計書の刊行	P	年刊 5 冊、月刊 1 冊	19 年度	<p>【指標の現況】 年刊 6 冊、月刊 1 冊(平成 18 年度)</p> <p>年刊：5 冊 ・日本統計年鑑 ・日本の統計 ・世界の統計 ・Statistical Handbook of Japan ・ポケット統計情報(PSI)年報</p> <p>月刊：1 冊 ・PSI 月報</p>

平成 19 年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成 19 年度目標設定表）

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報					
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	指標、目標(値)及び 目標年度の設定につ いての考え方	参考となる指標 その他の参考と なる情報
国民生活と安心・安全	【政策 20】 消防防災体制の充実強化	火災予防 対策の強化	消防組織の 体制強化や 大規模災害 への備え、火 災予防対策、 地域防災力 の強化等、総 合的な消防 防災対策を 積極的に展 開すること により、大地 震等の大規 模災害や大 事故・テロに 揺るがない 社会を構築 し、国民の安 心・安全を維 持・向上させ る。	評価方式： 実績評価方式  次回評価実施 年度：20 年度 (評価対象年 度：19 年度) 【評価頻度】 毎年	住宅火災による 死者数(放火自殺 者等を除く。以下 同じ。)	C	25%減	23 年度	住宅火災による死 者数は、現状の年間 死者数約 1,200 人 を、平成 17 年をベ ースとして平成 19 年度からの 10 年間 で半減することを 消防庁重点施策に 掲げていることから、23 年度までの前 半 5 年で 25%削減 することとする。 【指標の現況】 住宅火災による死 者数：平成 17 年 1,220 人、平成 18 年 1,187 人	消防白書(共通)  <u>出火件数</u>
					防火対象物定期 点検の実施率の 向上	C	70%	23 年度	防火対象物定期点 検の実施率は、対策 と効果の関係を考 慮し、70%を目標と する。 【指標の現況】 40.3%(基準日：平 成 18 年 3 月 31 日)	
					特定違反对象物 数の改善	C	特定違反对 象物数の減 少(対前年度 比)	19 年度	特定違反对象物数 は、対策と効果の関 係を考慮し、前年の 数値以下に抑える こととする。	

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方
国民生活と安心・安全	【政策 20】 消防防災体制の充実強化	地域防災力の強化			危険物施設における事故件数	C	事故件数の低減(対前年比)	19年度	【指標の現況】 平成 18 年度当初の特定違対象物数：182	自然災害による死者・行方不明者数  消防の広域化の推進に関する取組状況
					緊急消防援助隊の隊数	P	概ね 4,000 隊	20年度	【指標の現況】 平成 18 年中：598 件  「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」において目標とする登録部隊の規模を目標とする。 【指標の現況】 緊急消防援助隊の隊数 3,751 隊(平成 19 年 4 月 1 日現在)	

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方
国民生活と安心・安全	【政策 20】 消防防災体制の充実強化				消防団員数	C	消防団員数の増加(対前年度比)	19年度	消防団員数については、将来的に100万人(うち女性10万人)を目指していることを踏まえ、毎年度増加させていくことを目標とする。 【指標の現況】 消防団員数 900,007人(うち女性14,665人) (平成18年4月1日現在)	消防団員の確保及び活動環境の整備に向けた取組状況
					自主防災組織の組織率	C	75%	20年度	阪神・淡路大震災以降の自主防災組織率の推移を踏まえ、75%を目標とする。 【指標の現況】 自主防災組織の組織率 66.9% (平成18年4月1日現在)	市区町村地域防災計画の阪神・淡路大震災以降の修正状況
					防災拠点となる公共施設等の耐震改修実施件数	P	緊急性の高い6,483棟	21年度	旧耐震基準で建築された防災拠点となる公共施設等のうち、耐震	防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査の結果

分野	施策		基本目標	評価方式及び次回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考となる情報	
	(主要な政策)	下位レベルの 施策			あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及び 目標年度の設定 についての考え方
国民生活と安心・安全	【政策 20】 消防防災体制の充実強化	救急業務の充実・高度化			救急救命士制度の導入による救命率の推移	C	救急搬送における救命率の向上	23 年度	<p>化の緊急性の高い左の棟数について、平成 18 年度からの 4 年間で耐震改修を終えようとするもの</p> <p>救命率の向上については、搬送に至るまでの処置状況、病状等に応じて救命率が大きく異なってくることを考慮し、前年度より救命率を向上させることを目標にしつつも、中長期的な評価を実施するため、23 年度を目標年度とする。</p> <p>【指標の現況】 心肺停止傷病者の救命率 7.6% (平成 17 年中)</p>	<p>救急出場件数の推移</p> <p>救急隊員数の推移</p> <p>救急自動車による現場到着所要時間</p> <p>消防防災ヘリコプターによる災害出動の推移</p> <p><u>救急自動車による収容所要時間(救急事故の覚知から医療機関等に収容するまでに要した時間)</u></p>

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報		
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方	
国民生活と安心・安全	【政策 20】 消防防災体制の充実強化				救急救命士の配置された救急隊の割合	P	全救急隊の90%の隊に救急救命士を1人以上配置	23年度	救命率への貢献の状況を示す救急救命士等の整備状況について、施策の進行管理として、現状を勘案しつつ、目標値等を設定する。 【指標の現況】 救急隊への救急救命士の配備率82.4%(平成18年4月) 救急隊への高規格救急自動車の配備率71.9%(平成18年4月)	高度な救急救命処置の実施状況の推移	
					救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合	P	全救急隊の85%の隊に高規格救急自動車を配置	23年度			心肺機能停止傷病者に対する応急手当の実施有無別 <u>1か月後生存率及び生存者数</u>
					心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの)	C	実施率の向上	23年度			救急現場近くの住民による応急手当の実施により、救命率の向上が期待できることから、中長期的に実施率が向上するように目標として設定する。

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報	
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度		指標、目標(値)及 び目標年度の設定 についての考え方
国民生活と安心・安全	【政策 20】 消防防災体制の充実強化	国民保護 体制の整備			都道府県・市町村 における国民保 護訓練の実施件 数	P	実施件数の 向上(対前年 度比)	19年度	<p>【指標の現況】 心肺停止傷病者 への応急手当実 施率(現場におい て住民により実 施されたもの) 33.6% (平成 17 年中)</p> <p>国民保護体制の 整備への貢献の 状況を示す都道 府県・市町村にお ける訓練の実施 率等について、毎 年度向上を図る ことを目標とす る。</p> <p>【指標の現況】 平成 18 年度にお いては、国と地方 公共団体が共同 で行う訓練(共同 訓練)が 11 件、 地方公共団が単 独で行う訓練(単 独訓練)が 24 件 のあわせて 35 件 実施された。</p>	

分野	施策 (主要な政策)	下位レベルの 施策	基本目標	評価方式及び次 回評価実施年度	政策の有効性を測定するために用いる情報				参考となる指標 その他の参考と なる情報
					あらかじめ目標 (値)を設定した 指標	区分	目標(値)	目標年度	
国民 生活と 安心・ 安全	【政策 20】 消防防災体 制の充実強 化				<u>市町村防災行政 無線(同報系) の整備率</u>	P	<u>整備率の向 上</u>	<u>23年度</u>	<u>未整備市町村に おける整備を促 進し、中長期的 に防災行政無線 の普及の向上を 図るもの</u> <u>【指標の現況】</u> <u>市町村防災行政 無線の整備率</u> <u>75.2%(平成 18 年度末速報値)</u>

(注1) 総務省政策評価基本計画(平成19年11月26日総務省訓令第60号)の対象は、平成20~24年度に行う政策評価

(注2) 区分欄の「P」はアウトプット指標を表し、「C」はアウトカム指標を表す。

下線を引いた指標等は、本年度の評価を行う上で有効であるため追加又はあらかじめ設定した指標等を見直したものを指す。